

# 宗務時報

令和6年3月

No. 127

文化庁宗務課

ISSN 0448-4347



# 宗務時報 No.127

## 目 次

### 調査報告

・宗教法人が行う事業に関する調査報告	1
第1章 調査の趣旨・方法	1
第2章 全国10%抽出の単位宗教法人が行う事業調査の結果	16
第3章 包括宗教法人が行う事業調査の結果	34
第4章 現況意識調査	47
参考資料	75
1. 調査依頼	76
2. 宗教法人の行う事業調査 質問票	78
3. 宗教法人の行う事業調査 回答用紙	80
4. 現況意識調査 質問票	81
5. 現況意識調査 回答用紙	83
6. 回答用紙記入要領	84

### 表彰

・令和4年度及び令和5年度 文化庁長官表彰	87
1. 令和4年度	87
2. 令和5年度	89

### 行政資料

・消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律、 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行について（周知） （令和5年1月6日）	91
・法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行について（周知） （令和5年4月3日）	106
・法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行について（周知） （令和5年6月1日）	111
・特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための 日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び 管理の特例に関する法律の公布について（通知）（令和5年1月20日）	113
・宗務行政の適正な遂行について（通知）（令和5年3月31日）	131
・令和5年都道府県宗教法人事務担当部課長会議について（令和5年4月26日）	139
・宗教法人の売買に類似した取引による違法行為の助長を防止するための インターネット環境の確保に向けた取組について（協力依頼） （令和5年1月18日）	152

・宗教法人「法王宗」の規則変更不認証処分に関する審査請求に対する裁決 (令和4年1月14日) .....	155
---	-----

## 宗務報告

### 1. 宗教法人数・認証等件数の推移

(1) 過去5年宗教法人数の推移(平成30～令和4年) .....	161
(2) 過去5年宗教法人認証事務処理等件数(令和元～5年) .....	161

### 2. 宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議

(1) 令和4年度「宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議」の委員 .....	162
(2) 令和4年度「宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議」の開催状況及び 宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権の行使の基準について .....	163
・宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権の行使について (令和4年1月8日宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議) ....	164
(3) 令和5年度「宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議」の委員 .....	168
(4) 令和5年度「宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議」の開催状況及び 指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に関する運用の基準について .....	169
・特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援 センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する 法律に基づく指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に関する運用の基準 (令和6年2月15日宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議) ....	170

### 3. 宗教法人審議会

(1) 第35期宗教法人審議会委員の異動 .....	175
(2) 第36期宗教法人審議会委員の異動 .....	176
(3) 宗教法人審議会の開催状況 .....	177
・宗教法人「世界平和統一家庭連合」に対する報告徴収に係る諮問に対する答申 (令和4年1月21日) .....	179
・宗教法人「世界平和統一家庭連合」に対する報告徴収に係る諮問に対する答申 (令和4年2月14日) .....	180
・宗教法人「世界平和統一家庭連合」に対する報告徴収に係る諮問に対する答申 (令和5年1月18日) .....	181
・宗教法人「世界平和統一家庭連合」に対する報告徴収に係る諮問に対する答申 (令和5年2月28日) .....	182
・宗教法人「世界平和統一家庭連合」に対する報告徴収に係る諮問に対する答申 (令和5年3月27日) .....	183
・宗教法人「世界平和統一家庭連合」に対する報告徴収に係る諮問に対する答申 (令和5年5月24日) .....	184

・宗教法人「世界平和統一家庭連合」に対する報告徴収に係る諮問に対する答申 (令和5年7月25日) .....	185
・宗教法人「世界平和統一家庭連合」の解散命令請求について (令和5年10月12日記者配布資料) .....	186
・宗教法人「世界平和統一家庭連合」を特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な 救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産 の処分及び管理の特例に関する法律第7条第1項に規定する指定宗教法人として指 定する件に係る諮問に対する答申(令和6年3月6日) .....	192
<b>4. 宗教法人向け研修会の実施状況（令和4～5年度）</b>	
（1）宗教法人実務研修会 .....	193
1. 令和4年度 .....	193
2. 令和5年度 .....	196
（2）不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象） .....	199
1. 令和4年度 .....	199
2. 令和5年度 .....	199
<b>5. 都道府県職員向け研修会の実施状況（令和4～5年度）</b>	
（1）都道府県宗教法人事務担当者研修会（宗教法人関係法令等研修会） .....	200
1. 令和4年度 .....	200
2. 令和5年度 .....	200
（2）都道府県宗教法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗教法人対策） .....	200
1. 令和4年度 .....	200
2. 令和5年度 .....	201
<b>6. 宗教法人実務研修会の実施予定（令和6年度）</b>	
（1）概要 .....	203
（2）宗教法人実務研修会の講義資料の提供 .....	204
<b>7. お知らせ</b>	
（1）『宗教法人のための運営ガイドブック』のお知らせ .....	205
（2）『不活動宗教法人対策マニュアル（改訂）』のお知らせ .....	205
<b>8. 『宗教年鑑 令和5年版』の主な統計結果 .....</b> 206	
<b>9. 文部科学大臣所轄の宗教法人の紹介</b>	
（令和4～5年度新規設立及び所轄庁転入） .....	209



**調査報告****宗教法人が行う事業に関する調査報告**

文化庁宗務課

**第1章 調査の趣旨・方法****1 調査の趣旨**

今後の宗教法人の適切な運営や宗務行政の円滑な推進のための参考となる情報を得る観点から、宗教法人が本来の宗教活動に加えてどのような事業を行っているか、また、新型コロナウイルス感染症により宗教法人の行う事業がどのような影響を受けたのかを把握するための「宗教法人の行う事業調査」を実施した。

また、事業に限らず、宗教法人全体を取り巻く様々な課題や新型コロナウイルス感染症の影響等について把握するための「現況意識調査」も併せて実施した。

なお、類似の調査を、直近においては平成20年度から平成21年度にかけて、基本的には約20年間隔で過去数度にわたり実施されているものと同様の内容で行っているが、今次の調査は新型コロナウイルス感染症という特殊な状況等を踏まえ、特に同感染症が法人運営に与える影響等に焦点を当てて実施したものである。

本調査では、全国の宗教法人の約99.8%を占める単位宗教法人（被包括宗教法人及び単立宗教法人）の10%にあたる単位宗教法人とともに、すべての包括宗教法人を対象とした。

**(参考)**

宗教法人法では、「宗教法人は、公益事業を行うことができる。」（第6条第1項）、「宗教法人は、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該宗教法人、当該宗教法人を包括する宗教団体又は当該宗教法人が援助する宗教法人若しくは公益事業のために使用しなければならない。」（同条第2項）と規定している。

今回の調査対象とした「事業」は、同法でいう「公益事業」及び「公益事業以外の事業」であり、宗教法人が直接行う事業である。

**2 調査の方法****1) 調査の日程**

令和3年12月～令和4年2月 調査実施

令和4年3月～令和4年7月 集計・精査等

令和4年8月～令和6年1月 報告書の作成

## 2) 調査協力者会議の設置と調査の実施主体

調査の実施にあたっては、学識経験者、宗教団体連合会関係者、及び都道府県宗教法人事務担当者からなる「調査協力者会議」を設け、調査方法、調査票作成、結果の処理など所要の事項にご協力をいただいた。「調査協力者会議」は、令和3年6月以降、計4回開催した。調査協力者は、延べ15名（役職は令和6年1月現在）である。

なお本調査は、当該会議からの助言を踏まえて、文化庁がその責任で公表を行う行政調査である。

### 調査協力者一覧

石井 研士 國學院大學教授  
板井 正斎 皇學館大学教授  
上原 友美 東京都生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課課長代理（～令和4年3月）  
藏持 真理 東京都生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課課長代理（令和4年4月～）  
河村 照円 寺院運営パートナー合同会社代表（税理士・行政書士）  
木全 和博 全日本仏教会事務総長（～令和5年3月）  
尾井 貴童 全日本仏教会事務総長（令和5年7月～）  
佐原 透修 新日本宗教団体連合会事務局長（～令和4年3月）  
大滝 晃史 新日本宗教団体連合会事務局長（令和4年4月～）  
宍野 史生 教派神道連合会理事長  
高瀬 顕功 大正大学社会共生学部講師  
滝田 浩之 日本宗教連盟評議員、日本キリスト教連合会常任理事  
朴 堯星 統計数理研究所准教授  
平尾 朝典 神社本庁渉外部渉外課長  
松本 渉 関西大学教授

## 3) 調査対象の抽出と集計作業

調査対象として、以下の二つのグループを設定した。

### ①全国10%抽出の単位宗教法人（18,016法人）

都道府県ごとに、神道系、仏教系、キリスト教系、諸教の各宗教法人の系統別に、それぞれ10%を無作為抽出した。

### ②全包括宗教法人（396法人）

単位宗教法人とは規模も性格も異なることから、別グループとして実施した。

単位宗教法人と比較して法人数も少なく、10%抽出すると適正な傾向を調査することが困難になるおそれもあることから、全法人を対象とした。

#### 4) 送付及び回収状況

上記二つのグループの宗教法人を対象に、令和3年10月1日現在の実情について、令和3年12月に調査票を発送して、令和4年2月までに回答を求めた。送付及び回収の状況は以下のとおりである。

以下、表や図においては、単位宗教法人は「単位法人」、包括宗教法人は「包括法人」と略すこととする。また、公益事業及び公益事業以外の事業を行う宗教法人を「事業実施法人」と略することとする。

**表1-1 送付・回収状況一覧**

区分	送付数	送付実数	有効回答数	有効回答率 (%)	事業実施法人	事業実施率 (%)
単位法人 (10%抽出)	18,016 (17,932)	16,001 (15,423)	7,536 (10,031)	47.1 (65.0)	807 (989)	10.7 (9.9)
包括法人	396 (392)	389 (384)	220 (313)	56.6 (81.5)	72 (97)	32.7 (31.0)
合計	18,412 (18,324)	16,390 (15,807)	7,756 (10,344)	47.3 (65.4)	879 (1,086)	11.3 (10.5)

(注1) ( ) 内は平成20～21年度実施類似調査の数値、「送付実数」は「送付数」から受取人の不在等の理由による返戻を差し引いた件数。

(注2) 有効回答率は送付実数に対する有効回答数の割合。事業実施率は有効回答数に対する事業実施法人の割合。

表1-1のように、全国10%抽出の単位宗教法人に対して行った紙面調査の結果は、有効回答数7,536法人のうち、事業実施法人は807法人（事業実施率10.7%）であった。

包括宗教法人に対して行った紙面調査の結果は、有効回答数220法人のうち、事業実施法人は72法人（事業実施率32.7%）であった。

### 3 集計結果

「宗教法人の行う事業調査」の単純集計結果は、事業実施法人に限らない全体については表1-2、事業実施法人については表1-3のとおり。

**表1-2 単純集計の結果一覧（回答のあった全宗教法人）**

**ア 宗教法人が属する系統**

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	神道系	3,401	45.1	69	31.4
2	仏教系	3,221	42.7	93	42.3
3	キリスト教系	255	3.4	42	19.1
4	諸教	659	8.7	16	7.3
	合計（法人）	7,536	100.0	220	100.0

**イ 宗教団体として創立された時期**

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	江戸時代以前の創立	3,638	48.3	37	16.8
2	明治・大正の創立	1,141	15.1	37	16.8
3	昭和元年（1926年）～昭和20年（1945年）の創立	349	4.6	31	14.1
4	昭和21年（1946年）～昭和40年（1965年）の創立	1,873	24.9	109	49.5
5	昭和41年（1966年）～昭和60年（1985年）の創立	231	3.1	5	2.3
6	昭和61年（1986年）～平成17年（2005年）の創立	117	1.6	0	0.0
7	平成18年（2006年）以降の創立	61	0.8	1	0.5
	無回答	126	1.7	0	0.0
	合計（法人）	7,536	100.0	220	100.0

**ウ 宗教法人の主たる事務所の所在地の規模**

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	町村（郡部）	2,169	28.8	18	8.2
2	人口10万人未満の市	2,294	30.4	35	15.9
3	人口10万人以上30万人未満の市	1,355	18.0	36	16.4
4	人口30万人以上100万人未満の市	1,011	13.4	36	16.4
5	人口100万人以上の市	480	6.4	55	25.0
6	東京都特別区（東京23区）	168	2.2	40	18.2
	無回答	59	0.8	0	0.0
	合計（法人）	7,536	100.0	220	100.0

**エ 宗教法人の主たる事務所の所在地は過疎地域か**

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	過疎地域である	3,210	42.6	24	10.9
2	過疎地域ではない	3,730	49.5	181	82.3
3	わからない	530	7.0	15	6.8
	無回答	66	0.9	0	0.0
	合計（法人）	7,536	100.0	220	100.0

**オ 宗教法人の信者数**

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	50人未満（～21世帯）	2,038	27.0	12	5.5
2	50人以上100人未満（22世帯～42世帯）	1,304	17.3	7	3.2
3	100人以上300人未満（43世帯～128世帯）	1,995	26.5	10	4.5
4	300人以上500人未満（129世帯～214世帯）	810	10.7	14	6.4
5	500人以上1000人未満（215世帯～429世帯）	718	9.5	23	10.5
6	1000人以上1万人未満（430世帯～4291世帯）	491	6.5	69	31.4
7	1万人以上10万人未満（4292世帯～42918世帯）	71	0.9	59	26.8
8	10万人（42919世帯）以上	35	0.5	25	11.4
	無回答	74	1.0	1	0.5
	合計（法人）	7,536	100.0	220	100.0

**カ 宗教法人が行っている事業の業種数**

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	1業種	599	7.9	30	13.6
2	2業種	164	2.2	19	8.6
3	3業種	27	0.4	13	5.9
4	4業種	9	0.1	3	1.4
5	5業種	1	0.0	4	1.8
6	6業種	2	0.0	1	0.5
7	7業種以上	5	0.1	2	0.9
8	行っていない	6,427	85.3	143	65.0
	無回答	302	4.0	5	2.3
	合計（法人）	7,536	100.0	220	100.0

表1-3 単純集計の結果一覧（事業実施法人）

## ア 宗教法人が属する系統

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	神道系	248	30.7	16	22.2
2	仏教系	498	61.7	30	41.7
3	キリスト教系	31	3.8	22	30.6
4	諸教	30	3.7	4	5.6
	合計（法人）	807	100.0	72	100.0

## イ 宗教団体として創立された時期

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	江戸時代以前の創立	460	57.0	11	15.3
2	明治・大正の創立	94	11.6	17	23.6
3	昭和元年（1926年）～昭和20年（1945年）の創立	38	4.7	9	12.5
4	昭和21年（1946年）～昭和40年（1965年）の創立	169	20.9	32	44.4
5	昭和41年（1966年）～昭和60年（1985年）の創立	20	2.5	2	2.8
6	昭和61年（1986年）～平成17年（2005年）の創立	11	1.4	0	0.0
7	平成18年（2006年）以降の創立	2	0.2	1	1.4
	無回答	13	1.6	0	0.0
	合計（法人）	807	100.0	72	100.0

## ウ 宗教法人の主たる事務所の所在地の規模

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	町村（郡部）	144	17.8	4	5.6
2	人口10万人未満の市	184	22.8	8	11.1
3	人口10万人以上30万人未満の市	157	19.5	7	9.7
4	人口30万人以上100万人未満の市	134	16.6	8	11.1
5	人口100万人以上の市	114	14.1	26	36.1
6	東京都特別区（東京23区）	70	8.7	19	26.4
	無回答	4	0.5	0	0.0
	合計（法人）	807	100.0	72	100.0

## エ 宗教法人の主たる事務所の所在地は過疎地域か

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	過疎地域である	189	23.4	5	6.9
2	過疎地域ではない	565	70.0	64	88.9
3	わからない	44	5.5	3	4.2
	無回答	9	1.1	0	0.0
	合計（法人）	807	100.0	72	100.0

**オ 宗教法人の信者数**

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	50人未満（～21世帯）	126	15.6	3	4.2
2	50人以上100人未満（22世帯～42世帯）	82	10.2	0	0.0
3	100人以上300人未満（43世帯～128世帯）	191	23.7	1	1.4
4	300人以上500人未満（129世帯～214世帯）	118	14.6	3	4.2
5	500人以上1000人未満（215世帯～429世帯）	132	16.4	4	5.6
6	1000人以上1万人未満（430世帯～4291世帯）	113	14.0	17	23.6
7	1万人以上10万人未満（4292世帯～42918世帯）	32	4.0	29	40.3
8	10万人（42919世帯）以上	8	1.0	15	20.8
	無回答	5	0.6	0	0.0
	合計（法人）	807	100.0	72	100.0

**カ 宗教法人が行っている事業の業種数**

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	1業種	599	74.2	30	41.7
2	2業種	164	20.3	19	26.4
3	3業種	27	3.3	13	18.1
4	4業種	9	1.1	3	4.2
5	5業種	1	0.1	4	5.6
6	6業種	2	0.2	1	1.4
7	7業種以上	5	0.6	2	2.8
	合計（法人）	807	100.0	72	100.0

（注1）単位法人の系統別の事業実施法人数の内訳は、神道系248法人、仏教系498法人、キリスト教系31法人、諸教30法人。

（注2）包括法人の系統別の事業実施法人数の内訳は、神道系16法人、仏教系30法人、キリスト教系22法人、諸教4法人。

**キ 宗教法人の事業の業種**

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	幼稚園・保育所・認定こども園	61	5.9	7	4.4
2	専修学校・各種学校	10	1.0	8	5.0
3	学習、茶華書道、音楽舞踊などの技芸教授業	9	0.9	3	1.9
4	霊園（境内墓地を除く）	74	7.1	7	4.4
5	結婚式場	7	0.7	1	0.6
6	駐車場	311	29.9	27	16.9
7	貸地・賃間等の不動産業	360	34.6	32	20.0
8	講堂、会議室等の席賃業	33	3.2	4	2.5
9	物品の製造・販売	49	4.7	20	12.5
10	出版業	6	0.6	21	13.1
11	旅館・宿泊業	8	0.8	4	2.5
12	飲食業	16	1.5	5	3.1
13	社会福祉・介護保険業	7	0.7	4	2.5
14	その他	30	2.9	15	9.4
	無回答	59	5.7	2	1.3
	合計（事業）	1,040	100.0	160	100.0

（注1）「キ～ハ」表における単位法人の事業実施法人数は、「カ」で事業の業種数を回答した807法人のうち「キ」以下に回答がなかった25法人を含まない782法人であり、その782法人が実施している事業の総数が1,040事業。

（注2）「キ～ハ」表における包括法人の事業実施法人数は、72法人であり、実施している事業の総数が160事業。

（注3）単位法人の系統別の実施事業数の内訳は、神道系322事業、仏教系633事業、キリスト教系39事業、諸教46事業。

（注4）包括法人の系統別の実施事業数の内訳は、神道系25事業、仏教系66事業、キリスト教系56事業、諸教13事業。

## ク 宗教法人の事業を始めた時期

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	1944 年まで	70	6.7	8	5.0
2	1945～1954 年	99	9.5	18	11.3
3	1955～1964 年	69	6.6	19	11.9
4	1965～1974 年	122	11.7	24	15.0
5	1975～1984 年	80	7.7	0	0.0
6	1985～1994 年	93	8.9	22	13.8
7	1995～2004 年	89	8.6	20	12.5
8	2005～2014 年	67	6.4	15	9.4
9	2015 年～	67	6.4	8	5.0
10	分類不能	33	3.2	7	4.4
	無回答	251	24.1	19	11.9
	合計（事業）	1,040	100.0	160	100.0

## ケ 宗教法人が事業を行う理由（複数回答）

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	宗教法人の財政基盤を強化し宗教活動に資するため	569	54.7	83	51.9
2	信者からの要請のため	199	19.1	53	33.1
3	社会や地域住民の要請のため	385	37.0	42	26.3
4	事業が法人の宗教活動に沿っているから	170	16.3	84	52.5
5	遊休施設や遊休地を活用するため	205	19.7	19	11.9
6	将来や不時に備えるため	156	15.0	12	7.5
7	他の宗教法人が行っているから	19	1.8	3	1.9
8	その他	54	5.2	6	3.8
	無回答	95	9.1	1	0.6

(注) 複数回答。割合は単位法人 1,040 事業、包括法人 160 事業に対するもの。

## コ 宗教法人の事業に供されている土地の所有形態

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	宗教法人（自己所有）	888	85.4	136	85.0
2	賃貸借等（有償で借り受けたもの）	18	1.7	3	1.9
3	使用貸借等（無償で借り受けたもの）	20	1.9	7	4.4
4	宗教法人と宗教法人以外の第三者が共有	12	1.2	2	1.3
5	その他	15	1.4	5	3.1
	無回答	87	8.4	7	4.4
	合計（事業）	1,040	100.0	160	100.0

## サ 前問「コ」の土地の規模

回答項目		単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	165 平方メートル (50 坪) 未満	188	18.1	26	16.3
2	165 以上 330 平方メートル (100 坪) 未満	170	16.3	15	9.4
3	330 以上 660 平方メートル (200 坪) 未満	167	16.1	24	15.0
4	660 以上 990 平方メートル (300 坪) 未満	114	11.0	18	11.3
5	990 以上 1650 平方メートル (500 坪) 未満	104	10.0	11	6.9
6	1650 平方メートル (500 坪) 以上	192	18.5	50	31.3
	無回答	105	10.1	16	10.0
	合計 (事業)	1,040	100.0	160	100.0

## シ 宗教法人の事業に供されている建物の所有形態

回答項目		単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	宗教法人（自己所有）	591	56.8	140	87.5
2	賃貸借等（有償で借り受けたもの）	11	1.1	1	0.6
3	使用貸借等（無償で借り受けたもの）	17	1.6	5	3.1
4	宗教法人と宗教法人以外の第三者が共有	18	1.7	2	1.3
5	その他	128	12.3	3	1.9
	無回答	275	26.4	9	5.6
	合計 (事業)	1,040	100.0	160	100.0

## ス 前問「シ」の建物の規模

回答項目		単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	165 平方メートル (50 坪) 未満	253	24.3	38	23.8
2	165 以上 330 平方メートル (100 坪) 未満	155	14.9	13	8.1
3	330 以上 660 平方メートル (200 坪) 未満	80	7.7	19	11.9
4	660 以上 990 平方メートル (300 坪) 未満	68	6.5	19	11.9
5	990 以上 1650 平方メートル (500 坪) 未満	51	4.9	13	8.1
6	1650 平方メートル (500 坪) 以上	36	3.5	33	20.6
	無回答	397	38.2	25	15.6
	合計 (事業)	1,040	100.0	160	100.0

## セ 宗教法人の事業の従事者となっている立場の人（複数回答）

回答項目		単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	代表役員	741	71.3	66	41.3
2	責任役員	238	22.9	39	24.4
3	宗教団体の信仰上の指導者	62	6.0	44	27.5
4	信者（氏子崇敬者、檀信徒、教徒、会員等）	112	10.8	78	48.8
5	代表役員及び責任役員の家族	181	17.4	11	6.9
6	信者の家族	11	1.1	7	4.4
7	信者ではない者（単に雇用関係のみ有する者）	97	9.3	41	25.6
8	その他の関係	51	4.9	13	8.1
	無回答	84	8.1	1	0.6

(注) 複数回答。割合は単位法人 1,040 事業、包括法人 160 事業に対するもの。

## ソ 宗教法人の事業の従事者数

回答項目		単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	1人	306	29.4	22	13.8
2	2人	184	17.7	16	10.0
3	3人	133	12.8	16	10.0
4	4人	86	8.3	20	12.5
5	5人～9人	117	11.3	39	24.4
6	10人～29人	98	9.4	26	16.3
7	30人～49人	10	1.0	5	3.1
8	50人以上	10	1.0	12	7.5
	無回答	96	9.2	4	2.5
	合計（事業）	1,040	100.0	160	100.0

## タ 前問「ソ」の従事者のうち、事業会計から給与などを受けている人数

回答項目		単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	1人	261	25.1	15	9.4
2	2人	135	13.0	12	7.5
3	3人	81	7.8	7	4.4
4	4人	39	3.8	16	10.0
5	5～9人	50	4.8	32	20.0
6	10～29人	61	5.9	17	10.6
7	30～49人	9	0.9	1	0.6
8	50人以上	4	0.4	8	5.0
9	事業会計から給与を受けているものはいない	297	28.6	45	28.1
	無回答	103	9.9	7	4.4
	合計（事業）	1,040	100.0	160	100.0

## チ 昨会計年度における宗教法人の事業の歳入合計

回答項目		単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	10万円未満	84	8.1	13	8.1
2	10万円以上50万円未満	144	13.8	10	6.3
3	50万円以上100万円未満	127	12.2	6	3.8
4	100万円以上200万円未満	145	13.9	10	6.3
5	200万円以上500万円未満	170	16.3	22	13.8
6	500万円以上1000万円未満	101	9.7	15	9.4
7	1000万円以上5000万円未満	109	10.5	39	24.4
8	5000万円以上1億円未満	28	2.7	14	8.8
9	1億円以上	25	2.4	27	16.9
	無回答	107	10.3	4	2.5
	合計（事業）	1,040	100.0	160	100.0

## ツ 新型コロナウイルス以前の平均的な会計年度の宗教法人の事業の歳入との比較

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	51%以上の増加	5	0.5	1	0.6
2	31%～50%の増加	4	0.4	3	1.9
3	30%未満の増加	10	1.0	3	1.9
4	ほぼ変化はない	628	60.4	72	45.0
5	30%未満の減少	168	16.2	39	24.4
6	31%～50%の減少	60	5.8	11	6.9
7	51%～70%の減少	36	3.5	11	6.9
8	70%以上の減少	30	2.9	14	8.8
	無回答	99	9.5	6	3.8
	合計（事業）	1,040	100.0	160	100.0

## テ 新型コロナウイルスによる宗教法人の事業への影響

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	縮小又は廃業を考えている	41	3.9	4	2.5
2	業態転換を考えている	17	1.6	2	1.3
3	既に縮小した	55	5.3	9	5.6
4	事業の拡張を考えている又は既に拡張を実施した	16	1.5	4	2.5
5	現状維持を考えている	813	78.2	140	87.5
	無回答	98	9.4	1	0.6
	合計（事業）	1,040	100.0	160	100.0

## ト 昨会計年度における宗教法人の事業の歳出合計

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	10万円未満	194	18.7	19	11.9
2	10万円以上 50万円未満	141	13.6	8	5.0
3	50万円以上 100万円未満	133	12.8	9	5.6
4	100万円以上 200万円未満	108	10.4	10	6.3
5	200万円以上 500万円未満	136	13.1	19	11.9
6	500万円以上 1000万円未満	66	6.3	19	11.9
7	1000万円以上 5000万円未満	87	8.4	35	21.9
8	5000万円以上 1億円未満	31	3.0	16	10.0
9	1億円以上	22	2.1	23	14.4
	無回答	122	11.7	2	1.3
	合計（事業）	1,040	100.0	160	100.0

## ナ 昨会計年度における宗教法人の事業の収益の繰出先（複数回答）

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	宗教法人の一般会計	621	59.7	72	45.0
2	宗教法人の特別会計（施設建設費など）	129	12.4	13	8.1
3	公益事業に投資	17	1.6	1	0.6
4	収益事業に投資	32	3.1	8	5.0
5	他法人の公益・収益事業へ寄附・投資	8	0.8	0	0.0
6	繰り出したことはない	114	11.0	23	14.4
7	収益は上がっていない	166	16.0	52	32.5
	無回答	105	10.1	2	1.3

(注) 複数回答。割合は単位法人 1,040 事業、包括法人 160 事業に対するもの。

## 二 宗教法人の一般会計及び特別会計への繰出金額

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	10万円未満	98	9.4	9	5.6
2	10万円以上 20万円未満	65	6.3	2	1.3
3	20万円以上 50万円未満	112	10.8	7	4.4
4	50万円以上 100万円未満	134	12.9	4	2.5
5	100万円以上 1000万円未満	199	19.1	31	19.4
6	1000万円以上 5000万円未満	43	4.1	15	9.4
7	5000万円以上	12	1.2	5	3.1
8	該当無し（収益は上がらなかった）	87	8.4	28	17.5
9	その他	11	1.1	0	0.0
	無回答	279	26.8	59	36.9
	合計（事業）	1,040	100.0	160	100.0

## ヌ 宗教法人の事業に他から補填した繰入元（複数回答）

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	宗教法人の一般会計から繰入	140	13.5	32	20.0
2	宗教法人の特別会計（施設建設費など）から繰入	33	3.2	8	5.0
3	宗教法人の包括団体からの補助・借入	3	0.3	0	0.0
4	他の団体（維持財団、他の宗教法人など）からの補助・借入	7	0.7	0	0.0
5	個人（宗教法人の役職員など）からの寄付・借入	41	3.9	3	1.9
6	財産の処分	6	0.6	0	0.0
7	金融機関からの借入	12	1.2	2	1.3
8	該当無し（補填していない）	677	65.1	118	73.8
9	その他	12	1.2	0	0.0
	無回答	156	15.0	7	4.4

(注) 複数回答。割合は単位法人 1,040 事業、包括法人 160 事業に対するもの。

**ネ 宗教法人の事業に他から補填した繰入金額**

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	10万円未満	35	3.4	2	1.3
2	10万円以上20万円未満	19	1.8	0	0.0
3	20万円以上50万円未満	28	2.7	2	1.3
4	50万円以上100万円未満	25	2.4	2	1.3
5	100万円以上1000万円未満	51	4.9	12	7.5
6	1000万円以上5000万円未満	8	0.8	5	3.1
7	5000万円以上	4	0.4	9	5.6
8	該当無し（補填していない）	656	63.1	118	73.8
9	その他	9	0.9	2	1.3
	無回答	205	19.7	8	5.0
	合計（事業）	1,040	100.0	160	100.0

**ノ 課税されたことのある税の種類（複数回答）**

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	法人税	440	42.3	73	45.6
2	相続税・贈与税	7	0.7	0	0.0
3	登録免許税	14	1.3	4	2.5
4	法人事業税	319	30.7	49	30.6
5	道府県民税及び市町村民税（都民税及び特別区民税を含む）	319	30.7	47	29.4
6	受益者負担税（不動産取得税、自動車税など）	21	2.0	4	2.5
7	固定資産税	508	48.8	64	40.0
8	消費税	123	11.8	74	46.3
9	上記以外の税	16	1.5	0	0.0
10	課税されたことはない	153	14.7	14	8.8
	無回答	127	12.2	8	5.0

(注) 複数回答。割合は単位法人 1,040 事業、包括法人 160 事業に対するもの。

**ハ-a 会計について【宗教法人の事業の管理運営及び会計方法】**

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	事業の会計は、宗教法人の一般会計と区分している	656	63.1	135	84.4
2	事業の会計は、宗教法人の一般会計に含め、特に区分していない	270	26.0	23	14.4
	無回答	114	11.0	2	1.3
	合計（事業）	1,040	100.0	160	100.0

**ハ-b 人件費について【宗教法人の事業の管理運営及び会計方法】**

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	事業の人件費は、事業会計から支払われている	452	43.5	86	53.8
2	事業の人件費は、宗教法人の一般会計から支払われている	348	33.5	67	41.9
	無回答	240	23.1	7	4.4
	合計（事業）	1,040	100.0	160	100.0

**ハ-c 会計を行う人について【宗教法人の事業の管理運営及び会計方法】**

回答項目		単位法人		包括法人	
	回答数	(%)	回答数	(%)	
1 事業会計は、税理士、会計士など外部の専門家の協力を得て行っている	598	57.5	119	74.4	
2 事業会計は、職員のみで行っている	300	28.8	38	23.8	
無回答	142	13.7	3	1.9	
合計（事業）	1,040	100.0	160	100.0	

**ハ-d 監査について【宗教法人の事業の管理運営及び会計方法】**

回答項目		単位法人		包括法人	
	回答数	(%)	回答数	(%)	
1 事業会計は、外部の専門家による監査並びに規則に定められた内部の監査機関による監査の両方を受けている	148	14.2	54	33.8	
2 事業会計は、会計士、監査法人など外部の専門家による監査のみ受けている	183	17.6	23	14.4	
3 事業会計は、責任役員会の議決又は規則に定められた内部の監査機関による監査のみ受けている	390	37.5	66	41.3	
4 事業会計は、特に監査を受けることはない	191	18.4	14	8.8	
無回答	128	12.3	3	1.9	
合計（事業）	1,040	100.0	160	100.0	

**ハ-e 帳簿について【宗教法人の事業の管理運営及び会計方法】**

回答項目		単位法人		包括法人	
	回答数	(%)	回答数	(%)	
1 事業の会計帳簿は、複式簿記である	406	39.0	131	81.9	
2 事業の会計帳簿は、単式簿記である	459	44.1	24	15.0	
無回答	175	16.8	5	3.1	
合計（事業）	1,040	100.0	160	100.0	

**ハ-f 収支計算書について【宗教法人の事業の管理運営及び会計方法】**

回答項目		単位法人		包括法人	
	回答数	(%)	回答数	(%)	
1 宗教活動（宗教法人の一般会計）、事業（事業会計）の両方とも作成している	696	66.9	133	83.1	
2 宗教活動（宗教法人の一般会計）のみ作成している	140	13.5	17	10.6	
3 事業（事業会計）のみ作成している	51	4.9	5	3.1	
4 両方とも作成していない	35	3.4	2	1.3	
無回答	118	11.3	3	1.9	
合計（事業）	1,040	100.0	160	100.0	

## ハ-g 貸借対照表について【宗教法人の事業の管理運営及び会計方法】

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	宗教活動（宗教法人の一般会計）、事業（事業会計）の両方とも作成している	449	43.2	107	66.9
2	宗教活動（宗教法人の一般会計）のみ作成している	92	8.8	14	8.8
3	事業（事業会計）のみ作成している	131	12.6	18	11.3
4	両方とも作成していない	231	22.2	18	11.3
	無回答	137	13.2	3	1.9
	合計（事業）	1,040	100.0	160	100.0

## ヒ 新型コロナウイルスに対する政府及び地方公共団体の対応について望むこと（複数回答）

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	公益・収益事業経営への助言、相談窓口の設置	58	7.2	11	15.3
2	税金・社会保険等の納付の猶予	59	7.3	4	5.6
3	収益事業に対する公的な助成金・補助金・給付金等の金銭支援	137	17.0	25	34.7
4	特ない	486	60.2	45	62.5
5	その他	18	2.2	0	0.0
	無回答	92	11.4	0	0.0

(注) 複数回答。割合は単位法人 807 法人、包括法人 72 法人にに対するもの。

## 第2章 全国10%抽出の単位宗教法人が行う事業調査の結果

### 1 基本的属性

全国の単位宗教法人のうち 10%を抽出して実施した法人で、事業を行っていると回答した 807 法人について、基本的属性の結果は以下のとおり。

なお、前回調査と比較すると、前回調査の回収数は「全国10%抽出の単位宗教法人」が有効回答数 10,031 法人と、今回調査と比較して非常に高かったため、単純比較はできない。

#### 1) 系統

有効回答数（系統別の法人数）に占める事業実施率が高めなのは仏教系とキリスト教系である。

図 2-1 事業実施法人の系統別内訳（今回と前回）

（表 1-2 ア・表 1-3 ア 関連）

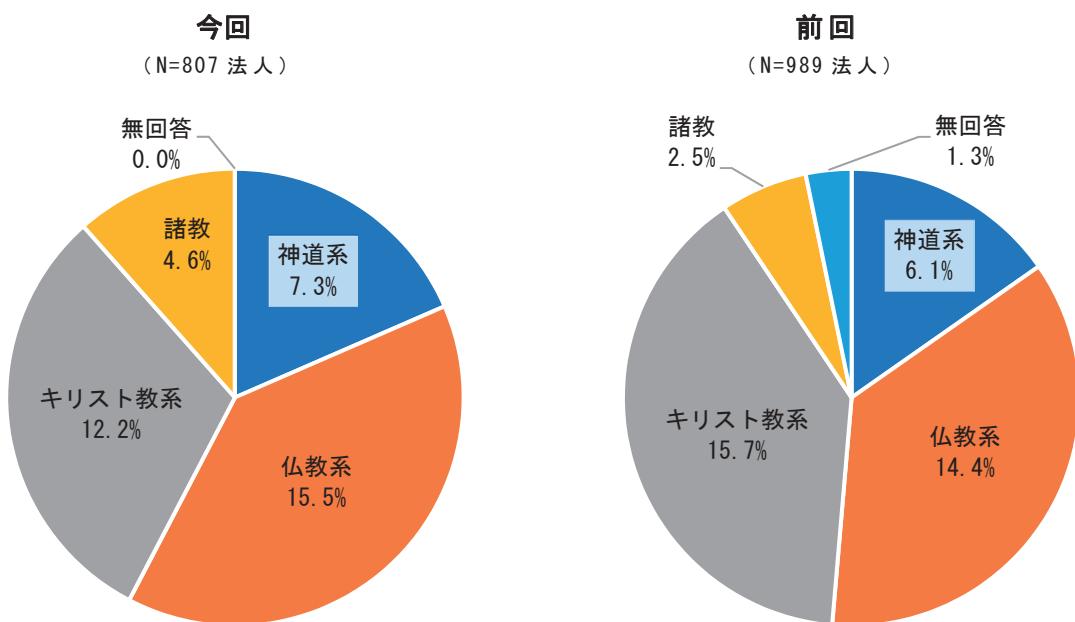


表 2-1 事業実施法人の系統別内訳（今回と前回）

（表 1-2 ア・表 1-3 ア 関連）

	事業実施法人		有効回答数		有効回答数に占める 事業実施率 (%)	
	今回	前回	今回	前回	今回	前回
神道系	248	261	3,401	4,270	7.3	6.1
佛教系	498	659	3,221	4,565	15.5	14.4
キリスト教系	31	49	255	312	12.2	15.7
諸教	30	18	659	729	4.6	2.5
無回答	0	2	0	155	0.0	1.3
合計（法人）	807	989	7,536	10,031	10.7	9.9

表2-2 各業種の系統別の実施率（今回と前回）

(表1-3 キ 関連)

今回	神道系	(%)	仏教系	(%)	キリスト教系	(%)	諸教	(%)	合計(事業)	(%)
幼稚園・保育所等	10	16.4	40	65.6	10	16.4	1	1.6	61	100.0
専修学校・各種学校	3	30.0	0	0.0	0	0.0	7	70.0	10	100.0
技芸教授業	1	11.1	5	55.6	3	33.3	0	0.0	9	100.0
靈園	6	8.1	64	86.5	1	1.4	3	4.1	74	100.0
結婚式場	7	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	100.0
駐車場	114	36.7	187	60.1	6	1.9	4	1.3	311	100.0
貸地・貸間等	109	30.3	236	65.6	11	3.1	4	1.1	360	100.0
講堂、会議室等の席貸業	19	57.6	11	33.3	1	3.0	2	6.1	33	100.0
物品の製造・販売	17	34.7	22	44.9	2	4.1	8	16.3	49	100.0
出版業	1	16.7	2	33.3	1	16.7	2	33.3	6	100.0
旅館・宿泊業	0	0.0	7	87.5	0	0.0	1	12.5	8	100.0
飲食業	3	18.8	12	75.0	1	6.3	0	0.0	16	100.0
社会福祉・介護保険業	1	14.3	2	28.6	2	28.6	2	28.6	7	100.0
その他	14	46.7	11	36.7	1	3.3	4	13.3	30	100.0
無回答	17	28.8	34	57.6	0	0.0	8	13.6	59	100.0
合計（事業）	322	31.0	633	60.9	39	3.8	46	4.4	1,040	100.0

前回	神道系	(%)	仏教系	(%)	キリスト教系	(%)	諸教	(%)	無回答	(%)	合計(事業)	(%)
幼稚園	6	11.3	30	56.6	17	32.1	0	0.0	0	0.0	53	100.0
保育所	2	4.3	36	78.3	6	13.0	2	4.3	0	0.0	46	100.0
専修・各種学校	2	40.0	2	40.0	1	20.0	0	0.0	0	0.0	5	100.0
技芸教授業	0	0.0	12	63.2	4	21.1	3	15.8	0	0.0	19	100.0
靈園	6	6.7	83	92.2	0	0.0	1	1.1	0	0.0	90	100.0
結婚式場	9	81.8	2	18.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	11	100.0
駐車場	128	31.8	261	64.8	11	2.7	2	0.5	1	0.2	403	100.0
貸地・貸間等	148	26.4	395	70.4	11	2.0	6	1.1	1	0.2	561	100.0
物品の製造・販売	7	16.3	26	60.5	5	11.6	5	11.6	0	0.0	43	100.0
出版業	0	0.0	3	60.0	1	20	1	20.0	0	0.0	5	100.0
旅館・宿泊業	4	22.2	12	66.7	2	11.1	0	0.0	0	0.0	18	100.0
社会福祉	0	0.0	8	88.9	1	11.1	0	0.0	0	0.0	9	100.0
その他	15	36.6	23	56.1	1	2.4	2	4.9	0	0.0	41	100.0
無回答	5	25.0	12	60.0	2	10.0	0	0.0	1	5.0	20	100.0
合計（事業）	332	25.1	905	68.4	62	4.7	22	1.7	3	0.2	1,324	100.0

## 2) 創立年

事業実施法人の宗教団体としての創立年は、「江戸時代以前」が多い。

表 2-3 事業実施法人の創立年（今回と前回）

(表 1-3 イ 関連)

	今回	(%)	前回	(%)
江戸時代以前の創立	460	57.0	593	60.0
明治・大正の創立	94	11.6	89	9.0
昭和元年（1926年）～昭和20年（1945年）の創立	38	4.7	32	3.2
昭和21年（1946年）～昭和40年（1965年）の創立	169	20.9	228	23.1
昭和41年（1966年）～昭和60年（1985年）の創立	20	2.5	32	3.2
昭和61年（1986年）～平成17年（2005年）の創立	11	1.4	10	1.0
平成18年（2006年）以降の創立	2	0.2	0	0.0
無回答	13	1.6	5	0.5
合計（法人）	807	100.0	989	100.0

### 3) 所在地の規模

有効回答数（所在地の規模別の法人数）に占める事業実施率は、人口規模が大きい地域ほど高い。

**表 2-4 事業実施法人の所在地の規模（今回と前回）**

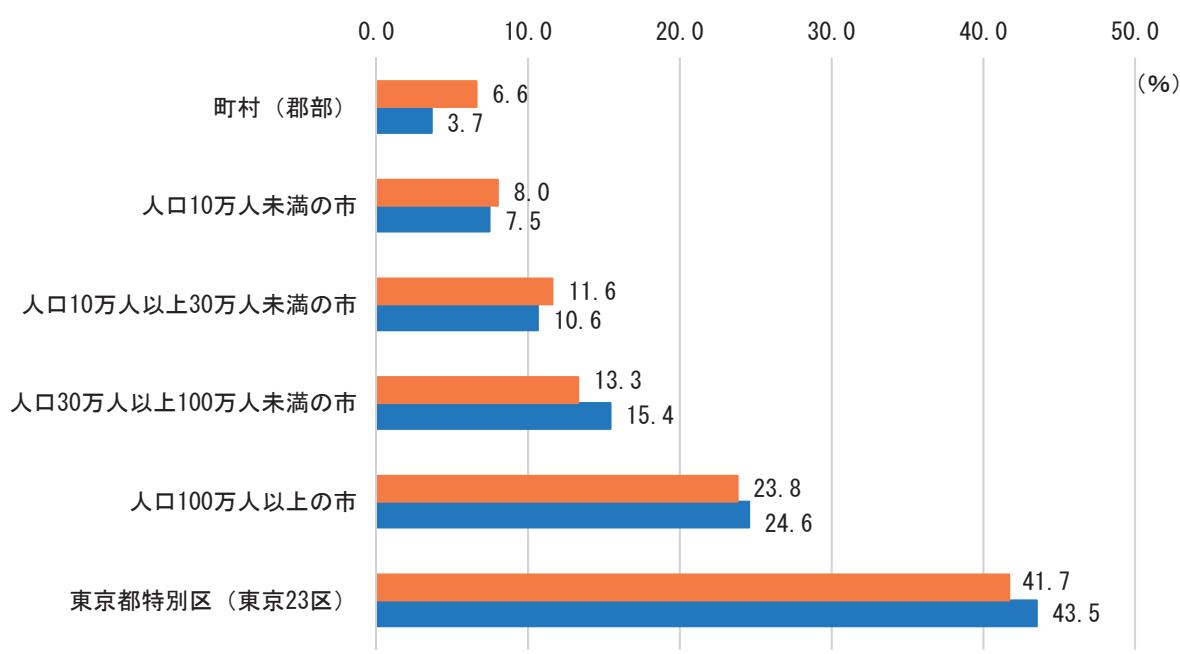
（表 1-3 ウ 関連）

今回	事業実施法人	有効回答数	有効回答数に占める 事業実施率 (%)
町村（郡部）	144	2,169	6.6
人口10万人未満の市	184	2,294	8.0
人口10万人以上30万人未満の市	157	1,355	11.6
人口30万人以上100万人未満の市	134	1,011	13.3
人口100万人以上の市	114	480	23.8
東京都特別区（東京23区）	70	168	41.7
無回答	4	59	6.8
合計（法人）	807	7,536	10.7

前回	事業実施法人	有効回答数	有効回答数に占める 事業実施率 (%)
町村（郡部）	110	3,013	3.7
人口10万人未満の市	211	2,829	7.5
人口10万人以上30万人未満の市	187	1,757	10.6
人口30万人以上100万人未満の市	195	1,264	15.4
人口100万人以上の市	168	684	24.6
東京都特別区（東京23区）	114	262	43.5
無回答	4	222	1.8
合計（法人）	989	10,031	9.9

**図 2-2 事業実施法人の所在地の規模（今回と前回）**

（表 1-3 ウ 関連）



■有効回答数に占める事業実施率 (%) (今回) ■有効回答数に占める事業実施率 (%) (前回)

#### 4) 信者数

有効回答数（信者数別の法人数）に占める事業実施率は、概ね信者数の規模が大きい法人ほど高い。

表 2-5 事業実施法人の信者数（今回と前回）

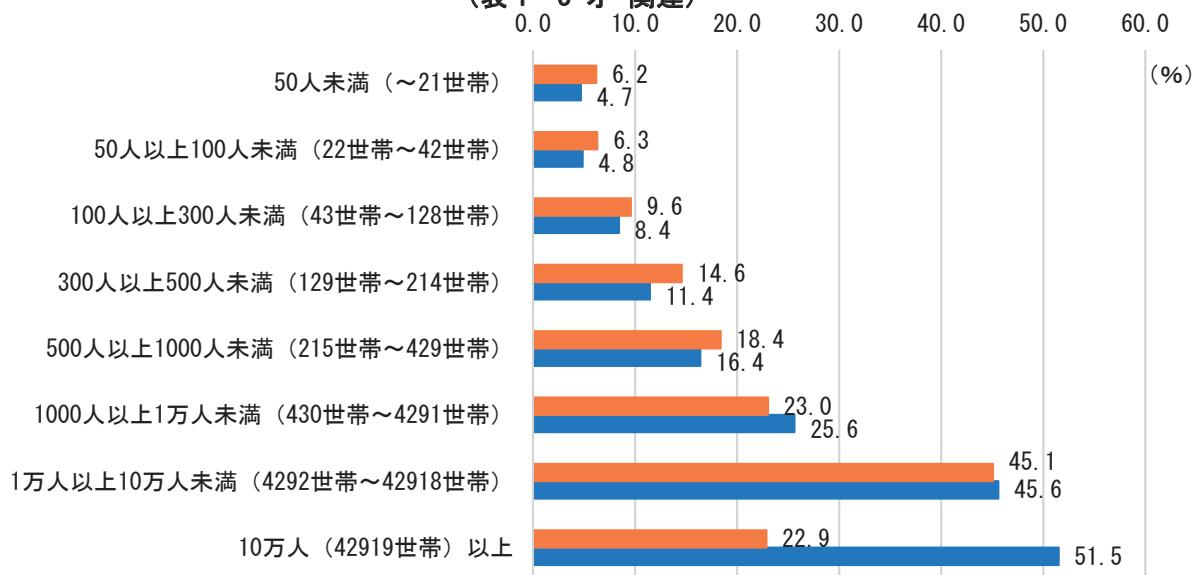
(表 1-3 才 関連)

今回	事業実施法人	有効回答数	有効回答数に占める事業実施率 (%)
50人未満 (~21世帯)	126	2,038	6.2
50人以上100人未満 (22世帯~42世帯)	82	1,304	6.3
100人以上300人未満 (43世帯~128世帯)	191	1,995	9.6
300人以上500人未満 (129世帯~214世帯)	118	810	14.6
500人以上1000人未満 (215世帯~429世帯)	132	718	18.4
1000人以上1万人未満 (430世帯~4291世帯)	113	491	23.0
1万人以上10万人未満 (4292世帯~42918世帯)	32	71	45.1
10万人 (42919世帯) 以上	8	35	22.9
無回答	5	74	6.8
合計 (法人)	807	7,536	10.7

前回	事業実施法人	有効回答数	有効回答数に占める事業実施率 (%)
50人未満 (~21世帯)	103	2,202	4.7
50人以上100人未満 (22世帯~42世帯)	84	1,732	4.8
100人以上300人未満 (43世帯~128世帯)	225	2,673	8.4
300人以上500人未満 (129世帯~214世帯)	133	1,162	11.4
500人以上1000人未満 (215世帯~429世帯)	183	1,117	16.4
1000人以上1万人未満 (430世帯~4291世帯)	208	812	25.6
1万人以上10万人未満 (4292世帯~42918世帯)	31	68	45.6
10万人 (42919世帯) 以上	17	33	51.5
回答なし	5	232	2.2
合計 (法人)	989	10,031	9.9

図 2-3 事業実施法人の信者数（今回と前回）

(表 1-3 才 関連)



■有効回答数に占める事業実施率 (%) (今回) ■有効回答数に占める事業実施率 (%) (前回)

## 2 実施事業の状況

### 1) 事業数

事業実施法人が実施している事業数は、ほとんどが「1業種」または「2業種」である。

図2-4 事業数別の事業実施法人の割合（今回と前回）

(表1-3 力 関連)

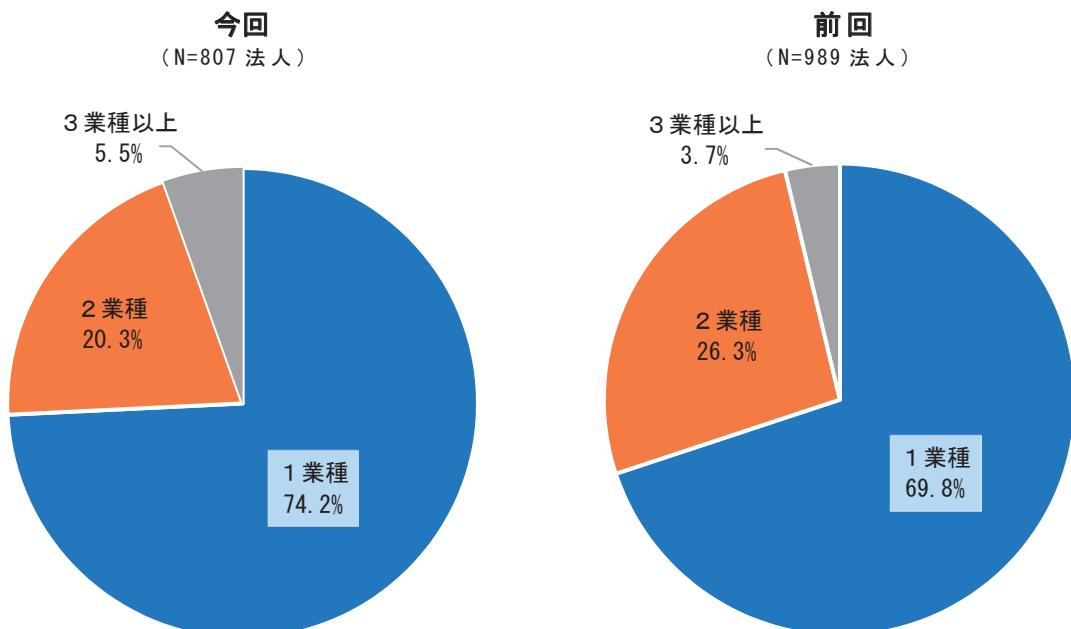


表2-6 事業数別の事業実施法人数（今回と前回）

(表1-3 力 関連)

	今回	(%)	前回	(%)
1業種	599	74.2	690	69.8
2業種	164	20.3	260	26.3
3業種	27	3.3	28	2.8
4業種	9	1.1	1	0.1
5業種	1	0.1	5	0.5
6業種	2	0.2	3	0.3
7業種以上	5	0.6	0	0.0
合計（法人）	807	100.0	989	100.0

表2-7 系統別による事業実施法人の事業数（今回）

(表1-3 力 関連)

	神道系	(%)	仏教系	(%)	キリスト教系	(%)	諸教	(%)	合計	(%)
1業種	191	77.0	360	72.3	25	80.6	23	76.7	599	74.2
2業種	41	16.5	119	23.9	3	9.7	1	3.3	164	20.3
3業種	10	4.0	11	4.4	2	6.5	4	13.3	27	3.3
4業種	4	1.6	5	2.0	0	0.0	0	0.0	9	1.1
5業種	0	0.0	1	0.4	0	0.0	0	0.0	1	0.1
6業種	1	0.4	1	0.4	0	0.0	0	0.0	2	0.2
7業種以上	1	0.4	1	0.4	1	3.2	2	6.7	5	0.6
合計（法人）	248	100.0	498	100.0	31	100.0	30	100.0	807	100.0

## 2) 業種内容

事業実施法人が行う事業の業種は、「貸地・貸間等の不動産業」「駐車場」「霊園」「幼稚園・保育所・認定こども園」「物品の製造・販売」が多い。

**表 2-8 業種別の実施事業数（今回と前回）**

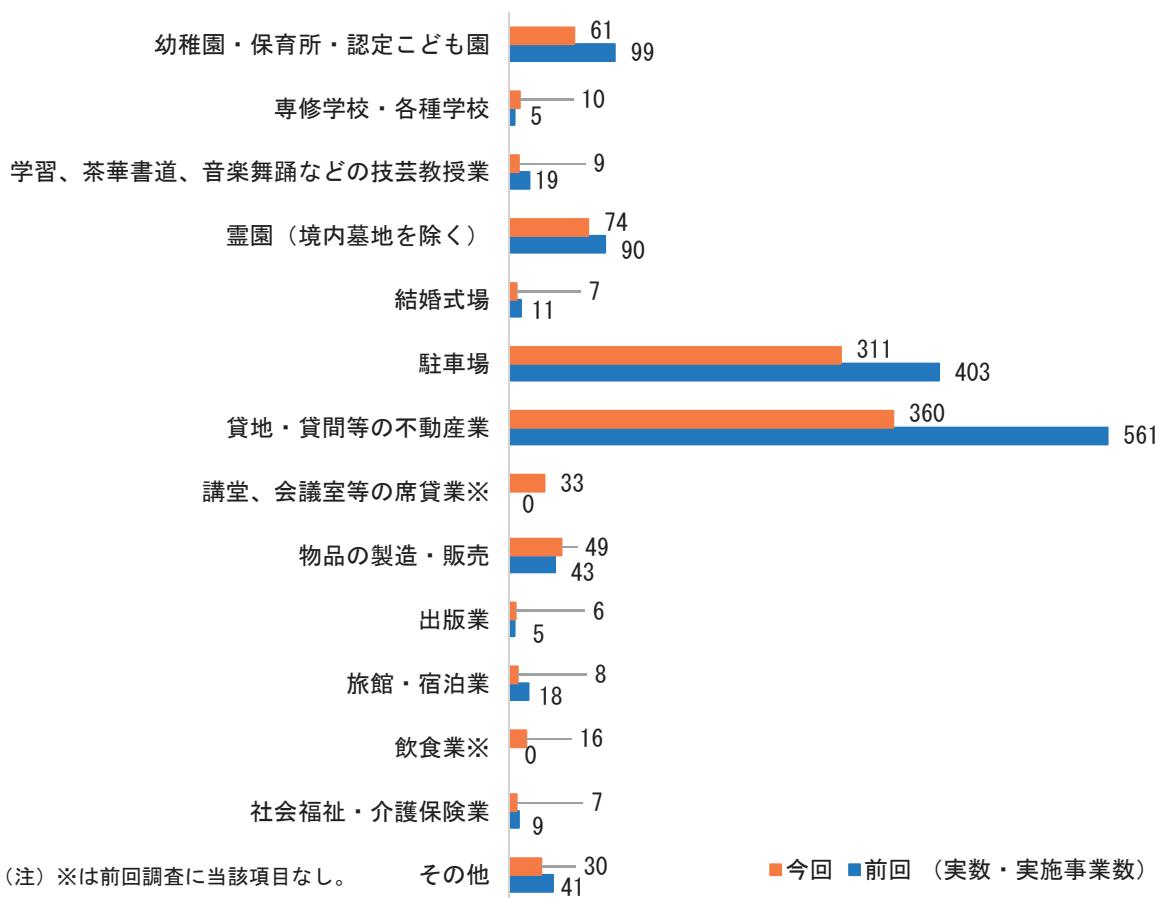
(表 1-3 キ 関連)

	今回	(%)	前回	(%)
幼稚園・保育所・認定こども園	61	5.9	99	7.5
専修学校・各種学校	10	1.0	5	0.4
学習、茶華書道、音楽舞踊などの技芸教授業	9	0.9	19	1.4
霊園（境内墓地を除く）	74	7.1	90	6.8
結婚式場	7	0.7	11	0.8
駐車場	311	29.9	403	30.4
貸地・貸間等の不動産業	360	34.6	561	42.4
講堂、会議室等の席貸業※	33	3.2	—	—
物品の製造・販売	49	4.7	43	3.2
出版業	6	0.6	5	0.4
旅館・宿泊業	8	0.8	18	1.4
飲食業※	16	1.5	—	—
社会福祉・介護保険業	7	0.7	9	0.7
その他	30	2.9	41	3.1
無回答	59	5.7	20	1.5
合計（事業）	1,040	100.0	1,324	100.0

(注) ※は前回調査に当該項目なし。

**図 2-5 業種別の実施事業数（今回と前回）**

(表 1-3 キ 関連)



### 3) 事業の開始年

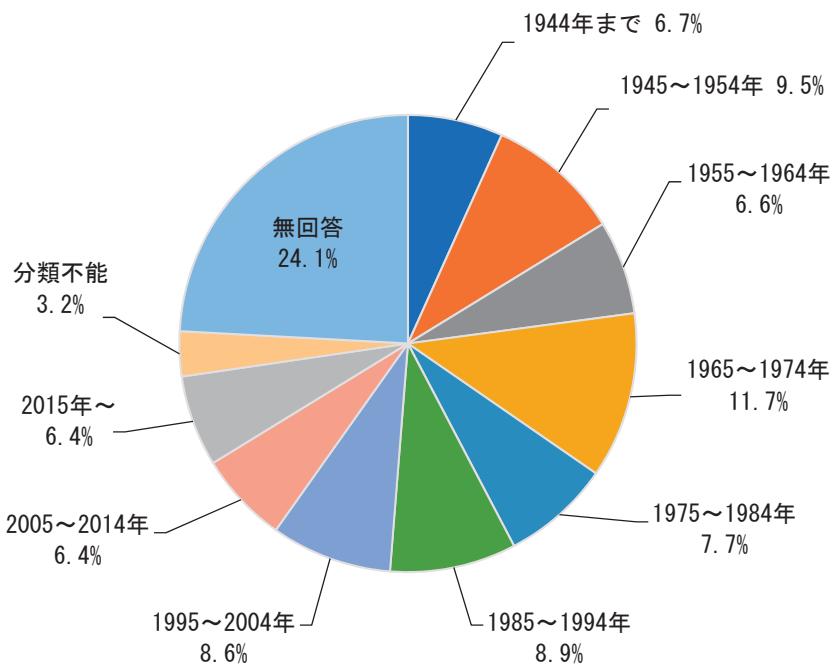
事業の開始年は、調査票に事業が始まった年の西暦での記入を求めたものを10年ごとの年代によって分類した。

図2-6 事業の開始年（今回）

(表1-3 ケ 関連)

今回

(N=1,040事業)

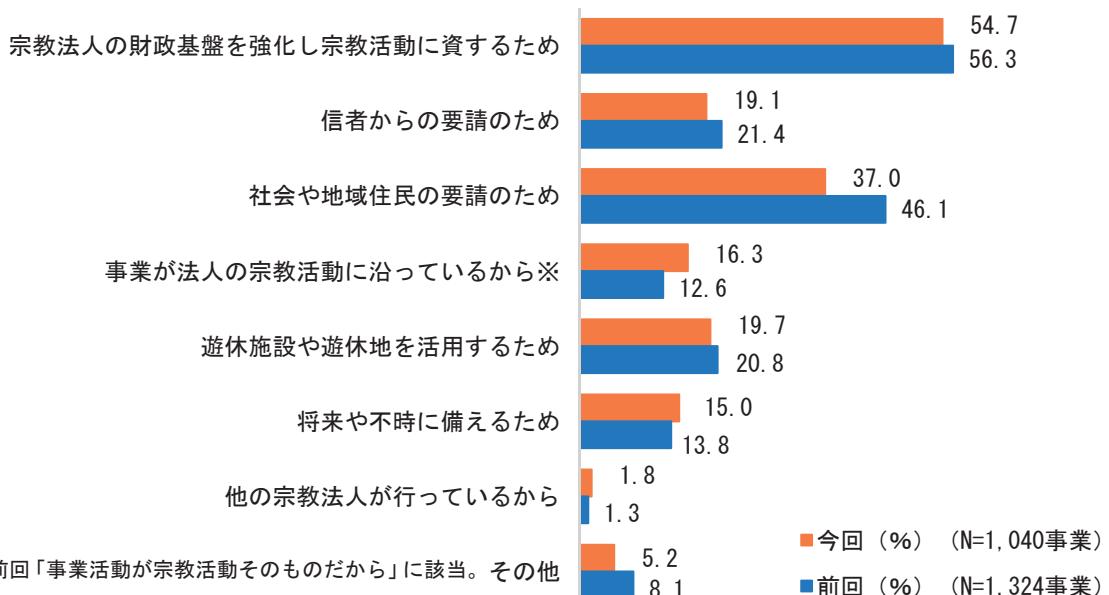


### 4) 事業を行う理由

事業実施法人が事業を行う理由は、「宗教法人の財政基盤を強化し宗教活動に資するため」「社会や地域住民の要請のため」が多い。

図2-7 事業を行う理由（今回と前回：複数回答）

(表1-3 ケ 関連)



## 5) 事業従事者等

事業実施法人が行う事業への従事者数は、「1人」が最も多い。

図 2-8 事業への従事者数（今回と前回）

(表 1-3 ソ 関連)

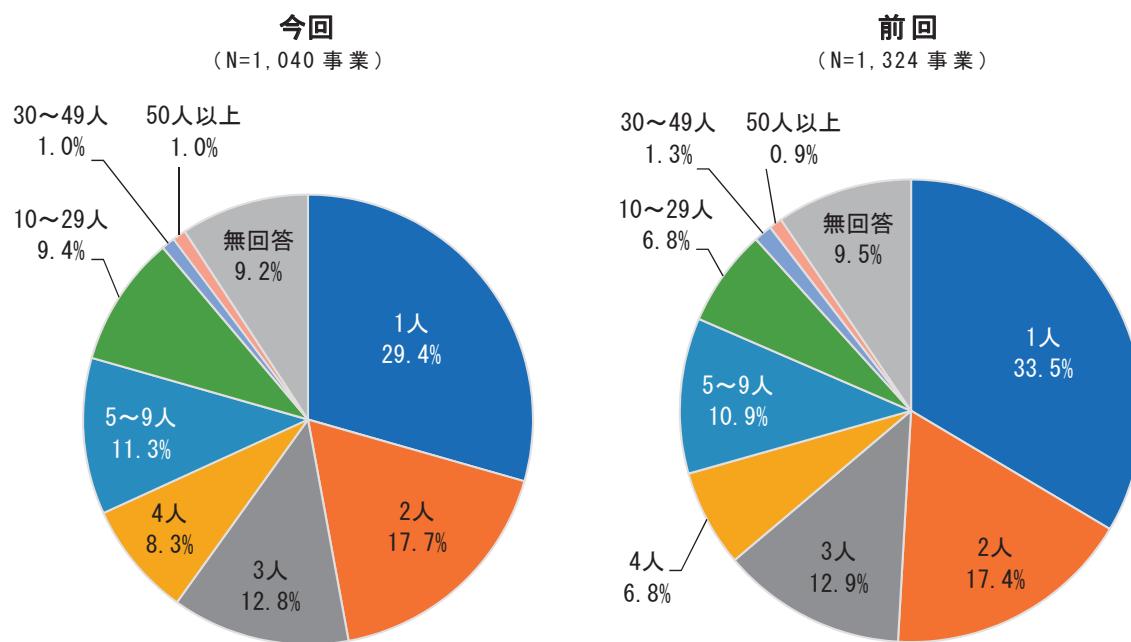
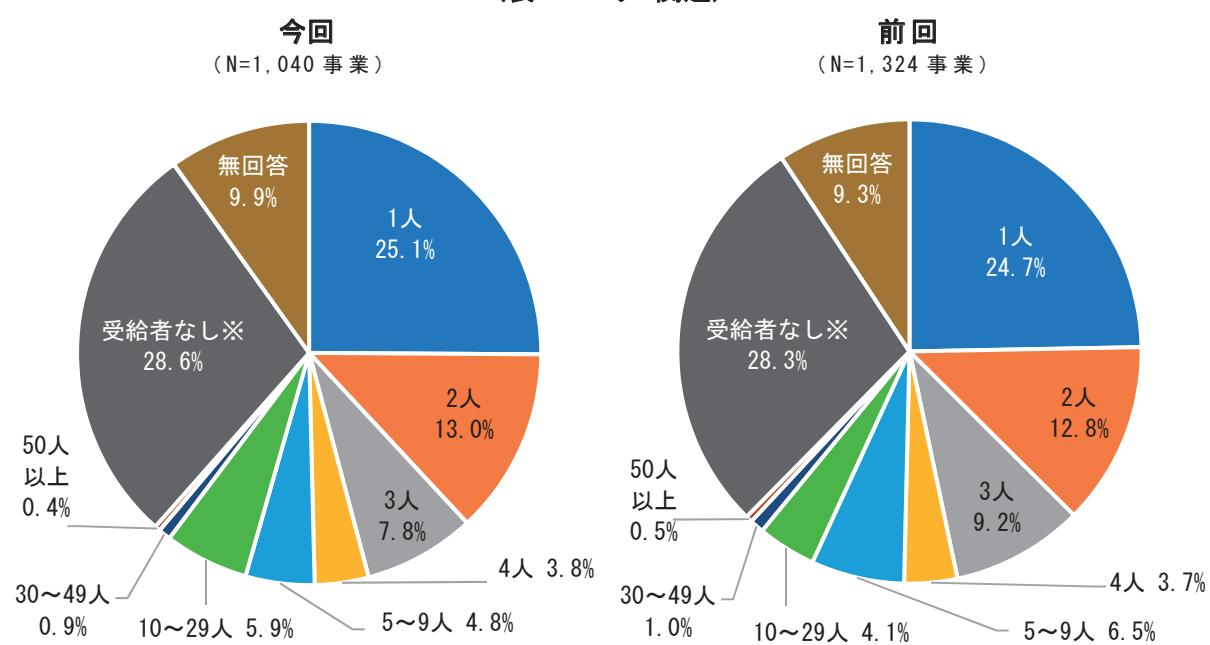


図 2-9 事業会計からの給与受給者数（今回と前回）

(表 1-3 タ 関連)



(注) ※は「事業会計から給与を受けているものはいない」の略

## 6) 事業歳入・事業歳出等

図2-10 事業歳入（今回と前回）

(表1-3 チ 関連)

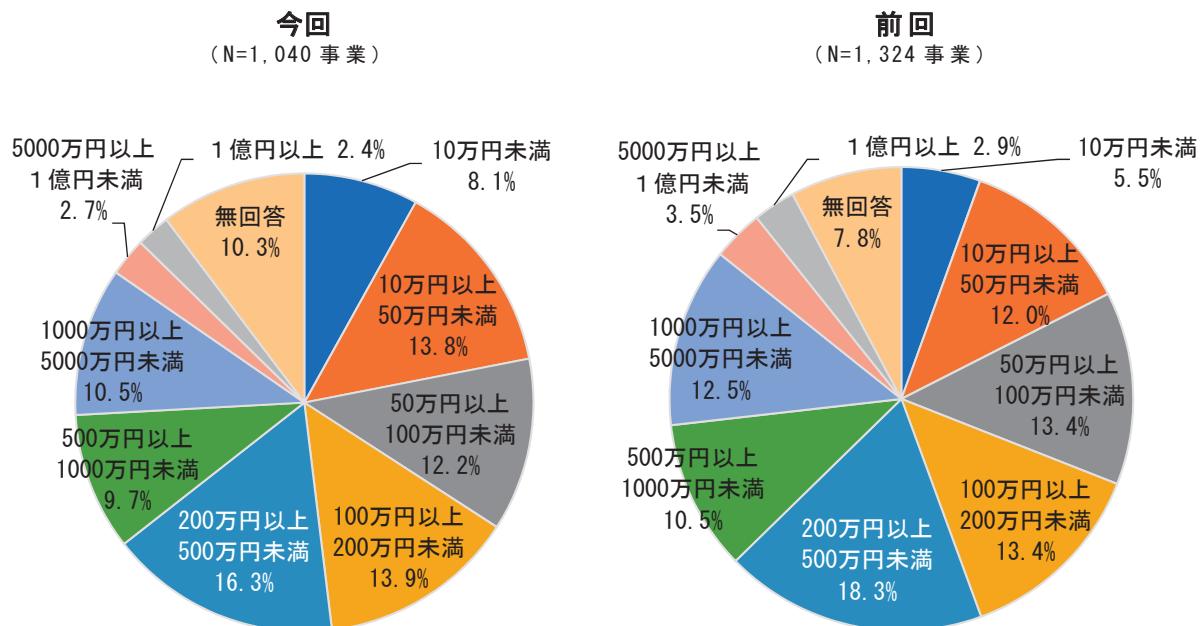


図2-11 事業歳出（今回と前回）

(表1-3 ド 関連)

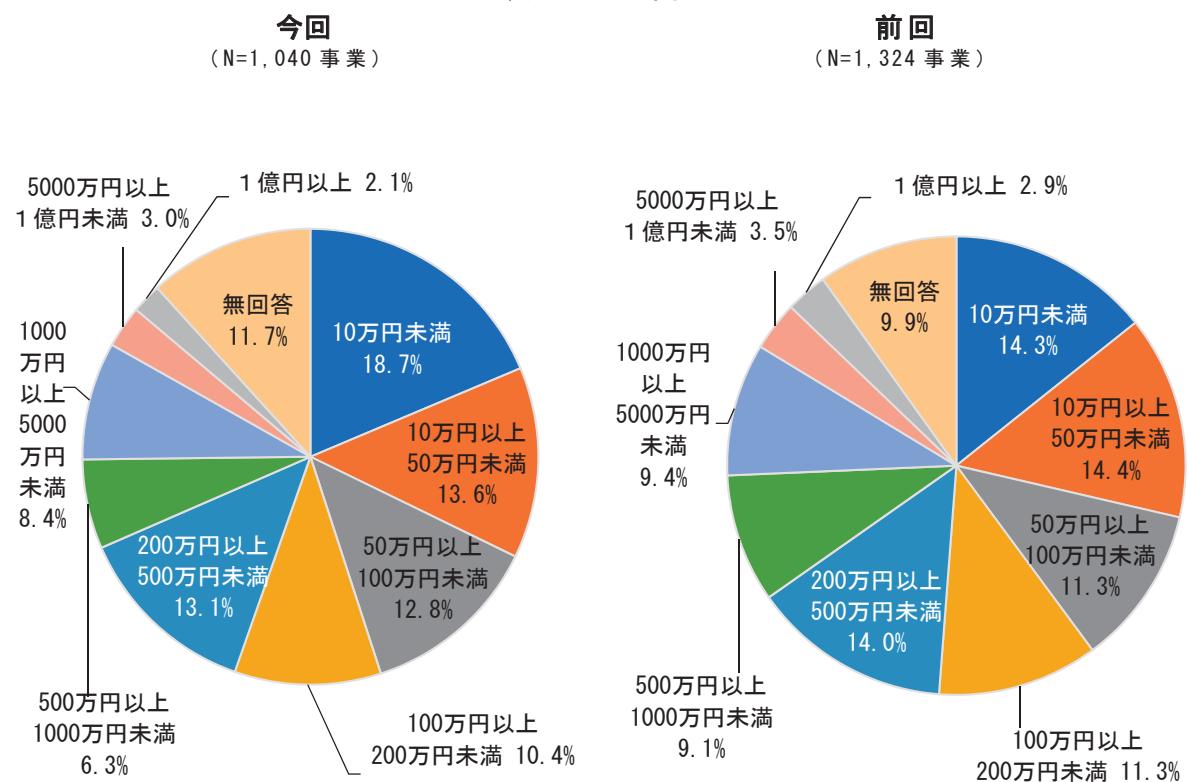


図2-12 収益を上げた場合の操出額（今回と前回）

(表1-3 ニ 関連)

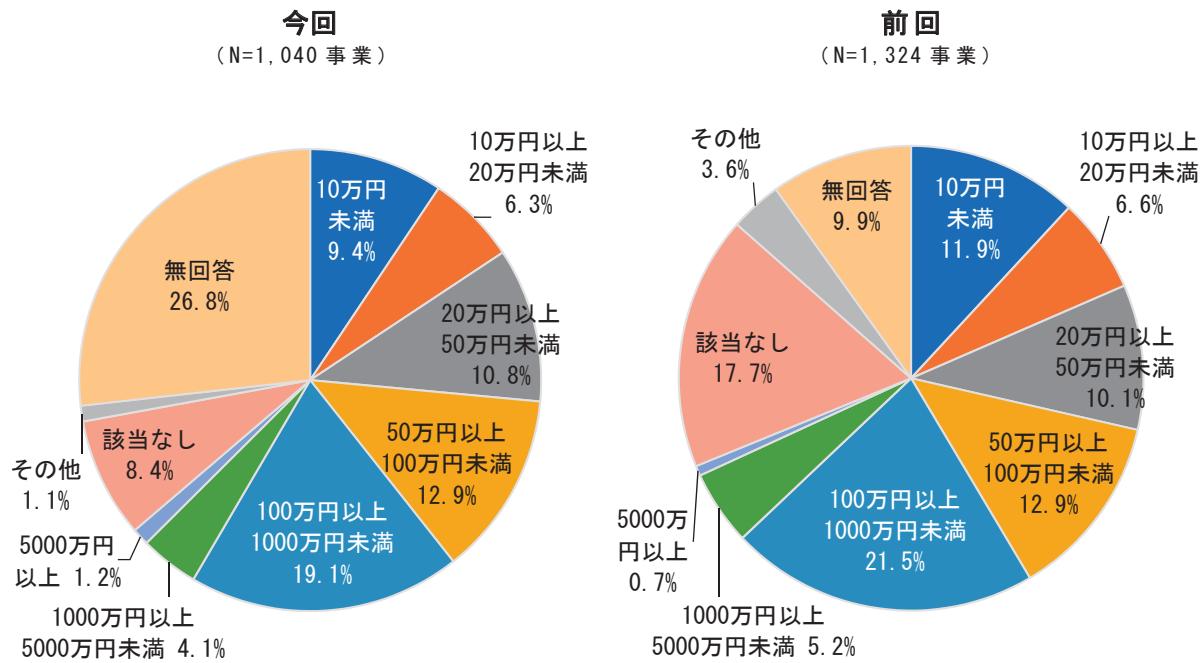


図2-13 課税されたことのある税の種類（今回：複数回答）

(表1-3 ノ 関連)



(注1) ※の「道府県民税及び市町村民税」には都民税及び特別区民税を含む。「受益者負担税」は不動産取得税、自動車税など。

(注2) 割合は事業実施法人数 807 法人による実施事業数 1,040 事業に対するもの。

### 3 新型コロナウイルスの影響

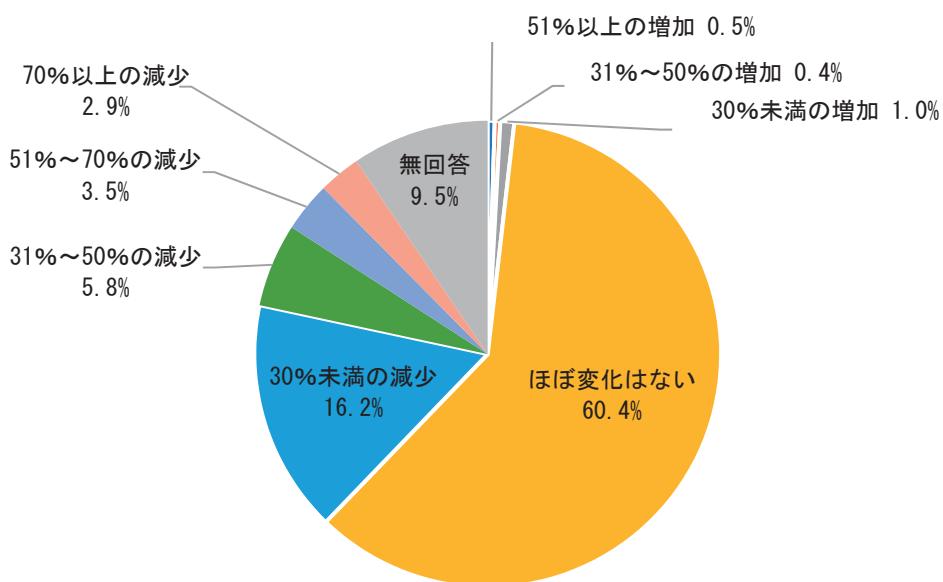
#### 1) 新型コロナウイルスの歳入等への影響

事業実施法人が行う事業の歳入について、新型コロナウイルス以前の平均的な会計年度の歳入と比較して、「ほぼ変化はない」が約6割だったが、「減少」が合わせて約3割あった。

図2-14 新型コロナウイルスの歳入への影響（今回）

(表1-3 ツ 関連)

今回  
(N=1,040 事業)

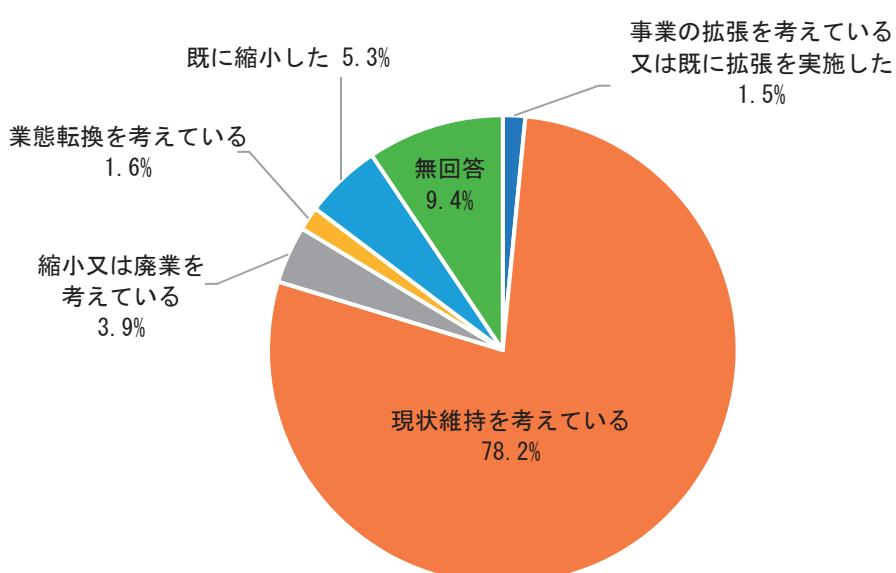


新型コロナウイルスの事業への影響について、「現状維持を考えている」が約8割だったが、「既に縮小した」「縮小又は廃業を考えている」「業態転換を考えている」が合わせて約1割あつた。

図2-15 新型コロナウイルスの事業への影響（今回）

(表1-3 テ 関連)

今回  
(N=1,040 事業)



## 2) 新型コロナウイルスの業種別の影響

事業実施法人が行う事業について、実施法人数が多かった業種のうち、「貸地・貸間等」「駐車場」「靈園」「幼稚園・保育所等」「物品の製造・販売」について、歳入及び事業に対する新型コロナウイルスの影響は以下のとおり。

全体的に、「歳入への影響」は、「ほぼ変化はない」が多いが、「靈園」や「物品の製造・販売」では、「減少」が他の業種より高めである。また、「事業への影響」は、「現状維持を考えている」が多いが、「物品の製造・販売」では、「縮小」が他の業種より高めである。

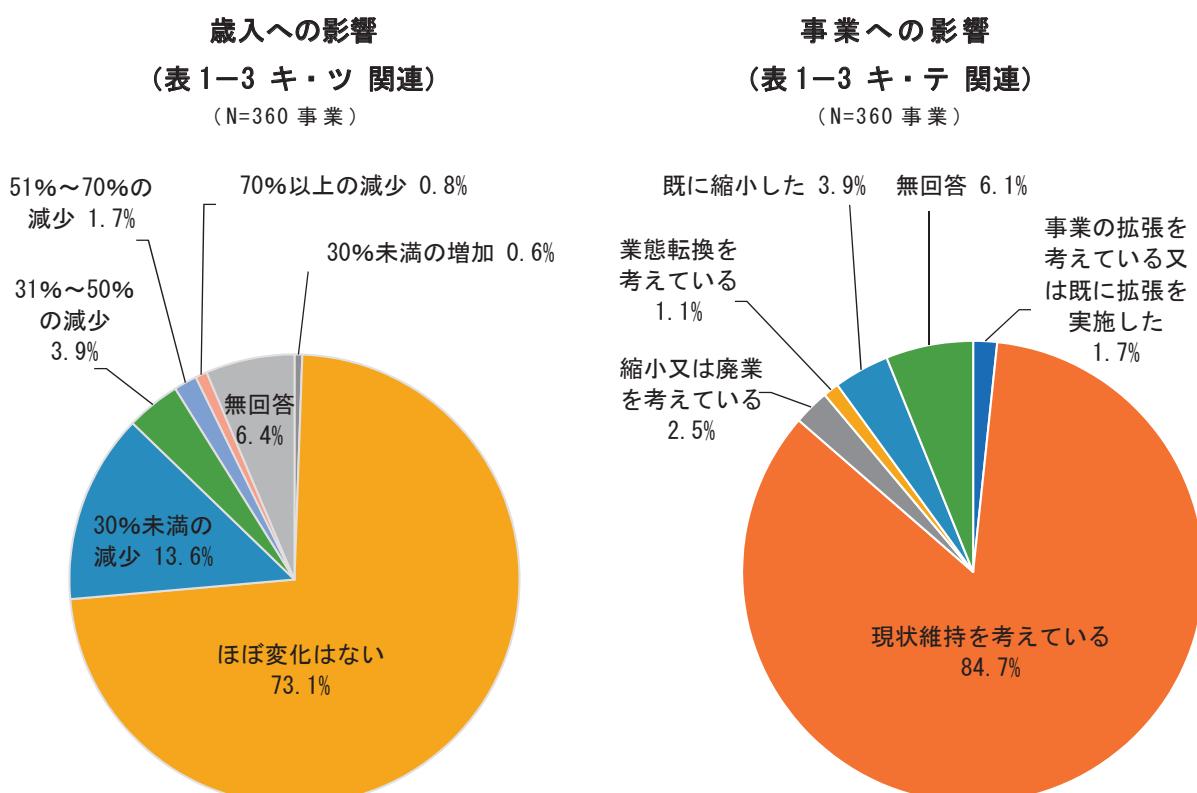
### (1) 貸地・貸間等

表 2-9 「貸地・貸間等」の系統別実施事業数（今回）

(表 2-2 関連)

	実施事業数 (貸地・貸間等)	実施事業数 (全体)	実施率 (%)
神道系	109	322	33.9
仏教系	236	633	37.3
キリスト教系	11	39	28.2
諸教	4	46	8.7
合計（事業）	360	1,040	34.6

図 2-16 新型コロナウイルスの「貸地・貸間等」への影響（今回）



## (2) 駐車場

表 2-10 「駐車場」の系統別実施事業数（今回）

(表 2-2 関連)

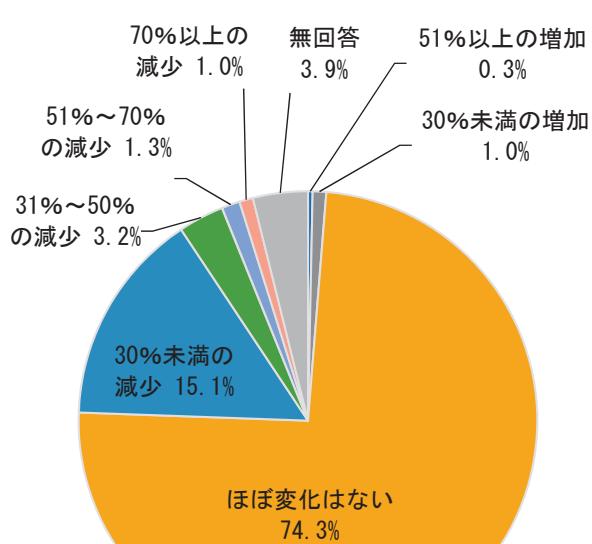
	実施事業数 (駐車場)	実施事業数 (全体)	実施率 (%)
神道系	114	322	35.4
仏教系	187	633	29.5
キリスト教系	6	39	15.4
諸教	4	46	8.7
合計（事業）	311	1,040	29.9

図 2-17 新型コロナウイルスの「駐車場」への影響（今回）

歳入への影響

(表 1-3 キ・ツ 関連)

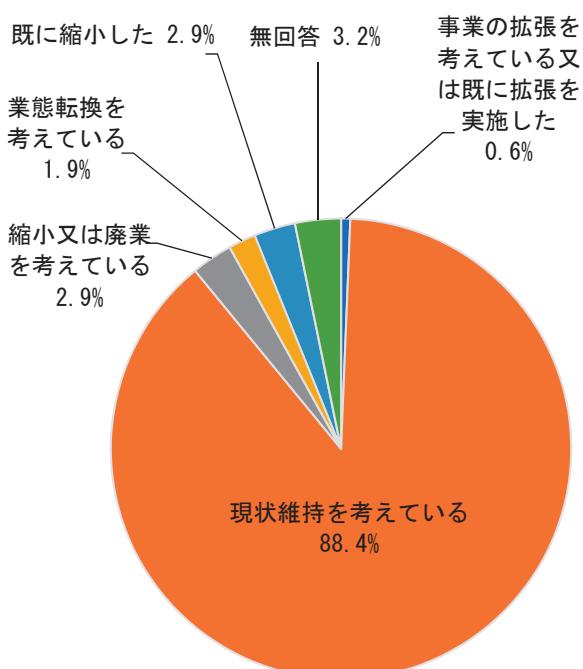
(N=311 事業)



事業への影響

(表 1-3 キ・テ 関連)

(N=311 事業)



## (3) 畫園

表 2-11 「畫園」の系統別実施事業数（今回）

(表 2-2 関連)

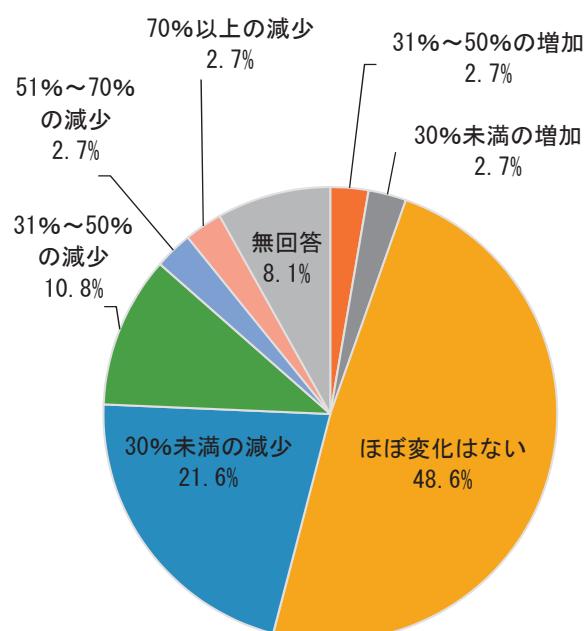
	実施事業数 (畫園)	実施事業数 (全体)	実施率 (%)
神道系	6	322	1.9
仏教系	64	633	10.1
キリスト教系	1	39	2.6
諸教	3	46	6.5
合計（事業）	74	1,040	7.1

図 2-18 新型コロナウイルスの「畫園」への影響（今回）

歳入への影響

(表 1-3 キ・ツ 関連)

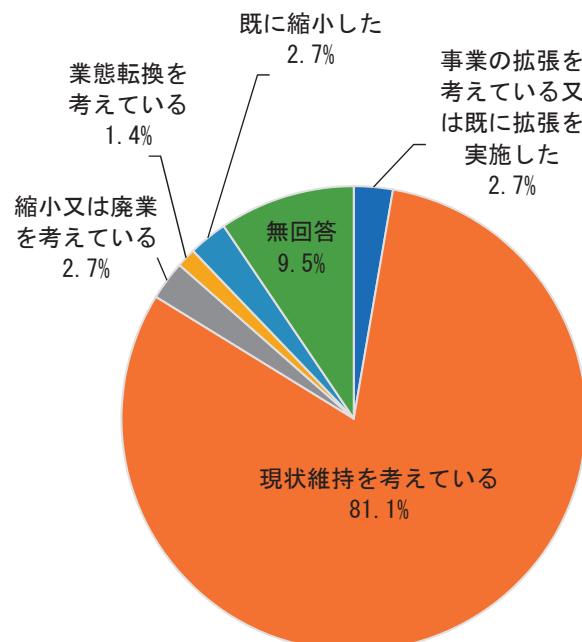
(N=74 事業)



事業への影響

(表 1-3 キ・テ 関連)

(N=74 事業)



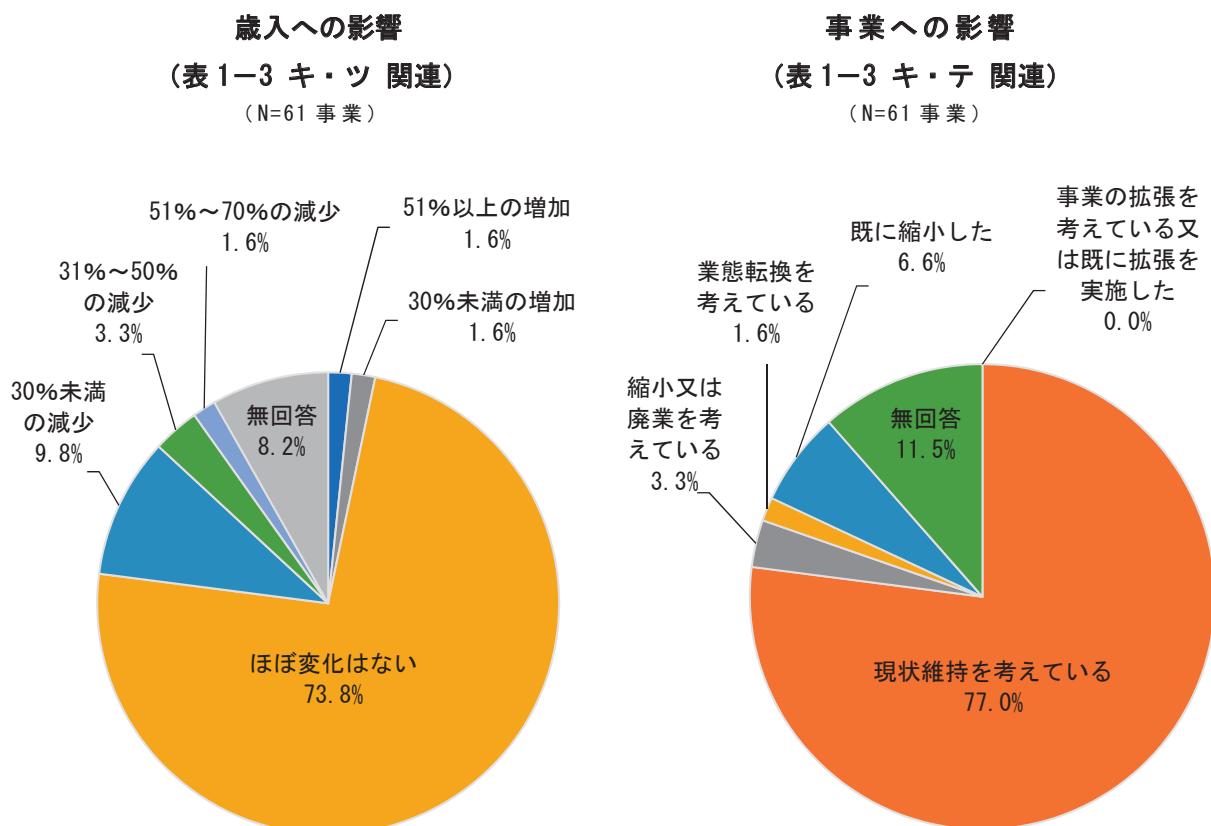
## (4) 幼稚園・保育所等

表2-12 「幼稚園・保育所等」の系統別実施事業数（今回）

(表2-2 関連)

	実施事業数 (幼稚園・保育所等)	実施事業数 (全体)	実施率 (%)
神道系	10	322	3.1
仏教系	40	633	6.3
キリスト教系	10	39	25.6
諸教	1	46	2.2
合計（事業）	61	1,040	5.9

図2-19 新型コロナウイルスの「幼稚園・保育所等」への影響（今回）



## (5) 物品の製造・販売

表2-13 「物品の製造・販売」の系統別実施事業数（今回）

(表2-2 関連)

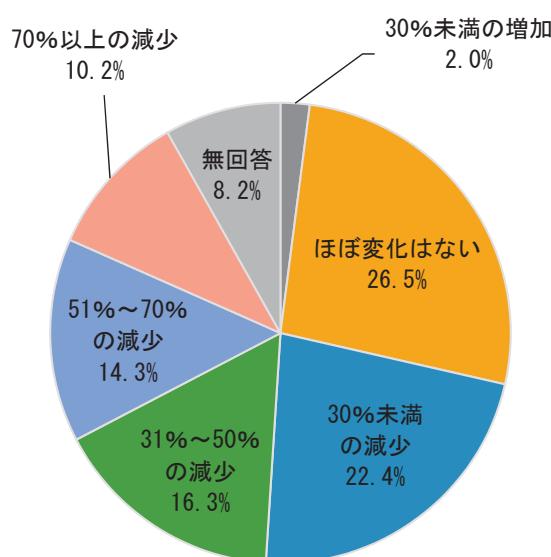
	実施事業数 (物品の製造・販売)	実施事業数 (全体)	実施率 (%)
神道系	17	322	5.3
仏教系	22	633	3.5
キリスト教系	2	39	5.1
諸教	8	46	17.4
合計（事業）	49	1,040	4.7

図2-20 新型コロナウイルスの「物品の製造・販売」への影響（今回）

歳入への影響

(表1-3 キ・ツ 関連)

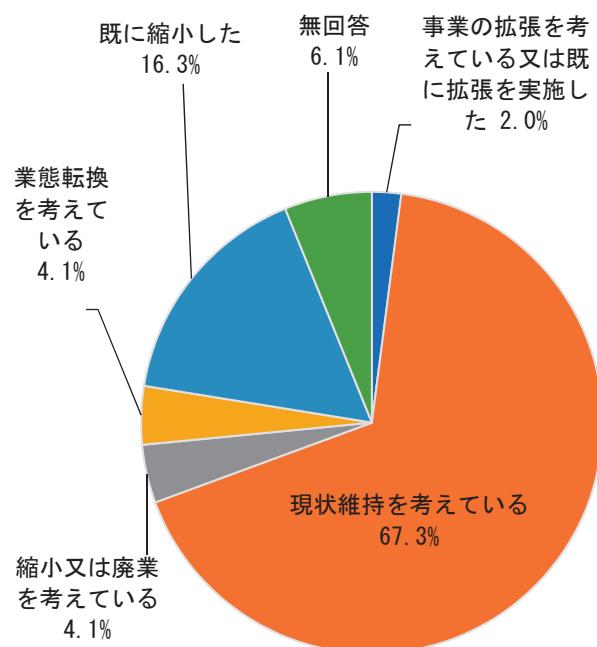
(N=49 事業)



事業への影響

(表1-3 キ・テ 関連)

(N=49 事業)



### 3) その他

#### (1) 新型コロナウイルスに対する政府及び地方公共団体の対応について望むこと

事業実施法人が新型コロナウイルスに対する政府及び地方公共団体の対応について望むことについて、「特ない」が約6割であったが、「公益・収益事業経営への助言、相談窓口の設置」、「税金・社会保険等の納付の猶予」、「収益事業に対する公的な助成金・補助金・給付金等の金銭支援」が合わせて約3割あった。

**表2-14 新型コロナウイルスに対する政府及び地方公共団体の対応について望むこと**

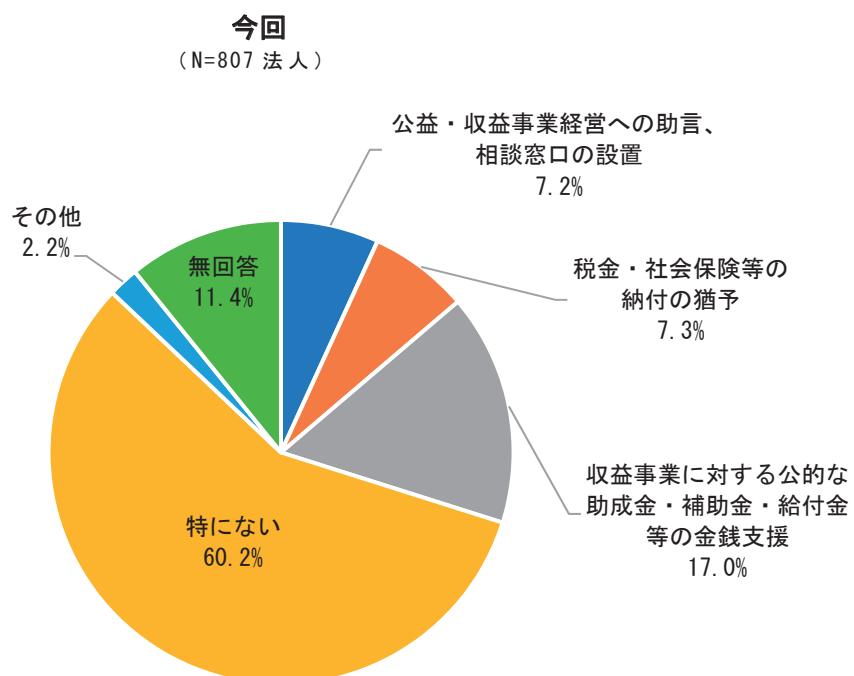
(今回：複数回答)

(表1-3 ヒ 関連)

	今回	(%)
公益・収益事業経営への助言、相談窓口の設置	58	7.2
税金・社会保険等の納付の猶予	59	7.3
収益事業に対する公的な助成金・補助金・給付金等の金銭支援	137	17.0
特ない	486	60.2
その他	18	2.2
無回答	92	11.4

(注) 複数回答。割合は事業実施法人807法人に対するもの。

**図2-21 新型コロナウイルスに対する政府及び地方公共団体の対応について望むこと(今回)**



## 第3章 包括宗教法人が行う事業調査の結果

### 1 基本的属性

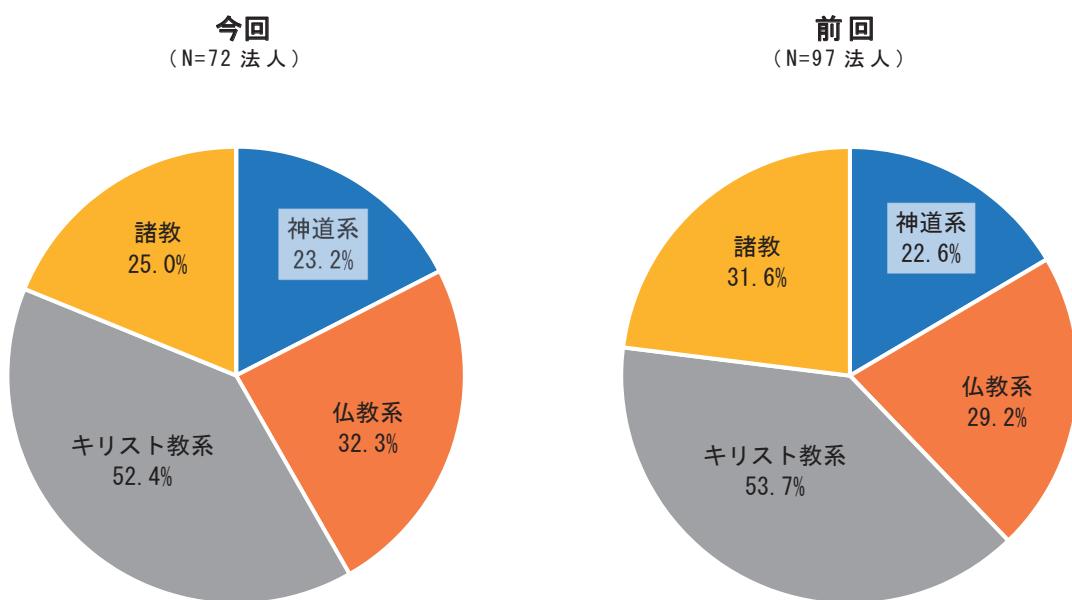
包括宗教法人に関しては、文部科学大臣所轄の全包括宗教法人に対して調査票を送付した。回答のあった 220 法人のうち、事業を行っている 72 法人について、基本的属性の結果は以下のとおり。

なお、前回調査と比較すると、前回調査の回収数は包括宗教法人が有効回答数 313 法人と、今回調査と比較して非常に高かったため、単純比較はできない。

#### 1) 系統

有効回答数（系統別の法人数）に占める事業実施率が高めなのはキリスト教系である。

**図 3-1 事業実施法人の系統別内訳（今回と前回）  
(表 1-2 ア・表 1-3 ア 関連)**



**表 3-1 事業実施法人の系統別内訳（今回と前回）  
(表 1-2 ア・表 1-3 ア 関連)**

	事業実施法人		有効回答数		有効回答数に占める 事業実施率 (%)	
	今回	前回	今回	前回	今回	前回
神道系	16	24	69	106	23.2	22.6
仏教系	30	38	93	130	32.3	29.2
キリスト教系	22	29	42	54	52.4	53.7
諸教	4	6	16	19	25.0	31.6
無回答	0	0	0	4	0.0	0.0
合計（法人）	72	97	220	313	32.7	31.0

表3-2 各業種の系統別の実施率（今回と前回）

(表1-3 キ 関連)

今回	神道系 (%)	仏教系 (%)	キリスト 教系 (%)	諸教 (%)	合計 (事業) (%)
幼稚園・保育所等	0 0.0	3 42.9	3 42.9	1 14.3	7 100.0
専修学校・各種学校	0 0.0	5 62.5	2 25.0	1 12.5	8 100.0
技芸教授業	0 0.0	1 33.3	2 66.7	0 0.0	3 100.0
靈園	1 14.3	3 42.9	3 42.9	0 0.0	7 100.0
結婚式場	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
駐車場	7 25.9	10 37.0	10 37.0	0 0.0	27 100.0
貸地・貸間等	7 21.9	9 28.1	13 40.6	3 9.4	32 100.0
講堂、会議室等の席貸業	0 0.0	2 50.0	2 50.0	0 0.0	4 100.0
物品の製造・販売	3 15.0	10 50.0	5 25.0	2 10.0	20 100.0
出版業	1 4.8	9 42.9	9 42.9	2 9.5	21 100.0
旅館・宿泊業	0 0.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0	4 100.0
飲食業	1 20.0	3 60.0	0 0.0	1 20.0	5 100.0
社会福祉・介護保険業	0 0.0	3 75.0	1 25.0	0 0.0	4 100.0
その他	4 26.7	2 13.3	6 40.0	3 20.0	15 100.0
無回答	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
合計（事業）	25 15.6	66 41.3	56 35.0	13 8.1	160 100.0

前回	神道系 (%)	仏教系 (%)	キリスト 教系 (%)	諸教 (%)	合計 (事業) (%)
幼稚園	2 16.7	3 25.0	7 58.3	0 0.0	12 100.0
保育所	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0.0	3 100.0
専修学校・各種学校	0 0.0	5 55.6	3 33.3	1 11.1	9 100.0
技芸教授業	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	2 100.0
靈園	1 14.3	4 57.1	2 28.6	0 0.0	7 100.0
結婚式場	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
駐車場	5 15.6	11 34.4	13 40.6	3 9.4	32 100.0
貸地・貸間等	10 25.6	10 25.6	16 41.0	3 7.7	39 100.0
物品の製造・販売	3 13.0	12 52.2	6 26.1	2 8.7	23 100.0
出版業	4 13.3	12 40.0	12 40.0	2 6.7	30 100.0
旅館・宿泊業	2 10.5	11 57.9	6 31.6	0 0.0	19 100.0
社会福祉	2 25.0	3 37.5	3 37.5	0 0.0	8 100.0
その他	5 38.5	4 30.8	4 30.8	0 0.0	13 100.0
合計（事業）	35 17.8	77 39.1	74 37.6	11 5.6	197 100.0

## 2) 所在地の規模

有効回答数（所在地の規模別の法人数）に占める事業実施率は、概ね人口規模が大きい地域が高い。

**表 3-3 事業実施法人の所在地の規模（今回と前回）**

**(表 1-3 ウ 関連)**

今回	事業実施法人	有効回答数	有効回答数に占める 事業実施率 (%)
町村（郡部）	4	18	22.2
人口 10万人未満の市	8	35	22.9
人口 10万人以上 30万人未満の市	7	36	19.4
人口 30万人以上 100万人未満の市	8	36	22.2
人口 100万人以上の市	26	55	47.3
東京都特別区（東京 23 区）	19	40	47.5
無回答	0	0	0.0
合計（法人）	72	220	32.7

前回	事業実施法人	有効回答数	有効回答数に占める 事業実施率 (%)
町村（郡部）	3	29	10.3
人口 10万人未満の市	11	35	31.2
人口 10万人以上 30万人未満の市	14	67	20.9
人口 30万人以上 100万人未満の市	17	52	32.7
人口 100万人以上の市	27	69	39.0
東京都特別区（東京 23 区）	24	52	46.3
無回答	1	9	11.1
合計（法人）	97	313	31.0

### 3) 信者数

包括宗教法人の信者数は、被包括宗教法人の信者数を含んでいるため、一般的に信者数は多い。

有効回答数（信者数別の法人数）に占める事業実施率は、概ね信者数の規模が大きい法人が高い。

**表3-4 事業実施法人の信者数（今回と前回）**

(表1-3才 関連)

今回	事業実施法人	有効回答数	有効回答数に占める 事業実施率 (%)
50人未満（～21世帯）	3	12	25.0
50人以上100人未満（22世帯～42世帯）	0	7	0.0
100人以上300人未満（43世帯～128世帯）	1	10	10.0
300人以上500人未満（129世帯～214世帯）	3	14	21.4
500人以上1000人未満（215世帯～429世帯）	4	23	17.4
1000人以上1万人未満（430世帯～4291世帯）	17	69	24.6
1万人以上10万人未満（4292世帯～42918世帯）	29	59	49.2
10万人（42919世帯）以上	15	25	60.0
無回答	0	1	0.0
合計（法人）	72	220	32.7

前回	事業実施法人	有効回答数	有効回答数に占める 事業実施率 (%)
50人未満（～21世帯）	0	11	0.0
50人以上100人未満（22世帯～42世帯）	2	7	28.6
100人以上300人未満（43世帯～128世帯）	1	14	7.1
300人以上500人未満（129世帯～214世帯）	3	14	21.4
500人以上1000人未満（215世帯～429世帯）	8	31	25.8
1000人以上1万人未満（430世帯～4291世帯）	28	101	27.7
1万人以上10万人未満（4292世帯～42918世帯）	26	78	33.3
10万人（42919世帯）以上	29	51	56.9
回答なし	0	6	0.0
合計（法人）	97	313	31.0

## 2 実施事業の状況

### 1) 事業数

包括宗教法人が行っている事業数は「1業種」が最も多い。

**表3-5 事業実施法人の事業数（今回と前回）**

(表1-3 力 関連)

	今回	(%)	前回	(%)
1業種	30	41.7	51	52.6
2業種	19	26.4	23	23.7
3業種	13	18.1	9	9.3
4業種	3	4.2	5	5.2
5業種	4	5.6	5	5.2
6業種	1	1.4	2	2.1
7業種以上	2	2.8	2	2.1
合計（法人）	72	100.0	97	100.0

### 2) 業種内容

事業実施法人が行う事業の業種は、「貸地・貸間等の不動産業」「駐車場」「出版業」「物品の製造・販売」が多い。

**表3-6 業種別の事業数（今回と前回）**

(表1-3 キ 関連)

	今回	(%)	前回	(%)
幼稚園・保育所・認定こども園	7	9.7	15	15.5
専修学校・各種学校	8	11.1	9	9.3
学習、茶華書道、音楽舞踊などの技芸教授業	3	4.2	2	2.1
靈園（境内墓地を除く）	7	9.7	7	7.2
結婚式場	1	1.4	0	0.0
駐車場	27	37.5	32	33.0
貸地・貸間等の不動産業	32	44.4	39	40.2
講堂、会議室等の席賃業	4	5.6	—	—
物品の製造・販売	20	27.8	23	23.7
出版業	21	29.2	30	30.9
旅館・宿泊業	4	5.6	19	19.6
飲食業	5	6.9	—	—
社会福祉・介護保険業	4	5.6	8	8.2
その他	15	20.8	13	13.4
無回答	2	2.8	0	0.0
合計（事業）	160	100.0	197	100.0

### 3) 事業の開始年

事業の開始年は、調査票に事業が始まった年の西暦での記入を求めたものを 10 年ごとの年代によって分類した。

表 3-7 事業の開始年（今回と前回）

(表 1-3 ケ 関連)

	今回	(%)	前回	(%)
1944 年まで	8	5.0	9	4.6
1945～1954 年	18	11.3	41	20.8
1955～1964 年	19	11.9	16	8.1
1965～1974 年	24	15.0	44	22.3
1975～1984 年	0	0.0	17	8.6
1985～1994 年	22	13.8	20	10.2
1995～2004 年	20	12.5	26	13.2
2005～2014 年	15	9.4	12	6.1
2015 年～	8	5.0	—	—
分類不能	7	4.4	—	—
無回答	19	11.9	12	6.1
合計（事業）	160	100.0	197	100.0

### 4) 事業を行う理由

事業実施法人が事業を行う理由は、「事業が法人の宗教活動に沿っているから」「宗教法人の財政基盤を強化し宗教活動に資するため」が多い。

表 3-8 事業を行う理由（今回と前回：複数回答）

(表 1-3 ケ 関連)

	今回	(%)	前回	(%)
宗教法人の財政基盤を強化し宗教活動に資するため	83	51.9	80	40.6
信者からの要請のため	53	33.1	79	40.1
社会や地域住民の要請のため	42	26.3	65	33.0
事業が法人の宗教活動に沿っているから	84	52.5	73	37.1
遊休施設や遊休地を活用するため	19	11.9	26	13.2
将来や不時に備えるため	12	7.5	3	1.5
他の宗教法人が行っているから	3	1.9	5	2.5
その他	6	3.8	24	12.2
無回答	1	0.6	—	—

(注 1) 本設問は複数回答。割合は実施事業数（今回 160 事業、前回 197 事業）に対するもの。

(注 2) 「事業が法人の宗教活動に沿っているから」は前回調査では「事業活動が宗教活動そのものだから」に該当。

## 5) 事業従事者等

表 3-9 事業従事者と宗教法人との関係（今回と前回：複数回答）  
 (表 1-3 セ 関連)

	今回	(%)	前回	(%)
代表役員	66	41.3	77	39.1
責任役員	39	24.4	67	34.0
宗教団体の信仰上の指導者	44	27.5	37	18.8
信者（氏子崇敬者、檀信徒、教徒、会員等）	78	48.8	84	42.6
代表役員及び責任役員の家族	11	6.9	12	6.1
信者の家族	7	4.4	4	2.0
信者ではない者（単に雇用関係のみ有する者）※	41	25.6	26	13.2
その他の関係	13	8.1	27	13.7
無回答	1	0.6	5	2.5

(注 1) 本設問は複数回答。割合は実施事業数（今回 160 事業、前回 197 事業）に対するもの。

(注 2) ※は前回「宗教法人となんら関係を有しない者」に該当。

表 3-10 事業従事者数と給与受給者数（今回と前回）  
 (表 1-3 ソ・タ 関連)

	今回				前回			
	従事者	(%)	給与 受給者	(%)	従事者	(%)	給与 受給者	(%)
1人	22	13.8	15	9.4	31	15.7	22	11.2
2人	16	10.0	12	7.5	25	12.7	28	14.2
3人	16	10.0	7	4.4	18	9.1	9	4.6
4人	20	12.5	16	10.0	6	3.0	4	2.0
5人～9人	39	24.4	32	20.0	36	18.3	35	17.8
10人～29人	26	16.3	17	10.6	53	26.9	34	17.3
30人～49人	5	3.1	1	0.6	10	5.1	8	4.1
50人以上	12	7.5	8	5.0	13	6.6	10	5.1
受給者なし※	—	—	45	28.1	—	—	37	18.8
無回答	4	2.5	7	4.4	5	2.5	10	5.1
合計（事業）	160	100.0	160	100.0	197	100.0	197	100.0

(注) ※は「事業会計から給与を受けているものはいない」の略

## 6) 事業歳入・事業歳出等

表3-11 事業歳入（今回と前回）

(表1-3 チ 関連)

	今回	(%)	前回	(%)
10万円未満	13	8.1	5	2.5
10万円以上50万円未満	10	6.3	3	1.5
50万円以上100万円未満	6	3.8	7	3.6
100万円以上200万円未満	10	6.3	11	5.6
200万円以上500万円未満	22	13.8	19	9.6
500万円以上1000万円未満	15	9.4	30	15.2
1000万円以上5000万円未満	39	24.4	56	28.4
5000万円以上1億円未満	14	8.8	23	11.7
1億円以上	27	16.9	38	19.3
無回答	4	2.5	5	2.5
合計（事業）	160	100.0	197	100.0

表3-12 事業歳出（今回と前回）

(表1-3 ド 関連)

	今回	(%)	前回	(%)
10万円未満	19	11.9	11	5.6
10万円以上50万円未満	8	5.0	7	3.6
50万円以上100万円未満	9	5.6	8	4.1
100万円以上200万円未満	10	6.3	11	5.6
200万円以上500万円未満	19	11.9	17	8.6
500万円以上1000万円未満	19	11.9	21	10.7
1000万円以上5000万円未満	35	21.9	58	29.4
5000万円以上1億円未満	16	10.0	22	11.2
1億円以上	23	14.4	36	18.3
無回答	2	1.3	6	3.0
合計（事業）	160	100.0	197	100.0

表3-13 収益を上げた場合の繰出額（今回と前回）

(表1-3 ニ 関連)

	今回	(%)	前回	(%)
10万円未満	9	5.6	5	2.5
10万円以上20万円未満	2	1.3	2	1.0
20万円以上50万円未満	7	4.4	8	4.1
50万円以上100万円未満	4	2.5	16	8.1
100万円以上1000万円未満	31	19.4	36	18.3
1000万円以上5000万円未満	15	9.4	17	8.6
5000万円以上	5	3.1	6	3.0
該当なし（収益は上がらなかった）	28	17.5	78	39.6
その他	0	0.0	10	5.1
無回答	59	36.9	19	9.6
合計（事業）	160	100.0	197	100.0

表3-14 収益を上げた場合の繰出先（今回と前回：複数回答）

(表1-3 ナ 関連)

	今回	(%)	前回	(%)
宗教法人の一般会計	72	45.0	103	52.3
宗教法人の特別会計（施設建設費など）	13	8.1	21	10.7
公益事業に投資	1	0.6	9	4.6
収益事業に投資	8	5.0	2	1.0
他法人の公益・収益事業へ寄附・投資	0	0.0	0	0.0
繰り出したことはない	23	14.4	76	38.6
収益は上がってない	52	32.5	—	—
無回答	2	1.3	6	3.0

(注) 本設問は複数回答。割合は実施事業数（今回 160 事業、前回 197 事業）に対するもの。

## 7) 新型コロナウイルスの業種別の影響

事業実施法人が行う事業について、実施法人数が多かった業種のうち、「貸地・貸間等」「駐車場」「出版業」「物品の製造・販売」について、歳入及び事業に対する新型コロナウイルスの影響は以下のとおり。

全体的に、「歳入への影響」は、「ほぼ変化はない」が多いが、「出版業」や「物品の製造・販売」では、「減少」が他の業種より高めである。また、「事業への影響」は、「現状維持を考えている」が多い。

## (1) 貸地・貸間等

表3-15 「貸地・貸間等」の系統別実施事業数（今回）  
 (表3-2 関連)

	実施事業数 (貸地・貸間等)	実施事業数 (全体)	実施率 (%)
神道系	7	25	28.0
仏教系	9	66	13.6
キリスト教系	13	56	23.2
諸教	3	13	23.1
合計（事業）	32	160	20.0

表3-15-1 新型コロナウイルスの「貸地・貸間等」歳入への影響（今回）  
 (表1-3 キ・ツ 関連)

	実施事業数 (貸地・貸間等)	実施事業数 (全体)	実施率 (%)
51%以上の増加	0	1	0.0
31%～50%の増加	1	3	33.3
30%未満の増加	0	3	0.0
ほぼ変化はない	25	72	34.7
30%未満の減少	4	39	10.3
31%～50%の減少	1	11	9.1
51%～70%の減少	1	11	9.1
70%以上の減少	0	14	0.0
無回答	0	6	0.0
合計（事業）	32	160	20.0

表3-15-2 新型コロナウイルスの「貸地・貸間等」事業への影響（今回）  
 (表1-3 キ・テ 関連)

	実施事業数 (貸地・貸間等)	実施事業数 (全体)	実施率 (%)
縮小又は廃業を考えている	1	4	25.0
業態転換を考えている	1	2	50.0
既に縮小した	0	9	0.0
事業の拡張を考えている又は既に拡張を実施した	1	4	25.0
現状維持を考えている	29	140	20.7
無回答	0	1	0.0
合計（事業）	32	160	20.0

## (2) 駐車場

表 3-16 「駐車場」の系統別実施事業数（今回）  
 (表 3-2 関連)

	実施事業数 (駐車場)	実施事業数 (全体)	実施率 (%)
神道系	7	25	28.0
仏教系	10	66	15.2
キリスト教系	10	56	17.9
諸教	0	13	0.0
合計（事業）	27	160	16.9

表 3-16-1 新型コロナウイルスの「駐車場」歳入への影響（今回）  
 (表 1-3 キ・ツ 関連)

	実施事業数 (駐車場)	実施事業数 (全体)	実施率 (%)
51%以上の増加	0	1	0.0
31%～50%の増加	0	3	0.0
30%未満の増加	1	3	33.3
ほぼ変化はない	18	72	25.0
30%未満の減少	3	39	7.7
31%～50%の減少	1	11	9.1
51%～70%の減少	1	11	9.1
70%以上の減少	0	14	0.0
無回答	3	6	50.0
合計（事業）	27	160	16.9

表 3-16-2 新型コロナウイルスの「駐車場」事業への影響（今回）  
 (表 1-3 キ・テ 関連)

	実施事業数 (駐車場)	実施事業数 (全体)	実施率 (%)
縮小又は廃業を考えている	0	4	0.0
業態転換を考えている	0	2	0.0
既に縮小した	2	9	22.2
事業の拡張を考えている又は 既に拡張を実施した	0	4	0.0
現状維持を考えている	24	140	17.1
無回答	1	1	100.0
合計（事業）	27	160	16.9

## (3) 出版業

表3-17 「出版業」の系統別実施事業数（今回）

(表3-2 関連)

	実施事業数 (出版業)	実施事業数 (全体)	実施率 (%)
神道系	1	25	4.0
仏教系	9	66	13.6
キリスト教系	9	56	16.1
諸教	2	13	15.4
合計（事業）	21	160	13.1

表3-17-1 新型コロナウイルスの「出版業」歳入への影響（今回）

(表1-3 キ・ツ 関連)

	実施事業数 (出版業)	実施事業数 (全体)	実施率 (%)
51%以上の増加	0	1	0.0
31%～50%の増加	1	3	33.3
30%未満の増加	0	3	0.0
ほぼ変化はない	3	72	4.2
30%未満の減少	11	39	28.2
31%～50%の減少	2	11	18.2
51%～70%の減少	1	11	9.1
70%以上の減少	2	14	14.3
無回答	1	6	16.7
合計（事業）	21	160	13.1

表3-17-2 新型コロナウイルスの「出版業」事業への影響（今回）

(表1-3 キ・テ 関連)

	実施事業数 (出版業)	実施事業数 (全体)	実施率 (%)
縮小又は廃業を考えている	2	4	50.0
業態転換を考えている	0	2	0.0
既に縮小した	1	9	11.1
事業の拡張を考えている又は既に拡張を実施した	0	4	0.0
現状維持を考えている	18	140	12.9
無回答	0	1	0.0
合計（事業）	21	160	13.1

## (4) 物品の製造・販売

表 3-18 「物品の製造・販売」の系統別実施事業数（今回）

(表 3-2 関連)

	実施事業数 (物品の製造・販売)	実施事業数 (全体)	実施率 (%)
神道系	3	25	12.0
仏教系	10	66	15.2
キリスト教系	5	56	8.9
諸教	2	13	15.4
合計（事業）	20	160	12.5

表 3-18-1 新型コロナウイルスの「物品の製造・販売」歳入への影響（今回）

(表 1-3 キ・ツ 関連)

	実施事業数 (物品の製造・販売)	実施事業数 (全体)	実施率 (%)
51%以上の増加	0	1	0.0
31%～50%の増加	0	3	0.0
30%未満の増加	0	3	0.0
ほぼ変化はない	7	72	9.7
30%未満の減少	5	39	12.8
31%～50%の減少	1	11	9.1
51%～70%の減少	5	11	45.5
70%以上の減少	2	14	14.3
無回答	0	6	0.0
合計（事業）	20	160	12.5

表 3-18-2 新型コロナウイルスの「物品の製造・販売」事業への影響（今回）

(表 1-3 キ・テ 関連)

	実施事業数 (物品の製造・販売)	実施事業数 (全体)	実施率 (%)
縮小又は廃業を考えている	0	4	0.0
業態転換を考えている	0	2	0.0
既に縮小した	1	9	11.1
事業の拡張を考えている又は 既に拡張を実施した	1	4	25.0
現状維持を考えている	18	140	12.9
無回答	0	1	0.0
合計（事業）	20	160	12.5

## 第4章 現況意識調査

### 1 現況意識調査の概要

第1章から第3章までに結果を記載した「宗教法人の行う事業調査」を補完するため、宗教法人を取り巻く様々な課題や新型コロナウイルス感染症による法人運営への影響等についての「現況意識調査」も同時に行つた。

「現況意識調査」は、「宗教法人の行う事業調査」に同封して発送したが、両調査は調査票が異なるため、回収状況に若干のずれが生じている。

### 2 送付及び回収状況

「現況意識調査」の送付及び回収状況は、表4-1のとおり。

表4-1 送付及び回収状況

区分	送付数	送付実数	有効回答数	有効回答率(%)
単位法人(10%抽出)	18,016	16,001	7,563	47.3
包括法人	396	389	222	57.1
合計	18,412	16,390	7,785	47.5

(注1) 有効回答率は送付実数に対する有効回答数の割合。

(注2) 「宗教法人の行う事業調査」では、有効回答数は、単位法人が7,536、包括法人が220、合計7,756であった。

### 3 集計結果

「現況意識調査」の単純集計結果は、表4-2のとおり。

表4-2 単純集計の結果一覧

#### ア 宗教法人が属する系統

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	神道系	3,406	45.0	71	32.0
2	仏教系	3,231	42.7	92	41.4
3	キリスト教系	256	3.4	43	19.4
4	諸教	670	8.9	16	7.2
	合計(法人)	7,563	100.0	222	100.0

#### イ 宗教法人の主たる事務所の所在地規模

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	町村(郡部)	2,180	28.8	17	7.7
2	人口10万人未満の市	2,321	30.7	37	16.7
3	人口10万人以上30万人未満の市	1,347	17.8	36	16.2
4	人口30万人以上100万人未満の市	1,033	13.7	40	18.0
5	人口100万人以上の市	478	6.3	53	23.9
6	東京都特別区(東京23区)	171	2.3	39	17.6
	無回答	33	0.4	0	0.0
	合計(法人)	7,563	100.0	222	100.0

## ウ 宗教法人の主たる事務所の所在地は過疎地域か

回答項目		単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	過疎地域である	3,221	42.6	25	11.3
2	過疎地域ではない	3,771	49.9	183	82.4
3	わからない	528	7.0	14	6.3
	無回答	43	0.6	0	0.0
	合計（法人）	7,563	100.0	222	100.0

## エ 宗教法人の信者数

回答項目		単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	50人未満（～21世帯）	2,077	27.5	12	5.4
2	50人以上100人未満（22世帯～42世帯）	1,319	17.4	8	3.6
3	100人以上300人未満（43世帯～128世帯）	1,983	26.2	12	5.4
4	300人以上500人未満（129世帯～214世帯）	838	11.1	12	5.4
5	500人以上1000人未満（215世帯～429世帯）	718	9.5	23	10.4
6	1000人以上1万人未満（430世帯～4291世帯）	492	6.5	69	31.1
7	1万人以上10万人未満（4292世帯～42918世帯）	66	0.9	59	26.6
8	10万人（42919世帯）以上	16	0.2	25	11.3
	無回答	54	0.7	2	0.9
	合計（法人）	7,563	100.0	222	100.0

## オ 最近1年間の一般会計の収入合計

回答項目		単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	なし	879	11.6	12	5.4
2	100万円未満	2,620	34.6	23	10.4
3	100万円以上300万円未満	1,273	16.8	21	9.5
4	300万円以上500万円未満	698	9.2	18	8.1
5	500万円以上1000万円未満	987	13.1	15	6.8
6	1000万円以上5000万円未満	818	10.8	48	21.6
7	5000万円以上1億円未満	53	0.7	25	11.3
8	1億円以上	62	0.8	54	24.3
	無回答	173	2.3	6	2.7
	合計（法人）	7,563	100.0	222	100.0

## カ-1 昨年1年間の主たる収入源 様数回答で1番目だったもの

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	本来の宗教活動による収入	6,065	80.2	182	82.0
2	代表役員個人の収入を法人に繰入	217	2.9	2	0.9
3	公益事業（幼稚園、保育所、霊園、老人ホーム等）からの収入	13	0.2	2	0.9
4	公益事業以外の事業（駐車場、貸地・貸間等、物品の製造・販売等の収益事業等）からの収入	145	1.9	9	4.1
5	法人名義の預貯金の利子・有価証券などによる金融収入	38	0.5	3	1.4
6	その他の収入	706	9.3	17	7.7
	無回答	379	5.0	7	3.2
	合計（法人）	7,563	100.0	222	100.0

## カ-2 昨年1年間の主たる収入源 様数回答で2番目だったもの

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	本来の宗教活動による収入	294	3.9	11	5.0
2	代表役員個人の収入を法人に繰入	891	11.8	13	5.9
3	公益事業（幼稚園、保育所、霊園、老人ホーム等）からの収入	84	1.1	8	3.6
4	公益事業以外の事業（駐車場、貸地・貸間等、物品の製造・販売等の収益事業等）からの収入	465	6.1	33	14.9
5	法人名義の預貯金の利子・有価証券などによる金融収入	661	8.7	38	17.1
6	その他の収入	371	4.9	11	5.0
	無回答	4,797	63.4	108	48.6
	合計（法人）	7,563	100.0	222	100.0

## カ-3 昨年1年間の主たる収入源 様数回答で3番目だったもの

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	本来の宗教活動による収入	28	0.4	4	1.8
2	代表役員個人の収入を法人に繰入	108	1.4	6	2.7
3	公益事業（幼稚園、保育所、霊園、老人ホーム等）からの収入	49	0.6	5	2.3
4	公益事業以外の事業（駐車場、貸地・貸間等、物品の製造・販売等の収益事業等）からの収入	120	1.6	9	4.1
5	法人名義の預貯金の利子・有価証券などによる金融収入	631	8.3	32	14.4
6	その他の収入	251	3.3	8	3.6
	無回答	6,376	84.3	158	71.2
	合計（法人）	7,563	100.0	222	100.0

## キ-1 昨年1年間の主たる支出 複数回答で1番目だったもの

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	住職、神職、教師等への人件費	3,826	50.6	124	55.9
2	負担金（宗費、上納金、志納金等）	1,376	18.2	8	3.6
3	他への寄付・助成	41	0.5	7	3.2
4	建物・境内地の維持・管理費	1,090	14.4	42	18.9
5	教化費	32	0.4	12	5.4
6	儀式・行事費（祭典、祭儀、法要等費）	883	11.7	13	5.9
7	子弟教育費（宗教上の子弟養成のための費用）	8	0.1	0	0.0
8	交際費	10	0.1	0	0.0
9	その他の費用	65	0.9	8	3.6
	無回答	232	3.1	8	3.6
	合計（法人）	7,563	100.0	222	100.0

## キ-2 昨年1年間の主たる支出 複数回答で2番目だったもの

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	住職、神職、教師等への人件費	674	8.9	23	10.4
2	負担金（宗費、上納金、志納金等）	2,070	27.4	8	3.6
3	他への寄付・助成	90	1.2	17	7.7
4	建物・境内地の維持・管理費	2,485	32.9	73	32.9
5	教化費	213	2.8	24	10.8
6	儀式・行事費（祭典、祭儀、法要等費）	1,074	14.2	44	19.8
7	子弟教育費（宗教上の子弟養成のための費用）	17	0.2	8	3.6
8	交際費	50	0.7	1	0.5
9	その他の費用	56	0.7	5	2.3
	無回答	834	11.0	19	8.6
	合計（法人）	7,563	100.0	222	100.0

## キ-3 昨年1年間の主たる支出 複数回答で3番目だったもの

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	住職、神職、教師等への人件費	603	8.0	11	5.0
2	負担金（宗費、上納金、志納金等）	1,149	15.2	2	0.9
3	他への寄付・助成	205	2.7	12	5.4
4	建物・境内地の維持・管理費	1,496	19.8	33	14.9
5	教化費	363	4.8	23	10.4
6	儀式・行事費（祭典、祭儀、法要等費）	1,981	26.2	72	32.4
7	子弟教育費（宗教上の子弟養成のための費用）	79	1.0	14	6.3
8	交際費	254	3.4	11	5.0
9	その他の費用	145	1.9	12	5.4
	無回答	1,288	17.0	32	14.4
	合計（法人）	7,563	100.0	222	100.0

## ク 新型コロナウイルスの影響が法人運営に総じて与えた影響

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	運営が立ち行かない程の甚大なマイナスの影響が出て いる	451	6.0	11	5.0
2	運営規模の縮小等のある程度のマイナスの影響が出て いる	5,638	74.5	188	84.7
3	全く影響はない	1,062	14.0	15	6.8
4	運営の活性化等のある程度のプラスの影響が出ている	34	0.4	1	0.5
5	運営について、かなりのプラスの影響が出ている	5	0.1	0	0.0
6	その他	114	1.5	2	0.9
	無回答	259	3.4	5	2.3
	合計（法人）	7,563	100.0	222	100.0

## ケ-a 新型コロナウイルスの影響（宗教活動）

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	増大	36	0.5	4	1.8
2	簡素化・減少	6,716	88.8	202	91.0
3	その他	428	5.7	8	3.6
	無回答	383	5.1	8	3.6
	合計（法人）	7,563	100.0	222	100.0

## ケ-b 新型コロナウイルスの影響（信者等の集会等への参加者）

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	増加	48	0.6	0	0.0
2	減少	6,446	85.2	207	93.2
3	その他	615	8.1	9	4.1
	無回答	454	6.0	6	2.7
	合計（法人）	7,563	100.0	222	100.0

## ケ-c 新型コロナウイルスの影響（社会に貢献する活動）

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	増加	118	1.6	4	1.8
2	減少	5,338	70.6	161	72.5
3	その他	1,538	20.3	47	21.2
	無回答	569	7.5	10	4.5
	合計（法人）	7,563	100.0	222	100.0

## ケ-d 新型コロナウイルスの影響（信者等数）

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	増加	114	1.5	1	0.5
2	減少	4,267	56.4	145	65.3
3	その他	2,637	34.9	64	28.8
	無回答	545	7.2	12	5.4
	合計（法人）	7,563	100.0	222	100.0

## ケ-e 新型コロナウイルスの影響（宗教活動の一般会計収入）

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1 増加		58	0.8	2	0.9
2 減少		5,717	75.6	179	80.6
3 その他		1,249	16.5	29	13.1
無回答		539	7.1	12	5.4
合計（法人）		7,563	100.0	222	100.0

## コ-a 新型コロナウイルス以前との増減（宗教活動）

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1 0%～30%		4,303	63.7	136	66.0
2 31%～50%		1,320	19.5	39	18.9
3 51%～70%		416	6.2	16	7.8
4 70%以上		296	4.4	11	5.3
無回答		417	6.2	4	1.9
合計		6,752	100.0	206	100.0

(注) 問ケ-a で 1 または 2 を回答した宗教法人のみが回答対象のため、回答数が表 4-1 の有効回答法人数（単位法人：7,563 法人、包括法人：222 法人）とは異なっている。

## コ-b 新型コロナウイルス以前との増減（信者等の集会等への参加者）

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1 0%～30%		2,841	43.7	100	48.3
2 31%～50%		918	14.1	33	15.9
3 51%～70%		463	7.1	13	6.3
4 70%以上		479	7.4	19	9.2
無回答		1,793	27.6	42	20.3
合計		6,494	100.0	207	100.0

(注) 問ケ-b で 1 または 2 を回答した宗教法人のみが回答対象のため、回答数が表 4-1 の有効回答法人数（単位法人：7,563 法人、包括法人：222 法人）とは異なっている。

## コ-c 新型コロナウイルス以前との増減（社会に貢献する活動）

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1 0%～30%		2,575	47.2	94	57.0
2 31%～50%		674	12.4	20	12.1
3 51%～70%		289	5.3	12	7.3
4 70%以上		380	7.0	7	4.2
無回答		1,538	28.2	32	19.4
合計		5,456	100.0	165	100.0

(注) 問ケ-c で 1 または 2 を回答した宗教法人のみが回答対象のため、回答数が表 4-1 の有効回答法人数（単位法人：7,563 法人、包括法人：222 法人）とは異なっている。

## コ-d 新型コロナウイルス以前との増減（信者等数）

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	0%～30%	2,473	56.4	93	63.7
2	31%～50%	416	9.5	15	10.3
3	51%～70%	100	2.3	3	2.1
4	70%以上	73	1.7	4	2.7
	無回答	1,319	30.1	31	21.2
	合計	4,381	100.0	146	100.0

(注) 問ケ-d で 1 または 2 を回答した宗教法人のみが回答対象のため、回答数が表 4-1 の有効回答法人数（単位法人：7,563 法人、包括法人：222 法人）とは異なっている。

## コ-e 新型コロナウイルス以前との増減（宗教活動の一般会計収入）

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	0%～30%	2,846	49.3	102	56.4
2	31%～50%	873	15.1	25	13.8
3	51%～70%	250	4.3	9	5.0
4	70%以上	162	2.8	8	4.4
	無回答	1,644	28.5	37	20.4
	合計	5,775	100.0	181	100.0

(注) 問ケ-e で 1 または 2 を回答した宗教法人のみが回答対象のため、回答数が表 4-1 の有効回答法人数（単位法人：7,563 法人、包括法人：222 法人）とは異なっている。

## サ 新型コロナウイルスに対する対応（複数回答）

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	宗教活動の活動自粛	5,496	72.7	167	75.2
2	感染防止のための消毒液や換気設備の設置・使用	5,486	72.5	195	87.8
3	宗教施設等の開放時間の短縮、開門時間の短縮等	1,490	19.7	111	50.0
4	法要や礼拝等のＩＴ活用によるリモート化の推進	453	6.0	70	31.5
5	信者信徒との関係情報の連絡強化	971	12.8	54	24.3
6	経営基盤強化のための、寄附等のお願い	83	1.1	5	2.3
7	特に対応していない	631	8.3	4	1.8
8	その他	177	2.3	3	1.4
	無回答	178	2.4	5	2.3

(注) 複数回答。割合は有効回答法人数（単位法人：7,563 法人、包括法人：222 法人）に対するもの。

## シ リモートによる活動の進捗（複数回答）

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	信者等の礼拝等の行事・集会等をリモート参加可能にした	457	6.0	74	33.3
2	責任役員会等の法人運営に関する会議をリモート参加可能とした	295	3.9	81	36.5
3	境内地・境内建物への参拝等をリモート実施できる環境を整えた	123	1.6	14	6.3
4	授与品・賽銭等に関してのキャッシュレス決済の導入又は導入の検討を実施した	113	1.5	18	8.1
5	特段進んでいない	6,249	82.6	112	50.5
6	その他	257	3.4	9	4.1
	無回答	406	5.4	6	2.7

（注）複数回答。割合は有効回答法人数（単位法人：7,563 法人、包括法人：222 法人）に対するもの。

## ス 新型コロナウイルスに対する政府及び地方公共団体の対応について望むこと（複数回答）

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	法人運営への助言、相談窓口の設置	1,095	14.5	45	20.3
2	税金・社会保険等の納付の猶予	783	10.4	22	9.9
3	事所備付書類提出の猶予	663	8.8	24	10.8
4	特になし	5,138	67.9	144	64.9
5	その他	236	3.1	3	1.4
	無回答	346	4.6	6	2.7

（注）複数回答。割合は有効回答法人数（単位法人：7,563 法人、包括法人：222 法人）に対するもの。

## セ IT機器等の活用（複数回答）

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	参拝者が自由に使用できるよう、境内地・境内建物等にフリーWi-Fi を整備している	460	6.1	46	20.7
2	リモートでの活動を進めるため、オンラインミーティングソフトなどを導入している	454	6.0	75	33.8
3	事務所備付け書類などの法人活動に関するデータ・書類の電子化を進めている	1,341	17.7	67	30.2
4	書類の作成のためパソコン等を利用している	4,043	53.5	162	73.0
5	授与品・賽銭等に関してのキャッシュレス決済を導入している	80	1.1	13	5.9
6	宝物や調度品などをデジタルアーカイブ化している	69	0.9	8	3.6
7	パソコン等のIT機器は利用していない	2,491	32.9	32	14.4
8	その他	218	2.9	3	1.4
	無回答	576	7.6	7	3.2

（注）複数回答。割合は有効回答法人数（単位法人：7,563 法人、包括法人：222 法人）に対するもの。

## ソ 人口減少の影響

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	運営が立ち行かない程の甚大なマイナスの影響が出ている	724	9.6	6	2.7
2	運営規模の縮小等の運営にある程度のマイナスの影響が出ている	5,205	68.8	183	82.4
3	全く影響はない	1,066	14.1	18	8.1
4	運営の活性化等のある程度のプラスの影響が出ている	20	0.3	0	0.0
5	運営について、かなりのプラスの影響が出ている	5	0.1	0	0.0
6	その他	204	2.7	9	4.1
	無回答	339	4.5	6	2.7
	合計（法人）	7,563	100.0	222	100.0

## タ 人口減少の影響（具体的な内容）（複数回答）

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	祭、法要、礼拝等の宗教活動の縮減	3,886	51.4	90	40.5
2	信者等数が減少している	4,943	65.4	169	76.1
3	宗教活動（一般会計）収入の減少	4,251	56.2	149	67.1
4	寄附等の収入が減っている	2,350	31.1	87	39.2
5	宗教施設の維持ができない	1,098	14.5	23	10.4
6	宗教施設の管理者が、兼務・無住となっている	1,161	15.4	64	28.8
7	影響は出でていない	821	10.9	12	5.4
8	その他	143	1.9	5	2.3
	無回答	329	4.4	6	2.7

(注) 複数回答。割合は有効回答法人数（単位法人：7,563 法人、包括法人：222 法人）に対するもの。

## チ 施設が大きく被災した際に重要だと考えている再建の対策（複数回答）

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	積立金の設置や保険への加入等の法人の自力での再建	4,797	63.4	152	68.5
2	包括団体の支援	3,235	42.8	51	23.0
3	包括団体以外の外部の支援	1,580	20.9	32	14.4
4	行政の公的支援	3,144	41.6	99	44.6
5	わからない	968	12.8	21	9.5
6	その他	160	2.1	6	2.7
	無回答	280	3.7	5	2.3

(注) 複数回答。割合は有効回答法人数（単位法人：7,563 法人、包括法人：222 法人）に対するもの。

## ツ 過去5年程の間の自然災害による被災の有無

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	被災したことない	4,591	60.7	98	44.1
2	被災したが、再建・補修済である	2,232	29.5	102	45.9
3	被災し、未再建・未補修だが、目処が立っている	156	2.1	10	4.5
4	被災し、再建の目処が立っていない	174	2.3	3	1.4
5	その他	102	1.3	3	1.4
	無回答	308	4.1	6	2.7
	合計（法人）	7,563	100.0	222	100.0

## テ 宗教活動以外に行っている社会貢献活動等について（複数回答）

	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	保育所、幼稚園、児童養護施設など児童の福祉の増進に関する事業経営	153	2.0	31	14.0
2	養護老人ホーム、特別養護老人ホームなど老人の扶助を目的とした事業経営	26	0.3	16	7.2
3	身体障害者更生施設等の経営、身体障害者の扶助を目的とした事業経営	9	0.1	6	2.7
4	小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校等の教育機関の事業経営	24	0.3	15	6.8
5	婦人保護施設の経営、困難な状況に置かれた女性の扶助を目的とした事業経営（一時保護施設・シェルター等）	9	0.1	1	0.5
6	診療所、病院等など医療機関の事業経営	8	0.1	7	3.2
7	生活困窮者の生活を扶助する活動（炊出し・配食活動、フードバンチャー等）	144	1.9	22	9.9
8	放課後学童クラブ、スカウト活動	112	1.5	14	6.3
9	社会的孤立を防ぐ目的の活動（子ども食堂、患者の会、がんサロン、介護者カフェ等）	146	1.9	23	10.4
10	チャプレン、臨床宗教師等の活動	53	0.7	23	10.4
11	駅、街等の清掃活動	538	7.1	12	5.4
12	教誨師、篤志面接員、保護司等の活動	603	8.0	46	20.7
13	民生委員、児童委員等の活動	601	7.9	29	13.1
14	PTA、教育委員など教育に係わる活動	754	10.0	35	15.8
15	消防、治安の維持等に係わる活動（消防団、地域の見回り、子どもの通学時の安全誘導等）	791	10.5	28	12.6
16	伝統文化、地域文化等の保存活動	1,284	17.0	49	22.1
17	自殺防止に係わる活動（電話やEメールによる自殺防止相談）	96	1.3	14	6.3
18	災害時のボランティア活動	908	12.0	59	26.6
19	災害時の食料等備蓄の防災・減災活動（檀信徒や地域住民、一時帰宅困難者用の食料等備蓄）	266	3.5	46	20.7
20	緑化、温暖化の防止など環境に関する活動	399	5.3	22	9.9
21	海外の教育、医療等の援助活動	130	1.7	17	7.7
22	海外からの労働者・留学生への相談窓口、生活支援等の活動	47	0.6	9	4.1
23	その他	368	4.9	14	6.3
24	行っていない	3,436	45.4	71	32.0
	無回答	551	7.3	11	5.0

(注) 複数回答。割合は有効回答法人数（単位法人：7,563 法人、包括法人：222 法人）に対するもの。

## ト 10年後の活動状況について、現状と比較した展望

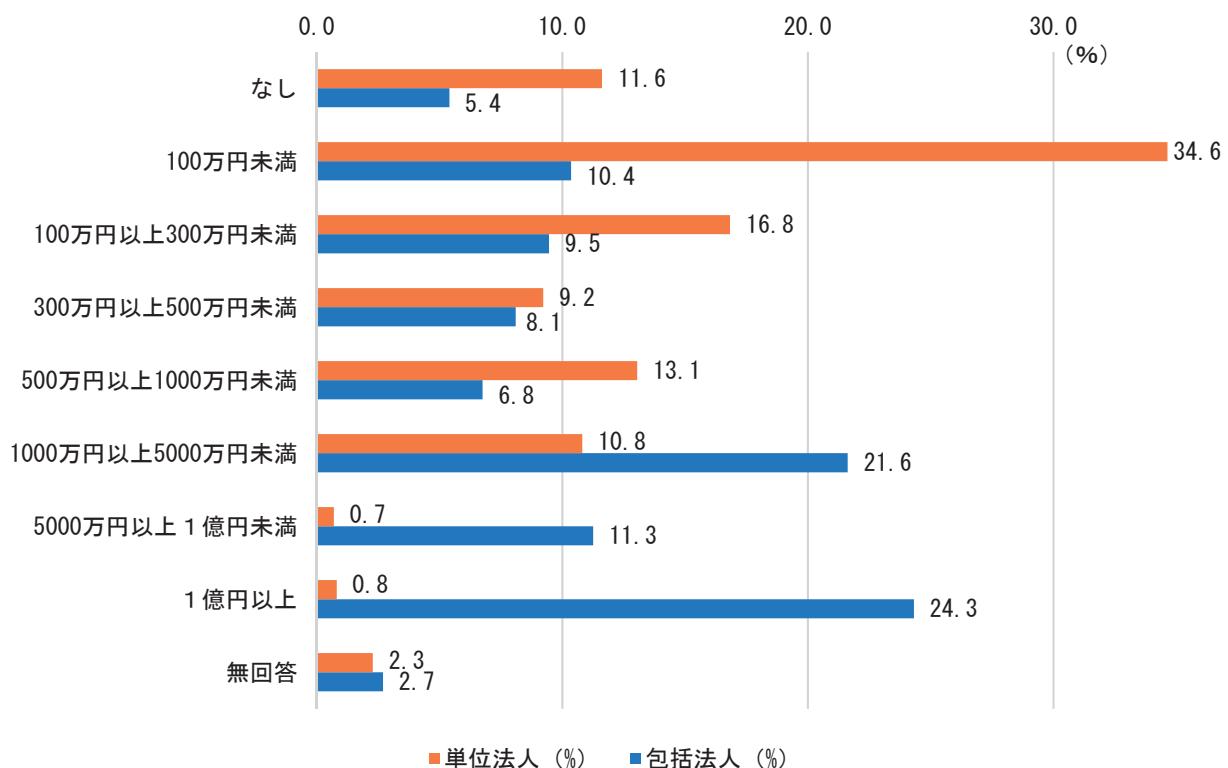
	回答項目	単位法人		包括法人	
		回答数	(%)	回答数	(%)
1	かなり活発になっている	73	1.0	7	3.2
2	やや活発になっている	234	3.1	18	8.1
3	同程度に活動している	1,327	17.5	65	29.3
4	やや停滞している	2,045	27.0	61	27.5
5	大きく停滞している	1,907	25.2	35	15.8
6	その他	156	2.1	7	3.2
	無回答	1,821	24.1	29	13.1
	合計（法人）	7,563	100.0	222	100.0

#### 4 結果の詳細

基本的な結果は表4-2の「単純集計の結果一覧」とおりであるが、以下、いくつかの事項について図表化ないしクロス集計を行ったものを記載する。

##### 1) 宗教法人の収入合計

図4-1 最近1年間の一般会計の収入合計（単位・包括宗教法人）  
(表4-2 オ・関連)



（注）割合は有効回答法人数（単位法人：7,563法人、包括法人：222法人）に対するもの。

表4-3 最近1年間の一般会計の収入合計と単位宗教法人の系統  
(表4-2 ア・オ・関連)

	神道系	(%)	仏教系	(%)	キリスト教系	(%)	諸教	(%)	合計	(%)
なし	706	20.7	137	4.2	8	3.1	28	4.2	879	11.6
100万円未満	1,829	53.7	615	19.0	10	3.9	166	24.8	2,620	34.6
100万円以上 300万円未満	385	11.3	636	19.7	38	14.8	214	31.9	1,273	16.8
300万円以上 500万円未満	126	3.7	417	12.9	51	19.9	104	15.5	698	9.2
500万円以上 1000万円未満	123	3.6	709	21.9	72	28.1	83	12.4	987	13.1
1000万円以上 5000万円未満	109	3.2	596	18.4	69	27.0	44	6.6	818	10.8
5000万円以上 1億円未満	25	0.7	21	0.6	1	0.4	6	0.9	53	0.7
1億円以上	28	0.8	25	0.8	2	0.8	7	1.0	62	0.8
回答なし	75	2.2	75	2.3	5	2.0	18	2.7	173	2.3
合計（法人）	3,406	100.0	3,231	100.0	256	100.0	670	100.0	7,563	100.0

表 4-4 所在地の規模別の単位宗教法人の収入の分布

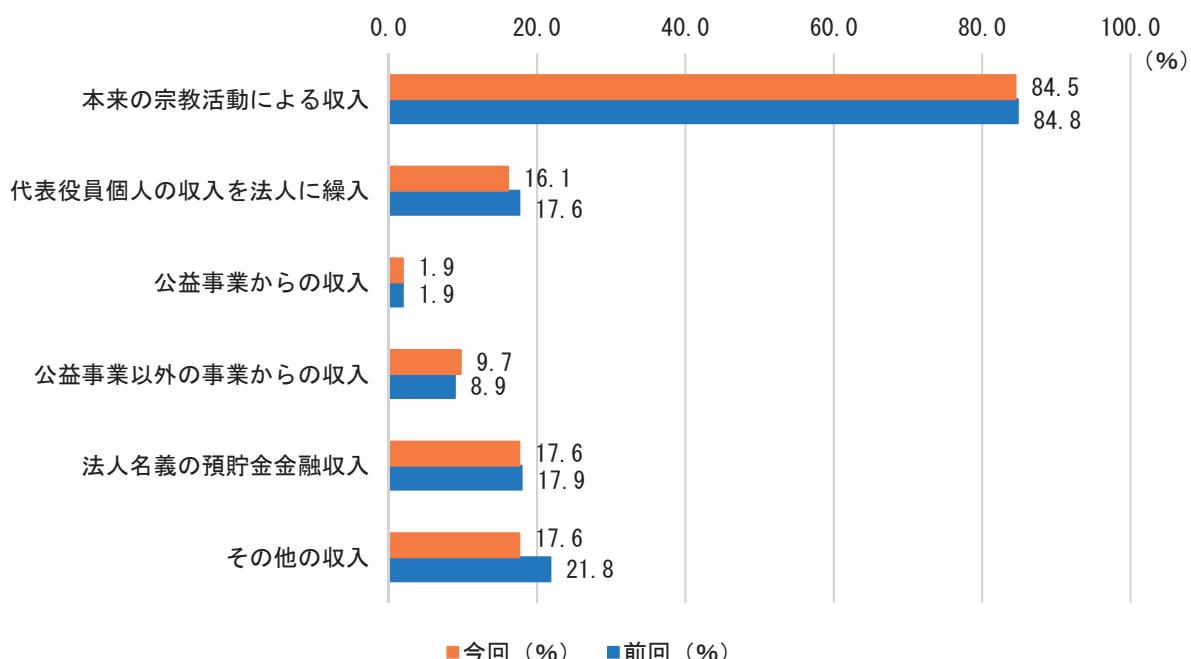
(表 4-2 イ・オ 関連)

	なし	100 万円 未満	100 万円 以上	300 万円 以上	500 万円 以上	1000 万円 以上	5000 万円 以上	1億 円以 上	回答 なし	合計
町村（郡部）	452	951	310	147	183	87	5	3	42	2,180
人口 10万人未満の市	254	851	439	220	277	200	10	13	57	2,321
人口 10万人以上 30万人未満の市	71	409	249	152	231	179	16	13	27	1,347
人口 30万人以上 100万人未満の市	82	295	186	100	164	160	10	17	19	1,033
人口 100万人以上の市	13	88	71	66	94	125	7	9	5	478
東京都特別区（東京 23 区）	5	21	17	10	36	66	5	7	4	171
回答なし	2	5	1	3	2	1	0	0	19	33
合計（法人）	879	2,620	1,273	698	987	818	53	62	173	7,563

## 2) 宗教法人の主たる収入源

宗教法人の主たる収入源を多い順に三つ挙げてもらった合計は以下のとおり。

**図 4-2 単位宗教法人の主たる収入源（今回と前回：複数回答）  
(表 4-2 カー1～カー3 関連)**



(注) 多い順に三つの選択肢の合計。割合は有効回答法人数（単位法人：今回 7,563 法人・前回 9,501 法人、包括法人：222 法人）に対するもの。

**表 4-5 宗教法人の主たる収入源（今回と前回）（単位・包括宗教法人：複数回答）  
(表 4-2 カー1～カー3 関連)**

	単位法人				包括法人	
	今回 (合計)	(%)	前回 (合計)	(%)	合計	(%)
本来の宗教活動による収入	6,387	84.5	8,061	84.8	197	88.7
代表役員個人の収入を法人に繰入	1,216	16.1	1,674	17.6	21	9.5
公益事業（幼稚園、保育所、靈園、老人ホーム等）からの収入	146	1.9	178	1.9	15	6.8
公益事業以外の事業（駐車場、貸地・貸間等、物品の製造・販売等の収益事業等）からの収入	730	9.7	850	8.9	51	23.0
法人名義の預貯金の利子・有価証券などによる金融収入	1,330	17.6	1,704	17.9	73	32.9
その他の収入	1,328	17.6	2,073	21.8	36	16.2

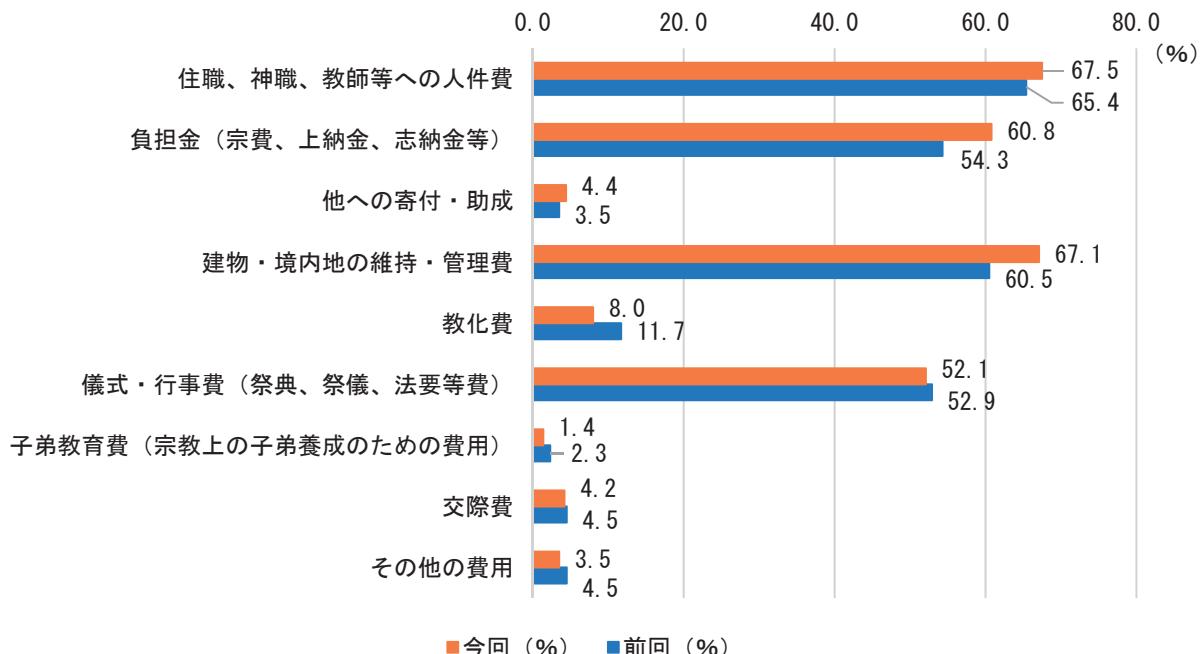
(注) 多い順に三つの選択肢の合計。割合は有効回答法人数（単位法人：今回 7,563 法人・前回 9,501 法人、包括法人：222 法人）に対するもの。

### 3) 宗教法人の主たる支出先

宗教法人の最近1年間の主たる支出先を多い順に三つ挙げてもらった合計は以下のとおり。

図4-3 単位宗教法人の主たる支出先（今回と前回：複数回答）

(表4-2 キー1～キー3 関連)



(注) 多い順に三つの選択肢の合計。割合は有効回答法人数（単位法人：今回 7,563 法人・前回 9,501 法人、包括法人：222 法人）に対するもの。

表4-6 宗教法人の主たる支出先（今回と前回）（単位・包括宗教法人：複数回答）

(表4-2 キー1～キー3 関連)

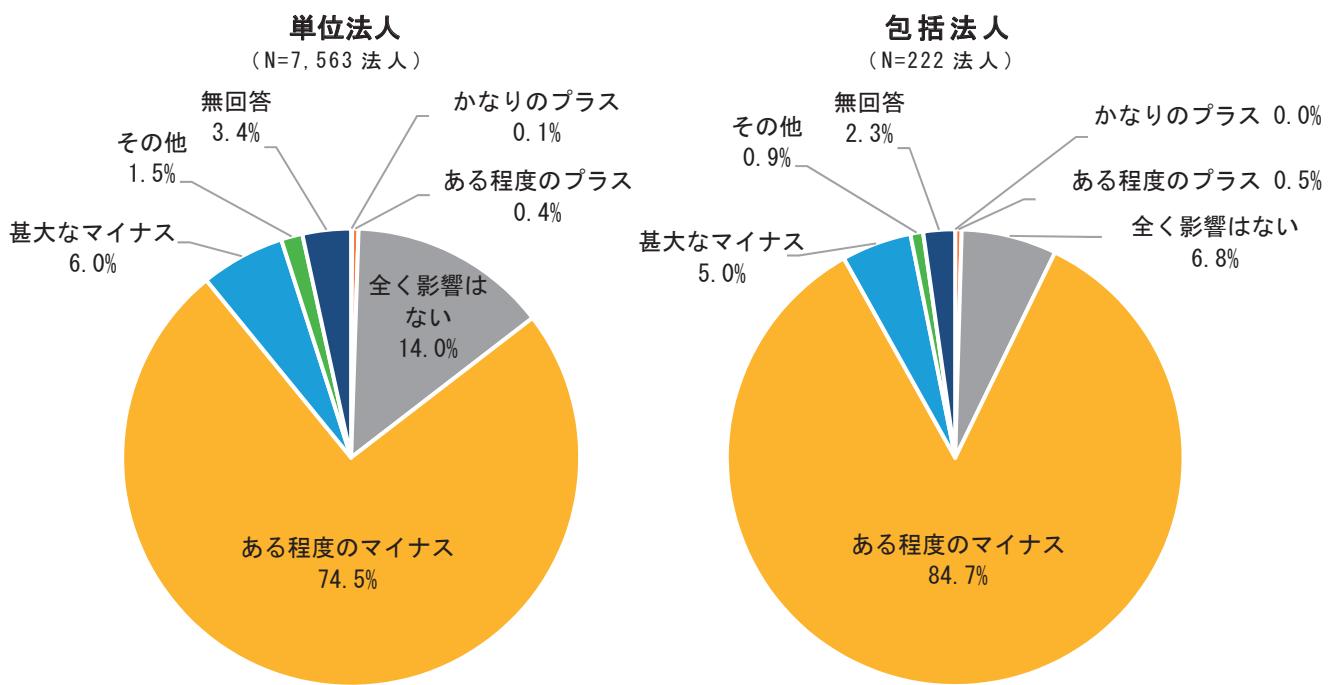
今回	単位法人				包括法人	(%)
	今回 (合計)	(%)	前回 (合計)	(%)		
住職、神職、教師等への人件費	5,103	67.5	6,214	65.4	158	71.2
負担金（宗費、上納金、志納金等）	4,595	60.8	5,156	54.3	18	8.1
他への寄付・助成	336	4.4	336	3.5	36	16.2
建物・境内地の維持・管理費	5,071	67.1	5,750	60.5	148	66.7
教化費	608	8.0	1,113	11.7	59	26.6
儀式・行事費（祭典、祭儀、法要等費）	3,938	52.1	5,029	52.9	129	58.1
子弟教育費（宗教上の子弟養成のための費用）	104	1.4	219	2.3	22	9.9
交際費	314	4.2	424	4.5	12	5.4
その他の費用	266	3.5	432	4.5	25	11.3

(注) 多い順に三つの選択肢の合計。割合は有効回答法人数（単位法人：今回 7,563 法人・前回 9,501 法人、包括法人：222 法人）に対するもの。

#### 4) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響により法人運営等にどのような影響が生じているのか等について質問した。

**図 4-4 新型コロナウイルスの影響が法人運営に総じて与えた影響（単位・包括宗教法人）  
(表 4-2 ク 関連)**



#### (1) 個別の影響

新型コロナウイルスによる法人運営への個別の影響について「宗教活動」、「信者等の集会等への参加者」、「社会に貢献する活動」、「信者数等」、「宗教活動の一般会計収入」について質問した。

**表 4-7 新型コロナウイルスの法人運営への個別の影響（単位・包括宗教法人）  
(表 4-2 ケ-a～ケ-e 関連)**

		増大・ 増加	(%)	簡素化 ・減少	(%)	その他	(%)	無回答	(%)	合計
宗教活動	単位法人	36	0.5	6,716	88.8	428	5.7	383	5.1	7,563
	包括法人	4	1.8	202	91.0	8	3.6	8	3.6	222
信者等の集会等 への参加者	単位法人	48	0.6	6,446	85.2	615	8.1	454	6.0	7,563
	包括法人	0	0.0	207	93.2	9	4.1	6	2.7	222
社会に 貢献する活動	単位法人	118	1.6	5,338	70.6	1,538	20.3	569	7.5	7,563
	包括法人	4	1.8	161	72.5	47	21.2	10	4.5	222
信者等数	単位法人	114	1.5	4,267	56.4	2,637	34.9	545	7.2	7,563
	包括法人	1	0.5	145	65.3	64	28.8	12	5.4	222
宗教活動の 一般会計収入	単位法人	58	0.8	5,717	75.6	1,249	16.5	539	7.1	7,563
	包括法人	2	0.9	179	80.6	29	13.1	12	5.4	222

図 4-5 新型コロナウイルスの法人運営への個別の影響（宗教活動）  
 (表 4-2 ケ-a 関連)

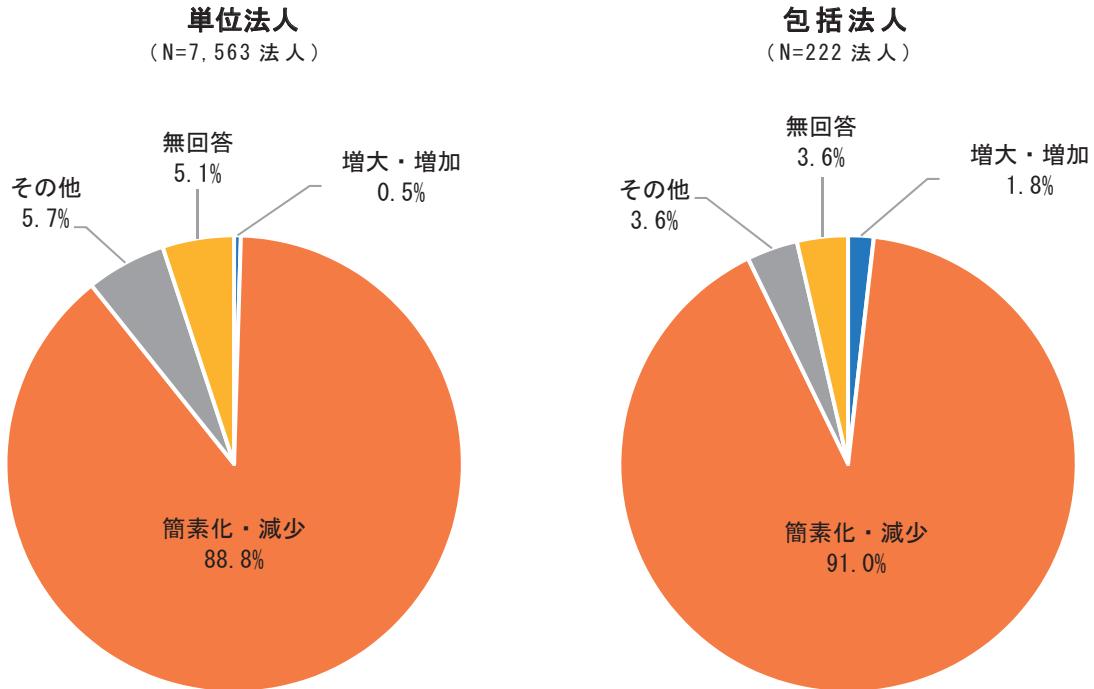


図 4-6 新型コロナウイルスの法人運営への個別の影響（信者等の集会等への参加者）  
 (表 4-2 ケ-b 関連)

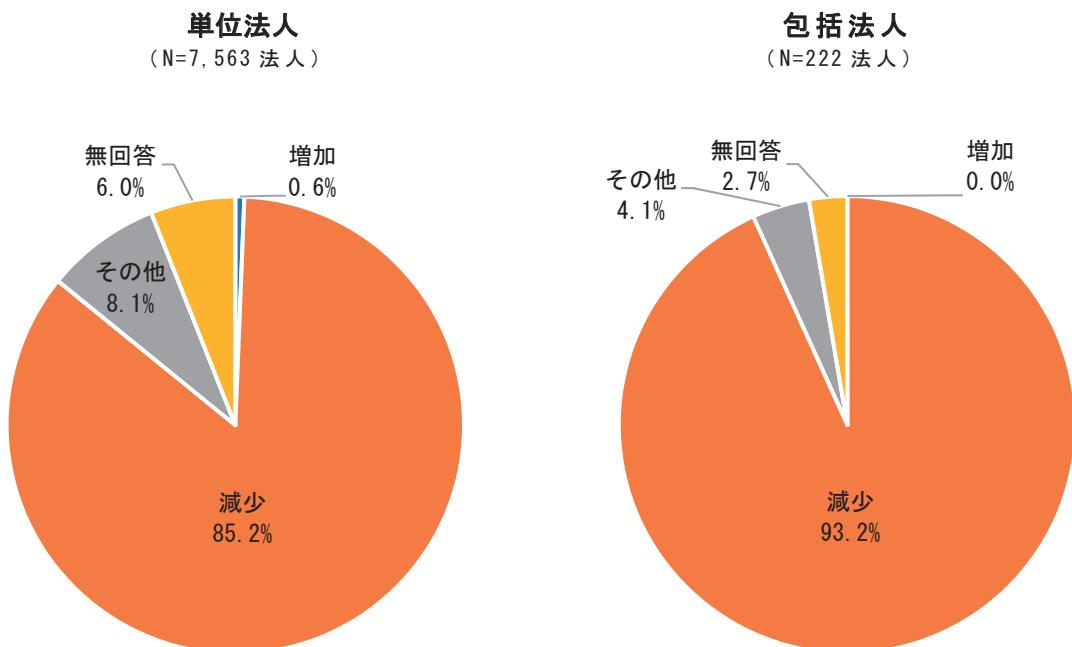


図 4-7 新型コロナウイルスの法人運営への個別の影響（社会に貢献する活動）  
(表 4-2 ケ-c 関連)

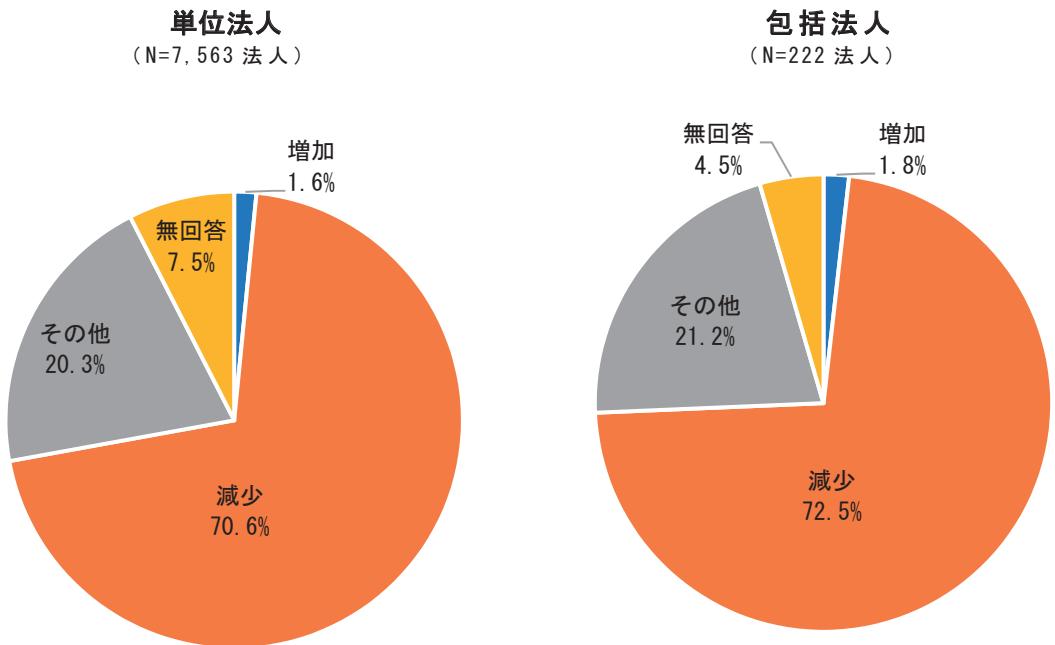


図 4-8 新型コロナウイルスの法人運営への個別の影響（信者等数）  
(表 4-2 ケ-d 関連)

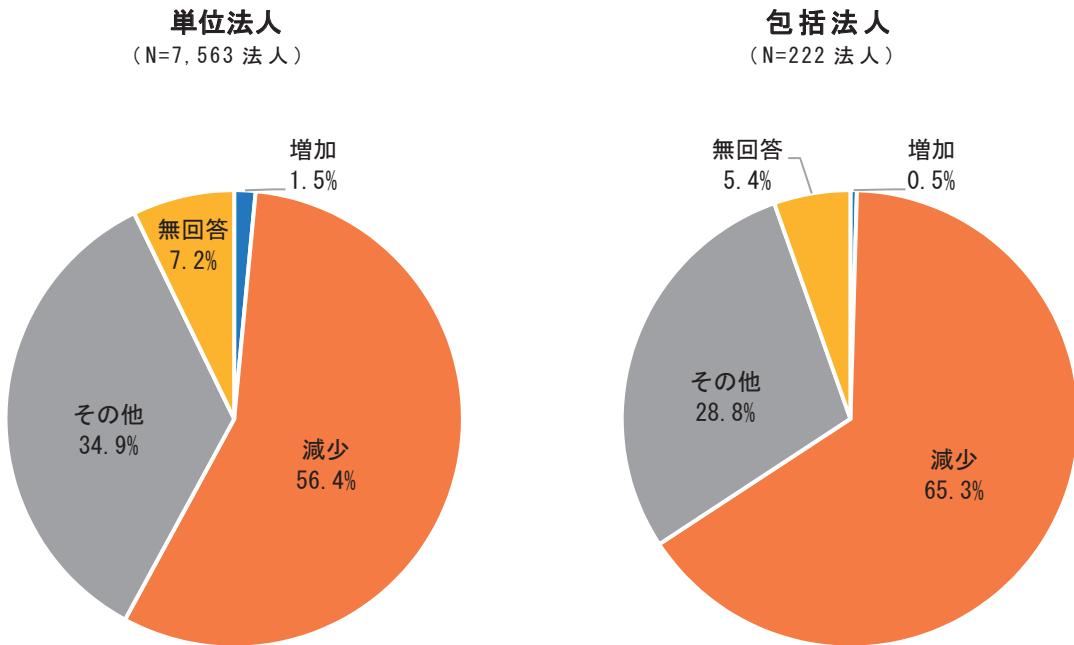


図4-9 新型コロナウイルスの法人運営への個別の影響（宗教活動の一般会計収入）  
(表4-2 ケ-e 関連)

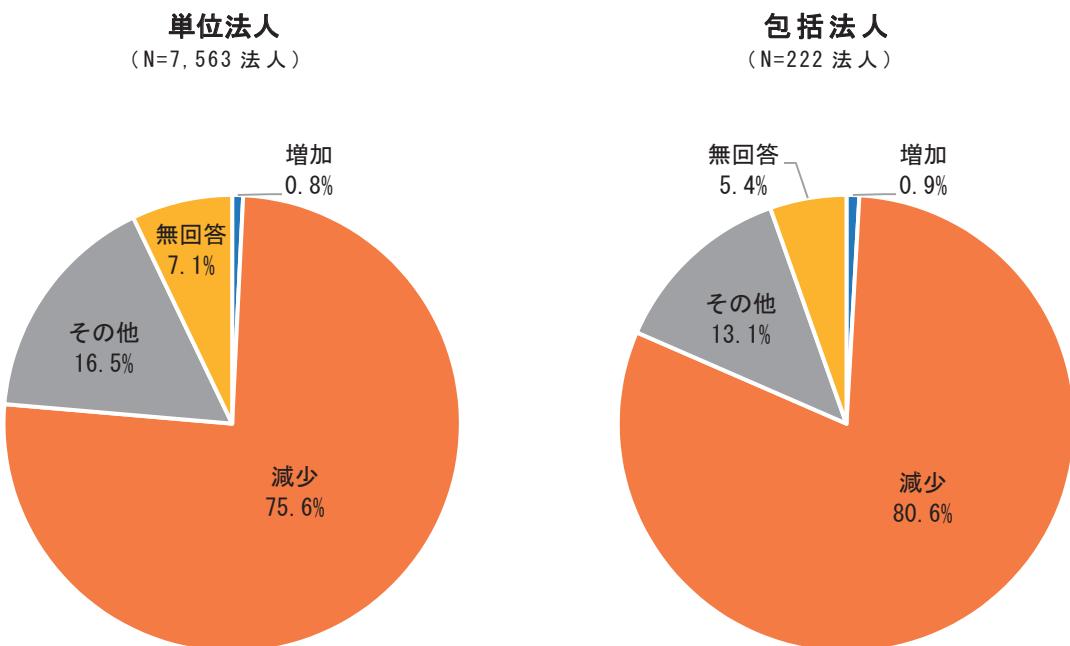


表4-8 新型コロナウイルス以前と比較した増減の程度（宗教活動）

(表4-2 ケ-a・コ-a 関連)

		0%～30%	31%～50%	51%～70%	70%以上	回答なし	合計
増大・増加	単位法人	14	7	3	7	5	36
		38.9%	19.4%	8.3%	19.4%	13.9%	100.0%
	包括法人	3	0	0	0	1	4
		75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	100.0%
簡素化・減少	単位法人	4,289	1,313	413	289	412	6,716
		63.9%	19.6%	6.1%	4.3%	6.1%	100.0%
	包括法人	133	39	16	11	3	202
		65.8%	19.3%	7.9%	5.4%	1.5%	100.0%

表4-9 新型コロナウイルス以前と比較した増減の程度（信者等の集会等への参加者）

(表4-2 ケ-b・コ-b 関連)

		0%～30%	31%～50%	51%～70%	70%以上	回答なし	合計
増加	単位法人	38	1	0	2	7	48
		79.2%	2.1%	0.0%	4.2%	14.6%	100.0%
	包括法人	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
減少	単位法人	2,803	917	463	477	1,786	6,446
		43.5%	14.2%	7.2%	7.4%	27.7%	100.0%
	包括法人	100	33	13	19	42	207
		48.3%	15.9%	6.3%	9.2%	20.3%	100.0%

表4-10 新型コロナウイルス以前と比較した増減の程度（社会に貢献する活動）

(表4-2 ケ-c・コ-c 関連)

		0%～30%	31%～50%	51%～70%	70%以上	回答なし	合計
増加	単位法人	70	12	7	6	23	118
		59.3%	10.2%	5.9%	5.1%	19.5%	100.0%
	包括法人	3	0	0	0	1	4
		75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	100.0%
減少	単位法人	2,505	662	282	374	1,515	5,338
		46.9%	12.4%	5.3%	7.0%	28.4%	100.0%
	包括法人	91	20	12	7	31	161
		56.5%	12.4%	7.5%	4.3%	19.3%	100.0%

表4-11 新型コロナウイルス以前と比較した増減の程度（信者等数）

(表4-2 ケ-d・コ-d 関連)

		0%～30%	31%～50%	51%～70%	70%以上	回答なし	合計
増加	単位法人	91	3	1	2	17	114
		79.8%	2.6%	0.9%	1.8%	14.9%	100.0%
	包括法人	0	0	0	0	1	1
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
減少	単位法人	2,382	413	99	71	1,302	4,267
		55.8%	9.7%	2.3%	1.7%	30.5%	100.0%
	包括法人	93	15	3	4	30	145
		64.1%	10.3%	2.1%	2.8%	20.7%	100.0%

表4-12 新型コロナウイルス以前と比較した増減の程度（宗教活動の一般会計収入）

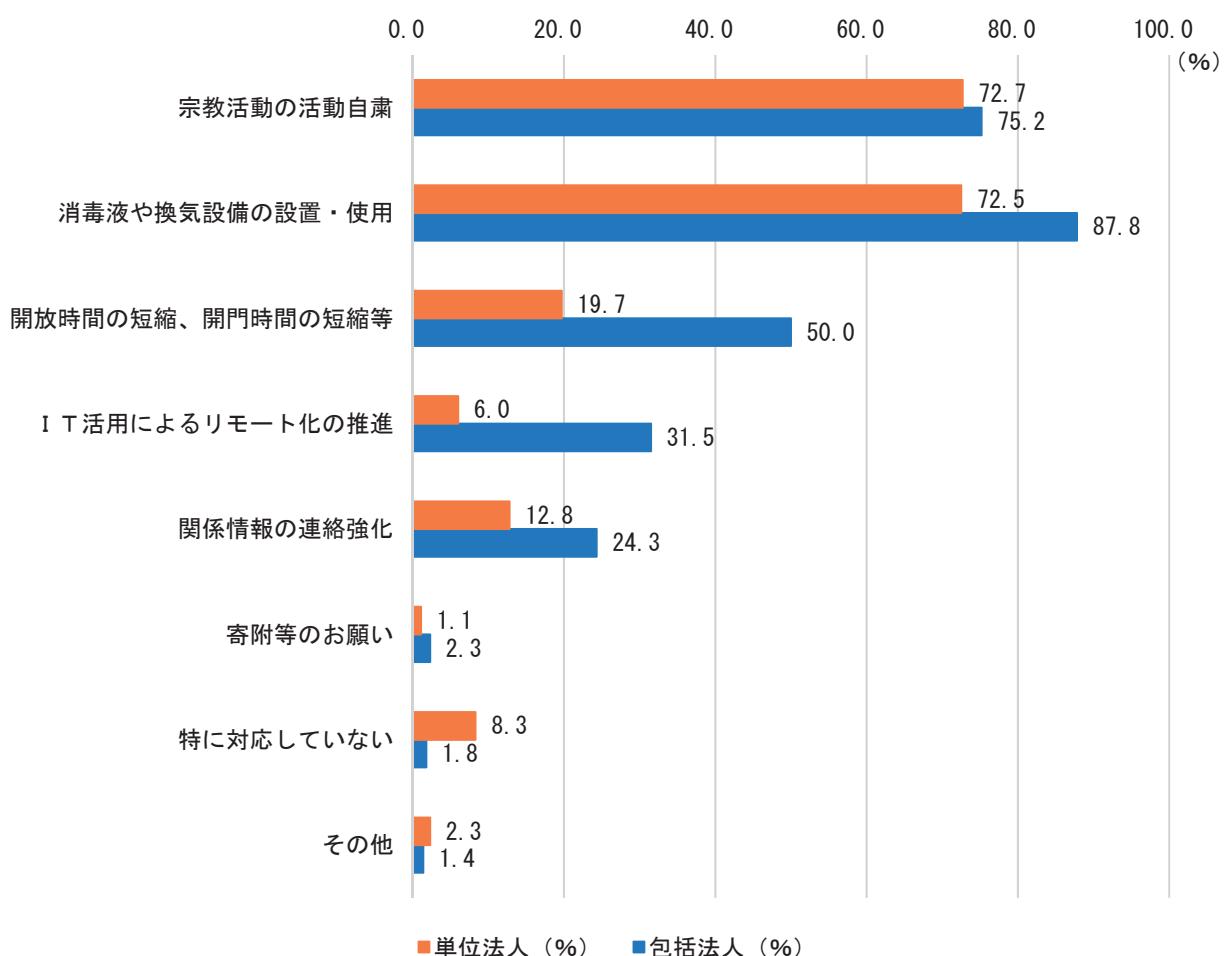
(表4-2 ケ-e・コ-e 関連)

		0%～30%	31%～50%	51%～70%	70%以上	回答なし	合計
増加	単位法人	44	4	0	1	9	58
		75.9%	6.9%	0.0%	1.7%	15.5%	100.0%
	包括法人	2	0	0	0	0	2
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
減少	単位法人	2,802	869	250	161	1,635	5,717
		49.0%	15.2%	4.4%	2.8%	28.6%	100.0%
	包括法人	100	25	9	8	37	179
		55.9%	14.0%	5.0%	4.5%	20.7%	100.0%

図4-10 新型コロナウイルスに対する対応

(単位・包括宗教法人：複数回答)

(表4-2 サ 関連)

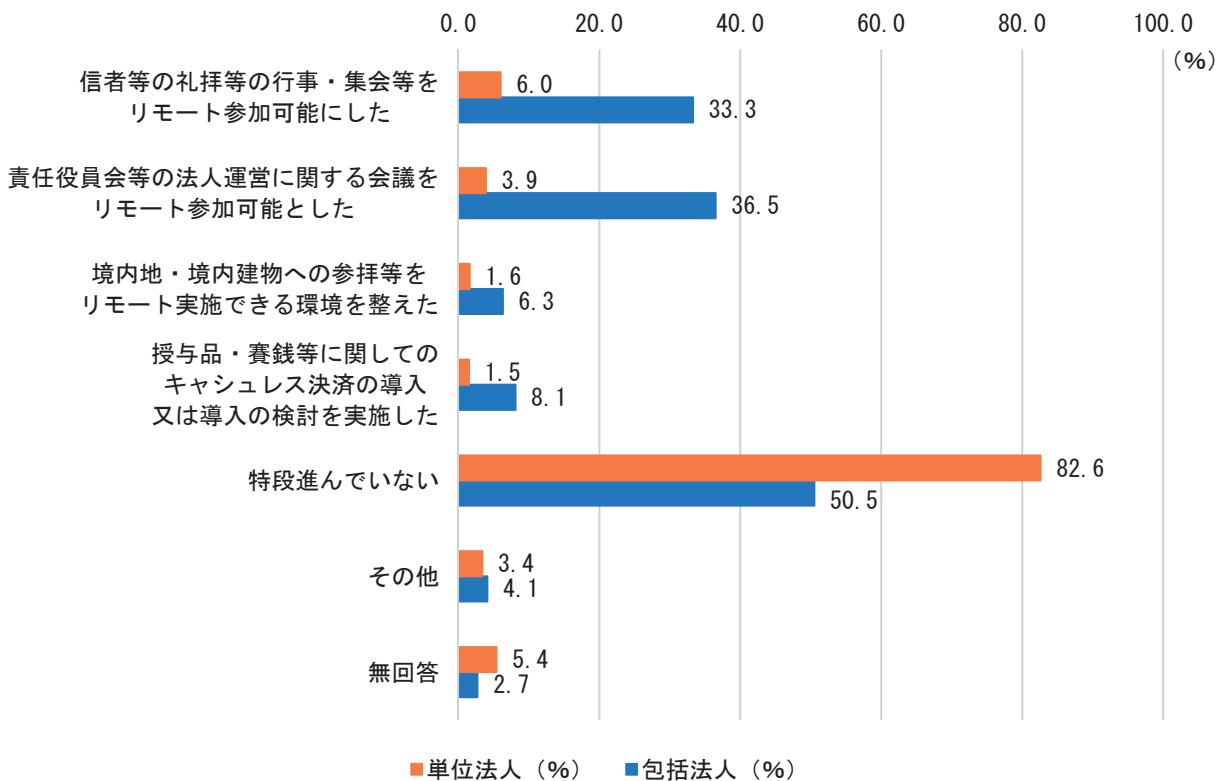


(注) 複数回答。割合は有効回答法人数（単位法人：7,563 法人、包括法人：222 法人）に対するもの。

図4-11 リモートによる活動の進捗

(単位・包括宗教法人：複数回答)

(表4-2 シ 関連)

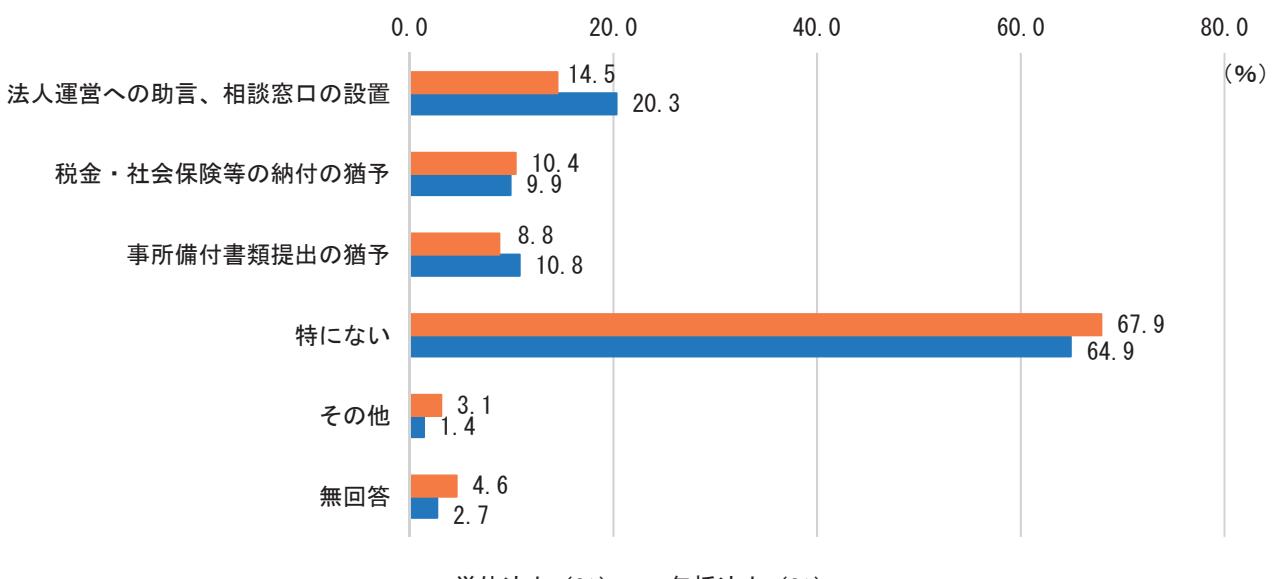


(注) 複数回答。割合は有効回答法人数（単位法人：7,563 法人、包括法人：222 法人）に対するもの。

図4-12 新型コロナウイルスに対する政府及び地方公共団体の対応について望むこと

(単位・包括宗教法人：複数回答)

(表4-2 ス 関連)



(注) 複数回答。割合は有効回答法人数（単位法人：7,563 法人、包括法人：222 法人）に対するもの。

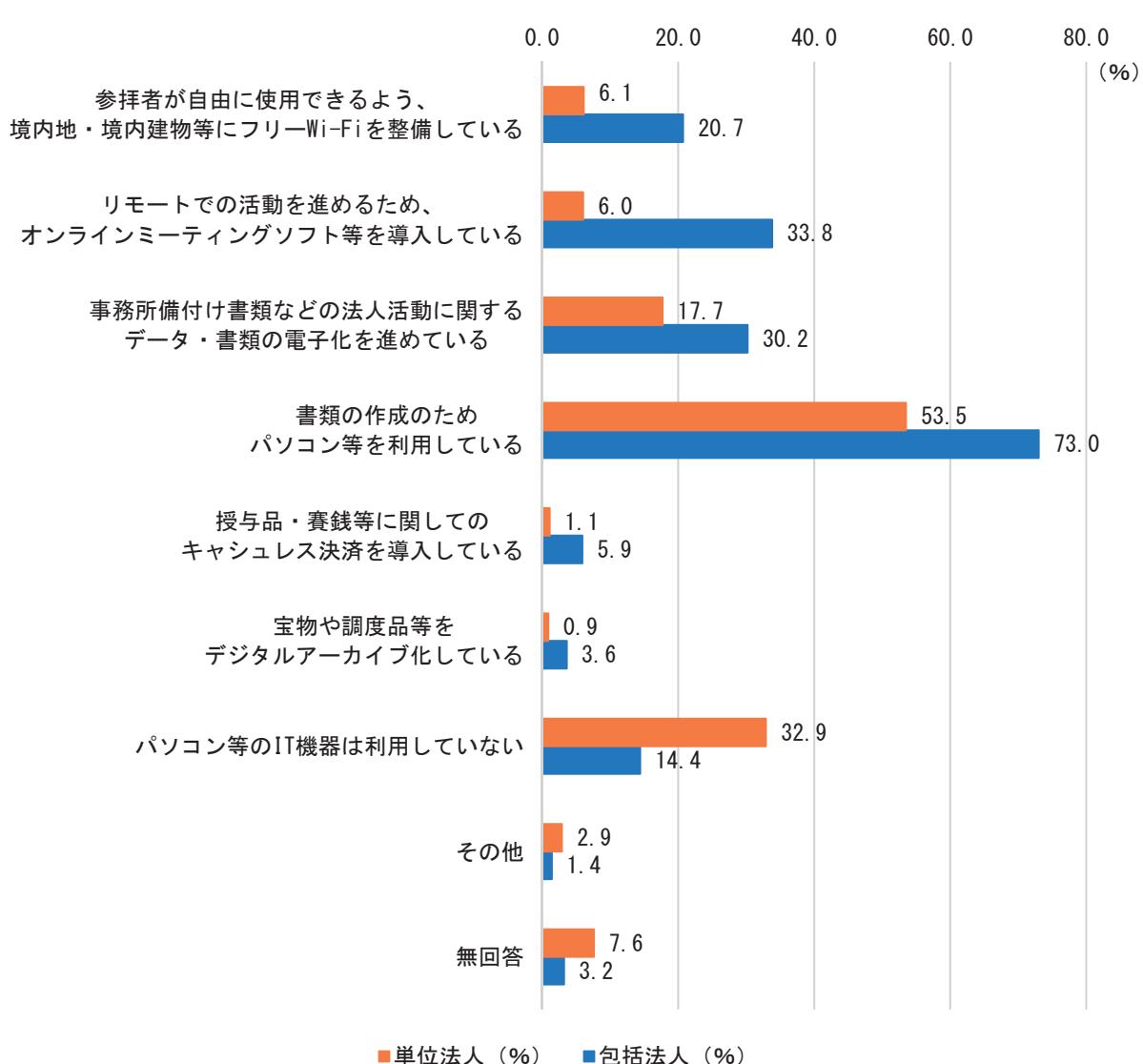
## 5) その他

近年の社会情勢の急激な変化との関連でいくつか質問した。

### (1) IT機器等の活用

図4-13 IT機器等の活用  
(単位・包括宗教法人：複数回答)

(表4-2 セ 関連)



(注) 複数回答。割合は有効回答法人数（単位法人：7,563 法人、包括法人：222 法人）に対するもの。

## (2) 人口減少の影響

表 4-13 人口減少の影響（単位宗教法人の系統別）

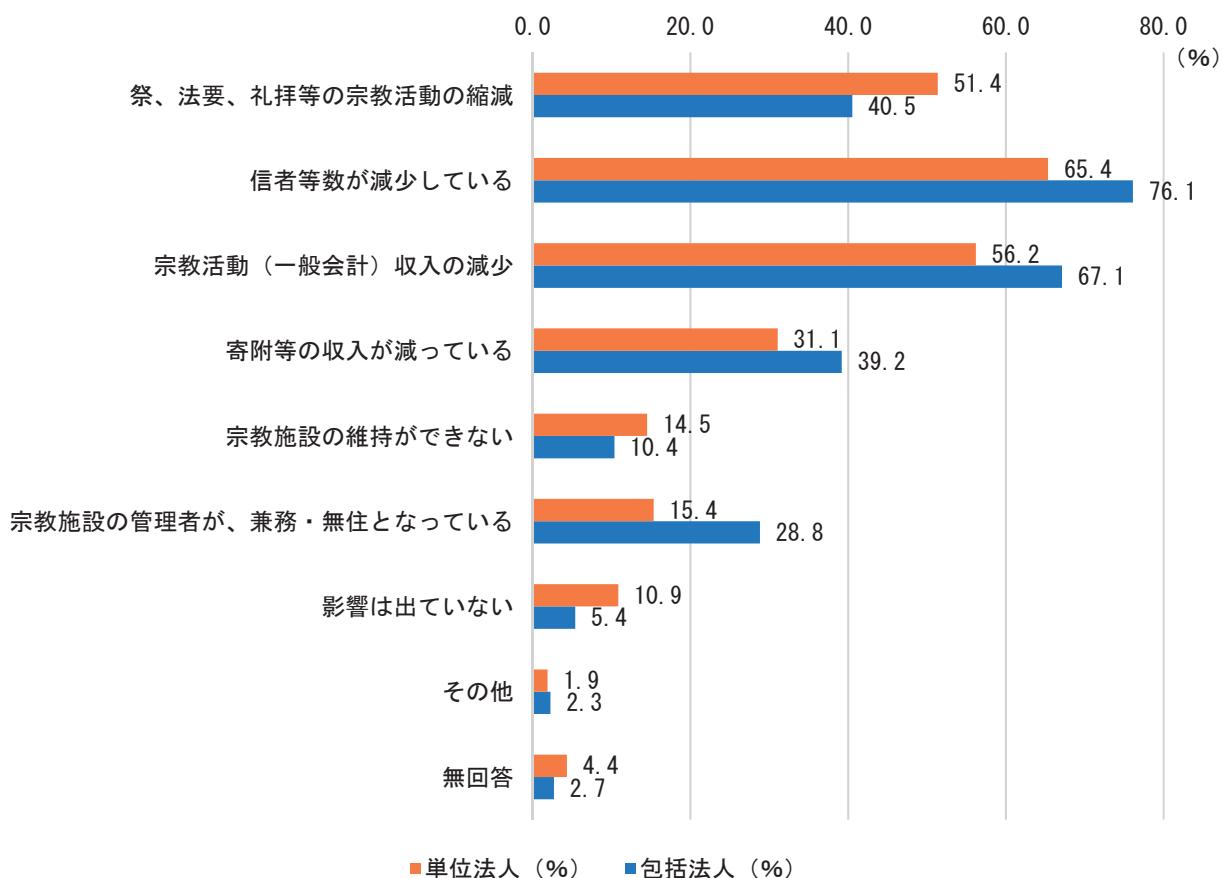
(表 4-2 ア・ソ 関連)

	神道系	仏教系	キリスト教系	諸教	合計
甚大なマイナスの影響	383	280	12	49	724
	11.2%	8.7%	4.7%	7.3%	9.6%
ある程度のマイナスの影響	2,202	2,397	132	474	5,205
	64.7%	74.2%	51.6%	70.7%	68.8%
全く影響はない	505	376	97	88	1,066
	14.8%	11.6%	37.9%	13.1%	14.1%
ある程度のプラスの影響	7	7	4	2	20
	0.2%	0.2%	1.6%	0.3%	0.3%
かなりのプラスの影響	1	1	1	2	5
	0.0%	0.0%	0.4%	0.3%	0.1%
その他	99	77	5	23	204
	2.9%	2.4%	2.0%	3.4%	2.7%
回答なし	209	93	5	32	339
	6.1%	2.9%	2.0%	4.8%	4.5%
合計	3,406	3,231	256	670	7,563
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図 4-14 人口減少の影響がどのように出ているか

(単位・包括宗教法人：複数回答)

(表 4-2 タ 関連)



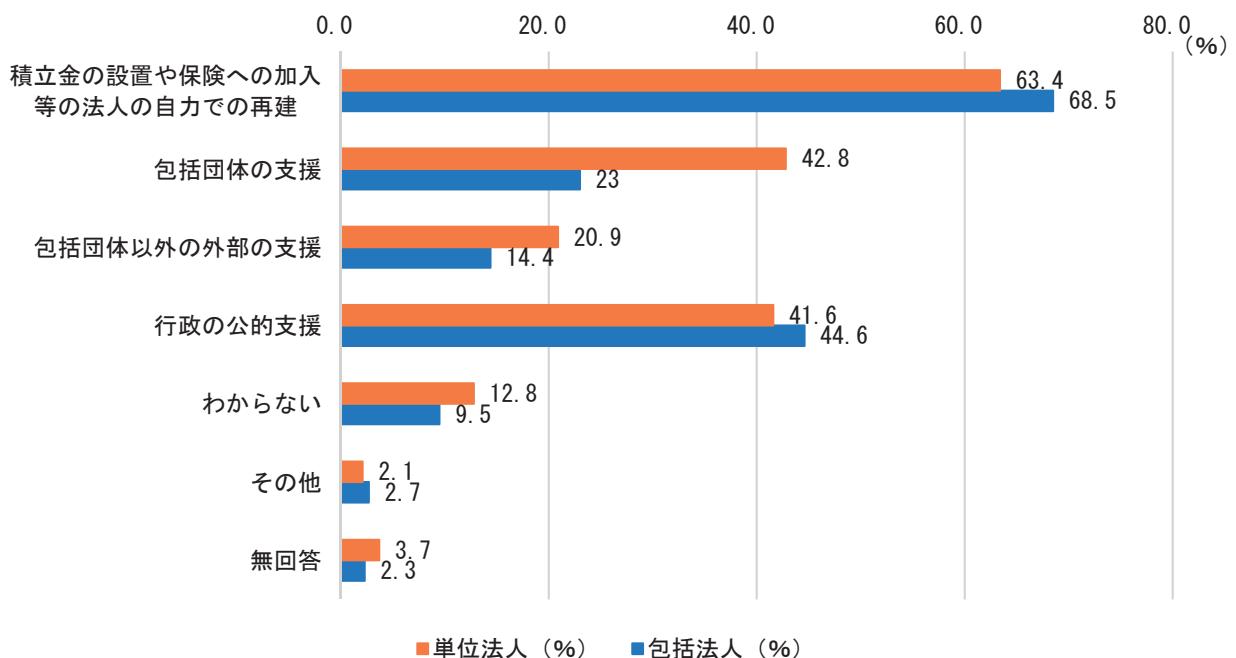
(注) 複数回答。割合は有効回答法人数（単位法人：7,563 法人、包括法人：222 法人）に対するもの。

## (3) 災害

図 4-15 施設が大きく被災した際に重要だと考えている再建の対策

(単位・包括宗教法人：複数回答)

(表 4-2 チ 関連)

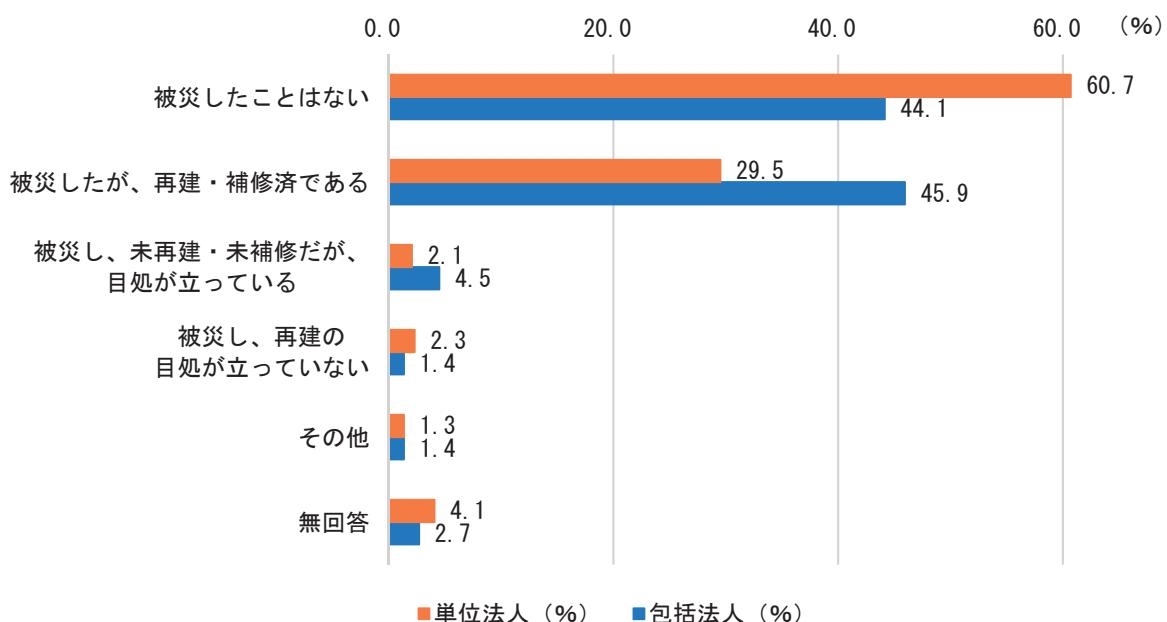


(注) 複数回答。割合は有効回答法人数（単位法人：7,563 法人、包括法人：222 法人）に対するもの。

図 4-16 過去 5 年程の間の自然災害による被災の有無

(単位・包括宗教法人)

(表 4-2 ツ 関連)

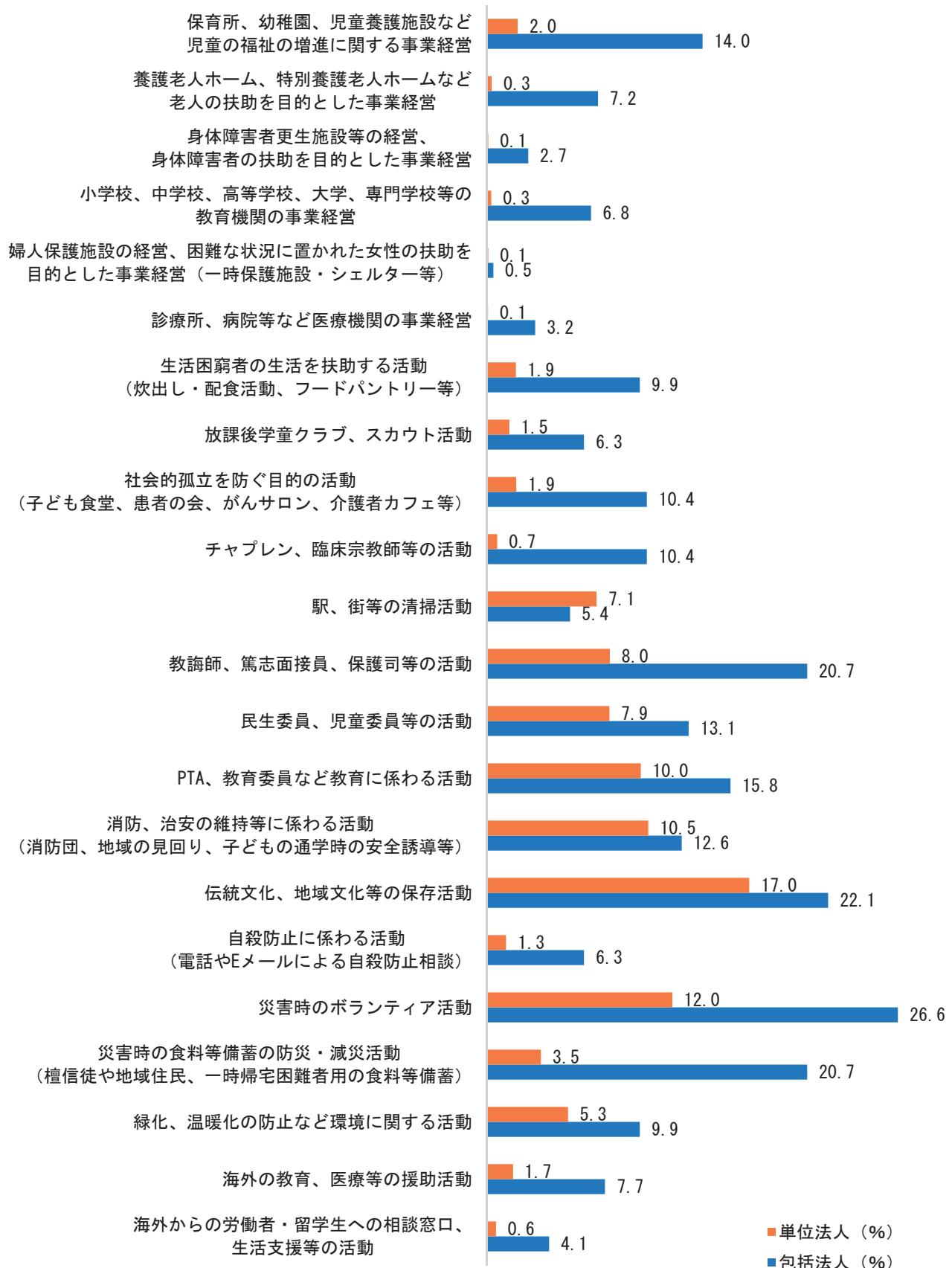


(注) 割合は有効回答法人数（単位法人：7,563 法人、包括法人：222 法人）に対するもの。

## (4) 社会貢献活動

図4-17 宗教活動以外に行っている社会貢献活動等について

(単位・包括宗教法人：複数回答) (表4-2 テ 関連)



(注1) 複数回答。割合は有効回答法人数（単位法人：7,563 法人、包括法人：222 法人）に対するもの。  
(注2) 「その他」、「行っていない」、「無回答」の割合は「表4-2 テ」を参照。

## (5) 10年後の展望

図4-18 10年後の活動状況について、現状と比較した展望

(単位・包括宗教法人)

(表4-2 ト 関連)

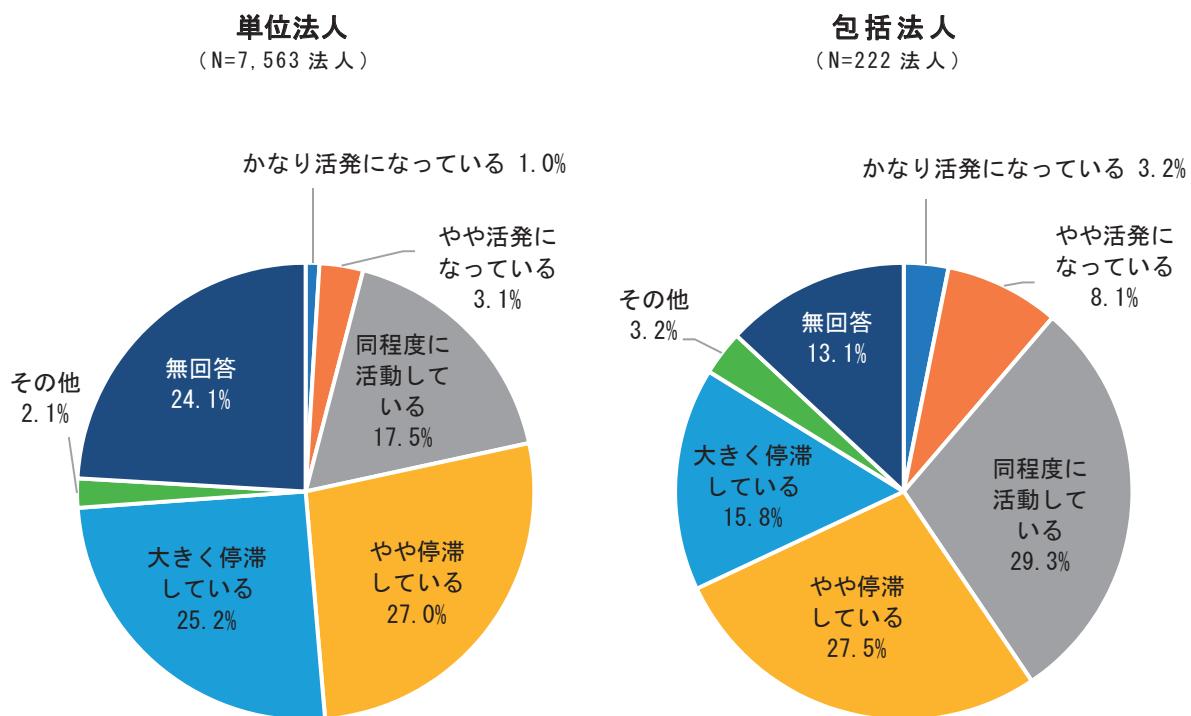


表4-14 10年後の活動状況について、現状と比較した展望

(単位宗教法人の系統別)

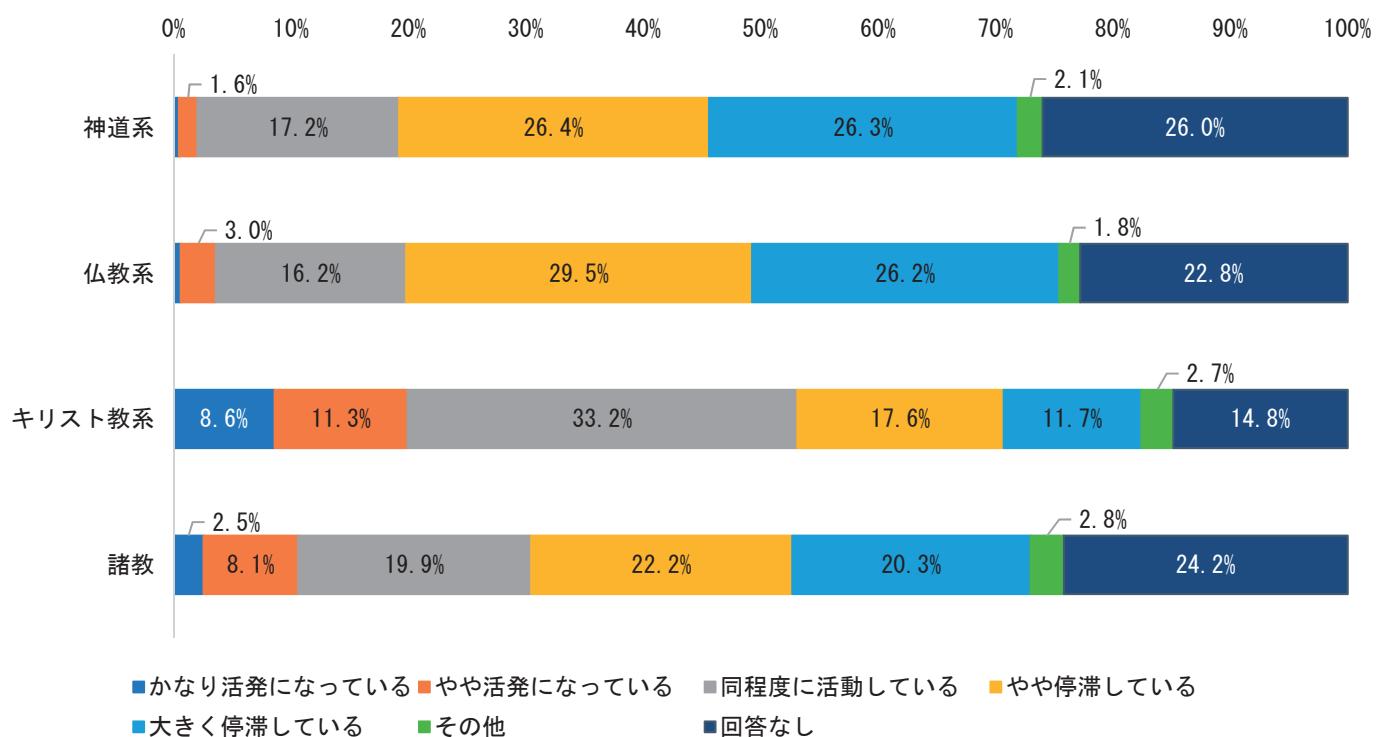
(表4-2 ア・ト 関連)

	神道系	仏教系	キリスト教系	諸教	合計
かなり活発になっている	15	19	22	17	73
	0.4%	0.6%	8.6%	2.5%	1.0%
やや活発になっている	54	97	29	54	234
	1.6%	3.0%	11.3%	8.1%	3.1%
同程度に活動している	585	524	85	133	1,327
	17.2%	16.2%	33.2%	19.9%	17.5%
やや停滞している	899	952	45	149	2,045
	26.4%	29.5%	17.6%	22.2%	27.0%
大きく停滞している	896	845	30	136	1,907
	26.3%	26.2%	11.7%	20.3%	25.2%
その他	72	58	7	19	156
	2.1%	1.8%	2.7%	2.8%	2.1%
回答なし	885	736	38	162	1,821
	26.0%	22.8%	14.8%	24.2%	24.1%
合計	3,406	3,231	256	670	7,563
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図4-19 10年後の活動状況について、現状と比較した展望

(単位宗教法人の系統別)

(表4-2 ア・ト 関連)



## 参 考 資 料

3文庁第1863号  
令和3年12月17日

宗教法人代表役員 殿

文化庁次長  
塩見 みづ枝

宗教法人の行う事業に関する調査について（依頼）

このたび、文化庁において、標記調査を実施することといたしました。については、御多忙のこととは思いますが、下記「調査の目的」をお読みいただき、調査の目的を御理解のうえ御協力いただきますようお願い申し上げます。

回答用紙（下記3及び5）に御記入の上、令和4年1月31日（月）までに、同封の返信用封筒にて「宗教法人の行う事業に関する調査」実施事務局宛に御返送いただきますようお願い申し上げます。

記

〔同封書類等〕

- 1 調査の目的
- 2 宗教法人の行う事業調査質問票
- 3 宗教法人の行う事業調査回答用紙
- 4 現況意識調査質問票
- 5 現況意識調査回答用紙
- 6 回答用紙記入要領
- 7 返信用封筒

※不足・不備等のお問合せについては、本件担当に御連絡ください。

（本件担当）

文化庁宗務課調査係

T E L 03-5253-4111（代表）

## 調　査　の　目　的

近年の社会情勢の著しい変化は、人々の生活様式や意識に大きな変革をもたらし、宗教及び宗教法人と社会との関わりにおいても多大な影響を及ぼしていると思われます。また、これに伴い、宗教法人の本来業務である宗教活動のみならず、宗教法人が行っている公益事業やその他の事業についても変化が生じていることが考えられます。特に、今般のコロナウイルス感染症の影響は、宗教法人をはじめ社会全体に大きな影響を与えてています。

文化庁では、今後の宗教法人制度の適切な運営の在り方や宗務行政の円滑な推進について指針を得る観点から、宗教法人が本来の宗教活動の他にどのような事業を行っているか、また、新型コロナウイルスの影響下で、宗教法人の行う事業がどのような影響を受けているのかを把握するために調査を実施いたします。本調査では、公益事業及び公益事業以外の事業（収益事業等）について、実施の目的、管理・運営を含めた実施方法等の実態を伺うものです。また、新型コロナウイルスの影響等により大きく変化する社会の中で、宗教法人を取り巻く様々な問題についての意識・意見を伺うための「現況意識調査」も併せて行います。

調査対象は、①全国の宗教法人から、神道系、仏教系、キリスト教系、諸教ごとに無作為抽出した10%の単位宗教法人（被包括宗教法人及び単立宗教法人）及び②全ての包括宗教法人です。

なお、各回答用紙記述のデータは、今回の調査目的以外に使用されることなく厳重に管理され、外部に出るようなことはありません。また、各法人の記述に関して個別に指導を行うことや、貴法人の宗教活動に関与するなどの意図は全くありません。国税当局の諸調査とも全く関係がなく、文化庁の責任で独自に行うものです。

本調査の趣旨を御理解の上、調査対象の全法人がこの調査に協力いただき、回答いただけることを期待しております。

## 宗教法人の行う事業調査 質問票

ア 貴宗教法人は、以下のどの系統に属しますか。一つ選んでください。  
い。→【記入要領（1頁）参照】

1. 神道系
2. 仏教系
3. キリスト教系
4. 諸教（上記1～3の各系統のいずれにも入らないもの）

イ 貴宗教法人が宗教団体として創立されたのはいつですか。一つ選んでください。

1. 江戸時代以前の創立
2. 明治・大正の創立
3. 昭和元年（1926年）～昭和20年（1945年）の創立
4. 昭和21年（1946年）～40年（1965年）の創立
5. 昭和41年（1966年）～60年（1985年）の創立
6. 昭和61年（1986年）～平成17年（2005年）の創立
7. 平成18年（2006年）以降の創立

ウ 貴宗教法人の主たる事務所の所在地（村・町・区・市）の規模は、以下のうちどれですか。一つ選んでください。

- 【記入要領（1頁）参照】
1. 町村（郡部）
  2. 人口10万人未満の市
  3. 人口10万人以上30万人未満の市
  4. 人口30万人以上100万人未満の市
  5. 人口100万人以上の市
  6. 東京都特別区（東京23区）

エ 貴宗教法人の主たる事務所の所在地は、過疎地域ですか。以下のうちから一つ選んでください。

1. 過疎地域である
2. 過疎地域ではない
3. わからない

オ 貴宗教法人の信者数（あるいは世帯数）は、以下のうちどれですか。一つ選んでください。→【記入要領（1頁）参照】

1. 50人未満（～21世帯）
2. 50人以上100人未満（22世帯～42世帯）
3. 100人以上300人未満（43世帯～128世帯）
4. 300人以上500人未満（129世帯～214世帯）
5. 500人以上1,000人未満（215世帯～429世帯）
6. 1,000人以上1万人未満（430世帯～4,291世帯）
7. 1万人以上10万人未満（4,292世帯～42,918世帯）
8. 10万人（42,919世帯）以上

カ 貴宗教法人ではいくつの業種の事業（本来の宗教活動以外の公益事業（幼稚園、保育所、託児園、老人ホーム等）や公益事業以外の事業（駐車場、貸地・貸間等、物品の製造・販売等の収益事業等））を行っていますか。以下のうち一つ選んでください。→【記入要領（1頁）参照】

1. 1業種
2. 2業種
3. 3業種
4. 4業種
5. 5業種
6. 6業種
7. 7業種以上
8. 行っていない → 以下の設問の回答は不要です。

以下の設問は、「キ」で回答した事業毎に回答してください。

ク 貴宗教法人が事業を始めたのはいつですか。回答用紙の回答欄に開始年（西暦）を、該当する事業ごとに記入してください。→【記入要領（1頁）参照】

ケ 貴宗教法人が事業を行うのはなぜですか。該当するものを1事業につき三つまで選んでください。

1. 宗教法人の財政基盤を強化し宗教活動に資するため
2. 信者からの要請のため
3. 社会や地域住民の要請のため
4. 事業が法人の宗教活動に沿っているから
5. 遊休施設や遊休地を活用するため
6. 将来や不特定に備えるため
7. 他の宗教法人が行っているから
8. その他

コ もっぱら事業に供されている土地の所有形態は、以下のうちどれですか。該当するものを1事業につき一つ選んでください。

1. 宗教法人（自己所有）
2. 貸借等（有償で借り受けたもの）
3. 使用貸借等（無償で借り受けたもの）
4. 宗教法人と宗教法人以外の第三者が共有
5. その他

サ 事業の行われている前回「コ」の土地の規模は、以下のうちどれですか。該当するものを1事業につき一つ選んでください。

1. 165m<sup>2</sup>（50坪）未満
2. 165m<sup>2</sup>以上330m<sup>2</sup>（100坪）未満
3. 330m<sup>2</sup>以上660m<sup>2</sup>（200坪）未満
4. 660m<sup>2</sup>以上990m<sup>2</sup>（300坪）未満
5. 990m<sup>2</sup>以上1,650m<sup>2</sup>（500坪）未満
6. 1,650m<sup>2</sup>（500坪）以上

シ もっぱら事業に供されている建物の所有形態は、以下のうちどれですか。該当するものを1事業につき一つ選んでください。

1. 宗教法人（自己所有）
2. 貸借等（有償で借り受けたもの）
3. 使用貸借等（無償で借り受けたもの）
4. 宗教法人と宗教法人以外の第三者が共有
5. その他

ス 事業の行われている前回「シ」の建物の規模（2階建以上ないし2棟以上の場合は、総床面積）は、以下のうちどれですか。該当するものを1事業につき一つ選んでください。

1. 165m<sup>2</sup>（50坪）未満
2. 165m<sup>2</sup>以上330m<sup>2</sup>（100坪）未満
3. 330m<sup>2</sup>以上660m<sup>2</sup>（200坪）未満
4. 660m<sup>2</sup>以上990m<sup>2</sup>（300坪）未満
5. 990m<sup>2</sup>以上1,650m<sup>2</sup>（500坪）未満
6. 1,650m<sup>2</sup>（500坪）以上

セ 貴宗教法人のどのような立場の者がそれぞれの事業の従事者となっていますか。該当するものを1事業につき三つまで選んでください。

1. 代表役員
2. 責任役員
3. 宗教団体の信仰上の指導者
4. 信者（氏子崇敬者、檀信徒、教徒、会員等）
5. 代表役員及び責任役員の家族
6. 信者の家族
7. 信者ではない者（単に雇用関係のみ有する者）
8. その他の関係

ソ 事業の従事者の数（貴宗教法人との関係の有無を問わず、その合計人数）は、全部で何人ですか。該当するものを1事業につき一つ選んでください。→【記入要領（1頁）参照】

1. 1人
2. 2人
3. 3人
4. 4人
5. 5人～9人
6. 10人～29人
7. 30人～49人
8. 50人以上

キ 事業の業種は、以下のうちどれですか。該当するものを選んでください。→【記入要領（1頁）参照】

1. 幼稚園・保育所・認定こども園
2. 専修学校・各種学校
3. 学習・茶華書道・音楽舞踊などの技芸教授業
4. 置園（境内墓地を除く）
5. 結婚式場（結婚式を除く）
6. 駐車場
7. 貸地・貸間等の不動産業
8. 講堂、会議室等の席貸業
9. 物品の製造・販売
10. 出版業
11. 旅館・宿泊業
12. 飲食業
13. 社会福祉・介護保険業
14. その他（ ）

- タ 前問「ソ」の従事者のうち、事業会計から給与などを受けている人は何人ですか。該当するものを1事業につき一つ選んでください。
- 1人
  - 2人
  - 3人
  - 4人
  - 5～9人
  - 10～29人
  - 30～49人
  - 50人以上
  - 事業会計から給与を受けているものはいらない

- チ 昨会計年度における事業の歳入合計は、以下のうちどれですか。該当するものを1事業につき一つ選んでください。
- 10万円未満
  - 10万円以上50万円未満
  - 50万円以上100万円未満
  - 100万円以上200万円未満
  - 200万円以上500万円未満
  - 500万円以上1,000万円未満
  - 1,000万円以上5,000万円未満
  - 5,000万円以上1億円未満
  - 1億円以上

- ツ 事業の歳入について、新型コロナウイルス以前の平均的な会計年度の歳入と比較し概ねどれくらい増加・減少していますか。該当するものを1事業につき一つ選んでください。
- 51%以上の増加
  - 31%～50%の増加
  - 30%未満の増加
  - ほぼ変化はない
  - 30%未満の減少
  - 31%～50%の減少
  - 51%～70%の減少
  - 70%以上の減少

- テ 新型コロナウイルスに関し、事業への影響についてお伺いします。該当するものを1事業につき一つ選んでください。
- 縮小又は廃業を考えている
  - 業態転換を考えている
  - 既に縮小した
  - 事業の拡張を考えている又は既に拡張を実施した
  - 現状維持を考えている

- ト 昨会計年度における事業の歳出合計は、以下のうちどれですか。該当するものを1事業につき一つ選んでください。
- 10万円未満
  - 10万円以上50万円未満
  - 50万円以上100万円未満
  - 100万円以上200万円未満
  - 200万円以上500万円未満
  - 500万円以上1,000万円未満
  - 1,000万円以上5,000万円未満
  - 5,000万円以上1億円未満
  - 1億円以上

- ナ 昨会計年度における事業の収益について、その繰出先は以下のうちどれですか。該当するものを1事業につき三つまで選んでください。
- 宗教法人の一般会計
  - 宗教法人の特別会計（施設建設費など）
  - 公益事業に投資
  - 収益事業に投資
  - 他法人の公益・収益事業へ寄附・投資
  - 繰り出したことはない
  - 収益は上がっていない

- ニ 【前問「ナ」で1～4を選択した法人様へ】  
貴宗教法人の一般会計および特別会計への繰出金額は、以下のうちどれですか。該当するものを1事業につき一つ選んでください。
- 10万円未満
  - 10万円以上20万円未満
  - 20万円以上50万円未満
  - 50万円以上100万円未満
  - 100万円以上1,000万円未満
  - 1,000万円以上5,000万円未満
  - 5,000万円以上
  - 該当無し（収益は上がらなかった）
  - その他

- ヌ 昨会計年度において事業に他から補填したことがある場合、その繰入元は、以下のうちどれですか。該当するものを1事業につき三

つまで選んでください。

- 宗教法人の一般会計から繰入
- 宗教法人の特別会計（施設建設費など）から繰入
- 宗教法人の包括団体からの補助・借入
- 他の団体（維持母団、他の宗教法人など）からの補助・借入
- 個人（宗教法人の役職員など）からの寄付・借入
- 財産の処分
- 金融機関からの借入
- 該当無し（補填していない）
- その他

ネ 昨会計年度において事業に他から補填した場合、貴宗教法人から事業体への繰入金額の総額は、以下のうちどれですか。該当するものを1事業につき一つ選んでください。

- 10万円未満
- 10万円以上20万円未満
- 20万円以上50万円未満
- 50万円以上100万円未満
- 100万円以上1,000万円未満
- 1,000万円以上5,000万円未満
- 5,000万円以上
- 該当無し（補填していない）
- その他

ノ 貴宗教法人が事業を行ったために課税されたことのある税の種類には、以下のうちどれがありますか。主要なものを1事業につき三つまで選んでください。

- 法人税
- 相続税・贈与税
- 登録免許税
- 法人事業税
- 道府県民税および市町村民税（都民税および特別区民税を含む）
- 受益者負担税（不動産取得税、自動車税など）
- 固定資産税
- 消費税
- 上記以外の税
- 課税されたことはない

ハ 事業の管理運営及び会計方法について、7問伺います。各問の該当するものを1事業につき一つ選んでください。

- a 会計について
- 事業の会計は、宗教法人の一般会計と区分している
  - 事業の会計は、宗教法人の一般会計に含め、特に区分していない

b 人件費について

- 事業の人件費は、事業会計から支払われている
- 事業の人件費は、宗教法人の一般会計から支払われている

c 会計を行う人について

- 事業会計は、税理士、会計士など外部の専門家の協力を得て行っている
- 事業会計は、職員のみで行っている

d 監査について

- 事業会計は、外部の専門家による監査並びに規則に定められた内部の監査機関による監査の両方を受けている
- 事業会計は、会計士、監査法人など外部の専門家による監査のみ受けている
- 事業会計は、責任役員会の議決又は規則に定められた内部の監査機関による監査のみ受けている
- 事業会計は、特に監査を受けることはない

e 帳簿について

- 事業の会計帳簿は、複式簿記である
- 事業の会計帳簿は、単式簿記である

f 収支計算書について

- 宗教活動（宗教法人の一般会計）、事業（事業会計）の両方とも作成している
- 宗教活動（宗教法人の一般会計）のみ作成している
- 事業（事業会計）のみ作成している
- 両方とも作成していない

g 貸借対照表について

- 宗教活動（宗教法人の一般会計）、事業（事業会計）の両方とも作成している
- 宗教活動（宗教法人の一般会計）のみ作成している
- 事業（事業会計）のみ作成している
- 両方とも作成していない

ヒ 貴宗教法人が経営する公益・収益事業に關し、新型コロナウイルスに対する政府及び地方公共団体の対応について、どのような対応を望みますか。以下のうちから選んでください（複数回答可）

- 公益・収益事業経営への助言、相談窓口の設置
- 税金・社会保険等の納付の猶予
- 収益事業に対する公的な助成金・補助金・給付金等の金銭支援
- 特にない
- その他（ ）

## 宗教法人の行う事業調査回答用紙

法人種別  1. 包括宗教法人  2. 単位宗教法人      ※左の法人種別のどちらかに○をつけてください

ア  イ  ウ  エ  オ

カ  事業無 → 設問「カ」で「8」を選択（事業を行っていない）した場合は、以下の回答は不要ですが、この回答用紙は必ず御返送ください。

事業有

※設問「カ」で「1」～「7」を選択（事業を行っている）した場合は、「キ」以下の設問も回答してください。  
 ※設問「キ」で回答肢「14. その他」を回答した場合は、業種名をその下の〔 〕内に具体に記入してください。  
 また、経営している事業の業種が9種類以上場合は、事業規模が大きいものを8番目まで記載願います。

キ	<input type="checkbox"/>						
ク	<input type="checkbox"/> 年						
ケ	<input type="checkbox"/>						
コ	<input type="checkbox"/>						
サ	<input type="checkbox"/>						
シ	<input type="checkbox"/>						
ス	<input type="checkbox"/>						
セ	<input type="checkbox"/>						
ソ	<input type="checkbox"/>						
タ	<input type="checkbox"/>						
チ	<input type="checkbox"/>						
ツ	<input type="checkbox"/>						
テ	<input type="checkbox"/>						
ト	<input type="checkbox"/>						
ナ	<input type="checkbox"/>						
ニ	<input type="checkbox"/>						
ヌ	<input type="checkbox"/>						
ネ	<input type="checkbox"/>						
ノ	<input type="checkbox"/>						
ハ a	<input type="checkbox"/>						
b	<input type="checkbox"/>						
c	<input type="checkbox"/>						
d	<input type="checkbox"/>						
e	<input type="checkbox"/>						
f	<input type="checkbox"/>						
g	<input type="checkbox"/>						
ヒ	<input type="checkbox"/>						

5. その他( )  
 [自由記述欄] その他、御意見等ありましたら御記入ください。

## 現況意識調査 質問票

**ア 貴宗教法人は、以下のどの系統に属しますか。一つ選んでください。→【記入要領（2頁）参照】**

1. 神道系
2. 仏教系
3. キリスト教系
4. 諸教（上記1～3の各系統のいずれにも入らないもの）

**イ 貴宗教法人の主たる事務所の所在地（村・町・区・市）の規模は、以下のうちどれですか。一つ選んでください。**

- 【記入要領（2頁）参照】
1. 町村（郡部）
  2. 人口10万人未満の市
  3. 人口10万人以上30万人未満の市
  4. 人口30万人以上100万人未満の市
  5. 人口100万人以上の市
  6. 東京都特別区（東京23区）

**ウ 貴宗教法人の主たる事務所の所在地は、過疎地域ですか。以下のうちから一つ選んでください。**

1. 過疎地域である
2. 過疎地域ではない
3. わからない

**エ 貴宗教法人の信者数（あるいは世帯数）は、以下のうちどれですか。一つ選んでください。→【記入要領（2頁）参照】**

1. 50人未満（～21世帯）
2. 50人以上100人未満（22世帯～42世帯）
3. 100人以上300人未満（43世帯～128世帯）
4. 300人以上500人未満（129世帯～214世帯）
5. 500人以上1,000人未満（215世帯～429世帯）
6. 1,000人以上1万人未満（430世帯～4,291世帯）
7. 1万人以上10万人未満（4,292世帯～42,918世帯）
8. 10万人（42,919世帯）以上

### 【新型コロナウイルスの影響について】

**オ 貴宗教法人の最近1年間の一般会計の収入合計は、以下のうちどれですか。一つ選んでください。→【記入要領（2頁）参照】**

1. なし
2. 100万円未満
3. 100万円以上300万円未満
4. 300万円以上500万円未満
5. 500万円以上1,000万円未満
6. 1,000万円以上5,000万円未満
7. 5,000万円以上1億円未満
8. 1億円以上

**カ 貴宗教法人の昨年1年間の主たる収入源は、以下のうちどれですか。額の多い順番に三つ挙げてください。**

1. 本来の宗教活動による収入
2. 代表役員個人の収入を法人に練入
3. 公益事業（幼稚園・保育所・園・老人ホーム等）からの収入
4. 公益事業以外の事業（駐車場・貸地・貸間等、物品の製造・販売等の収益事業等）からの収入
5. 法人名義の預貯金の利子・有価証券などによる金融収入
6. その他の収入（ ）

**キ 貴宗教法人の昨年1年間の主たる支出は、以下のうちどれですか。額の多い順番に三つ挙げてください。**

1. 住職・神職・教師等への人件費
2. 負担金（宗費・上納金・志納金等）
3. 他への寄付・助成
4. 建物・境内地の維持・管理費
5. 教化費
6. 儀式・行事費（祭典・祭儀・法要等費）
7. 子弟教育費（宗教上の子弟養成のための費用）
8. 交際費
9. その他の費用（ ）

**ク 新型コロナウイルスは、貴宗教法人の法人運営に縦じてどのような影響を与えていますか。以下のうちから一つ選んでください**

1. 運営が立ち行かない程の甚大なマイナスの影響が出ている
2. 運営規模の縮小等のある程度のマイナスの影響が出ている
3. 全く影響はない
4. 運営の活性化等のある程度のプラスの影響が出ている
5. 運営について、かなりのプラスの影響が出ている
6. その他（ ）

**ケ 新型コロナウイルスは、貴宗教法人の法人運営へ個別にどのような影響を与えているか a～fについて伺います。それぞれ該当するものを一つ選んでください。fについてには、その他の影響があれば、自由に記載ください。→【記入要領（2頁）参照】**

- a 宗教活動
  1. 増大 2. 簡素化・減少 3. その他
- b 信者等の集会等への参加者
  1. 増加 2. 減少 3. その他
- c 社会に貢献する活動
  1. 増加 2. 減少 3. その他
- d 信者等数
  1. 増加 2. 減少 3. その他
- e 宗教活動（一般会計）収入
  1. 増加 2. 減少 3. その他
- f その他（あれば記載）（ ）

**コ 【前問「ケ」の「a 宗教活動～e 宗教活動（一般会計）収入」で「1. 増大（増加）」又は「2. 簡素化・減少（減少）」を選択した法人様へ】**

新型コロナウイルス以前と比較し、概ねどれくらい増え減っていますか。以下のうちからそれぞれ一つ選んでください。→【記入要領（2頁）参照】

1. 0%～30%
2. 31%～50%
3. 51%～70%
4. 70%以上

**サ 新型コロナウイルスに対して貴宗教法人で何らかの対応をしていますか。以下のうちから選んでください。（複数回答可）**

1. 宗教活動の活動自粛
2. 感染防止のための消毒液や換気設備の設置・使用
3. 宗教施設等の開放時間の短縮・開門時間の短縮等
4. 法要や礼拝等のIT活用によるリモート化の推進
5. 信者・信徒との関係情報の連絡強化
6. 経営基盤強化のための、寄附等のお願い
7. 特に対応していない
8. その他（ ）

**シ 新型コロナウイルスで貴宗教法人の運営に関してリモートによる活動は進みましたか。以下のうちから選んでください。（複数回答可）**

1. 信者等の礼拝等の行事・集会等をリモート参加可能にした
2. 責任役員会等の法人運営に関する会議をリモート参加可能とした
3. 境内地・境内建物への参拝等をリモート実施できる環境を整えた
4. 授与品・賽銭等に関してのキャッシュレス決済の導入又は導入の検討を実施した
5. 特段進んでいない
6. その他（ ）

ス 貴宗教法人の運営（公益・収益事業経営を除く）に関し、新型コロナウイルスに対する政府及び地方公共団体の対応について、どのような対応を望みますか。以下のうちから選んでください。（複数回答可）

1. 法人運営への助言、相談窓口の設置
2. 税金・社会保険等の納付の猶予
3. 事所備付書類提出の猶予
4. 特にない
5. その他（ ）

#### 【IT機器等の活用について】

セ 貴宗教法人の活動にIT機器等をどのように活用されていますか。以下のうちから選んでください。（複数回答可）

1. 参拝者が自由に使用できるよう、境内地・境内建物等にフリーWi-Fiを整備している
2. リモートでの活動を進めるため、オンラインミーティングソフトなどを導入している
3. 事務所備付け書類などの法人活動に関するデータ・書類の電子化を進めている
4. 書類の作成のためパソコン等を利用している
5. 授与品・賽銭等に関してのキャッシュレス決済を導入している
6. 宝物や調度品などをデジタルアーカイブ化している
7. パソコン等のIT機器は利用していない
8. その他（ ）

#### 【人口減少の影響について】

ソ 日本各地で人口減少が進んでいますが、貴宗教法人の法人運営に絶じてどのような影響を与えていますか。以下のうちから一つ選んでください。

1. 運営が立ち行かない程の甚大なマイナスの影響が出ている
2. 運営規模の縮小等の運営にある程度のマイナスの影響が出ている
3. 全く影響はない
4. 運営の活性化等のある程度のプラスの影響が出ている
5. 運営について、かなりのプラスの影響が出ている
6. その他（ ）

タ 人口減少の影響は具体にどのように出ていますか。以下のうちから選んでください（複数回答可）

1. 祭、法要、礼拝等の宗教活動の縮減
2. 信者等数が減少している
3. 宗教活動（一般会計）収入の減少
4. 寄附等の収入が減っている
5. 宗教施設の維持ができない
6. 宗教施設の管理者が、兼務・無住となっている
7. 影響は出でていない
8. その他（ ）

#### 【災害被害について】

チ 地震や豪雨等による自然災害による被害が例年各地で発生していますが、貴宗教法人の施設が大きく被災した際の再建の対策について、何が重要だとお考えですか。以下のうちから選んでください。（複数回答可）

1. 積立金の設置や保険への加入等の法人の自力での再建
2. 包括団体の支援
3. 包括団体以外の外部の支援
4. 行政の公的支援
5. わからない
6. その他（ ）

ツ 貴宗教法人の宗教施設について、過去5年程の間に実際に自然災害により被災したことはありますか。以下のうちから一つ選んでください。

1. 被災したことはない
2. 被災したが、再建・補修済である
3. 被災し、未再建・未補修だが、目処が立っている
4. 被災し、再建の目処が立っていない
5. その他（ ）

#### 【社会貢献活動等について】

テ 貴宗教法人あるいは貴宗教法人の教師などの関係者個人

は、本来の宗教活動以外に公益的な活動、社会に貢献する活動を行っていますか（関係者個人の活動については貴宗教法人として公認している活動に限る）。以下のうちから行っているものをすべて選んでください（複数回答可）。

1. 保育所、幼稚園、児童養護施設など児童の福祉の増進に関する事業経営
2. 養護老人ホーム、特別養護老人ホームなど老人の扶助を目的とした事業経営
3. 身体障害者更生施設等の経営、身体障害者の扶助を目的とした事業経営
4. 小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校等の教育機関の事業経営
5. 婦人保護施設の経営、困難な状況に置かれた女性の扶助を目的とした事業経営（一時保護施設・シェルター等）
6. 診療所、病院等など医療機関の事業経営
7. 生活困窮者の生活を扶助する活動（炊出し・配食活動、フードバンプトリー等）
8. 放課後学童クラブ、スクアウト活動
9. 社会的孤立を防ぐ目的の活動（子ども食堂、患者の会、がんサロン、介護者カフェ等）
10. チャプレン、臨床宗教師等の活動
11. 駅、街等の清掃活動
12. 教誨師、篤志面接員、保護司等の活動
13. 民生委員、児童委員等の活動
14. PTA、教育委員など教育に係わる活動
15. 消防、治安の維持等に係わる活動（消防団、地域の見回り、子どもの通学時の安全誘導等）
16. 伝統文化、地域文化等の保存活動
17. 自殺防止に係わる活動（電話やEメールによる自殺防止相談）
18. 災害時のボランティア活動
19. 災害時の食料等備蓄の防災・減災活動（檀信徒や地域住民、一時帰宅困難者用の食料等備蓄）
20. 緑化、温暖化の防止など環境に関する活動
21. 海外の教育、医療等の援助活動
22. 海外からの労働者・留学生への相談窓口、生活支援等の活動
23. その他（ ）
24. 行っていない（ ）

#### 【その他】

ト 10年後の貴宗教法人の活動状況について、現状と比較し展望はいかがでしょうか。以下のうちから一つ選んでください。

1. かなり活発になっている
2. やや活発になっている
3. 同程度に活動している
4. やや停滞している
5. 大きく停滞している
6. その他（ ）

## 現況意識調査回答用紙

法人種別 1. 包括宗教法人 2. 単位宗教法人 ※左記の法人種別のどちらかに○をつけてください

ア	<input type="checkbox"/>	イ	<input type="checkbox"/>	ウ	<input type="checkbox"/>	エ	<input type="checkbox"/>	オ	<input type="checkbox"/>
カ	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> ③	6.その他( )					
キ	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> ③	9.その他( )					
ク	<input type="checkbox"/>	6.その他( )							
ケ	<input type="checkbox"/> a	<input type="checkbox"/> b	<input type="checkbox"/> c	<input type="checkbox"/> d	<input type="checkbox"/> e	<input type="checkbox"/> f その他( )			
コ	<input type="checkbox"/>								
サ	<input type="checkbox"/>	8.その他( )							
シ	<input type="checkbox"/>	6.その他( )							
ス	<input type="checkbox"/>	5.その他( )							
セ	<input type="checkbox"/>	8.その他( )							
ソ	<input type="checkbox"/>	6.その他( )							
タ	<input type="checkbox"/>	8.その他( )							
チ	<input type="checkbox"/>	6.その他( )							
ツ	<input type="checkbox"/>	5.その他( )							

※下記のうちから行っているものに○をつけてください。

1. 保育所、幼稚園、児童養護施設など児童の福祉の増進に関する事業経営
2. 養護老人ホーム、特別養護老人ホームなど老人の扶助を目的とした事業経営
3. 身体障害者更生施設等の経営、身体障害者の扶助を目的とした事業経営
4. 小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校等の教育機関の事業経営
5. 婦人保護施設の経営、困難な状況に置かれた女性の扶助を目的とした事業経営（一時保護施設・シェルター等）
6. 診療所、病院等など医療機関の事業経営
7. 生活困窮者の生活を扶助する活動（炊出し・配食活動、フードパンtries等）
8. 放課後学童クラブ、スクウト活動
9. 社会的孤立を防ぐ目的の活動（子ども食堂、患者の会、がんサロン、介護者カフェ等）
10. チャプレン、臨床宗教師等の活動
11. 駅、街等の清掃活動
12. 教誨師、篤志面接員、保護司等の活動
13. 民生委員、児童委員等の活動
14. PTA、教育委員など教育に係わる活動
15. 消防、治安の維持等に係わる活動（消防団、地域の見回り、子どもの通学時の安全誘導等）
16. 伝統文化、地域文化等の保存活動
17. 自殺防止に係わる活動（電話やEメールによる自殺防止相談）
18. 災害時のボランティア活動
19. 災害時の食料等備蓄の防災・減災活動（檀信徒や地域住民、一時帰宅困難者用の食料等備蓄）
20. 緑化、温暖化の防止など環境に関する活動
21. 海外の教育、医療等の援助活動
22. 海外からの労働者・留学生への相談窓口、生活支援等の活動
23. その他( )
24. 行っていない( )

ト  6.その他( )

[自由記述欄] その他、御意見等ありましたら御記入ください。

## **宗教法人の行う事業に関する調査**

- ・宗教法人の行う事業調査
- ・現況意識調査

## **回答用紙記入要領**

## 全般的留意

- 1 質問票は、①「宗教法人の行う事業調査質問票」と②「現況意識調査質問票」の**2種類の質問票**を同封しておりますので、両方それぞれの**回答用紙**に御回答ください。
- 2 質問票のうち、「宗教法人の行う事業調査質問票」で調査対象となる事業は、宗教法人として行っている事業（公益事業（幼稚園、保育所、靈園、老人ホーム等）、公益事業以外の事業（駐車場、貸間・貸地、物品の製造・販売等の収益事業等））のみです。  
したがって、以下のものについては、**調査対象の事業の範囲からは除外**してください。
  - ・本来の宗教活動（関連事業を含む）
  - ・宗教法人関係者が個人で行っている諸活動（民生委員、保護司、教誨師等としての活動）
  - ・宗教法人関係の教師や子弟の教育訓練等のための機関の設置
  - ・境内地・境内建物の無料開放
  - 等
- 3 質問票に対する回答は、令和3年10月1日現在の事実をもって各回答用紙へ記入の上、**回答用紙のみ令和4年1月31日までに御返送ください**。なお、宗教活動のみを行い、全く事業を行っていない法人にあっても同封の回答用紙を**必ず2種類**御返送ください。
- 4 返送に当たっては、**2種類の回答用紙を両方とも同封の返信用封筒に入れて**投函してください。
- 5 本調査の各回答用紙の記載内容は、今回の調査目的以外で使用されることはありません。また、各法人の記述に関して後日個別に指導を行ったり、貴法人の宗教活動に関与するなどの意図は全くありません。また、国税当局の諸調査とも全く関係がなく、文化庁の責任で独自に行う調査ですので、念のため申し添えます。

## 回答各欄の留意

### ①「宗教法人の行う事業調査」の回答方法について

- 筆記用具は、黒の鉛筆又はボールペンを用いて明瞭に記載してください。
- 法人種別は1. 又は2.どちらかに必ず○を付けてください。
- ア～カについて ア～カの各問については、事業の有無に関わらず、必ず御回答ください。
- アについて 参考のため、「宗教年鑑(令和2年版)」に掲載されている「諸教」に属する包括宗教法人（団体）の名前を以下に記します。  
 天理教、円応教、橿原界教団、生長の家、日本基督教団、世界救世教、心会、真生会、  
 パーフェクトリバティ一教団、天社土御門神道本庁、善隣教、天照皇大神宮教、日本エホバ教団、神靈教、  
 八大龍王大自然愛信教団、天祖光教、眞の道、天地之大教、聖教会、元始神教、世界平和教団、  
 善明会教団、救世主教、大自然天地日之大神教、ほんみち、解脱会、大字真靈教、阿吽阿教団、  
 泰山教団、御柱教、八大教、自然園
- ウについて 貴法人の登記上の主たる事務所の所在地の人口規模（令和3年10月1日現在）について伺うものです。参考までに、平成27年10月1日現在で人口30万人以上の都市を以下に記します（平成27年国勢調査より）。
  - 1 人口100万人以上の都市（東京23区を除く）
    - 札幌、仙台、さいたま、横浜、川崎、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡
  - 2 人口30万人以上100万人未満の都市
    - 旭川、秋田、郡山、いわき、宇都宮、前橋、高崎、川越、川口、所沢、越谷、千葉、市川、船橋、  
 松戸、柏、八王子、町田、相模原、横須賀、藤沢、新潟、富山、金沢、長野、岐阜、静岡、浜松、  
 豊橋、岡崎、一宮、春日井、豊田、四日市、大津、堺、豊中、吹田、高槻、枚方、東大阪、姫路、  
 尼崎、西宮、奈良、和歌山、岡山、倉敷、福山、高松、松山、高知、北九州、久留米、長崎、  
 熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇
- オについて 令和3年10月1日現在で、信者と教師数の合計人数について伺います。なお、信者とは、氏子、崇敬者、檀徒、信徒、信者、会員、同志等の総称であり、信者名簿に記載され、信者としての義務を果たしているものをいいます。なお、かつて書きの世帯数は、それぞれの回答肢の信者数を1世帯の平均人数（平成27年国勢調査より）で除したもので。
- カについて 同じ事業を複数行っている場合、一つとして数えてください。（例：二つの幼稚園を経営→一つの事業）
- キ～ヒについて キ～ヒの各問については、事業を行っている法人のみ御回答ください。事業を行っていない法人は回答不要です。
- キについて 回答肢「14.その他」に該当する場合は、具体的な業種名を以下の〔 〕に記入してください。また、貴法人で経営している事業の業種が9種類以上ある場合は、事業規模が大きい順から8番目まで、回答願います。
- ク～ハについて 二つ以上の事業を行っている法人にあっては、設問「キ」で回答した業種毎に、それぞれク～ハの各問に御回答ください。
- ソについて 本来の宗教活動と兼務されている者も、従事者として数えてください。なお、臨時、日雇又はパートタイマーという名称の者でも、令和3年10月1日現在、期間を定めずに、又は1ヶ月以上の期間を定めて雇用されている者はここでいう従事者として数えてください。
- 自由記述欄について 本調査についての意見等を自由に記載してください。

## ②「現況意識調査」の回答方法について

この質問票には、御意見を問う質問がありますが、御意見を問う質問については、あなた（回答者）御自身のお考えの回答で結構です。	
●筆記用具は、黒の鉛筆又はボールペンを用いて明瞭に記載してください。	
●法人種別は1. 又は2. どちらかに必ず○を付けてください。	
●アについて	参考のため、「宗教年鑑(令和2年版)」に掲載されている「諸教」に属する包括宗教法人（団体）の名前を以下に記します。 天理教、円応教、拂當界教団、生長の家、日本敬神崇祖自修団、世界救世教、心会、真生会、バーフェクトリバティ一教団、天社土御門神道本庁、善隣教、天照皇大神宮教、日本エホバ教団、神靈教、八大龍王大自然愛信教団、天祖光教、眞の道、天地之大教、聖教会、元始神教、世界平和教団、普明会教団、救世主教、大自然天地日之大神教、ほんみち、解脱会、大字真靈教、阿吽阿教団、泰山教団、御柱教、八大教、自然園
●イについて	貴法人の登記上の主たる事務所の所在地の人口規模（令和3年10月1日現在）について伺うものです。参考までに、平成27年10月1日現在で人口30万人以上の都市を以下に記します（平成27年国勢調査より）。 1 人口100万人以上の都市（東京23区を除く） 札幌、仙台、さいたま、横浜、川崎、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡 2 人口30万人以上100万人未満の都市 旭川、秋田、郡山、いわき、宇都宮、前橋、高崎、川越、川口、所沢、越谷、千葉、市川、船橋、松戸、柏、八王子、町田、相模原、横須賀、藤沢、新潟、富山、金沢、長野、岐阜、静岡、浜松、豊橋、岡崎、一宮、春日井、豊田、四日市、大津、堺、豊中、吹田、高槻、枚方、東大阪、姫路、尼崎、西宮、奈良、和歌山、岡山、倉敷、福山、高松、松山、高知、北九州、久留米、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇
●エについて	令和3年10月1日現在で、信者と教師数の合計人数について伺います。なお、信者とは、氏子、崇敬者、檀徒、信徒、信者、会員、同志等の総称であり、信者名簿に記載され、信者としての義務を果たしているものをいいます。なお、かつて書きの世帯数は、それぞれの回答肢の信者数を1世帯の平均人数（平成27年国勢調査より）で除したものです。
●オについて	「一般会計」とは、「特別会計」に属しない収入又は支出の全体をいいます。
●カについて	回答三つの中に、回答肢「6.その他の収入」が該当する場合、回答用紙の「6.その他」の（ ）内にその収入の具体的な内容を記入してください。
●キについて	回答三つの中に、回答肢「9.その他の費用」が該当する場合、回答用紙の「9.その他」の（ ）内にその費用の具体的な内容を記入してください。
●クについて	回答肢「6.その他」に該当する場合、回答用紙の（ ）内に新型コロナウイルスの貴法人運営について具体的な内容を記入してください。
●ケについて	設問a～eについて、それぞれ1～3を選択して記載ください。新型コロナウイルスの貴法人への影響事項が、「a 宗教活動」～「e 宗教活動（一般会計）収入」以外にある場合は、「f その他」の（ ）内に具体的な内容を記入してください。
●コについて	ケの設問a～eで1又は2を回答した場合、コのa～e欄に回答を記入してください。
●サ～ツについて	各設問のそれぞれの回答肢の「その他」に該当する場合、回答用紙の各解答欄の「その他」の（ ）内に具体的な内容を記入してください。
●テについて	回答用紙の該当する活動の番号に○を付けてください。複数の活動を行っている場合はそれぞれの番号に○を付けてください。行っている活動が回答肢「23.その他」に該当する場合、回答用紙の（ ）内にその活動名を記入してください。
●トについて	回答肢「6.その他」に該当する場合、回答用紙の「6.その他」（ ）内に10年後の活動状況の具体的な展望を記入してください。
●自由記述欄について	本調査についての意見等を自由に記載してください。

※なお、この調査について何か御不明の点がございましたら、下記まで御連絡いただければ幸いです。

記

文化庁宗務課 調査係  
電話 03-5253-4111 (内線 2852、2851)

## 表 彰

**令和4年度及び令和5年度 文化庁長官表彰**

文化庁では、文化活動に優れた成果を示し、我が国の文化の振興に貢献された方々、又は、日本文化の海外発信、国際文化交流に貢献された方々に対し、その功績をたたえ文化庁長官が表彰しています。

**1. 令和4年度**

令和4年度の文化庁長官表彰として、92件を表彰しました。そのうち、宗教関係者は、永年にわたり、宗教者として活動し、日本宗教連盟の理事等を務め、我が国の宗教文化の振興等に多大な貢献をした、次の皆様です（五十音順）。

江口 陽一 様

（公益財団法人日本宗教連盟評議員、公益財団法人新日本宗教団体連合会常任理事、大法輪台意光妙教会理事長）

大柴 讓治 様

（前・公益財団法人本宗教連盟理事長、日本福音ルーテル教会総会議長、日本福音ルーテル大阪教会牧師）

長谷川 正浩 様

（公益財団法人日本宗教連盟評議員、公益財団法人全日本仏教会法律顧問、弁護士）

表彰式は、令和4年12月14日に如水会館松風の間（東京都千代田区一ツ橋2-1-1）にて行われました。このたび受章された、皆様のコメントなどを紹介します。



表彰式後の記念撮影。左から長谷川正浩様、大柴讓治様、江口陽一様。（写真提供：公益財団法人日本宗教連盟）

### **文化庁長官表彰受章（江口陽一）**

このたびは、公益財団法人日本宗教連盟の一員として、令和4年度の文化庁長官表彰の栄誉にあざかり、深く感謝申し上げます。

長年、評議員を務めながら、まだまだ貢献の足らない自分でございますので、大変恐縮をしておりますが、今回の受賞を機に、あらためて日本宗教連盟の一員としての自覚を新たにしてまいりたく存じます。

宗教や信仰に対する本質的な問い合わせ、宗教に対する信頼が問われている昨今ではございますが、あらためて各団体の先生方との緊密な連携を図り、信教の自由の尊重、宗教文化の振興に努め、健全なる宗教活動を促進して、豊かな社会の形成に寄与していくよう、ひとりの宗教者として精進をしてまいります。

### **文化庁長官表彰を受彰して（大柴譲治）**

昨今は COVID-19 パンデミック、政治とカルト、ロシアによるウクライナ侵攻、地球規模での異常気象や災害、トルコ・シリアでの地震等々、心を痛める問題が連続しています。世界全體が呻き苦しんでいるように見える。そのような中でこのたび日本宗教連盟の推薦を受けて文化庁長官表彰をいただきましたことをとても嬉しく栄誉に思っています。これは宗教者の代表として受彰したと理解しています。時代は私たちに真実の宗教とは何かを問うていると感じます。宗教の公共性が問われている。これまで私は「杉並区宗教者懇話会」「比叡山宗教サミット」「アジア宗教者平和会議」「世界宗教者平和会議」等に参与してきました。思想や信条、経験や立場の違いを超えて、私たち宗教者には正義と平和、創造の保全のために祈りと智恵、そして力を合わせてゆくことが求められています。どれほど直面している現実が厳しく困難に見えても、希望を見失わないことが大切です。たとえ明日世界が終わろうとも、私たちは共に手を携え、今ここでリンゴの木を植え続けてゆきたいと念じています。

### **御礼の言葉（長谷川正浩）**

この度は大変光栄に存じます。

私の弁護士としての活動が、宗教文化の振興にいささかなりとも寄与できたとするならば、その機会を与えて頂いた、文化庁宗務課関係の方々、同じく公益財団法人日本宗教連盟の方々、また公益財団法人全日本仏教会の方々のお蔭であります。私は、これらの皆様方の後塵を拝してきたのみであり、本来ならば表彰を受ける資格はありません。弁護士は所詮黒子でありますから、黒子に光が当たられてドギマギしているところでもあります。これからも、人々の魂を救済したり、人々の幸せを守る為に、懸命に布教活動や公益事業に頑張っておられる宗教者の方々に、法律の面から協力することができればと思っております。これを機に一層精進してまいります。有難うございました。

## 2. 令和5年度

令和5年度の文化庁長官表彰として、87件を表彰しました。そのうち、宗教関係者は、永年にわたり、宗教者として活動し、日本宗教連盟の理事等を務め、我が国の宗教文化の振興等に多大な貢献をした、次の皆様です（五十音順）。

井上 順孝 様

（國學院大學名譽教授、公益財団法人国際宗教研究所宗教情報リサーチセンター長、元財団法人日本宗教連盟理事）

末廣 久美 様

（公益社団法人全日本佛教婦人連盟参与、元公益財団法人日本宗教連盟評議員、元宗教法人審議会委員）

宮本 恵司 様

（公益財団法人日本宗教連盟評議員、公益財団法人新日本宗教団体連合会常務理事、妙智會教団法嗣、一般財団法人ありがとうインターナショナル総裁）

表彰式は、令和5年12月19日に京都ブライトンホテル（京都市上京区新町通中立売下ル仕丁町330）にて行われました。このたび受賞された、皆様のコメントなどを紹介します。

### 文化庁長官表彰を受賞して（井上順孝）

日本宗教連盟の理事を6年間務めたことと、宗教文化教育推進センターの設立に関わったことなどを功績にあげたいただき、ありがとうございます。日本宗教連盟の理事は平成11（1999）年4月から平成17（2005）年3月まで6年間務めさせていただきました。2001年9月11日の米国における同時多発テロに際し日本宗教連盟として初めての声明発表に関わったことはよく憶えております。また教育基本法改正に際し、宗教教育に関するヒアリングで宗教文化教育という視点の大切さを述べる機会もありました。ここで議論も活かしつつ、宗教文化教育推進センターが2011年1月に設立されました。具体的に宗教文化教育を推進するため宗教文化士の資格を創設し、2023年までに500人近くの宗教文化士が認定されています。現在は同センターのセンター長を務めておりますが、今後も宗教文化の適切な理解のための教育活動や啓蒙活動などに関わっていきたいと考えております。



### 文化庁表彰受賞にあたって（末廣久美）

宗教界での女性の受賞は今回が初めてであり、私個人ではなく、各寺院や教会で檀信徒のお世話や子ども食堂また様々な教室の運営など、社会や地域のための活動をしている宗教界の多くの女性たちへの、「がんばれ」「期待している」というエールの授賞だと思います。今、政財界等において女性が活躍、注目されていますが、宗教界の女性にも光を当てて下さいましたことは、とてもありがたく大きな励みになります。また今回“女性”を推薦して下さった日本宗教連盟にも心から感謝をいたします。



全日本佛教婦人連盟の福祉や国際協力等への評価は、宗教界の諸団体と共に“人々のため”という信条を共有して活動し築き上げてきた結果です。温暖化や戦争等の現実に加え AI の発展など混沌とした未来にこそ必要なのは、教団や宗派そして男性女性などの差異も互いに尊重し、“人々のため”に協力しあえる宗教界になっていくことなのではと、この受賞を機に改めて思いました。

### 文化庁長官表彰受章にあたって（宮本恵司）

このたびは令和5年度の文化庁長官表彰の栄に浴し、感謝申し上げます。

また大変栄誉ある長官表彰の受賞者にご推挙頂きました日本宗教連盟並びに新日本宗教団体連合会に篤く御礼申し上げます。

宗教界はコロナ禍という未曾有の状況下において、これまでに経験したことがないような困難に直面しました。宗教本来の役割である個人の救済に加え、自然災害や大震災、そして難民支援など、取り組むべき課題が次々と惹起しましたが、宗派を超えた皆さま方の協力のお陰さまで、できる限りのお手伝いと「貧者の一灯」を捧げることができました。



妙智會においては、教団の社会奉仕団体である「ありがとうインターナショナル」と連携して、他者への思いやりの気持ちを忘れずに労りの心で、さまざまな活動を展開して参りました。その一つが世界の恵まれない子どもたちに特化した教育支援で、今後もこの事業を継続していく所存です。

また今秋には中東のアブダビで世界の宗教指導者を招いた国際会議を予定しており、国際交流と日本文化の発信にも貢献したいと思います。

長官表彰を励みとして、今後とも社会貢献と弱者に寄り添う活動に精進努力して参ります。

**行政資料****消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行について（周知）（令和5年1月6日）**

事務連絡  
令和5年1月6日

各文部科学大臣所轄  
宗教法人代表役員 殿

文化庁宗務課

**消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行について（周知）**

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（令和4年法律第99号）、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号）が、令和4年12月16日に公布され、令和5年1月5日から順次施行されます。

これらの法律の施行について、別添のとおり、消費者庁からの周知の依頼がありましたので、お知らせいたします。

また、新たに制定された「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」については、消費者庁において、Q&A形式による解説資料が作成されておりますので、併せてお知らせいたします。

各文部科学大臣所轄宗教法人におかれましては、これらの法律の内容について十分御了知いただくようお願い申し上げます。なお、法律の内容について不明点等がありましたら、別添末尾に記載の消費者庁担当部局にお問い合わせください。

別添

事務連絡  
令和5年1月5日

各府省庁消費者政策担当課 御中

消費者庁 消費者制度課

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律、  
法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行について（通知）

平素より消費者行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（令和4年法律第99号。以下「改正法」という。）、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号。以下「新法」という。）が、令和4年12月16日に公布され、本日から順次施行されます。

各府省庁消費者政策担当課におかれましては、改正法及び新法の施行に際し、下記の事項を十分御了知の上、関係機関等に対して御周知いただくとともに、これらの施行に遺漏のなきようお願いいたします。なお、改正法及び新法の条文、Q&A等は、消費者庁ウェブサイトに掲載しております。

## 記

### 第1 消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部改正関係

#### 1 消費者契約法の一部改正関係

- (1) 第4条第3項第6号の規定において掲げる行為（当該行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときは取消しが認められることとなる行為）に関する改正

当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおり、又はそのような不安を抱いていることに乘じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げるものとすること。（第4条第3項第6号関係）

(2) 取消権の行使期間の伸長

第4条第3項第6号に係る取消権については、追認をすることができる時から1年間行わないとき、また、消費者契約の締結の時から5年を経過したときは時効によって消滅するとされているところ、当該期間について、1年間を3年間に、また、5年を10年に伸長するものとすること。(第7条第1項関係)

(3) 適格消費者団体への協力に関する改正

独立行政法人国民生活センター(以下「センター」という。)及び地方公共団体は、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、消費者紛争に関する情報(※)を提供することができるものとすること。(第40条第1項関係)

※具体的には、消費者契約法施行規則を改正し、第31条第1項第2号に独立行政法人国民生活センターの消費者紛争に関する情報として、「独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第百二十三号)第三章第二節第二款の規定による和解の仲介の手続又は同節第三款の規定による仲裁の手續が終了した事案における経過及び結果の概要、当事者の主張の要旨その他の当該事案についての情報並びに当事者の氏名若しくは名称、住所又は連絡先についての情報であって、これらの手續の実施に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」を追加。

## 2 独立行政法人国民生活センター法の一部改正関係

(1) 目的の改正

センターが消費者紛争を予防するための活動を支援すること等を追加すること。(第3条関係)

(2) 業務の追加

センターの業務として、適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行うことを追加すること。(第10条第6号関係)

(3) 和解仲介手続及び仲裁の手続の計画的実施

紛争解決委員会は、適正かつ迅速な審理を実現するため、和解仲介手続及び仲裁の手続を計画的に実施しなければならないものとするとともに、当事者は、適正かつ迅速(※)な審理を実現するため、紛争解決委員会による和解仲介手続及び仲裁の手続の計画的な実施に協力するものとすること。(第23条の2及び第32条の2関係)

※具体的には、独立行政法人国民生活センター法施行規則(第18条第1項)について、和解仲介手続等の実施の期間に関する努力義務に関し、申請の日から「4か月」以内とあるのを「3か月」以内と改正。

(4) 情報の公表

センターは、消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益を保護するため特に必要があると認めるときは、消費者紛争の当事者である事業者の名称等(※)を公表することができるものとすること。(第42条第2項関係)

※具体的には、独立行政法人国民生活センター法施行規則を改正(第36条を追加)し、公表事項として、①事業者の商号、名称又は氏名、住所及び電話番号、②消費者紛

争の概要、③消費者紛争の予防及び防止に関し参考となる事項等を追加。

### 3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行するものとすること。(附則第 1 条関係)

## 第 2 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律関係

### 1 目的

この法律は、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）とあいまって、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的とすること。（第 1 条関係）

### 2 定義

この法律において「寄附」とは、次に掲げるものをいうものとすること。（第 2 条関係）

- (1) 個人（事業のために契約の当事者となる場合又は単独行為をする場合におけるものを除く。以下同じ。）と法人等との間で締結される次に掲げる契約  
イ 当該個人が当該法人等に対し無償で財産に関する権利を移転することを内容とする契約（当該財産又はこれと種類、品質及び数量の同じものを返還することを約するものを除く。ロにおいて同じ。）  
ロ 当該個人が当該法人等に対し当該法人等以外の第三者に無償で当該個人の財産に関する権利を移転することを委託することを内容とする契約
- (2) 個人が法人等に対し無償で財産上の利益を供与する単独行為

### 3 配慮義務

法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に十分に配慮しなければならないものとすること。（第 3 条関係）

- (1) 寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること。  
(2) 寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族（当該個人が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条から第 880 条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。5において同じ。）の生活の維持を困難にすることがないようにすること。  
(3) 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の使途について誤認させるおそれがないようにすること。

### 4 寄附の勧誘に関する禁止行為

法人等は、寄附の勧誘をするに際し、次に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならないものとすること。（第 4 条関係）

- (1) 当該法人等に対し、当該個人が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

- (2) 当該法人等が当該寄附の勧誘をしている場所から当該個人が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該個人を退去させないこと。
- (3) 当該個人に対し、当該寄附について勧誘をすることを告げずに、当該個人が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該個人をその場所に同行し、その場所において当該寄附の勧誘をすること。
- (4) 当該個人が当該寄附の勧誘を受けている場所において、当該個人が当該寄附をするか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該法人等以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該個人が当該方法によって連絡することを妨げること。
- (5) 当該個人が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該寄附の勧説を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧説を行う者も当該個人に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乘じ、当該寄附をしなければ当該勧説を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。
- (6) 当該個人に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないと不安をあたり、又はそのような不安を抱いていることに乘じて、その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。

## 5 借入れ等による資金調達の要求の禁止

法人等は、寄附の勧説をするに際し、寄附の勧説を受ける個人に対し、借入れにより、又は次に掲げる財産を処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならないものとすること。(第5条関係)

- (1) 当該個人又はその配偶者若しくは親族が現に居住の用に供している建物又はその敷地
- (2) 現に当該個人が営む事業(その継続が当該個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持に欠くことのできないものに限る。)の用に供している土地若しくは土地の上に存する権利又は建物その他の減価償却資産(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第19号に規定する減価償却資産をいう。)であつて、当該事業の継続に欠くことのできないもの((1)に掲げるものを除く。)

## 6 配慮義務の遵守に係る勧告等

- (1) 内閣総理大臣は、法人等が3を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧説を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができることとし、その勧告を受けた法人等がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができるものとすること。(第6条第1項及び第2項関係)
- (2) 内閣総理大臣は、(1)の勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、3(1)から(3)までに掲げる事項に係る配慮の状況に関し、必要な報告を求めることができるものとすること。(第6条第3項関係)

## 7 禁止行為に係る報告、勧告等

- (1) 内閣総理大臣は、4及び5の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要的限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができるものとすること。(第7条第1項関係)
- (2) 内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対して4又は5に違反する行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができることとし、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該法人等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができ、その命令をしたときは、その旨を公表しなければならないものとすること。(第7条第2項から第4項まで関係)

## 8 寄附の意思表示の取消し等

個人は、法人等が寄附の勧誘をするに際し、当該個人に対して4(1)から(6)までに掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示（以下この8において「寄附の意思表示」と総称する。）をしたときは、当該寄附の意思表示（当該寄附が消費者契約（消費者契約法第2条第3項に規定する消費者契約をいう。）に該当する場合における当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を除く。）を取り消すことができるものとすること。(第8条関係)

## 9 取消権の行使期間

8による取消権は、追認をすることができる時から1年間（4(6)に掲げる行為により困惑したことを理由とする8による取消権については、3年間）行わないときは、時効によって消滅するものとすること。寄附の意思表示をした時から5年（4(6)に掲げる行為により困惑したことを理由とする8による取消権については、10年）を経過したときも、同様とするものとすること。(第9条関係)

## 10 扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例

- (1) 法人等に寄附（金銭の給付を内容とするものに限る。以下この(1)において同じ。）をした個人の扶養義務等に係る定期金債権の債権者は、民法第423条第2項本文の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち確定期限の到来していない部分を保全するため必要があるときは、当該個人である債務者に属する当該寄附に関する次に掲げる権利行使することができるものとすること。(第10条第1項関係)

イ 8による取消権

ロ 債務者がした寄附に係る消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る消費者契約法第4条第3項（第1号から第4号まで、第6号又は第8号に係る部分に限る。）（同法第5条第1項において準用する場合を含む。）の規定による取消権

ハ イ又はロの取消権を使用したことにより生ずる寄附による給付の返還請求権

- (2) (1)（ハに係る部分に限る。）の場合において、(1)の扶養義務等に係る定期金債権のうち確定期限が到来していない部分については、民法第423条の3前段の規定は、適用しないものとすること。この場合において、債権者は、当該法人等に当該確定期限が到来し

ていない部分に相当する金額を債務者のために供託させることができるものとすること。  
(第 10 条第 2 項関係)

(3) (2)の後段により供託をした法人等は、遅滞なく、(1)ハに掲げる権利を行使した債権者及びその債務者に供託の通知をしなければならないものとすること。(第 10 条第 3 項関係)

(4) 10において「扶養義務等に係る定期金債権」とは、次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権をいうものとすること。(第 10 条第 4 項関係)

イ 民法第 752 条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

ロ 民法第 760 条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

ハ 民法第 766 条（同法第 749 条、第 771 条及び第 788 条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務

ニ 民法第 877 条から第 880 条までの規定による扶養の義務

## 11 法人等の不当な勧誘により寄附をした者等に対する支援

国は、10(1)イからハまでに掲げる権利を有する者等が、その権利の適切な行使により被害の回復等を図ることができるようするため、日本司法支援センターと関係機関及び関係団体等との連携の強化を図り、利用しやすい相談体制を整備する等必要な支援に関する施策を講ずるよう努めなければならないものとすること。(第 11 条関係)

## 12 運用上の配慮

この法律の運用に当たっては、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しなければならないものとすること。(第 12 条関係)

## 13 内閣総理大臣への資料提供等

内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができるものとすること。(第 13 条関係)

## 14 権限の委任

内閣総理大臣は、6、7 及び 13 による権限（13 による権限にあっては、国務大臣に対するものを除く。）を消費者庁長官に委任するものとすること。(第 14 条関係)

## 15 命令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、命令で定めるものとすること。(第 15 条関係)

## 16 罰則

7 に違反する行為について罰則を定めるとともに、その他所要の規定を整備するものとすること。(第 6 章関係)

## 17 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行するものとすること。ただし、4 及び 8 の一部は消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 59 号）の

施行の日から、5から7まで及び16並びに附則の一部は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行するものとすること。(附則第1条関係)

(2) この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、この法律の施行の状況についての検討規定を設けるほか、関係法律について所要の改正を行うこと。(附則第2条から附則第6条まで関係)

(参考)

- ・消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律について  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/2022\\_contents\\_002/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/2022_contents_002/)
- ・法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律について  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/other/#law\\_001](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/other/#law_001)

## 別添

令和5年6月30日

**法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律  
解説資料（Q & A形式）**

**【総論】**

**Q 1 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律が制定された趣旨はどういうものですか。**

「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号。以下「本法」といいます。）」は、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものをいいます。以下同じ。）による不当な寄附の勧説を禁止するとともに、当該勧説を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法（平成12年法律第61号）とあいまって、法人等からの寄附の勧説を受ける者の保護を図ることを目的とするものです。

すなわち、本法は、現行の我が国の法体系の中で許される限り、最大限実効的なものとするため、消費者契約に当たらない寄附も含めた社会的に許容し難い悪質な寄附の勧説行為を禁止し、これに対する勧告、命令等の行政措置を導入するとともに、不当な勧説行為を受け、困惑した中で行われた意思表示には瑕疵があることから、取消しを認めます。さらに、寄附の勧説に当たっての配慮義務を定めることで、これに反するような不当な寄附の勧説が行われた場合には、勧告等の行政措置の対象になり得るものとともに、民法（明治29年法律第89号）上の不法行為の認定及びそれに基づく損害賠償請求の容易化に資するものとしています。

本法と「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（令和4年法律第99号）」によって、これまで救済できなかつた寄附の不当な勧説による被害を救済し、将来に向けての被害の防止を図るものです。

**Q 2 この法律は、信教の自由等を妨げるものではないですか。また、NPO法人等に対する寄附文化の醸成を抑制するものではないですか。**

本法では、社会において寄附が果たす役割の重要性の留意と学問の自由、信教の自由、政治活動の自由への十分な配慮が必要である旨を規定しており、その運用に当たってはこの規定も踏まえて行うことになります。

また、本法の配慮義務及び禁止規定は、社会通念上、不当な勧説行為と考えられるものに限っており、NPO法人等の通常の寄附の勧説に支障が生じることはなく、寄附文化の醸成に対する不当な抑制につながるものではありません。むしろ、法人等による不当な寄附の勧説行為が防止されることによって、寄附への理解及び寄附の勧説への安心感が高まることに

もつながるものと考えられます。

**Q 3 国会審議に際し、衆議院において修正が行われていますが、どのような内容ですか。**

衆議院において、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案」に対し、①法人等が寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務について「配慮しなければならない」とあるのを「十分に配慮しなければならない」と改めること、②法人等が配慮義務を遵守しない場合について勧告、公表等を可能とすること、③本法の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるまでの期間を本法の施行後「3年を目途」とあるのを「2年を目途」と改めることなどを内容とする修正（※）が行われています。

（※）具体的には、衆議院消費者問題に関する特別委員会において、上記の①から③までを主な内容とする「宮崎政久議員外4名提出法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案に対する修正案」が可決されています。

**Q 4 寄附の勧誘を個人が行う場合であっても、法人等による勧誘と評価され本法の規制の対象となるのはどういう場合ですか。**

寄附の勧誘をしている者が個人であっても法人等の行為と評価される場合には、本法の規制の対象となります。具体的には、法人等の代表者、役員又は使用人が行った勧誘行為は法人等が行ったものと認められます。また、宗教法人との間で委任や雇用関係がない信者が当該宗教法人への寄附の勧誘を行った場合においても、当該宗教法人と当該信者間の明示又は黙示の契約の有無などを踏まえて使用人と同等程度の法人等との関係性がある場合には、法人等の行為と評価することができ、本法の規制の対象となると考えられます。

なお、本法の規制の対象となる法人等には、上記のQ 1の解説のとおり、法人に加え、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものも含まれます。また、本法の規制の対象となる寄附には、個人の法人等に対する贈与契約として締結される場合に加え、個人が法人等に対し当該法人等以外の第三者に無償で当該個人の財産に関する権利を移転することを委託することを内容とする契約として締結される場合も含まれます。

**Q 5 個人に対する寄附も本法の規制の対象とすべきではないでしょうか。**

外形的には個人に対する寄附であっても、上記のQ 4の解説のとおり、個人による寄附の勧誘が法人等の行為と評価される場合には、本法の規制の対象となります。他方、法人等による寄附の勧誘と評価されない純粋な個人間における寄附については、民法等の規定に委ねられることとなります。

**【配慮義務】**

**Q 6 配慮義務の規定が設けられた趣旨はどういうものですか。**

配慮義務については、寄附の勧誘によってもたらされる結果としての個人の状態等に着目したものです。例えば、法人等が寄附の勧誘を行うに当たっては、個人が寄附をするか否か

について適切な判断をすることが困難な状態等をもたらさないようにすべきという規範を示すものであり、こうした結果をもたらす行為をより幅広く捉えることを可能としています。なお、配慮義務に反するような不当な寄附の勧誘が行われた場合には、民法上の不法行為の認定及びそれに基づく損害賠償請求を容易にするものと考えられます。

また、衆議院における修正によって、寄附の勧誘を行う法人等に対し、勧誘を受ける個人等に十分に配慮することを求めるとともに、配慮義務に違反する法人等に対する勧告を可能とされました。この修正によって、本法の実効性の一層の向上が図られています。

**Q 7 配慮義務に違反してされた寄附を勧告によって返金させることはできますか。**

勧告の内容は、個別の事案に応じて判断されますが、一般論としては、民事不介入の原則があることから、個別の返金の実施を勧告することは困難です。他方、例えば、法人等に対して返金の相談に真摯に対応するようにといった勧告をすることは考えられます。

**【寄附の勧誘に関する禁止行為／取消し】**

**Q 8 「寄附の勧誘をするに際し」という要件はどのような場合を対象とするのでしょうか。**

「寄附の勧誘をするに際し」とは、法人等が個人に寄附の話を持ちかけるなどして接触してから（個人が数日、場合によっては数か月考えた後に）その個人が実際に当該寄附を行うまでの間に、という趣旨です。

なお、入信前後から寄附に至るまでが一連の寄附の勧誘であると判断できる場合は「寄附の勧誘をするに際し」に該当すると考えられます。

**Q 9 入信前後から寄附に至るまでが一連の寄附の勧誘であると判断されるのはどういう場合でしょうか。**

一連の寄附の勧誘と判断できる場合としては、例えば、入信当初に身内の不幸等を告げて不安をあおり、教義と称して、そのような不安に乗じて身内の更なる不幸等の不利益を回避する手段が寄附であると教え込むことで困惑させるような場合が該当し得ると考えられます。

また、一連の勧誘行為と判断できない場合であっても、入信時に抱かされた不安が継続している場合に法人等がこれに乗じて寄附の勧誘をすれば、「不安を抱いていることに乘じて」の要件を満たすことから、禁止行為や取消しの対象となり得ると考えられます。

**Q 10 「困惑」とはどういう意味ですか。**

「困惑」とは、困り戸惑い、どうしてよいか分からなくなるような、精神的に自由な判断ができない状況を言います。恐怖（おそれおののくこと、怖じること）をも含む、広い概念です。

これは、現行の消費者契約法における「困惑」に関する解説を踏襲したものです。本法は寄附が消費者契約であるか否かに関わらず同様に規制するという観点から、本法と消費者契約法の取消権の規定とは同等のものとなっています。したがって、本法における「困惑」の

解説も消費者契約法と同様のものとすることが適當と考えられます。

**Q11 いわゆるマインドコントロールの下で寄附の時点では不安を感じていない場合には取消しをすることはできますか。**

設問の場合において、自分が困惑しているかどうか判断できない状態で寄附を行ったとしても、その状態から脱した後に本人が主張・立証して取消権行使することが可能な場合はあると考えられます。

同様に、寄附をした当時は自分が困惑しているか判断できない状態で外形的には義務感や使命感で寄附を行っているように見える場合でも、後から冷静になって考えると不安を抱いていることに乘じて勧誘され困惑して行った寄附と気付いたのであれば、そのような主張・立証を行って取消権行使することは可能であると考えられます。

**Q12 困惑した状態で寄附の返金の請求をしないという寄附の返金に関する合意書（いわゆる念書）を書かせた場合にはその念書は有効ですか。**

困惑した状態でサインをした、寄附の一部の返金のみで和解する旨の合意や寄附の返金を求める旨の念書は、民法上の公序良俗に反するものとして、無効となり得るものと考えられます。

また、個別の事案にもよりますが、法人等が寄附の勧誘をするに際し、「返金逃れ」を目的に個人に対して念書を作成させ、又はビデオ撮影をしていること自体が法人等の勧誘の違法性を基礎付ける要素となるとともに、民法上の不法行為に基づく損害賠償請求が認められやすくなる可能性があると考えられます。

**Q13 「必要不可欠」とはどういう意味ですか。なぜ「必要」とせずに、「不可欠」まで求めるのですか。**

必ずしも「必要不可欠」という言葉をそのまま告げる必要はなく、勧誘行為全体としてそれと同等程度の必要性及び切迫性が示されている場合には適用が可能です。なお、多額の寄附に至るような悪質な勧誘事例の多くはそのような必要性及び切迫性を有しているものと考えられます。

単に「必要」とすると、厄払いを始めとする一般的に許容されている宗教活動等にまで規制の対象が広がってしまいかねず、規制の範囲が広がり過ぎるおそれがあります。また、「不可欠」については、唯一の選択肢しか示さない場合のみということではなく、例えば「重要な不利益を回避するためには、100万円の贈与をするか、同額の債務免除をする」という選択肢を示して勧誘する場合にも必要不可欠である旨を告げたという要件に該当する可能性があると考えられます。

**【借入れ等による資金調達の要求の禁止】**

Q14 借入れ等による資金調達の要求の禁止の趣旨はどういうものですか。

本法では、借入れをして寄附するよう要求する行為や、居住用不動産や個人等の生活の維持に欠くことができない事業用資産について、あえて処分による換金という手間をかけさせて寄附するように要求する行為を禁止しています。これは、寄附がもっぱら寄附を行う個人の側のみに負担を生じさせるという片務性を有するものであることも踏まえ、当該個人にとって過大な負担を及ぼす寄附の要求を禁止するものです。他方、居住用不動産や事業用資産そのものを寄附するように要求する行為は禁止していません。これは、こうした資産をあえて換金までして寄附を求める行為はより悪質性が高いと考えられることを踏まえたものです。寄附の勧誘の際にこうした資産の売却の求めがなく、自発的に売却し、寄附が行われた場合には、当該寄附の勧誘を行った者が本法第5条に抵触することはありません。

また、家族も居住している不動産を寄附する場合には、個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持を困難にすることがないようにする配慮義務の不遵守に該当する可能性があると考えられます。

**【違反に対する措置等】**

Q15 禁止行為に係る報告、勧告等の規定については、具体的にどのように運用されるのですか。

禁止行為に係る報告徴収、勧告・命令に関しては、本法が、多くの法人等に影響が及び、かつ、寄附の性質が無償で財産に関する権利を移転させる行為等が中心であることを踏まえ、その要件は一定の厳格性を要するものとしています。

具体的には、報告徴収の要件である「特別に必要があるとき」については、例えば、禁止行為が不特定又は多数の者に対して組織的に行われており社会的な影響が大きいと考えられ、被勧誘者の保護を図る必要性が特に強い場合が想定されます。また、勧告・命令については、組織性・悪質性に加え、不特定・多数の者に対して禁止行為が継続する蓋然性が高く、広範囲にわたる被害の拡大防止を図る必要性が特に強い場合が想定されます。

なお、本法では、社会において寄附が果たす役割の重要性の留意と学問の自由、信教の自由、政治活動の自由への十分な配慮が必要である旨を規定しており、報告徴収、勧告・命令の規定の運用に当たってはこの規定も踏まえて行うことになります。

本法に基づく行政処分等については、その行使についての基準等を公表しておりますので、御参照ください。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等

([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/donation\\_solicitation/assets/consumer\\_policy\\_cms103\\_230417\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms103_230417_01.pdf))

### 【債権者代位権】

Q16 債権者代位権の特例の規定の内容はどういうものですか。

本法では、家族らの被害救済に資するため、自らの権利を守るために必要な限度で他者の権利の行使を認める制度である債権者代位権を活用しやすくすることとしています。具体的には、民法上、被保全債権の期限が到来しない間は債権者代位権を行使することができませんが（民法第423条第2項本文）、本法においては、法人等に金銭で寄附をした個人の扶養義務等に係る定期金債権の債権者は、当該定期金債権のうち確定期限が到来していない部分を保全するため、当該個人の有する取消権や取消権の行使によって生じる返還請求権等を代位行使することができるという特則を設けています。

なお、債権者代位権については、他者の権利の行使を例外的に認めるものであることから、債務者（上記の金銭で寄附をした個人）が無資力である場合に限り認められます。

Q17 債権者代位権の特例の規定をどのようにして実効的に行使できるようにするのですか。

特に、未成年者の場合はどうですか。

未成年者の権利行使については、親権者による適切な親権の行使が期待できない場合には、親権の停止、未成年後見人の選任、親権者と子との利益が相反するときの特別代理人の選任といった各種手続が必要となります。もっとも、困窮している未成年者が自らこれらの手続を行うことは実際には困難な場合もあり得ることに加え、債権者代位権を行使しようとする場合には、特に法的な支援を含む支援が重要になると考えられます。

未成年者を含む親族等の被害救済に資するためには、法律上の仕組みを設けることにとどまらず、個別の事案について、支障となる様々な事情があることも踏まえて債権者代位権の適切な行使により被害回復を図ることができるようにするための支援が重要になります。このため、日本司法支援センター（法テラス）と関係機関・団体等が連携した相談体制の整備等を図ってまいります。

### 【その他】

Q18 本法は、いつから施行されていますか。

本法は、公布の日（令和4年12月16日）から起算して20日を経過した日（令和5年1月5日）から一部の規定を除き、施行されました。禁止行為の一部や行政措置、罰則に関する規定（※1）については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和5年4月1日）に、禁止行為及び取消権の一部の規定（※2）については、「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第59号）」による消費者契約法の改正の施行の日（令和5年6月1日）に施行され、同日をもって全ての規定が施行されました。

（※1）：借り入れ等による資金調達の要求の禁止や違反に対する措置等の規定（第5～7条、第16～18条）

（※2）：寄附の勧誘に関する禁止行為のうち、第4条第3号及び第4号の禁止行為とこれ

に係る取消権（第8条（第4条第3号及び第4号に係る部分に限る。））

**Q19 本法の規定による行政措置の対象となる行為についての違反事実の認定は、その規定の施行の日から行われるのですか。**

違反に対する行政措置の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和5年4月1日）から施行されており、本法の規定による行政措置の対象となる行為についての違反事実の認定も同日以降に行われた行為が対象となります。ただし、令和5年6月1日に施行された、禁止行為規定（Q18参照）に基づくものについては、同日（令和5年6月1日）以降に行われた行為が対象となります。

**Q20 本法は、寄附に関する記録の交付を義務付けるものですか。**

本法は、法人等による寄附の不当な勧誘を規制するものであり、法人等に寄附に関する記録の交付を義務付けるものではありません。寄附を受けた法人等における会計上の手続については、当該法人等の設立の根拠となる法律の規定等に基づき、適正に行われる必要があります。

なお、一般論としては、寄附を受けた法人等は、当該寄附の内容を証する書面等を適切に交付することが望ましいと考えられます。また、個人が法人等に寄附をした場合には、当該個人は銀行から取引履歴を入手するなどして寄附をした日時及び金額を明らかにすることも可能であると考えられます。

（※）本解説資料（Q&A形式）については、令和5年6月30日時点のものです。今後、必要に応じ、追加等を行うこととしています。

### お知らせ

文化庁宗務課

（1）令和5年1月6日事務連絡には、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律解説資料（Q&A形式）」（令和4年12月28日）が添えられていましたが、直近の改訂版を掲載しました。

（2）消費者庁では、『法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律・逐条解説』（令和5年2月1日）を作成しています。合わせて参考ください。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/donation\\_solicitation/assets/consumer\\_policy\\_cms213\\_230821\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_230821_01.pdf)

行政資料

## 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行について（周知）（令和5年4月3日）

5文宗務第1号  
令和5年4月3日

各文部科学大臣所轄宗教法人代表役員 殿

文化庁宗務課長

山田泰造

### 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行について（周知）

令和5年1月6日付け事務連絡でお知らせしたとおり、令和5年1月5日に「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」（以下「不当寄附勧誘防止法」といい、同法の規定については法律名を省略して条項番号のみ記載します。）が、一部を除いて施行されました。

この不当寄附勧誘防止法のうち、未施行であった行政措置や罰則等に係る条項が、令和5年4月1日より施行されることとなり、別添のとおり、消費者庁からの周知の依頼がありましたので、お知らせいたします。

各文部科学大臣所轄宗教法人に特にご留意いただきたいのは、以下の点です。

不当寄附勧誘防止法には、例えば、以下のような規定があります。

○ 法人等が寄附の勧誘を行うに当たって、

- ① 個人の自由な意思を抑圧し、勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状況に陥ることがないようにすること、
- ② 寄附により、寄附者やその配偶者・親族の生活の維持を困難にすることがないようにすること、

③ 寄附の勧誘を受ける個人に対し、寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにすること

などに十分に配慮しなければならないとの配慮義務（第3条）

- 法人等が、靈感等による知見として、個人やその親族の生命・身体・財産等について不安をあおり、又はそのような不安を抱いていることに乘じて、重大な不利益を回避するためには、寄附をすることが必要不可欠である旨を告げるなどの勧誘行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させることの禁止（第4条第6号）
- 法人等が、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借り入れや、個人やその配偶者・親族の居住建物、生活維持に欠くことができない事業用資産の処分等による、寄附をするための資金調達の要求の禁止（第5条）（※本年4月1日施行）

寄附の勧誘に際し、第3条に定める配慮義務の違反や、第4条及び第5条に定める禁止行為があつた場合には、民法第709条の不法行為責任を問われる可能性があります。また、第4条に定める寄附の勧誘に関する禁止行為により、相手を困惑させることにより寄附の意思表示がなされた場合は、寄附者がその寄附の意思表示を取り消すことができます（第8条第1項）。

なお、寄附の意思表示の取消権の行使期間は、以下のいずれかが経過するまでとされました。

- 追認をできる時から1年（第4条第6号所定の禁止行為により困惑したことを理由とする取消権については3年）、又は
- 寄附の意思表示をした時から5年（第4条第6号所定の禁止行為により困惑したことを理由とする取消権については10年）

さらに、これらに関連して、新たに消費者庁長官の権限として（第14条）、以下の措置について規定されました（※本年4月1日施行）。

- 法人等に対して、法人等が配慮義務の規定を遵守していない場合に、遵守事項を示して遵守の勧告をすることができ（第6条第1項）、法人等が勧告に従わなかったときはその旨を公表することができること（第6条第2項）、
- 配慮の状況や寄附の勧誘に関する業務の状況に関して必要な報告を求めることができるこ（第6条第3項及び第7条第1項）、
- 法人等が禁止行為をしていると認められる場合に、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすことができ（第7条第2項）、法人等が正当な理由がなくて措置をとらなかつたときは、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができること（第7条第3項）、この命令をしたときはその旨を公表しなければならないこと（第7条第4項）。

加えて、消費者庁長官による命令に違反した場合は、当該違反行為をした者に、1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金が科されるか、又はこれらが併科されます（第16条）。また、消費者庁長官による第7条第1項に基づく報告の求めに対して、法人等が報告をしない場合や、虚偽の報告をした場合は、50万円以下の罰金が科されることとなります（第17条）。

さらに、法人等の代表者等や、法人等の従業者が、その法人等の業務に関して、これらの違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人等に対しても、上記の罰金刑が科されることとなります。

これらの規定の趣旨を踏まえると、今後、例えば、以下に示すような寄附の勧誘事例は、最終的には個別の事案に即して判断されることとなりますが、不当寄附勧誘防止法に定める配慮義務違反や禁止行為に該当し得ると考えられ、行政措置や取消しの対象になり得ると考えられます。

#### [第3条の配慮義務違反]

- 法人等が、寄附を行う個人の自由な意思が抑圧されており、適切な判断をしているのかどうか疑わしいにもかかわらず、当該個人からの寄附をそのまま受け入れた。
- 法人等が、多額の寄附を行う個人が家族の同意を得ずに寄附をしており、寄附の金額が家族の生活の維持を困難にする額であったにもかかわらず、当該個人からの寄附をそのまま受け入れた。
- 法人等が、寄附の勧誘を受ける個人に対して、宗教団体への寄附であることを明らかにせず、寄附される財産の使途について、当該個人が誤認をしていることがうかがわれるにもかかわらず、法人等が当該個人からの寄附をそのまま受け入れた。

#### [第4条の禁止行為]

- 法人等が、その信者等の個人に対し、身内の不幸等を告げて不安をあおり、教義と称して、そのような不安に乗じて「身内の更なる不幸等の不利益を回避するには献金をしなければならない。」旨を告げるなどし、当該個人を困惑させ、法人等に対して寄附させた。
- 法人等が、病気を患っている個人に対し、「あなたには悪霊がついておりそのままでは病状が悪化する。私たちの団体で悪霊を除去することができるが、そのためには献金をしなければならない。」旨を告げるなどし、当該個人を困惑させ、法人等に対して寄附させた。
- 法人等が、研修等の名目の集会・合宿において、個人が帰りたがっているにもかかわらず、当該個人が寄附するまで長時間、部屋から出られない状態で説得して、当該個人を精神的に困惑させ、法人等に対して寄附させた。

[第5条の禁止行為]

- 法人等が、その信者等の個人に対し、「あなたの親族を慰霊するための儀式への献金が、経済的理由で捻出できないと聞いた。お金がないなら、銀行やクレジット会社から借り入れたり、自宅を売却して資金を作ればよい。」旨を告げるなどし、法人等に対して寄附を求めた。

各文部科学大臣所轄宗教法人におかれでは、不当寄附勧誘防止法の内容について、改めて十分に御了知いただくとともに、寄附の勧誘に当たっては、不当寄附勧誘防止法その他の法令に違反する行為が行われることのないようお願いいたします。

なお、法律の内容について不明点等がありましたら、別添末尾に記載の消費者庁担当部局にお問い合わせください。

別紙

事務連絡  
令和5年4月3日

各府省庁消費者政策担当課 御中

消費者庁 消費者政策課

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の行政措置  
等に係る規定の施行について（通知）

平素より消費者行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。）は、既に令和5年1月5日に施行されているところですが、このたび、同年4月1日に行政措置及び罰則等に係る一部の規定（第5条、第2章第3節及び第6章の規定並びに附則第4条の規定）が施行されました。これに伴い、消費者庁におきましては、不当寄附勧誘防止法を所管し、その運用を担う「寄附勧誘対策室」を同日付で設置しております。

また、消費者庁におきましては、今般の施行を踏まえ、消費者庁ウェブサイトに、法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報の提供を受け付けるウェブフォーム（<https://form.caa.go.jp/input.php?select=1214>）を開設し、不当な寄附勧誘の実態把握に努めることとしております。

各府省庁消費者政策担当課におかれましては、法人等からの不当な寄附勧誘等による被害の防止・救済の実効が上がるよう、関係機関等に対して、行政措置及び罰則等に係る規定が施行された旨に加えて、チラシ等の不当寄附勧誘防止法に係る広報資料（[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/donation\\_solicitation/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/)）やウェブフォームの開設についても、御周知いただきますようお願いいたします。

行政資料

## 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行について（周知）（令和5年6月1日）

事務連絡  
令和5年6月1日

各文部科学大臣所轄  
宗教法人代表役員 殿

文化庁宗務課

### 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行について（周知）

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号、以下「法」という。）については、「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行について（周知）」（令和5年1月6日付け文化庁宗務課事務連絡）及び「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行について」（令和5年4月3日付け5文宗務第1号、以下「4月通知」という。）によってお知らせしたとおり、すでに一部施行されているところですが、このたび、令和5年6月1日に同法中の未施行部分が施行され、これに伴い、同法の全ての条文が施行された旨、消費者庁より別紙のとおり連絡がありましたので、お知らせします。

各文部科学大臣所轄宗教法人においては、4月通知の内容も改めて御参照の上（本事務連絡に別添として添付しております。）、法の内容について十分御了知いただくようお願い申し上げます。なお、法の内容について不明点等がありましたら、別紙末尾に記載の消費者庁担当部局にお問い合わせください。

別 紙

事 務 連 絡  
令和5年6月1日

各府省庁消費者政策担当課 御中

消費者庁 消費者政策課

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行について（通知）

平素より消費者行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。）は、既に本年1月5日に施行されているところですが、このたび、同年6月1日に禁止行為及び取消権の一部の規定（第4条第3号・第4号及び第8条（第4条第3号及び第4号に係る部分に限る。））が施行されました。これに伴い、同日をもって不当寄附勧誘防止法の全ての規定が施行されました。

また、消費者庁におきましては、消費者庁ウェブサイトに、法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報の提供を受け付けるウェブフォーム（※1）を開設しており、不当な寄附勧誘の実態把握に努めることとしております。

各府省庁消費者政策担当課におきましては、法人等からの不当な寄附勧誘等による被害の防止・救済の実効が上がるよう、関係機関等に対して、不当寄附勧誘防止法の全ての規定が施行された旨に加えて、チラシ等の不当寄附勧誘防止法に係る広報資料（※2）や前記ウェブフォームについても、引き続き、御周知いただきますようお願いいたします。

※1 ウェブフォーム

<https://form.caa.go.jp/input.php?select=1214>

※2 広報資料

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/donation\\_solicitation/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/)

**行政資料****特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律の公布について  
(通知)（令和5年12月20日）**

5文序第4390号  
令和5年12月20日

各文部科学大臣所轄宗教法人代表役員 殿

文化庁次長  
森田正信  
(公印省略)

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律の公布について（通知）

このたび、第212回国会において、「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」（令和5年法律第89号。以下「特例法」という。）が成立し、令和5年12月20日に公布されました（別添1・別添2）。特例法は、一部を除き、公布の日から起算して10日を経過した日（令和5年12月30日）から施行することとされています。

この法律は、現下の宗教法人をめぐる状況に鑑み、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため、3年間の时限立法として、日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例を定めるものであり、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第81条第1項第1号に該当する事由により所轄庁等からの解散命令請求等があつた宗教法人に対し、一定の要件の下で、不動産の処分等の所轄庁への通知及び公告の特例、財産目録等の作成及び提出の特例並びに財産目録等の閲覧の特例を適用することとするものです。

なお、参議院法務委員会においては、別添3のとおり附帯決議が付されています。

特例法に規定する対象宗教法人に係る特例の主な内容は、下記のとおりです。お知らせいたします。

記

1 対象宗教法人

- (1) 特例法に規定する対象宗教法人は、宗教法人法第81条第1項第1号に該当する事由があることを理由として、所轄庁若しくは検察官により解散命令の請求が行われ又は裁判所の職権により解散命令に係る事件の手続が開始された宗教法人であること（第2条第1項関係）。
- (2) 特例法の規定は、同法の施行前に（1）の解散命令請求又は解散命令に係る事件の手続（以下「特定解散命令請求等」という。）が開始された宗教法人にも適用すること（附則第3条第1項関係）。

2 指定宗教法人による財産の処分及び管理の特例

(1) 指定宗教法人の指定（第7条関係）

- ① 所轄庁は、対象宗教法人が次のいずれにも該当すると認めるときは、当該対象宗教法人を指定宗教法人として指定することができること。
- イ 特定解散命令請求等の原因となった行為又はこれらと同種の行為であって対象宗教法人又はその関係者によるもの（特定不法行為等）による被害者が相当多数存在することが見込まれること。
- ロ 当該対象宗教法人の財産の処分及び管理の状況を把握する必要があること。
- ② 指定宗教法人の指定をしようとする場合においては、あらかじめ宗教法人 審議会の意見を聴かなければならないこと。

(2) 不動産の処分等の所轄庁への通知及び公告の特例（第10条関係）

- ① 指定宗教法人は、不動産を処分し、又は担保に供しようとするときは、当該不動産の処分又は担保としての提供の少なくとも1月前に、所轄庁に対し、その要旨を示してその旨を通知しなければならないこと。
- ② 所轄庁は、①の通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る要旨を公告しなければならないこと。
- ③ ①の通知をせずに行った不動産の処分又は担保の提供は、無効とすること（宗教法人法第24条の準用）。

(3) 財産目録等の作成及び提出の特例（第11条及び附則第3条第3項から第5項まで関係）

- ① 指定宗教法人は、毎会計年度の各四半期終了後2月以内に、当該四半期の財産目録、収支計算書及び貸借対照表をそれぞれ作成し、作成後10日以内にその写しを所轄庁に提出しなければならないこと。
- ② ①による財産目録等の作成及び提出の特例は、指定宗教法人の指定があった日の属する四半期から適用すること。この場合において、指定宗教法人の指定があった日の属する四半期が特例法の施行の日を含むものであるときは、当該四半期については、貸借対照表の作成及び提出を要しないこと。

### 3 特別指定宗教法人の財産目録等の閲覧の特例

#### (1) 特別指定宗教法人の指定（第12条関係）

- ① 所轄庁は、対象宗教法人が次のいずれにも該当すると認めるときは、当該対象宗教法人を特別指定宗教法人として指定することができること。
  - イ 2 (1) ①の指定宗教法人の指定の要件に該当すること。
  - ロ 当該対象宗教法人の財産の内容及び額、その財産の処分及び管理の状況その他の事情を考慮して、当該対象宗教法人について、その財産の隠匿又散逸のおそれがあること。
- ② 対象宗教法人が特別指定宗教法人として指定されたときは、当該対象宗教法人（既に指定宗教法人の指定を受けているものを除く。）は、指定宗教法人の指定を受けたものとみなすこと。
- ③ 特別指定宗教法人の指定をしようとする場合においては、あらかじめ宗教法人審議会の意見を聴かなければならないこと。

#### (2) 財産目録等の閲覧の特例（第13条及び附則第3条第6項関係）

- ① 特定解散命令請求等の原因となった行為又はこれらと同種の行為であって対象宗教法人又はその関係者によるもの（特定不法行為等）による被害者は、所轄庁に対し、特別指定宗教法人の指定を受けた対象宗教法人に係る次の書類の写しの閲覧を求めることができること。
  - イ 2 (3) により所轄庁に提出された各四半期の財産目録、収支計算書及び貸借対照表
  - ロ 宗教法人法第25条第4項の規定により特別指定宗教法人の指定前に提出された前会計年度の財産目録、収支計算書及び貸借対照表（当該指定があった日が、会計年度終了後四月以内の日である場合において、前会計年度に係る書類が提出されていないときには、前々会計年度の財産目録、収支計算書及び貸借対照表）
- ② ①ロによる前会計年度等の財産目録等の写しの閲覧に係る特例は、特例法の施行前に提出された財産目録等の写しについても適用すること。

### 4 施行期日

特例法は、公布の日から起算して10日を経過した日（令和5年12月30日）から施行すること。ただし、日本司法支援センターの業務の特例に係る規定（第2章及び附則第3条第2項）は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(添付資料)

別添1 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和5年法律第89号）

別添2 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律 概要

別添3 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案に対する附帯決議（参議院法務委員会）

## 別添1

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律

## 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 支援センターの業務の特例（第三条—第五条）

第三章 宗教法人による財産の処分及び管理の特例

第一節 解釈規定（第六条）

第二節 指定宗教法人による財産の処分及び管理の特例（第七条—第十一条）

第三節 特別指定宗教法人の財産目録等の閲覧の特例（第十二条・第十三条）

第四節 補則（第十四条—第十七条）

第五節 罰則（第十八条）

## 附則

## 第一章 総則

## (趣旨)

第一条 この法律は、現下の宗教法人（宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第四条第二項に規定する宗教法人をいう。以下同じ。）をめぐる状況に鑑み、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例を定めるものとする。

## (定義)

第二条 この法律において「対象宗教法人」とは、宗教法人法第八十一条第一項の規定による解散命令の請求が行われ又は同項に規定する事件の手続が開始された宗教法人であって、当該請求又は当該手続の開始が次のいずれにも該当するもの（以下「特定解散命令請求等」という。）に係るものという。

- 一 宗教法人法第八十一条第一項第一号に該当する事由があることを理由とするものであること。
  - 二 所轄庁（宗教法人法第五条に規定する所轄庁をいう。以下同じ。）若しくは検察官による請求又は裁判所の職権による手続の開始であること。
- 2 この法律において「特定不法行為等」とは、特定解散命令請求等の原因となった不法行為、契約申込み等（対象宗教法人との契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は対象宗教法人に対する財産上の利益を供与する単独行為をする旨の意思表示をいう。）の取消しの理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であって、対象宗教法人又はその信者その

他の関係者によるものをいう。

## 第二章 支援センターの業務の特例

### (支援センターの業務の特例)

第三条 支援センターは、総合法律支援法第三十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務（以下「特定被害者法律援助事業」という。）を行う。

一 特定被害者（特定不法行為等に係る被害者であって、国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者をいう。以下この条において同じ。）をその資力の状況にかかわらず援助する次に掲げる業務

イ 特定不法行為等に関する民事事件手続（裁判所における民事訴訟手続、民事調停手続、民事保全手続、強制執行手続その他の民事事件に関する手続をいう。以下この号において同じ。）であって、特定被害者を当事者とするもの（ハ及び第四項において「特定被害者に係る民事事件手続」という。）の準備及び追行（民事事件手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。同項において同じ。）のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

ロ イに規定する立替えに代え、イに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な特定被害者法律援助契約弁護士等（支援センターとの間で、支援センターの特定被害者法律援助事業に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び総合法律支援法第一条に規定する隣接法律専門職者をいう。ニにおいて同じ。）にイの代理人が行う事務を取り扱わせること。

ハ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）を作成することを業とすることができる者に対し特定被害者に係る民事事件手続に必要な書類又は電磁的記録の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

ニ ハに規定する立替えに代え、ハに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な特定被害者法律援助契約弁護士等にハに規定する書類又は電磁的記録を作成する事務を取り扱わせること。

ホ 弁護士法その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による特定不法行為等に関する法律相談（刑事に関するものを除く。）を実施すること。

二 前号の業務に附帯する業務（民事保全手続に附帯する担保の提供に係る業務を含む。）を行うこと。

2 特定被害者法律援助事業は、対象宗教法人について特定解散命令請求等に係る裁判が確定した時若しくは特定解散命令請求等の取下げがあった時又は対象宗教法人が解散（特定解散命令請求等に係る裁判による解散を除く。）をした時のうちいずれか早い時前にその対象宗教法人に係る特定不法行為等について特定被害者法律援助事業の実施に係る援助の申込みを

した特定被害者について行うものとする。

- 3 支援センターが特定被害者法律援助事業を行う場合には、総合法律支援法第三十四条第一項の業務方法書には、同条第二項に規定する事項のほか、特定被害者法律援助事業に関し、特定被害者法律援助事業の実施に係る援助の申込み及びその審査の方法に関する事項、第一項第一号イ及びハに規定する立替えに係る報酬及び実費の基準並びにそれらの償還に関する事項、同号ロ及びニに規定する報酬及び実費に相当する額の支払に関する事項、同項第二号に規定する民事保全手続に附帯する担保の提供に係る業務の実施に係る費用の償還に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。
- 4 前項の場合において、当該償還及び当該支払は、特定被害者の迅速かつ円滑な救済に資するよう、特定被害者に係る民事事件手続の準備及び追行がされている間猶予するものとしなければならず、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に該当するときを除き、免除できるものとしなければならない。

一 報酬及び実費の償還及び支払 次のイ又はロに掲げる場合

イ 当該特定被害者が一定以上の資力を有する場合

ロ 当該特定被害者の援助に至った経緯、当該援助による支援センターの財務に対する影響その他の当該援助に係る事情に照らし、免除することが相当でないと認められる場合

二 民事保全手続に附帯する担保の提供に係る業務の実施に係る費用の償還 次のイ又はロに掲げる場合

イ 当該特定被害者が当該民事保全手続に關し故意又は重大な過失により当該民事保全手続に係る相手方に損害を与えた場合

ロ 当該特定被害者の援助に至った経緯、当該援助を受けた特定被害者の資力の状況、当該援助による支援センターの財務に対する影響その他の当該援助に係る事情に照らし、免除することが相当でないと認められる場合

(総合法律支援法の適用)

第四条 支援センターが特定被害者法律援助事業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる総合法律支援法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第十二条	この法律	この法律及び特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和五年法律第八十九号。以下「特定不法行為等被害者特例法」という。）
第十九条第二項第二号	この法律	この法律（特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第二十三条第五項	この法律又は準用通則法（第四十八条	この法律、特定不法行為等被害者特例法又は準用通則法（特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する第四十八条
第二十三条の二第一項	この法律	この法律、特定不法行為等被害者特例法
第二十九条第八項第一号	同じ。）	同じ。）及び特定被害者法律援助契約弁護士等（特定不法行為等被害者特例法第三条第一項第一号口に規定する特定被害者法律援助契約弁護士等をいう。以下同じ。）
	契約弁護士等に	契約弁護士等及び特定被害者法律援助契約弁護士等に
第二十九条第八項第二号	第三十五条第一項	特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する第三十五条第一項
第三十条第二項	前項の業務	前項の業務及び特定被害者法律援助事業（特定不法行為等被害者特例法第三条第一項に規定する特定被害者法律援助事業をいう。以下同じ。）
第三十条第三項	前二項の業務	前二項の業務又は特定被害者法律援助事業
	契約弁護士等	契約弁護士等又は特定被害者法律援助契約弁護士等
第三十一条	業務は	業務並びに特定被害者法律援助事業は
第三十二条第一項	前条	特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する前条
	各業務	各業務及び特定被害者法律援助事業
第三十二条第二項	前項	特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する前項
	前条	特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する前条
第三十二条第五項	業務	業務及び特定被害者法律援助事業
第三十三条第一項	契約弁護士等	契約弁護士等又は特定被害者法律援助契約弁護士等
	又は第二項の業務	若しくは第二項の業務又は特定被害者法律援助事業
第三十三条第二項	及び契約弁護士等	並びに契約弁護士等及び特定被害者法律援助契約弁護士等
	前項	特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する前項
	契約弁護士等の	契約弁護士等又は特定被害者法律援助契約弁護士

		等の
第三十四条第二項 第六号	この法律	この法律、特定不法行為等被害者特例法
第三十五条第一項	業務	業務及び特定被害者法律援助事業
	契約弁護士等	契約弁護士等及び特定被害者法律援助契約弁護士等
第三十五条第二項	契約弁護士等	契約弁護士等及び特定被害者法律援助契約弁護士等
第四十二条の二第 一項	この法律	この法律、特定不法行為等被害者特例法
第四十二条の二第 二項	前項	特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する前項
第四十六条第一項	以外の業務	以外の業務並びに特定被害者法律援助事業
第四十六条第三項 及び第四項	第一項	特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する第一項
第四十六条第五項	前各項	特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する第一項、第二項及び同条の規定により読み替えて適用する前二項
第四十八条の表第 三条第三項の項	個別法	及び個別法
	総合法律支援法 (平成十六年法律 第七十四号)	、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）及び特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和五年法律第八十九号。以下「特定不法行為等被害者特例法」という。）
第四十八条の表第 三十九条の二第一 項の項	総合法律支援法 (同法第四十八条 において準用する この法律の規定を 含む。)	総合法律支援法（特定不法行為等被害者特例法第四条において読み替えて適用する総合法律支援法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。）、特定不法行為等被害者特例法
第四十八条の表第 五十条の項	及び総合法律支援 法	、総合法律支援法（特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び特定不法行為等被害者特例法

第四十八条の表第五十条の四第六項の項	総合法律支援法（同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。）	総合法律支援法（特定不法行為等被害者特例法第四条において読み替えて適用する総合法律支援法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。）、特定不法行為等被害者特例法
第四十八条の表第六十四条第一項の項	総合法律支援法（同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。）	総合法律支援法（特定不法行為等被害者特例法第四条において読み替えて適用する総合法律支援法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。）及び特定不法行為等被害者特例法
第四十九条第三号	第四十六条第一項	特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する第四十六条第一項
第五十四条第一項第一号	この法律	この法律（特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五十四条第一項第四号	若しくは第五項	、同条第五項（特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五十四条第一項第五号	業務以外	業務及び特定被害者法律援助事業以外
第五十四条第一項第八号	第四十二条の二第二項	第四十二条の二第二項（特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

(法務省令への委任)

第五条 この章に定めるもののほか、この章の規定の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

### 第三章 宗教法人による財産の処分及び管理の特例

#### 第一節 解釈規定

第六条 この章のいかなる規定も、文部科学大臣及び都道府県知事に対し、宗教法人における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる形においても調停し、若しくは干渉する権限を与え、又は宗教上の役職員の任免その他の進退を勧告し、誘導し、若しくはこれに干渉する権限を与えるものと解釈してはならない。

2 この章のいかなる規定も、宗教法人が公共の福祉に反した行為をした場合において他の法令の規定が適用されることを妨げるものと解釈してはならない。

## 第二節 指定宗教法人による財産の処分及び管理の特例

### (指定宗教法人の指定)

第七条 所轄庁は、対象宗教法人が次のいずれにも該当すると認めるときは、当該対象宗教法人を指定宗教法人として指定することができる。

- 一 当該対象宗教法人に係る特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれること。
- 二 当該対象宗教法人の財産の処分及び管理の状況を把握する必要があること。
- 2 前項の規定による指定宗教法人の指定（以下単に「指定宗教法人の指定」という。）をしようとする場合においては、所轄庁は、当該所轄庁が文部科学大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聴き、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部科学大臣を通じて宗教法人審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 所轄庁は、指定宗教法人の指定をする場合には、その旨及び当該指定宗教法人の名称、主たる事務所の所在地その他の当該指定宗教法人を特定するために必要な事項を公示しなければならない。
- 4 指定宗教法人の指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 5 所轄庁は、指定宗教法人の指定をしたときは、速やかに、その旨を当該指定宗教法人に通知しなければならない。
- 6 所轄庁は、公示された事項に変更があったときは、その旨を公示しなければならない。

### (指定宗教法人の指定の解除)

第八条 所轄庁は、指定宗教法人について指定宗教法人の指定を受けるべき事由が消滅したと認めるときは、当該指定宗教法人の指定を解除しなければならない。

- 2 前条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。

### (指定宗教法人の指定の失効)

第九条 指定宗教法人の指定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- 一 当該指定宗教法人に係る特定解散命令請求等に係る裁判が確定したとき。
- 二 当該指定宗教法人に係る特定解散命令請求等の取下げがあったとき。
- 三 当該指定宗教法人が解散したとき（第一号に該当するときを除く。）。
- 2 第七条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。

### (不動産の処分等の所轄庁への通知及び公告の特例)

第十条 指定宗教法人は、宗教法人法第二十三条の規定による公告をするほか、不動産を処分し、又は担保に供しようとするときは、当該不動産の処分又は担保としての提供の少なくとも一月前に、所轄庁に対し、その要旨を示してその旨を通知しなければならない。

- 2 所轄庁は、指定宗教法人から前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る要旨を公告しなければならない。
- 3 宗教法人法第二十四条の規定は、第一項の規定に違反してした不動産の処分又は担保とし

ての提供について準用する。

(財産目録等の作成及び提出の特例)

第十一條 指定宗教法人の指定があった場合における宗教法人法第二十五条の規定の適用については、同条第一項中「財産目録及び収支計算書を」とあるのは「当該会計年度の収支計算書を、毎会計年度の各四半期（会計年度の期間を三月ごとに区分した各期間をいう。第四項において同じ。）終了後二月以内に当該四半期の財産目録、収支計算書及び貸借対照表をそれぞれ」と、同条第二項第三号中「貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、同条第四項中「ならない」とあるのは「ならず、また、同項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第三号に掲げる書類が毎会計年度の各四半期終了ごとに作成されたものであるときは、その作成後十日以内にその写しを所轄庁に提出しなければならない」と、同条第五項中「前項」とあるのは「前項（特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和五年法律第八十九号。以下「特定不法行為等被害者特例法」という。）第十一條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

2 前項の場合における宗教法人法第八十八条の規定の適用については、同条第四号中「第二十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「特定不法行為等被害者特例法第十一條第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項若しくは第二項」と、同条第五号中「第二十五条第四項」とあるのは「特定不法行為等被害者特例法第十一條第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第四項」とする。

### 第三節 特別指定宗教法人の財産目録等の閲覧の特例

(特別指定宗教法人の指定等)

第十二条 所轄庁は、対象宗教法人が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該対象宗教法人を特別指定宗教法人として指定することができる。

- 一 第七条第一項各号のいずれにも該当すること。
- 二 当該対象宗教法人の財産の内容及び額、その財産の処分及び管理の状況その他の事情を考慮して、当該対象宗教法人について、その財産の隠匿又は散逸のおそれがあること。
- 2 前項の規定により対象宗教法人が特別指定宗教法人として指定されたときは、当該対象宗教法人（当該指定を受けた時において既に指定宗教法人の指定を受けているものを除く。）は、指定宗教法人の指定を受けたものとみなす。
- 3 第七条（第一項を除く。）及び第八条の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同項の規定により特別指定宗教法人として指定された対象宗教法人について、同項第二号に規定する事由が消滅したことを理由として特別指定宗教法人の指定が解除されたとき（当該対象宗教法人が同項第一号に規定する事由に引き続き該当するときに限る。）は、当該対象宗教法人は、当該解除がされた日に指定宗教法人の指定を受けたものとみなす。
- 4 指定宗教法人が特別指定宗教法人として指定された場合における当該指定宗教法人について、第八条第一項の規定により指定宗教法人の指定が解除されたとき又は第九条第一項の規

定により指定宗教法人の指定が効力を失ったときは、当該特別指定宗教法人は、第一項の規定による特別指定宗教法人の指定（以下単に「特別指定宗教法人の指定」という。）が解除されたものとみなす。

5 第七条第三項及び第五項の規定は、第三項後段及び前項の場合に準用する。

#### （財産目録等の閲覧の特例）

第十三条 特定不法行為等に係る被害者は、宗教法人法第二十五条第三項の規定により同条第二項各号に掲げる書類又は帳簿の閲覧を請求する場合のほか、当該特定不法行為等に係る対象宗教法人が特別指定宗教法人の指定を受けたときは、所轄庁に対し、当該対象宗教法人に係る次に掲げる書類の写しの閲覧を求めることができる。

- 一 第十一条第一項の規定により読み替えて適用する宗教法人法第二十五条第四項の規定により提出された同条第二項第三号に掲げる書類
- 二 宗教法人法第二十五条第四項の規定により特別指定宗教法人の指定前に提出された同条第二項第三号に掲げる書類（特別指定宗教法人の指定があった日の属する会計年度の前会計年度（同日が当該特別指定宗教法人の会計年度終了後四月以内の日である場合において、当該前会計年度に係る書類が提出されていないときには、前々会計年度）に係るものに限る。）
- 2 前項の規定により閲覧をした特定不法行為等に係る被害者は、当該閲覧により知り得た事項を、当該特定不法行為等に関する自己の権利を実現する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### 第四節 補則

##### （特定解散命令請求等の所轄庁への通知）

第十四条 裁判所は、特定解散命令請求等があったとき（当該特定解散命令請求等が所轄庁により行われたものである場合を除く。）は、所轄庁に対し、その旨を通知しなければならない。

##### （宗教法人審議会の所掌事務の特例）

第十五条 宗教法人審議会は、宗教法人法第七十一条第二項に規定する事項のほか、この章の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

##### （聴聞の特例）

第十六条 宗教法人法第八十条第四項の規定は、指定宗教法人の指定及び特別指定宗教法人の指定に係る聴聞について準用する。

##### （事務の区分）

第十七条 この章の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

## 第五節 罰則

第十八条 指定宗教法人の代表役員、その代務者又は仮代表役員が、第十条第一項の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたときは、十円以下以下の過料に処する。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、第二章及び附則第三条第二項の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（次条及び同項において「一部施行日」という。）から施行する。

### (準備行為)

第二条 支援センターは、一部施行日前においても、特定被害者法律援助事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

### (経過措置)

第三条 この法律の規定は、この法律の施行前にその請求が行われ又はその手続が開始された特定解散命令請求等に係る宗教法人についても適用する。

- 2 一部施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日の前日までの間における第三条第一項（第一号ハ及びニに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ハ中「書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）」とあるのは「書類」と、「必要な書類又は電磁的記録」とあるのは「必要な書類」と、同号ニ中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」とする。
- 3 第十一条第一項の規定は、指定宗教法人の指定があった日（第十二条第二項の規定により指定宗教法人の指定を受けたものとみなされた対象宗教法人にあっては、当該指定宗教法人の指定を受けたものとみなされた日。次項において同じ。）の属する四半期（指定宗教法人の会計年度の期間を三月ごとに区分した各期間をいう。次項において同じ。）から適用する。
- 4 前項の場合において、指定宗教法人の指定があった日の属する四半期がこの法律の施行の日を含むものであるときは、当該四半期に係る第十一条第一項の規定の適用については、同項中「、収支計算書及び貸借対照表をそれぞれ」とあるのは「及び収支計算書」と、「貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」とあるのは「収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」とあるのは「収支計算書」とする。

- 5 前項の場合における第十一条第二項の規定の適用については、同項中「特定不法行為等被害者特例法第十一条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項」とあるのは「特定不法行為等被害者特例法附則第三条第四項の規定により読み替えて適用する特定不法行為等被害者特例法第十一条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項」と

する。

6 第十三条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行前に提出された同号に掲げる書類の写しについても適用する。

（地方自治法の一部改正）

第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和五年法律第八十九号）	第三章の規定により都道府県が処理することとされている事務
---	------------------------------

（この法律の失効）

第五条 この法律は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。

- 2 この法律の失効前に支援センターが特定被害者法律援助事業の実施に係る援助の申込みを受けた事案については、この法律の規定は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により効力を失った後も、なおその効力を有する。
- 3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により効力を失った後も、なおその効力を有する。
- 4 前二項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、その施行の状況等を勘案し、この法律の延長及び財産保全の在り方を含めこの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他所要の措置を講ずるものとする。

別添2

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律 概要

### 趣旨（第1条）

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため、①日本司法支援センター（以下「法テラス」）の業務の特例、②宗教法人による財産の処分・管理の特例を定める〔3年間の时限立法（附則第5条）〕。

### 定義（第2条）

#### 1 対象宗教法人

解散命令の請求が行われ又は事件の手続が開始された宗教法人であって、次の要件に該当するもの

- ① 当該手続の開始に係る請求等が「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」といった公益侵害を理由とするものであること。
- ② 当該手続が、公的機関（所轄庁・検察官による請求又は裁判所の職権）により開始されたものであること。

#### 2 特定不法行為等

解散命令請求等の原因となった不法行為、契約申込み等の取消しの理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であって、対象宗教法人又はその信者等によるもの

### 法テラスの業務の特例（第2章）

#### 1 本件特例の対象となる被害者

特定不法行為等に係る被害者

#### 2 特例の内容

- ① 被害者の資力を問わずに援助すること。
- ② 費用の償還・支払を一定期間猶予すること。
- ③ 償還等を免除できる範囲を通常より拡大することとし、その範囲を具体的に規定すること。

### 宗教法人による財産の処分・管理の特例（第3章）

#### 1 財産の処分及び管理の特例（第7条～第11条）

##### (1) 本件特例の対象となる宗教法人【=指定宗教法人】

対象宗教法人のうち、次の要件に該当すると認めるものについて、指定する（※）。

- ① 被害者が相当多数と見込まれること。
- ② 所轄庁として、財産処分・管理の状況を把握する必要があること。

##### (2) 特例の内容（宗教法人法23条～25条の特例）

- ① 指定宗教法人は、不動産の処分・担保の提供の少なくとも一月前に、所轄庁に通知すること。
- ② 通知を受けた所轄庁は、速やかにその通知に係る要旨を公告すること。
- ③ 通知をせずにされた不動産の処分・担保の提供は、無効とすること。
- ④ 指定された日の属する四半期以降、四半期ごとに財務書類（財産目録・収支計算書・貸借対照表）を作成して、その写しを所轄庁に提出すること（通常は、1年ごとの作成・提出）。

#### 2 財産目録等の閲覧の特例（第12条・第13条）

##### (1) 本件特例の対象となる宗教法人【=特別指定宗教法人】

（指定宗教法人の指定を経ない指定も可）

対象宗教法人のうち、次の要件に該当すると認めるものについて、指定する（※）。

- ① 指定宗教法人の要件に該当すること。
- ② 財産の内容・額、財産の処分・管理の状況等を考慮して、財産の隠匿・散逸のおそれがあること。

##### (2) 特例の内容（宗教法人法25条の特例）

所轄庁は、提出された財務書類の写しを、被害者に対して閲覧させること。

（※）指定宗教法人・特別指定宗教法人の指定に当たっては、あらかじめ宗教法人審議会の意見を聞くこと。

### 施行期日等（附則）

- 公布の日から10日を経過した日から施行。ただし、法テラスの業務の特例は、公布の日から3月以内に施行。
- 施行後3年を目途として、この法律の延長及び財産保全の在り方を含め検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他所要の措置を講ずるものとすること。

別添3

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案に対する付帯決議

令和5年12月12日  
参議院法務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）が本法において定められた特定被害者法律援助事業を遅滞なく開始し、その目的を十分に果たすことができるよう、必要な予算を確保して、弁護士等による支援体制の一層の強化を図ること。
- 二 本法に基づいて特定被害者が迅速かつ円滑に被害を回復することができるよう、本法の趣旨や法テラスの業務等について周知広報を十分に図ること。
- 三 指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定は、当該宗教法人及びその信者の信教の自由に十分に配慮しつつ、遅滞なく行うよう努めること。
- 四 関係省庁の緊密な連携の下、本法の運用に係る適切な政省令の策定等について必要な取組を直ちに行うこと。
- 五 本法施行後、法テラスの業務の特例、宗教法人による財産の処分・管理の特例等による被害者救済の状況等を勘案し、具体的に検討するべき課題が生じた場合においては、三年を待たずに、信教の自由に十分配慮しつつ、解散命令の請求等に係る対象宗教法人に関する財産保全の在り方を含め検討を行うこと。あわせて、特定不法行為等に係る被害の実情について、相談窓口における相談状況や関連法令の施行状況等の検証、被害者等へのヒアリング等を通じて更に調査を行い、被害者救済のため必要がある場合には更なる法整備その他の措置を検討すること。
- 六 旧統一教会問題に起因する親族間の問題、心の悩み、宗教二世を含むこどもが抱える問題等の解決に向け、法テラスを中心とした相談対応、精神的支援、児童虐待や生活困窮問題の解決に向けた支援等を一体的かつ迅速に提供するなどの被害者に寄り添った相談・支援体制を構築すること。その際、必要な予算を確保するとともに、元信者や宗教二世等の方々、これまで旧統一教会問題の被害者支援を行ってきた有識者等の知見も活用すること。

右決議する。

**行政資料****宗務行政の適正な遂行について(通知)(令和5年3月31日)**

4文宗務90号  
令和5年3月31日

各都道府県宗教法人事務担当課長 殿

文化庁宗務課長

石崎宏明

**宗務行政の適正な遂行について（通知）**

各都道府県の宗教法人関連事務の御担当部局（以下「各都道府県宗教法人事務担当課」という。）におかれては、日頃より宗教法人に関する事務の適正な実施に努めていただいており、改めて感謝申し上げます。

今般、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第25条第4項に定められる事務所備付け書類の提出の督促及び未提出時の過料手続の実施や、不活動宗教法人対策の徹底など、宗教法人に関する事務の適正な遂行について、国会において議論がなされ、内閣総理大臣及び文部科学大臣から、宗教法人法の確実な適用の必要性等に関する答弁がありました。

このような状況を踏まえ、宗教法人法に基づく事務の適正な遂行に向けて、改めて、取組を徹底する必要があると判断し、今般、文化庁において当該事務の遂行に当たり御留意いただきたい事項を整理しました。

まず、宗教法人法第25条第4項により、宗教法人は、毎会計年度終了後4か月以内に、当該法人の事務所に備え付けられた書類の写しを所轄庁に提出しなければならないこととされております。

この事務所備付け書類の提出制度は、所轄庁において、宗教法人の管理運営に関する実態の把握を継続的に可能にすることを目的として、平成7年の宗教法人法の改正に際して創設された重要な仕組みであり、その趣旨を踏まえれば、現に活動している全ての宗教法人から、必要な書類の提出が適切になされることが求められます。

このため、文化庁では、「宗教法人からの書類の写しの提出に関する留意事項について」（平

成 10 年 3 月 3 日付け 10 文宗第 12 号文化庁文化部宗務課長通知。以下「平成 10 年通知」という。)を各都道府県宗教法人事務担当課宛てにお示しし、提出された事務所備付け書類の確認や、当該書類の提出がない場合の督促及び過料の手続について、適正な対応を要請しているところですが、各都道府県宗教法人事務担当課において、改めてその重要性を認識いただくことが必要であると考えます。

また、いわゆる不活動宗教法人については、これを放置した場合、第三者により法人格が不正に取得され、脱税や営利目的の行為に悪用される等の問題につながるおそれがあることから、各所轄庁の責務として、不活動宗教法人の実態を把握し、速やかに整理を進めることが求められています。

令和 3 年末時点において、文部科学大臣及び都道府県知事が所轄庁である宗教法人のうち、3,348 の法人が不活動宗教法人として確認されているところ、これらの法人について、それぞれの状況に応じて、活動再開を促すことや、合併若しくは任意解散の手続を進めること、所轄庁において裁判所に解散命令を請求することなどによって整理する必要があることは、これまで各都道府県宗教法人事務担当課に対する研修・会議等の場において周知してきたとおりです。これに加えて、既に不活動宗教法人として確認されたもの以外の法人についても、不活動の疑いが生じている場合は、宗教法人の自主性・主体性に配慮しつつも、その実態を確実に把握し、整理等の対応を迅速に進めが必要と考えられます。

この点、これまで、不活動宗教法人の判断に関する明示的な基準が存在しなかったことや、整理の対象たるべき宗教法人の状況や意向を確認するにとどまり、整理に至らない例が多くみられてきたこと等を顧みると、今後、一層円滑に不活動宗教法人の把握・整理を進めるための基準等を示すことが、効果的な不活動宗教法人対策の推進に資するものと考えられます。

このような趣旨にかんがみ、下記のとおり取組を進める上での留意点を整理しましたので、各都道府県宗教法人事務担当課におかれでは、これらを踏まえて、宗教法人の義務である事務所備付け書類の提出の徹底を図るため、その督促及び未提出時の過料手続を確実に実施することや、不活動が疑われる宗教法人に対しては、その把握及び対応をこれまで以上に迅速に行うこと等について、遺漏なく御対応いただくようお願いします。

なお、本件通知の内容及び趣旨については、今後、各都道府県宗教法人事務担当課を対象に文化庁が実施する研修会等の場において、改めて説明することを予定しているほか、文化庁においては、文部科学大臣所轄宗教法人に対しても、この趣旨を周知することとしており、当該周知内容については、別途各都道府県宗教法人事務担当課にお知らせします。

また、本件通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 事務所備付け書類の提出の徹底について

事務所備付け書類の提出に係る事務については、平成 10 年通知の内容を改めて確認するとともに、特に以下の点に留意の上、宗教法人法の確実な適用にお取り組み願いたい。

#### (1) 提出された事務所備付け書類の確認及び督促の確実な実施

- ・ 宗教法人法に定める事務所備付け書類の提出期限（毎会計年度終了後 4 か月以内）を徒過しても、当該書類の提出が確認できない場合は、当該法人及びその代表役員等に対して督促状を確実に送付し、当該書類の提出を求めること。

- ・ この際、平成 10 年通知にあっては、事務所備付け書類の提出期限から督促状の送付を行うまでの期間は、少なくとも 2 か月を置くこととされているが、当該 2 か月の期間を経過した後は、可能な限り速やかに督促を行うこと。

また、当該 2 か月の期間において、実際に法人に連絡を試みるなどして書類の提出を促すことは差し支えないこと（文化庁においては、当該期間に事務連絡の形式によって法人に提出を促すこととしている。）。

- ・ 書類が未提出である法人及びその代表役員等に対して発出した督促状が不達となるなど、その所在地及び住所地における実在が明らかでなく、所轄庁の保有するその他の情報（電話番号等）を活用してもなお連絡ができない場合には、2. に示すとおり、当該法人を不活動宗教法人として取り扱うこと。

また、ある年において事務所備付け書類の提出がなく、過料事件通知書の対象となった宗教法人から、その翌年においても期限までに提出がなかった場合は、上記に従って督促を行い、なお提出がない場合は、2. に示すとおり、当該法人について不活動宗教法人として取り扱うこと。ただし、当該法人から、事務所備付け書類を提出しないことに関する明確な理由・意思の表示があった場合は、不活動宗教法人と判断するのではなく、事務所備付け書類の提出を怠ったものとして過料の手続を行い、それ以後の年度についても、継続して書類の提出を促すこと。

- ・ なお、宗教法人から提出された事務所備付け書類については、当該法人において所轄庁の変更がなされ、それらの書類の移管を行う必要が生じる可能性があることも念頭に、各都道府県において定められる文書の取扱いに関する規程に基づき、適切に保管・管理し、移管の必要が生じた場合には、変更後の所轄庁にすみやかに書類を引き継ぐこと（文化庁においては、事務所備付け書類の保存期間は 5 年間としている。）。

#### (2) 過料手続の確実な実施

- ・ 上記 1. (1) に示すとおり、督促状を送付してもなお事務所備付け書類の提出がない法人に対しては、宗教法人法第 88 条第 5 号の規定に基づき、当該法人の代表役員等について

の過料事件通知書を裁判所に対して送付すること(具体的な手順については平成 10 年通知及び「提出書類に関する留意事項について」(平成 11 年 3 月 30 日付け文宗務第 24 号文化庁文化部宗務課長通知) を参照すること。)。

- ・ この際、平成 10 年通知にあっては、法人に対する督促状の送付から裁判所に対する過料事件通知書の送付までの期間は、少なくとも 2 か月を置くこととされているが、当該 2 か月の期間を経過した後は、実務上の合理性も考慮した上で、可能な限り速やかに過料の手続を進めること。
- ・ 事務所備付け書類の提出期限が到来してから、上に掲げたような督促の手続等を経て、最終的に当該法人について過料事件通知書を裁判所に対して送付する手続に着手するまでの期間は、最大でも 1 年間を目安とすること(この点、文化庁においては、たとえば、7 月末日に事務所備付け書類の提出期限が到来する法人に対しては、同年の 12 月中に督促を行い、翌年の 3 月中に過料の手続に着手するといったスケジュールにより手続を実施しており、参考にされたいこと。)。
- ・ 2. に示すところによって不活動宗教法人と判断された法人については、過料の手続を執るのではなく、解散命令の請求等を通じてその整理を図ること。ただし、不活動宗教法人の整理の過程において、当該法人が不活動宗教法人に当たらない事情が明らかとなつた場合は、その時点で改めて過料の手続を行うこと。

## 2. 不活動宗教法人の確実な把握及び整理の加速化について

不活動宗教法人の把握及びその整理の事務が迅速に遂行されるよう、各都道府県宗教法人事務担当課におかれでは、以下に掲げる事項を踏まえて対策の徹底にお取り組み願いたい。

### (1) 不活動宗教法人の確実な把握

- ・ 所轄する宗教法人について、別紙に示す「不活動宗教法人の判断に関する基準」に該当するものがあるときは、これをただちに不活動宗教法人と判断し、必要に応じて活動実態を確認した上で、すみやかに整理の手続を開始すること。この際、不活動宗教法人であるおそれがある、又はその疑いがあるといった曖昧な位置づけをすることなく、基準に当たるものは遺漏なく不活動宗教法人と判断すること。
- ・ 上記の基準の適用に当たっては、事務所備付け書類の提出や規則変更の認証申請等の機会を有効に活用すること。

たとえば、提出された事務所備付け書類の確認に際しては、平成 10 年通知に示される確認事項を参照して、不活動宗教法人の判断に関する基準に該当する事実がないかについて判断すること。

- ・ なお、規則変更の認証について審査する際には、「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」(平成 16 年 2 月 19 日付け 15 庁文第 340 号、文化庁次長通

知) を参照し、規則の変更に関与する代表役員等が正当に選任された者であることについて疑義がある場合には、当該選任の手続を調査すること。同様に、目的の変更・主たる事務所の所在地の変更等の場合において、反社会的勢力が宗教法人に介入している疑いがあるなど当該法人の同一性に疑義がある場合には、宗教活動や礼拝の施設の現状、代表役員等の選任経過等について十分な調査を行うこと。この際、主たる事務所の所在地の変更等により、所轄庁の変更を伴う場合においては、当該変更前後の所轄庁の間において十分連携の上、事実関係を適切に確認すること。

## (2) 不活動宗教法人の整理の加速化

- 今後、不活動宗教法人と判断したものについては、原則として、宗教法人法第81条第1項第2号後段から第4号までに掲げる宗教法人の解散命令事由のいずれかに該当するかについて、事実関係を確認し、同事由のいずれかに該当すると認められた場合は、速やかに当該法人の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所に解散命令を請求するための手続に着手すること。その際、事実関係の確認の過程において、当該法人が活動している事実や、その連絡先が確認できたものは、不活動宗教法人と判断することなく、当該法人から事務所備付け書類が提出されない場合は、提出の督促や過料の手続を実施すること。
- ただし、その過程において、宗教法人側から、当該法人の状況（宗教活動の終了又は停止、境内建物の滅失、代表役員等の欠失）について申出及び説明があった場合や、他の宗教法人との合併や任意解散に向けた準備を進めているなど、法人の個別の事情について所轄庁として了知した場合には、当該法人の動向を注視するとともに、必要に応じて相談・助言を行うとともに、当該法人を包括する宗教団体があるときは、当該包括宗教団体との連携を促すなど適切に対応すること。その上で、法人の任意による整理が困難と判断した場合は、解散命令を請求するための手続を行うこと。
- このほか、不活動宗教法人と判断した法人の整理の手順については、今後、その詳細を示す手引きを作成し、各都道府県宗教法人事務担当課宛て周知する予定であること。
- 文部科学大臣所轄宗教法人のうちの不活動宗教法人についても、文化庁において速やかな整理を図ることとしており、これを確実に進めるため、具体的な整理計画の策定を予定しているところ、各都道府県宗教法人事務担当課におかれても、所轄する宗教法人の実情を踏まえて、計画的に整理を進めるよう留意いただきたいこと。

各都道府県における整理の状況等については、今後、文化庁への情報提供を依頼することがあること。

## 3. 各都道府県における事務の適正な遂行のための基盤整備について

上記にお示ししたような事項に留意しつつ、今後、宗教法人法に基づく関連事務の一層の適正化を図るために、それらの事務に当たる体制の整備が必要であることから、各都道府県宗教法人事務担当課におかれでは、組織・定員等の担当部局とも積極的に御調整いただき、必要

な体制整備について配慮いただきたい。

また、不活動宗教法人の把握・整理等に係る財政面での支援として、文化庁においては、これまでも「不活動宗教法人対策推進事業」を実施してきたところ、令和5年度から、全ての都道府県において当該事業を活用いただけるよう、事業規模の充実を図ることとしている。この詳細については別途周知を行うこととしているが、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、当該事業を活用しつつ取組を計画されたい。

別 紙

## 不活動宗教法人の判断に関する基準

令和5年3月31日  
文化庁宗務課

1. 宗教法人の各所轄庁においては、宗教法人制度の信頼性を維持し、その適正な機能を確保するためには、不活動宗教法人に対する徹底した対策が必要であることを十分に認識し、自ら所轄する宗教法人について、以下のいずれかの事由に該当する場合には、当該法人をただちに不活動宗教法人と判断し、速やかにその整理に着手すること。

- ① 宗教法人から、宗教法人法第25条第4項に基づく事務所備付け書類の提出がなされなかった場合において、所轄庁が当該法人に対して督促を行う過程で、郵送した督促状等の書面が不達となるなど、法人の所在地及び当該法人の代表役員の住所地における実在が明らかでないことが判明し、所轄庁の保有するその他の情報（電話番号等）を活用してもなお連絡ができなかったとき
- ② 事務所備付け書類の提出を怠ったことを理由として、過料事件通知書の送付の対象となった宗教法人から、翌年も連続して、所轄庁の督促にもかかわらず事務所備付け書類が提出されなかつたとき（ただし、当該法人から、事務所備付け書類を提出しないことに関する明確な理由・意思の表示があった場合は、不活動宗教法人と判断するのではなく、事務所備付け書類の提出を怠ったものとして過料の手続を行い、それ以後の年度についても、継続して書類の提出を促す。）
- ③ 宗教法人から提出された事務所備付け書類の確認、申請された規則の変更等の認証の過程において、「宗教法人からの書類の写しの提出に関する留意事項について」（平成10年3月3日付け10文宗第12号）又は「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」（平成16年2月19日付け15府文第340号）に基づき、事実関係を調査すべき事情があり、調査の結果、当該宗教法人に宗教法人法第81条第1項第2号後段から第4号までに掲げる事由（以下「不活動による解散命令事由」という。）のいずれかに該当するおそれがあると認められるとき
- ④ 所轄庁において収集した宗教法人に関連する情報資料により、又は捜査機関及び税務当局その他の関係機関からの情報提供等により、当該宗教法人に不活動による解散命令事由のいずれかに該当するおそれがあると認められるとき
- ⑤ 宗教法人から、宗教活動を停止する若しくは終了する旨の申出、境内建物が滅失し再建の予定がない旨の申出、又は代表役員が死亡若しくは退任したことにより不在となり代務者又は後任者を置く予定がない旨の申出等があつた場合において、当該法人が自ら合併・解散等を通じて法人を整理することが困難と認められるとき

2. 上記に基づき、不活動宗教法人と判断したものについては、速やかに当該法人について、  
不活動による解散命令事由のいずれかに該当するかについて、事実関係を確認し、同事由の  
いずれかに該当すると認められる場合には、当該法人の主たる事務所の所在地を管轄する地  
方裁判所に解散命令の請求を行うこと。その際、事実関係の確認の過程において、当該法人  
が活動している事実や、その連絡先が確認できたものは、不活動宗教法人と判断することな  
く、当該法人から事務所備付け書類が提出されない場合は、提出の督促や過料の手続を実施  
すること。

この手順の詳細については、文化庁宗務課において別途示す手引きを参照すること。

**行政資料**

## 令和5年度都道府県宗教法人事務担当部課長会議について（令和5年4月26日）

文化庁では、都道府県における宗教法人事務主管部局長を対象として、宗教法人法に基づく事務の適正な遂行に向けて、改めて取組の実施を徹底することを目的に、令和5年4月26日に、標記の会議を下記のとおり開催しました。

同会議において文化庁から行った説明資料について、下記のとおり掲載いたしますので、事務の遂行にあたり参考ください。

### 令和5年度 都道府県宗教法人事務担当部課長会議

日 時：令和5年4月26日（水） 13：30～15：30

場 所：文部科学省旧庁舎6階第2講堂

次第：1. 開会挨拶 文化庁次長 合田哲雄

2. 議事

（1）不活動宗教法人対策の推進について

説明者：文化庁宗務課長 山田 泰造

（2）不活動宗教法人対策推進事業の活用等について

講 師：大阪府府民文化部府民文化総務課総務グループ

総括主査 吉田 建人

都道府県宗教法人事務担当部課長会議  
令和5年4月26日（水）

# 不活動宗教法人対策の推進について

文化庁宗務課長  
山田 泰造



## （目次）

### 1. 不活動宗教法人対策の必要性

- (1) 不活動宗教法人の概要及び現況
- (2) 国会における問題提起

### 2. 不活動宗教法人対策の具体的な内容

- (1) 宗務行政の適正な遂行の方向性について
- (2) 不活動宗教法人の判断のイメージ
- (3) 解散命令の請求
- (4) 任意によることができる場合の対応
- (5) 不活動状態の予防措置

※参考：事務所備付け書類の督促・過料サイクルについて

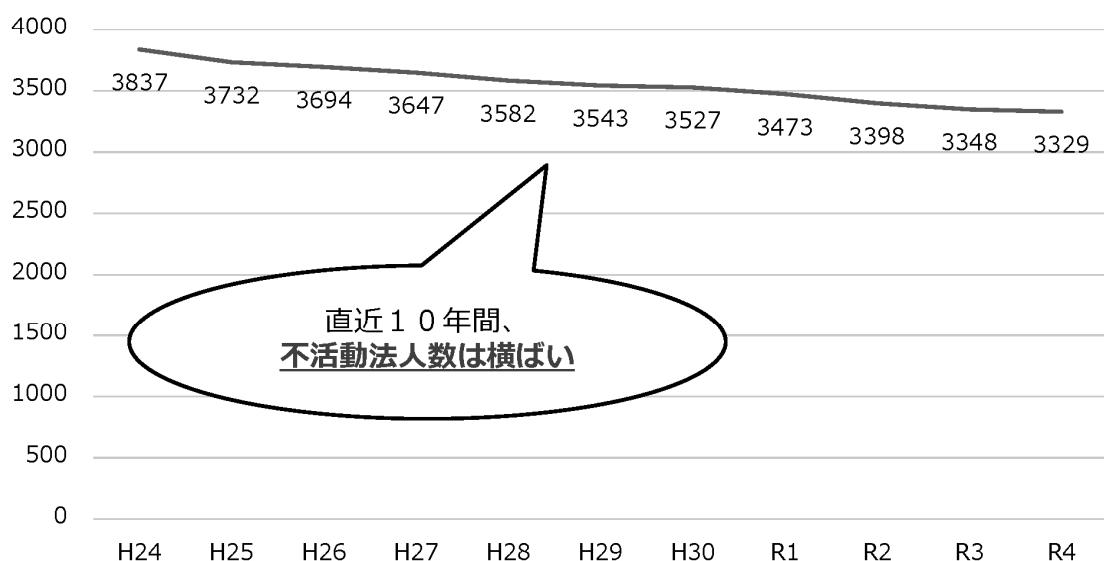
## 1. 不活動宗教法人対策の必要性

### 不活動宗教法人の概要及び現況

#### 《不活動宗教法人とは》

- 宗教法人として設立されながら、代表役員の不存在や礼拝施設の滅失等の理由により、実態として宗教活動を行っておらず、法人格のみ存在している状況に陥っているもの。

#### 《不活動宗教法人数の推移》

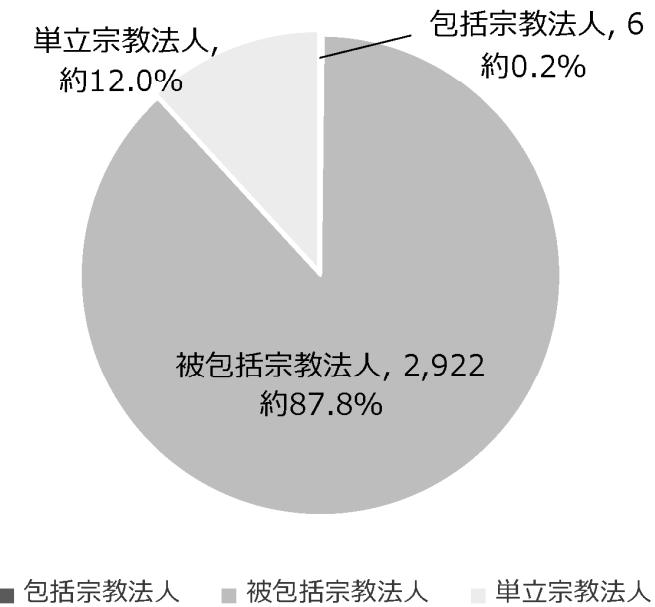


(出典：宗教年鑑) 4

## 不活動宗教法人の概要及び現況

### 《不活動宗教法人の内訳》

- 令和4年末時点で、全国に3,329法人ある不活動宗教法人のうち、約9割が被包括宗教法人となっており、不活動宗教法人対策には包括団体との連携も需要。



5

## 不活動宗教法人の概要及び現況

### 《不活動宗教法人対策の必要性》

- 不活動状態に陥った宗教法人を整理せず、放置してしまった場合、  
第三者により当該法人格が不当に取得され、  
脱税やマネー・ロンダリング等に悪用されるおそれがある。  
(反社会的組織の活動に用いられることとなるおそれもある。)
- 宗教法人格の悪用は、宗教法人制度そのものに対する国民の信頼を損ねることにもつながる。

6

## 不活動宗教法人の概要及び現況

《不活動宗教法人格の取得の事例》※報道より

各地でセミナーを開いていた福岡県の企画会社「●●●●」前社長らが3月、法人税法違反罪で福岡地検に追起訴された。舞台装置として使われたのが、静岡県内の宗教法人だった。前社長らは平成18年、休眠状態だったこの宗教法人の代表権を購入。前社長らはセミナー受講料を「寄付金」として、宗教法人の口座に振り込ませるようになったという。3年間に会員から集めたセミナー開催による所得約27億円を隠し、脱税総額は約8億円に上った。（産経新聞、平成25年6月2日）

税制面で優遇される宗教法人を介した不動産取引で、法人税約1億円を免れたとして、名古屋地検特捜部は2日、法人税法違反（脱税）の疑いで、名古屋市東区の不動産会社「●●●●」社長……ら3人を逮捕した。

逮捕容疑では、不動産売却益を除外するなどの手口で、2015年5月期に4億2760万円の所得を隠し、法人税1億820万円を免れたとされる。

関係者によると、●●●●は名古屋市内の賃貸ビルを購入後、××××容疑者が代表役員の宗教法人「▲▲▲▲」（静岡県伊東市）に同等の金額で売却。さらに寺が第三者に高値で転売して得た利益約4億円を、課税対象ではない宗教法人の「非収益事業」による所得と主張し申告しなかったという。宗教法人は宗教活動による収入は非課税だが、不動産売却など「収益事業」で得た所得には課税される。（中日新聞、平成29年3月3日）

7

## 国会における問題提起

《不活動宗教法人対策に関する国会での議論》

- 不活動宗教法人を放置することで、悪影響が生じることのないよう、宗教法人法の適用に全力で取り組むよう総理から御指示。

《衆・予算委における国会審議と総理のご発言》令和5年2月1日

○渡辺委員

現行の宗教法人法での対処には先ほども申したように信教の自由の観点から課題と限界があるというのは分かっています。けれども、……文部科学白書には宗教法人制度全体への社会的信用を損なうことになるという危惧が示されています。

私はぜひ総理にうかがいたいんですが、誠実に宗教活動に取り組んでいる方々や宗教法人への対処まで厳しくするべきだと言ってるわけではありません。……不活動宗教法人と指定した団体が入り口となるリスクが高いわけでありますから、どのような実態があるのか 関係省庁が協力して実態把握には少なくとも取り組むということにもしっかりと総理の指示の下に行うべきじゃないかというふうに思います。……だからこそ、……このような正直者が馬鹿を見る真面目に宗教活動しての方々までが信頼を失いかねないような事態を放置してはいけないというふうに思いますが総理の見解を伺います。

○岸田総理

……まず本来徴収すべき書類の徴収を徹底しないことによって、不活動宗教法人を放置することにつながり、そして第三者によって法人格が不正に取得され脱税や営利行為等に悪用される、こうした可能性が広がるというようなことは、まずあってはならないことだと思います。この実態把握の部分についても、これしっかりと徹底しなければならないと思いますし、そしてその把握をした上でこの不活動宗教法人と認められた者については合併、任意解散、あるいは解散命令請求によって速やかに整理が進められるべきものであると思います……、実態把握の部分と、またこの実際にこの整理されている状況、……充分なのかという、このことは強い問題意識として持たなければなりません。

しかしそのためにもまずは法律、充分に活用されているのか、適用されているのか、これをしっかりと今一度点検した上で、法律の適用に、文化庁においては全力で取り組むよう、私の方からもしっかりと指示をしたいと思います。<sup>8</sup>

## 文化庁における不活動宗教法人対策

### 《これまでの取組》

- 「宗務行政の適正な遂行について」（通知）の発出（R5.3.31）
  - ・ 事務所備付け書類の提出督促や、未提出時の過料手続の確実な実施
  - ・ 不活動宗教法人の確実な把握と迅速な整理 について周知
- 不活動宗教法人対策会議の開催（R5.3.20）
  - ・ 大規模なものを含む62の包括宗教団体と、28の都道府県の御担当者に向け、不活動宗教法人対策について御説明
- 文部科学大臣所轄の不活動宗教法人の把握・整理
  - ・ 文部科学大臣所轄の不活動宗教法人について、事実関係を順次調査・確認。

### 《これからの中の取組》

- 不活動宗教法人対策のマニュアルの充実・改訂
  - ・ 各都道府県からの御意見も踏まえて、具体的なポイントを充実して改訂予定  
(例) – 不活動法人が活動を再開する場合の留意事項（同一性の確認等）  
– 法人の関係者と連絡が取れない場合の対応手順  
– 解散命令の請求に必要な証拠資料のリスト・入手方法  
– 残余財産の処分の留意事項 等
- 都道府県宗教法人事務担当部課長会議（本日）
  - ・ 不活動宗教法人への具体的対策について、文化庁と各都道府県で意識を共有 9

---

## 2. 不活動宗教法人対策の具体的な内容

---

## これまでの不活動宗教法人対策

### 《不活動宗教法人の判断について》

- 不活動宗教法人の把握・整理について、迅速に対応するためには、一定の要件を満たした法人は、不活動宗教法人に当たるものとすみやかに判断することが必要。

### 《これまでの不活動宗教法人の判断》

- ・宗教法人法に定める解散命令の事由（※下記）を目安に、各所轄庁が判断。

- ① 1年以上にわたって宗教活動をしていない
- ② やむを得ない事由がないのに、礼拝の施設が滅失してから2年以上にわたってその施設を備えない
- ③ 1年以上にわたって代表役員及びその代務者がいない

（宗教法人法第81条第1項第2号後段～第4号）

不活動状態にある疑いはあるが、上記の事由に当たる確証が得られないため、  
取扱いが曖昧なままにされる法人が発生。結果的に、整理に至らない場合が頻発。

※過去10年（H24～R4）の解散命令請求件数

- ・文部科学大臣所轄 1件 ※このほか、R4に利害関係人からの解散命令請求が1件ある。
- ・都道府県知事所轄 95件

11

## 宗務行政の適正な遂行について（概要）

－令和5年3月31日 文化庁宗務課長通知－

- 国会審議も踏まえ、主に以下の事項を各都道府県の宗教法人担当課宛てに要請。
  - ・事務所備付け書類の提出督促や、未提出時の過料手続の確実な実施を徹底すること
  - ・不活動宗教法人の把握及びその対応を、これまで以上に迅速に行うこと

### 1. 事務所備付け書類の提出の徹底について要請

- ・宗教法人法第25条第4項に基づき、宗教法人は、事務所備付け書類を毎年度所轄庁に提出する義務がある。法に基づき、書類の提出がなされない法人には督促を徹底する。
- ・督促を行ってなお事務所備付け書類が提出されない法人に対しては、法に基づき、確実に過料の手続を実施する（不活動が疑われる法人は2. によって対応）。

### 2. 不活動宗教法人の確実な把握・整理の加速化を要請

- ・文化庁において明確化した「不活動宗教法人の判断に関する基準\*」に基づき、不活動宗教法人に当たるものを迅速に判断し、事実関係を確認の上、すみやかに整理を進める。  
※連絡先不明で所轄庁として活動を把握できないもの、事務所備付け書類を連続して提出しないもの 等
- ・不活動宗教法人として判断したものについて、宗教法人法に定める解散命令事由に当たる  
と認められた場合には、原則として、解散命令請求の手続を進める。  
合併や任意解散を検討していたなど、個別事情のある場合は、別途適切に対応する。
- ・不活動宗教法人の具体的な整理の手順については、別途、文化庁で手引きを定める。

※これらの取組を適正に行うため、各都道府県における体制整備の配慮や、文化庁が行う支援事業（不活動宗教法人対策推進事業）の活用を同時に要請。

12

## 不活動宗教法人の判断のイメージ

### 《課題を踏まえた対応方針》

- 今般明確化した不活動法人の判断基準を踏まえ、当てはまるものを不活動宗教法人と判断。
- 不活動宗教法人したものについて、解散命令事由に当たるかどうか、事実関係を確認する。  
(その過程で、活動が確認できたものは除外する)
- 解散命令事由に当たると認められると判断したものについては、所轄庁として解散命令の請求を行う。

#### 《基準の例》

- ・ 連絡先不明で所轄庁として活動を把握できないもの
- ・ 事務所備付け書類を連続して提出しないもの 等

基準全体は  
こちらを参照



13

## 解散命令の請求

#### 《宗教法人に対する解散命令請求》

- 不活動宗教法人について事実関係を確認した結果、解散命令事由に当たると認められるものについては、今後、所轄庁において積極的に解散命令の請求に着手。

#### 《宗教法人法》抜粋

第八十一条 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めたときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。

- 一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。
- 二 第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたつてその目的のための行為をしないこと。
- 三 当該宗教法人が第二条第一号に掲げる宗教団体である場合には、礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後二年以上にわたつてその施設を備えないこと。
- 四 一年以上にわたつて代表役員及びその代務者を欠いていること。
- 五 ……認証書を交付した日から一年を経過している場合において、当該宗教法人について第十四条第一項第一号……に掲げる要件〔認証の要件〕を欠いていることが判明したこと

2～8 (略)

#### 《解散命令請求の手続き》

1. 所轄庁において清算人候補者（・特別代理人候補者）を選定
2. 必要書類の作成・準備
3. 解散命令申立（・特別代理人選任申請）
4. 特別代理人選任決定・審問手続
5. 裁判所において、解散命令決定

※ 法人格が消滅しても、個人又は任意団体として宗教活動を継続することは可能。

14

## 解散命令後の清算手続

### 《清算について》

- 解散した宗教法人は、そのまますぐに消滅するのではなく、法人の財産関係を整理するという目的の範囲内においてとして存続（いわゆる清算法人）し、清算結了によって消滅。

### 《清算の手続き》下記の事務を清算人において処理

1. 印鑑届と清算人就任登記（所轄庁に就任届）
2. 清算事務（現務の結了、債権債務関係の整理、残余財産の処分）
3. 清算結了登記（所轄庁に清算結了届）

- 債権者に対する公告（2か月間に3回）等の法定の手続がある。
- 清算上の課題となることの多い残余財産の処分については、下記のとおり法定。

### 《宗教法人法》抜粋

第五十条 解散した宗教法人の残余財産の処分は、合併及び破産手続き開始の決定による解散の場合を除くほか、規則で定めるところによる。

- 2 前項の場合において、規則にその定がないときは、他の宗教団体又は公益事業のためにその財産を処分することができる。
- 3 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

15

## 残余財産の処分の事例

### ●宗教法人「金皇寺」（島根県大田市）の解散と残余財産の国庫帰属

- ・所在地は、県庁所在地松江市から車で約2時間の過疎地域
- ・約12万m<sup>2</sup>（主に山林）の寺有財産、老朽化した本堂等
- ・平成25年、前住職（代表役員）が死亡 ※居住しておらず、年に数回、法要等実施。

- 平成26年  
包括法人・浄土宗が相談を受け、現地確認、関係者との話し合いなどを行い、「合併」もしくは「解散」の方向性を決める。
- 平成30年  
解散手続きの停滞により、浄土宗から日宗連・全仏に相談。  
残余財産の国庫帰属の検討。中国財務局松江財務事務所と協議。
- 令和元～2年  
松江事務所と事前協議が整い、法人解散、残余財産の国庫帰属、現代表役員が清算人に就任することで進められる。
- 令和2年3月  
島根県知事から任意解散の認証。
- 令和2年8月  
松江財務事務所から国庫帰属予定の不動産の措置事項が示される。
- 令和3年10月  
清算手続きの結了。

16

## 任意によることができる場合の対応

《法人の任意による整理》

- 不活動宗教法人の事実関係の確認過程で、法人が任意に整理できると見込まれるときは、活動再開・任意解散・合併などの対応を促す。

### ①活動再開

- 法人として維持・存続させる意思はあるものの、役員を欠いているなどの理由により活動が一時的に停滞している場合
- 規則に従って適正かつ速やかに役員を補充をするなど、法人としての組織体制を整えた上で、活動再開
- ※ 活動再開に当たっては、所轄庁と相談すること。
- ※ 法人の目的、組織、活動等の同一性・継続性が維持されており、そのことが所轄庁においても確認が必要

### ②任意解散

- 役員がそろっている場合又は規則に従って役員を補充できる場合
- 当該法人（※包括法人がある場合はサポートをいただきたい）において、以下の手続を踏んで、法人を任意に解散
  1. 解散の決定について規則で定める手続
  2. 信者その他の利害関係人に対する公告
  3. 所轄庁への解散認証申請
  4. 印鑑届・解散及び清算人就任登記 →以後、清算人による残余財産の処分

17

## 任意によることができる場合の対応

《法人の任意による整理》

- 不活動宗教法人の事実関係の確認過程で、法人が任意に整理できると見込まれるときは、活動再開・任意解散・合併などの対応を促す。

### ③合併（吸收合併）

- 役員が揃っている場合又は規則に従って役員を補充でき、かつ、合併の相手方となる宗教法人が存在する場合
- 合併当事者双方において手続（※下記）の上、合併。  
解散の場合と異なり、清算手続は不要。
- ※特に、被包括法人が不活動状態に陥っている場合、包括法人にイニシアティブを求めることも考えられる。

《合併の手続き》

1. 合併契約書案の作成
2. 合併の決定について規則で定める手続  
(責任役員会の議決、包括法人の承認など)
3. 信者その他の利害関係人に対する公告
4. 財産目録等の作成
5. 債権者に対する公告・催告  
(知られている債権者に対する催告、異議を申し述べた債権者に対する弁済等)
6. 合併契約の締結、合併認証申請  
(合併当事者双方の代表役員の連名で、存続法人の所轄庁へ認証申請)
7. 合併の登記、所轄庁への届出

18

## 不活動状態の予防措置

### 《予防措置の必要性》

- 所轄庁による整理等が必要になる前に、不活動状態に陥らないための予防に努めていただくことが望ましい。包括法人と被包括法人の連携も重要。

### 《不活動状態に陥るきっかけの例》

- 礼拝施設が災害等で滅失した後、再建しなかった
- 信者等の法人関係者の減少により、宗教活動が停止した
- 代表役員や責任役員が欠員となった後、新たな役員又は代務者を置かなかった
- 特に、法人としての意思決定ができなくなり、不活動状態に陥るケースが多い。  
役員や関係者の間で、法人化していることの意味や、不活動状態に陥った場合のリスクについて認識を共有できているか？



法人の現状に合わせて、組織や規則をこまめに見直すことが重要。

### 《規則の見直しの観点の例》

- ・代表役員・責任役員及びその他議決機関の選任手続きの規則の見直し
- ・法人の意思決定の方法の規則の見直し
- ・解散時の財産帰属先の再検討

19

## 不活動宗教法人対策に関する都道府県への支援

### 不活動宗教法人対策推進事業

#### ○不活動宗教法人の整理促進

都道府県所轄の不活動宗教法人数は令和3年12月末時点で3,344法人となっており、法人解散による整理が求められている。



○令和5年度予算額 437,476千円  
(項)文化振興基盤整備費(目)文化芸術振興費補助金

(内訳)47都道府県 × 9,308千円

※法人解散に必要な経費として、弁護士費用など、  
1都道府県あたり約9,308千円程度の経費が必要(5法人／年の整理を想定)

#### 都道府県

##### 【補助金の使途】

- 対策推進会議に係る経費
- 実態調査に係る経費  
(例:住民票請求の切手代)
- 現地確認調査に係る経費  
(例:調査員への依頼)
- 関係者との調整に係る経費
- 対策実行に係る経費  
(例:弁護士への依頼)
- 事例の整理に係る経費  
(例:非常勤職員雇用)
- 清算に係る経費  
(例:裁判所予納金  
※清算人報酬等に充当)など

20

## 不活動宗教法人対策に関する都道府県への支援

# 不活動宗教法人対策推進事業

### 《公募スケジュール》

- ・第1回 令和5年4月3日（月）～4月14日（金） ※募集終了
- ・第2回 令和5年5月1日（月）～5月12日（金）
- ・第3回 令和5年6月1日（木）～6月14日（水）

### 《補助対象・補助額》

(補助対象)

- ➡ (1) 不活動宗教法人に関する実態調査
- (2) 不活動宗教法人対策の方策策定
  - ① 専門家等で構成される対策会議（仮称）の設置・開催
  - ② 不活動宗教法人対策の方針策定
- (3) 不活動宗教法人対策方針に基づく対策の実施  
※必ずしもR5年度にすべてを実施しなければならないものではない。

(補助額)

- ➡予算の範囲内において定額（原則として補助対象経費の10/10補助）

21

## 本日のまとめ

### 1. 不活動宗教法人の対策は、今後、さらに徹底する必要があること

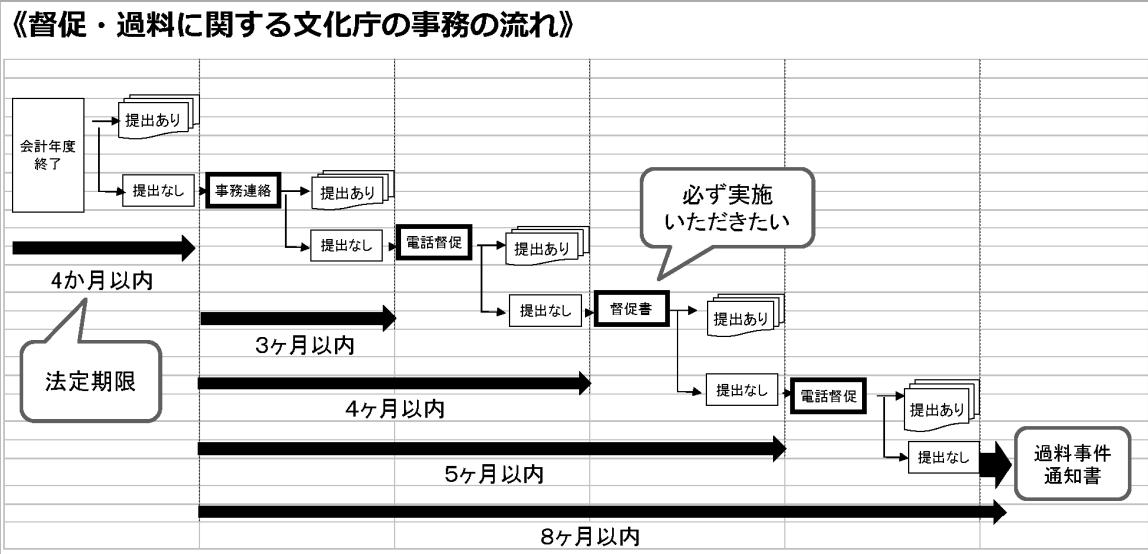
- ・法人格の悪用を防止し、宗教法人制度自体の信頼を維持・向上させるためにも、不活動宗教法人の把握・整理は喫緊の課題
- ・所轄庁としても、不活動宗教法人の把握・整理を加速させるため、判断基準を明確化したところ。今後、整理に向けた具体的な手引きを策定予定
- ・不活動宗教法人が、法に基づく解散命令事由に当たることを確認でき次第、解散命令を積極的に請求する。ただし、法人の現状を正確に把握した上で、任意の整理ができる場合は、助言や相談などについて適切に対応いただきたい

### 2. 不活動宗教法人の整理を進める上で課題に、工夫して対応する必要があること

- ・不活動宗教法人の解散をさせる場合、残余財産の処分が課題となることがある  
包括法人における残余財産の引き取りや、あるいは合併についても  
検討いただき、不活動宗教法人の整理の加速化にお取り組みいただきたい
- ・不活動状態に陥らないように予防を図ることも重要であり、  
法人の現状に合わせて、組織や規則をこまめに見直すなど、各所轄の法人の  
現状を正確に把握するよう努め、事前の対応に十分取り組んでいただきたい
- ・国においても、予算事業の拡充など、各都道府県の対応を最大限支援。  
不明点などについては、文化庁にも御相談いただき、協力して対応したい

22

## (参考) 事務所備付け書類の提出督促と過料の流れ



- 文化庁では、法人の会計年度を3か月ずつグループにまとめ、各グループごとに督促のプロセスを実施。  
(上記表は、各グループ内で会計年度の終期が最も早い法人を基準とした場合の対応期間を示すもの。)
- (例) 1月末～3月末に会計年度の終期を迎える法人の場合、4月中に事務連絡、5月中に電話督促、6月中に督促書の送付、9月中に過料事件通知書の送付を実施。
- 法人への督促書の送付、裁判所への過料事件通知書の送付は、各都道府県においても、対象となる各法人について確実に実施いただくことが必要。

行政資料

## 宗教法人の売買に類似した取引による違法行為の助長を防止するためのインターネット環境の確保に向けた取組について（協力依頼）（令和5年10月18日）

5文宗務第258号  
令和5年10月18日

違法情報等対応連絡会 御中

文化庁宗務課長  
山田泰造

宗教法人の売買に類似した取引による違法行為の助長を防止するための  
インターネット環境の確保に向けた取組について（協力依頼）

今般、宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）に基づき設立される宗教法人について、その本来の目的を逸脱した宗教法人の売買等の事例が見られるところ、この課題の解消に取り組む必要があると考えておりますので、各事業者の皆様に御協力をいただきたく、下記のとおり通知します。

記

### 1. 不活動宗教法人に関する課題と文化庁における対応

宗教法人とは、宗教団体が自由で自主的な活動をするための基礎として、法に基づき設立される法人の類型であり、法の定めるところにより、宗教団体のみがこの法人格を取得できることがとされている（法第4条）。

一方で、宗教法人として設立されながら、事実上、宗教活動を停止しており、法人格のみが残存しているもの（いわゆる不活動宗教法人）が実態上見受けられ、これを放置した場合、第三者により法人格が不正に取得され、脱税や犯罪収益の移転、いわゆるマネー・ロンダリング等の違法行為につながるおそれがあることが指摘されている。

この点、文化庁としては、各都道府県とも連携しながら、不活動宗教法人それぞれの状況に応じて、活動再開を促すことや、合併若しくは任意解散の手続を進めること、裁判所に解散命令を請求することなどによって整理する取組を進めている。

さらに、不活動宗教法人対策の徹底については、先の国会（第211回国会）においても議論がなされ、内閣総理大臣及び文部科学大臣から、宗教法人法の確実な適用の必要性等に関する答弁があった。

このような状況を踏まえ、文化庁においては、当該事務の遂行に当たっての留意事項を整理し、宗教法人法に基づく事務の適正な遂行に向けて、改めて、取組を徹底しているところである。

## 2. インターネットを介した不活動宗教法人の売買に類似した取引

上記のように、政府として不活動宗教法人対策の徹底に全力を挙げているにもかかわらず、今次、節税への活用等を謳って、宗教法人の売買に類似した取引（主として、法人の代表役員の地位その他の実質的に法人の運営に対して深い影響を及ぼす法人内の地位を、名目のいかんを問わず、寄附等、金銭その他の財産上の利益を与えることにより得る取引行為をいう。）を呼びかけるインターネット上の仲介サイトが多数あることが報道等において指摘されており、このようなサイトを通じた取引の一部は、宗教法人を悪用した違法行為を助長しているおそれがある。

法の目的はすでに述べたとおりであるが、同法は、元来の宗教活動を継続・継承する意思のない第三者が法人格を取得し、宗教活動以外の目的に法人格を利用する事態をそもそも想定しておらず、このような行為は法の許容するところではない。このことは、手段の如何を問うものではなく、インターネット上でのやり取りであれ、対面でのやり取りであれ、同様に許されるものではないが、とりわけ、インターネットに強力な情報拡散力があることや、通信の高速性があることによる影響は軽視できない。

むろん、宗教法人法の趣旨に則り、現に目的のために活動している宗教団体が、その活動の継続のための必要性に応じてインターネットサイトを利用すること自体が否定されるものではない。しかし、宗教法人が宗教活動という公益的な活動を行うことにより享受する税制上の優遇措置等の側面のみを取り上げ、宗教活動の実態を伴わない宗教法人の売買に類似した取引を呼びかけるインターネットサイトの横行を許せば、政府として取り組んでいる不活動宗教法人対策の効果が無に帰されるばかりか、脱税やマネー・ロンダリング等の違法行為を助長し、国民が安全に利用できるべきインターネット空間に危険を招来することとなる。

このような事態が、宗教法人という仕組み自体への信頼の失墜を招くおそれがあることはもとより、社会的にも望ましいものと言えないことは明らかであり、インターネット上の宗教法人の売買に類似した取引や、これを呼びかける行為が無制限に行われることは避けなければならないと認識するものである。

## 3. 各事業者において御検討いただきたいこと

上記の趣旨を踏まえ、各事業者の皆様におかれでは、法の目的を潜脱する宗教法人の売買に類似した取引により、違法行為を助長することがないよう、法令を遵守する企業姿勢として以下に掲げるような対策にお取り組みいただきたい。

- (1) 法人格を悪用した違法な行為を助長することが疑われるインターネットサイトを運用する事業者に対し、宗教法人法の趣旨を踏まえ、不正な法人格取引等の温床になっていないか確認するよう求めるなど、本通知を活用するなどして、周知・啓発等を行うこと
- (2) 法人格を悪用した違法な行為を助長することが疑われるインターネットサイトの利用者に對し、本通知の掲載等を通じて、注意喚起を行うこと
- (3) 宗教法人格の不正な取引の調査のため、捜査機関や裁判所等からの法的な要求があった場合には、自社規定に基づき、適切に対応するよう求めること

## 行政資料

# 宗教法人「法王宗」の規則変更不認証処分に関する審査請求に対する裁決（令和4年11月14日）

裁決書

令和4年11月14日

審査請求人 鹿児島県鹿児島市新屋敷町5番地11  
宗教法人法王宗

上記審査請求人から令和4年7月16日付けで提起された宗教法人法王宗の規則変更不認証処分に関する審査請求については、次のとおり裁決する。

## 主文

鹿児島県知事が令和4年4月28日付けで行った宗教法人法王宗の規則変更に係る不認証処分を取り消す。

## 事案の概要

審査請求人は、鹿児島県知事（以下「処分庁」という。）が令和4年4月28日付けで行った宗教法人法王宗（以下「本件法人」という。）の規則変更を認証できない旨の処分（以下「本件処分」という。）について、宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）第28条第1項第1号に掲げる「その変更しようとする事項が、この法律その他の法令の規定に適合していること」の要件を欠いており、同条第1項で準用する法第14条第1項に掲げる要件「当該団体が宗教団体であること」を備えているか否かの確認をすることができないとして、規則変更を認証することができないと判断したことは誤りであるとして、文部科学大臣にその取消しを求めるものである。

## 審理関係人の主張の要旨

## 1 審査請求人の主張

審査請求人は、以下のように主張し、本件処分の取消しを求めているものである。

1点目、申請書が令和3年9月22日以降、審査請求人のもとにある状態で、処分庁が本件処分を行ったことは、申請が存在しない状態で行ったものであり、形式的にも不適法であること。2点目、申請者たる審査請求人と、処分庁がいう「活動休止前宗教法人」との間に「法人の目的や組織、活動等の同一性・継続性」の有無を主たる事務所の変更手続に關し審査対象とすることは、他事考慮であること。3点目、処分庁が判断の根拠の一つとして用いている「宗教法人に関する認証事務等の取扱いについて（通達）」（昭和63年3月31日付け文宗第78号各都道府県知事宛て文化庁次長通達）は、法令にはあたらず、法令の定めに従って判断していないこと。4点目、処分庁の本件処分の理由に關して、「宗教法人法第28条第1項第1号」つまり「その変更しようとする事項がこの法令その他の法令の規定に適合していること」について、具体性がないこと。

## 2 処分庁の主張

これに対し、処分庁は、以下のように主張している。

審査請求人の「時宜に遅れた補正指示」という主張については、適正かつ適法に処理しており、何ら行政手続法第7条に違反するところはない。

「過剰な補正指示」という主張については、「宗教団体であること・同一性を確認する書類」として、宗教法人規則（現行）、年間行事計画、信者名簿、その他不活動となる前の法人と同一の団体であることを挙証する書類の提出を求めたものである。

「申請書が処分庁に不存在の処分」という主張については、申請書類は、処分庁に届いた時点で受理しており、審査を行った上で、補正依頼を行ったものである。

「他事考慮」という主張については、宗教法人の同一性・継続性を確認するための書類の提出を求めたことは、「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について（通知）」（平成16年2月19日付け15号文第340号都道府県宛て文化庁次長通知、以下「処理基準」という。）さらには、「宗教法人に関する認証事務等の取扱いについて（通達）」（昭和63年3月31日付け文宗第78号各都道府県知事宛て文化庁次長通達）により確認の必要性を判断したものであり、不適切な他事考慮ではない。

「上記通達に基づいた処分」という主張については、本件処分は、上記通知に則り行ったものであり、上記通知は、地方自治法第245条の9第1項に基づいて定められた処理基準であり、所轄庁が認証事務を行うにあたり、基準とすべきものである。

「宗教法人法第28条第1項第1号にかかる具体性」については、主たる事務所の移転先は、法第7条の主たる事務所に該当しないことから、同条同号に反すると判断したものであり、処分理由に審査請求人が、活動を行っていることが確認できない旨

を述べており、理由提示に不備はない。

以上より、法第14条第1項第1号に掲げる「当該団体が宗教団体であること」を備えているかどうかを確認することができないとして規則を認証することができないとした本件処分には違法性はない。

### 裁決の理由

#### 1 法令等の定め

##### (1) 宗教法人の規則変更の認証申請について

法によれば、宗教法人は、規則の変更の認証を受けようとするときは、認証申請書及びその変更しようとする事項を示す書類二通に規則の変更の決定について規則に定める手続きを経たことを証する書類を添えて、所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならないとされている（法第27条）。

##### (2) 所轄庁の規則変更手続について

所轄庁（法第5条に規定する所轄庁であり、本件でいう処分庁を指す。）は、法第28条の規定にもとづき、申請書の記載事項に不備がなく、申請書に必要な書類が添付され、その他法令に定められた申請の形式上の要件に適合することを確認し、規則変更の認証申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、認証のための審査を行い、規則の変更認証に関する決定をしなければならないとされている。その審査は、認証申請書の添付書類の記載によって、申請に係る事案が同条第1項各号に掲げる要件（①当該規則がこの法律その他の法令の規定に適合していること、②その変更の手続が法第26条の規定に従ってなされていること）を満たしているか否かを審査して、合法性を公に確認する行為である。

この規則の変更認証の審査に当たり、原則として、認証申請書の添付書類の記載によって申請に係る事案が上記の要件を満たしているか否かを審査する。また、所轄庁は、提出された書類について、その証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行う。なお、判例においては、法第14条に基づき規則の認証を所轄する行政庁は、添付書類の形式的審査をするにとどまらず、証明事実の存否につき実質的な審査をする権限を有するとされている（最高裁判所第一小法廷判決昭和41年3月31日最高裁判所裁判集民事第82号819頁）。

したがって、所轄庁は、当該申請に係る事案が同項各号に掲げる要件を満たしているかを審査し、これらの要件を備えていると認めたときはその規則の変更を認証する旨の決定を行う。それに対し、これらの要件を備えていないと認めたとき又はその受理した規則及びその添付書類の記載によってはこれらの要件を備えているかどうかを確認することができないときはその規則を認証することができない旨の決定（以下「不認証処分」という。）をしなければならない。

### (3) 規則の変更申請書の受理について

申請書の受理については、行政手続法第7条の規定に、行政庁は、申請がその事務所に到達したときは、「遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず」と記載されており、申請が権限ある機関の事務所に到達したにもかかわらず、当該申請を受理しない等の取扱いは、一般には当該法令上も違法な取扱いであると考えられている。さらに、前記(2)記載のとおり、法第28条第1項において、申請を受理した場合は、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知することとされている。

また法第28条第2項が準用する法第14条第2項において、「規則を認証することのできない旨の決定をしようとするときは、あらかじめ、当該申請者に対し、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて意見を述べる機会を与えなければならない」として、不認証処分について、処分前の意見陳述の機会の付与を所轄庁は義務付けられている。

なお、不認証処分をしたときは、法第28条第2項が準用する法第14条第4項において、当該申請者に対しその理由を附記した書面でその旨を通知しなければならないとされている。

### (4) 規則の変更認証について

所轄庁は、受理の旨を当該宗教法人に通知の後、法第28条第1項に基づき、前記(2)記載の要件を備えているかどうかの審査を行い認証に関する決定をしなければならない。

これについては、地方自治法245条の9第1項は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理について、各大臣が、上記事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができると規定している。そして、文化庁次長は、処理基準をもって、認証の取扱基準等について、当該事務の処理に当たっては、この基準によることとともに、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意の上、遺漏のないよう通知した。この処理基準における認証の取扱基準によれば、法27条に定める規則の変更の認証申請書類について、「その証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行うこと。なお、規則の変更の手続に関し、規則の変更に関与する代表役員その他の役員等は、正当に選任されたものであることを要することから、この点に疑義がある場合は、これらの者の選任の手続を調査すること」。また、「目的の変更、主たる事務所の移転等に係る規則の変更の場合において、当該宗教法人の同一性に疑義がある場合は、宗教活動や礼拝の施設の現状、代表役員その他の役員等の選任経過等について十分な調査を行うこと」とされている。

また、前掲の最高裁判決において、「規則認証のためにする所轄庁の審査は、認証申請書の添附書類の記載によって申請にかかる事案が宗教法人法一四条一項各号にかかる要件を充しているか否かを審査すべきものではある」とした上で、「審査事項を証するために提出を要する添附書類は、証明事実の真実の存在を首肯させるに足りる適切な文書であることを必要とし、単に形式的に証明文言の記載ある文書が調つてはいるだけで足りるものではない。また証明書類は存するにしても、証明事実の虚偽であることが所轄庁に知れているときはもちろん、所轄庁において証明事実の存否に理由ある疑をもつ場合

には、その疑を解明するためにその事実の存否につき審査をしたからといって、これをその権限の逸脱とはなしがたい。」としている。これについては、法第28条に係る規則の変更認証申請の審査においても、同様に適用されるべきものと考えられる。

## 2 検討

令和4年9月13日付け鹿児島県知事弁明書によれば、令和3年6月18日（正しくは16日）付けで提出された申請書類は、令和3年7月20日、令和3年8月20日付けで提出された申請書類は、令和3年9月21日に返送しているとある。

令和3年7月20日に処分庁から審査請求人へ申請書類返送時に同封されたとする審査請求人代理人行政書士宛文書では、本紙に追加書類を求めるとともに別紙として補正指示の記載が認められる。したがって、処分庁としては、行政手続法第7条における補正を求めていることが確認できる。

しかし、その後の令和3年8月20日付けの申請書類に対しては、令和3年9月6日付けの審査請求人代理人行政書士宛のメールにおいて、「今回お送りいただいた書類については、…お返しします。今後、活動再開が認められた後に改めて規則の変更認証申請を行っていただければと思います。」と記載されていること、同月21日付けの同申請書類返送時に処分庁が同封したとする文書を確認しても、「現時点では規則の変更認証は行えません。」としたうえで、「規則変更認証申請においては、以下の書類が必要となります。」として、規則変更認証申請に必要な書類が列挙されている以上、同文書が申請書類返送時に同封されたことを併せて考えると、仮に処分庁には補正を求める意図があったとしても、少なくとも審査請求人においては、その意図をくみ取ることができず、むしろ補正を求めるものではなく、実質的な不認証処分であると受け取ったとしても致し方ないことであったと解するのが相当である。したがって、令和3年9月6日付けメール及びそれに続く同月21日付け申請書返戻行為（以下、令和3年9月6日付けメール及び同月21日申請書返戻行為を合わせて「本件申請書返戻行為」という。）を通じて、処分庁による実質的な不認証処分は行われていたものと解する。

そして、上記のとおり実質的な不認証処分と位置付けられる本件申請書返戻行為の後、審査請求人による再度の申請がなされない中で行われた本件処分については、その前提となる申請を欠く違法な処分であると解さざるを得ない。以上を踏まえると、本件処分については、その取消しを免れないものと解される。

なお、本件申請書返戻行為を実質的な不認証処分と解した場合、同行為については、①法第28条第1項の受理の通知、②法第28条第2項で準用される法第14条第2項に基づく意見陳述の機会の付与、③法28条第2項で準用する法第14条第4項の理由の提示について瑕疵が認められることも付言する。

## 3 結論

処分庁が行った本件申請書返戻行為は、実質的な不認証処分であるものと認められる。そのため、本件申請書返戻行為の後に再度の申請がなされない中で行われた本件処分を

取り消し、本件審査請求を認容する旨の裁決をすることが適當であるため、主文のとおり裁決する。

令和4年1月14日

文部科学大臣 永岡 桂子

#### 教示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

**宗務報告**

## 1. 宗教法人数・認証等件数の推移

### (1) 過去5年宗教法人数の推移（平成30～令和4年）

年区分	神道系	仏教系	キリスト教系	諸教	合計
平30	84,777	77,210	4,776	14,301	181,064
令元	84,675	77,137	4,794	14,222	180,828
令2	84,573	77,055	4,820	14,096	180,544
令3	84,443	76,941	4,838	13,730	179,952
令4	84,332	76,868	4,846	13,293	179,339

(注) 各年12月31日現在の数です。最新数値の詳細は、後掲「8『宗教年鑑 令和5年版』の主な統計結果」を御覧ください。

### (2) 過去5年宗教法人認証事務処理等件数（令和元～5年）

年区分	所轄庁	設立	規則変更	合併	任意解散	合計	解散命令
令元	文部科学大臣	0	40	3	1	44	1
	都道府県知事	69	1,007	164	91	1,331	9
令2	文部科学大臣	2	55	8	2	67	0
	都道府県知事	67	1,014	195	127	1,403	20
令3	文部科学大臣	1	47	11	1	60	0
	都道府県知事	50	892	482	116	1,540	7
令4	文部科学大臣	1	58	31	1	91	1
	都道府県知事	49	787	404	94	1,334	13
令5	文部科学大臣	0	48	16	2	66	1
	都道府県知事	55	785	258	102	1,200	7

(注) 集計期間は、各年1月1日から12月31日までです。また、解散命令件数の中には、所轄庁以外が解散命令を請求した件数が含まれます。

## 2. 宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議

### (1) 令和4年度「宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議」の委員

① 宗教法人法に定める報告徴収・質問権の行使について、その基本的な考え方や基準を検討するため 学識経験者及び宗務関係者等を協力者とする会議を開催することとしました。

第35期宗教法人審議会委員が令和4年度「宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議」の委員に就任しました。令和4年10月25日開催の令和4年度第1回宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議において、北澤安紀委員が座長に選出となりました。

令和4年度「宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議」委員名簿（五十音順）  
(令和4年10月25日時点)

網 中 彰 子	日本基督教団横浜明星教会牧師
内 田 恒 子	教派神道連合会理事、神道修成派社会部長
江 口 陽 一	(公財) 新日本宗教団体連合会常務理事
大 橋 真由美	上智大学法学部教授
北 居 功	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
座長 北 澤 安 紀	慶應義塾大学法学部教授
九 條 道 成	明治神宮宮司
宍 戸 常 寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
宍 野 史 生	(公財) 日本宗教連盟理事長、教派神道連合会理事長
戸 松 義 晴	(公財) 全日本仏教会理事
中 尾 史 峰	築地本願寺宗務長
西 井 凉 子	東京外国语大学アジア・アフリカ言語文化研究所教授
庭 野 光 代	立正佼成会次代会長、(公財) 新日本宗教団体連合会理事
廣瀬 薫	日本同盟基督教団牧師、惠泉女学園学園長
藤原聖子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
本多端子	(公社) 全日本佛教婦人連盟理事、妙清寺責任役員
峰 ひろみ	東京都立大学法科大学院教授
村 上 興 匡	大正大学文学部教授
村 田 守 広	竹駒神社宮司

**(2) 令和4年度「宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議」の開催状況及び宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権の行使の基準について**

① 令和4年度「宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議」の開催状況

第1回宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議

○日 時 令和4年10月25日(火) 10:00~12:00

○場 所 文部科学省 旧庁舎6階第2講堂(オンライン開催併用)

○議 題 (1) 宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議の運営について  
(2) 宗教法人法第78条の2(報告及び質問)について

第2回宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議

○日 時 令和4年11月8日(火) 10:00~12:00

○場 所 文部科学省 旧庁舎6階第2講堂(オンライン開催併用)

○議 題 宗教法人法第78条の2に規定する報告徴収・質問権の行使について

② 宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議において、宗教法人法第78条の2に規定する報告徴収・質問権の行使にあたっての基準を作成し、令和4年11月8日に公表しました。

宗務報告

## 宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権の行使について(令和4年11月8日宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議)

### 第1 宗教法人制度の基本的な枠組みについて

- 宗教法人法は、憲法に定める信教の自由や政教分離の原則に従い、所轄庁の権限行使に関して、「この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由（信教の自由）に基いて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない」（第1条第2項）、「この法律のいかなる規定も、文部科学大臣、都道府県知事及び裁判所に対し、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる形においても（…）干渉する権限を与えるものと解釈してはならない」（第85条）と定めるなど、抑制的であることを求めている。
- そのため、一定の宗教団体に対して宗教法人格を附与する手続きに関する法律である宗教法人法（以下「法」）は、所轄庁の権限については、
  - ① 規則、規則の変更の認証（法第14条、28条）
  - ② 報告徴収・質問（法第78条の2）
  - ③ 公益事業以外の事業の停止命令（法第79条）
  - ④ 認証の取消し（法第80条）
  - ⑤ 解散命令の請求（法第81条）に限定し、所轄庁に対して一般的・抽象的な調査権や監督権・命令権を与えていない。
- そのうち②の報告徴収・質問権は平成7年の宗教法人法改正において創設されたもので宗教法人法に定める収益事業の停止命令（同法第79条）、認証の取消（同法第80条）及び解散命令（同法第81条）に該当するような事態について疑いがある場合、所轄庁が権限を適正に行使するその判断の基礎となる客観的な資料を把握するために規定されているものである。  
具体的には、宗教法人法の施行に必要な限度において、当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に関することに対する対象が限定され、あらかじめ宗教法人審議会（宗教家及び宗教に関する学識経験者で構成）の意見を聞き、宗教法人の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることのないように留意すること、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないことが法律上定められている。

- 宗教法人法に定める解散命令については、該当する事由があると認めたときは、所轄庁、利害関係人又は検察官の請求により又は職権で裁判所が命じることができることとなっている（同法第81条）。

この解散命令事由のうち、第81条第1項第1号及び第2号前段以外の事由（1年以上にわたって宗教団体の目的のための行為をしていない（同項第2号後段）、2年以上礼拝の施設が滅失（同項第3号）、1年以上にわたって代表役員等を欠いている（同項第4号）等）は、客観的な事実に基づいて判断することができるが、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」（同項第1号）、「第2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」（同項第2号前段）については、どのような事実があればこれらの事由に該当するかについては、個別具体的な事例を踏まえて判断されるものと考えられる。

- 平成7年に創設され、これまで一度も行使されることのなかった報告徴収・質問権を同法第81条第1項第1号及び第2号前段の事由に該当する疑いがあると認めて行使に当たっては、宗教法人法の趣旨を踏まえて権限を適正に行使するため、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」や「第2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」に該当する疑いがあると判断するための一般的な基準を設けることが必要であり、宗教法人法に基づき宗務行政に関して意見を聴取する宗教法人審議会の委員で構成される宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議として、以下のとおり取りまとめた。

## 第2 報告徴収・質問権を使用する際の一般的な基準

- 所轄庁である文部科学大臣としては、個別の宗教法人について解散命令請求を検討するに当たっては、報告徴収・質問権を使用して把握した事実関係等を踏まえ、その個別事案に応じて、行為の組織性、悪質性、継続性等が認められるか否かを判断していくこととなる。

報告徴収・質問権を使用するに当たって、所轄庁が宗教法人法に定める解散命令事由に該当するような事態についての「疑い」があると判断するためには、行為の組織性、悪質性、継続性等を把握する上で、その端緒となる事実がなければならない。その判断は、以下のとおり行うことが妥当である。

- 1 「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」に該当する疑いがある場合（法第81条第1項第1号関係）
- 「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」に該当する「疑い」があるか否かの判断については、以下（1）及び（2）により行うことが妥当である。

#### (1) 「疑い」を判断する根拠

「疑い」とは様々な水準のものが想定されるが、風評等によらず、客観的な資料、根拠に基づいて判断することが相当である。

したがって、風評や一方当事者の言い分のみで判断するのではなく

- ・ 公的機関において当該法人に属する者による法令違反や当該法人の法的責任を認める判断があること
- ・ 公的機関に対し、当該法人に属する者による法令違反に関する情報が寄せられており、それらに具体的な資料か根拠があると認められるものが含まれていること
- ・ それらと同様に疑いを認めるだけの客観的な資料、根拠があること

のいずれかに該当する場合に「疑い」を判断することが妥当である。

#### (2) 「著しく公共の福祉を害する」という要件との関連性

「著しく公共の福祉を害する」という要件に該当する「疑い」も必要であることから、偶発性の法令違反や、一回性の法令違反により直ちに「疑い」があるとすることは相当ではない。

そのため、

- ・ 当該法人に属する者による同様の行為が相当数繰り返されている
- ・ 当該法人に属する者の行為による被害が重大である

など、法令違反による広範な被害や重大な影響が生じている「疑い」があると認められることが必要である。

### 2 「第2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」に該当する「疑い」がある場合（法第81条第1項第2号前段）

- 「第2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」に該当する「疑い」があるか否かの判断については、宗教法人法第78条の2第4項の規定の趣旨に特に留意して、以下（1）及び（2）により行うことが妥当である。

#### (1) 「疑い」を判断する根拠

この疑いについても、客観的な資料によることとし、一方当事者からの申告のみによるのではなく、客観的な資料、根拠により「疑い」があると判断することが妥当である。

#### (2) 「著しく逸脱した行為」という要件との関連性

「著しく逸脱した行為」という規定になっていることから、目的の範囲を超えた行為があつたとしても、その行為により直ちに要件に該当するわけではなく、その程度が問題となる。

そのため、「著しく逸脱」したものか否かの判断は、

- ・ 目的の範囲を超えた行為による結果、影響の内容及び程度
- ・ 目的の範囲を超えた行為を行った動機・理由
- ・ 同様の目的の範囲外の行為の反復性、継続性の程度

などを総合的に判断することとなる。

したがって、このような観点で、「著しく逸脱」したものである「疑い」があると認められることが必要である。

### 第3 おわりに

所轄庁である文部科学大臣が、報告徵収・質問権を行使するか否か判断する際には、本基準に即し、法の趣旨を踏まえ、法が定めるプロセスと、当該事案の事実に基いて、厳正に対応することを求めたい。

### (3) 令和5年度「宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議」の委員

① 「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」(令和5年法律第89号。略称 特定不法行為等被害者特例法)が令和5年12月20日に公布され、一部を除き、令和5年12月30日から施行されました。

「特定不法行為等被害者特例法」第7条及び第12条の規定に基づく指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定について、その基本的な考え方や基準を検討するため、専門家会議を開催することとしました。

第36期宗教法人審議会委員が令和5年度「宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議」の委員に就任しました。令和6年2月15日開催の令和5年度第1回宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議において、井田良委員が座長に選出となりました。

令和5年度「宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議」委員名簿（五十音順）  
(令和6年2月15日時点)

網 中 彰 子	日本基督教団総幹事
座長 井 田 良	中央大学法科大学院教授
内 田 恭 子	教派神道連合会理事、神道修成派社会部長
江 口 陽 一	(公財) 新日本宗教団体連合会常務理事
大 橋 真由美	上智大学法学部教授
北 居 功	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
九 條 道 成	明治神宮宮司
宍 戸 常 寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
宍 野 史 生	(公財) 日本宗教連盟理事、教派神道連合会理事長
戸 松 義 晴	(公財) 全日本仏教会理事
中 尾 史 峰	築地本願寺宗務長
西 井 凉 子	東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所教授
庭 野 光 代	立正佼成会次代会長、(公財)新日本宗教団体連合会常務理事
廣瀬 薫	日本同盟基督教団牧師、恵泉女学園学園長
藤 原 聖 子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
本 多 端 子	(公社) 全日本佛教婦人連盟理事、妙清寺責任役員
峰 ひろみ	東京都立大学法科大学院教授
村 上 興 匡	大正大学文学部教授
村 田 守 広	竹駒神社宮司

#### (4) 令和5年度「宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議」の開催状況及び指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に関する運用の基準について

- ① 令和5年度「宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議」の開催状況  
第1回宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議
- 日 時 令和6年2月15日（木） 10：00～12：00
- 場 所 文部科学省 旧庁舎6階第2講堂（オンライン開催併用）
- 議 題 (1) 宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議の運営について  
(2) 「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律に基づく指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に関する運用の基準」（案）について
- ② 宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議において、「特定不法行為等被害者特例法」第7条及び第12条の規定に基づく指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に関する運用の基準について意見を伺い、令和6年2月15日に文部科学大臣決定しました。

宗務報告

## 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律に基づく指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に関する運用の基準（令和6年2月15日宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議）

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律に基づく指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に関する運用の基準

令和6年2月15日  
文部科学大臣決定

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和5年法律第89号。以下「特例法」という。）第7条及び第12条の規定に基づき文部科学大臣が行う指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定については、同法の趣旨を踏まえ、この基準の定めるところにより運用するものとする。

### 第一 指定宗教法人の指定（特例法第7条）

#### 1. 対象となる法人について

（1）特例法第2条第1項に規定する対象宗教法人のうち、特例法第7条第1項第1号及び第2号の要件に該当するものを、指定宗教法人の指定の対象とする。

#### ＜用語の説明＞

- 「対象宗教法人」とは、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第81条第1項の規定による解散命令の請求が行われ又は同項に規定する事件の手続が開始された宗教法人であって、当該請求又は当該手続の開始が次のいずれにも該当するもの<sup>1</sup>に係るものをいう。
  - 一 宗教法人法第81条第1項第1号に該当する事由があることを理由とするものであること。
  - 二 所轄庁（宗教法人法第5条に規定する所轄庁をいう。以下同じ。）若しくは検察官による請求又は裁判所の職権による手続の開始であること。

【特例法第2条第1項】

## 2. 特例法第7条第1項第1号の要件について

### (1) 「特定不法行為等に係る被害者」関係<sup>2</sup>

- ① 「特定不法行為等に係る被害者」は、特定不法行為等に関し、法律上の権利（例えば損害賠償請求権など）を有する、又は有し得る者である。
- ② 「特定不法行為等に係る被害者」には、特定解散命令請求等の原因となった行為に係る被害者と、これらと同種の行為に係る被害者の双方が含まれ、特定解散命令請求等に当たり請求者等が認知した被害者（請求等事由の内容となった特定の事実・行為における被害者）に限らず、請求等の時点では把握されていなかった同種の行為による被害者も、その対象となる。
- ③ ①及び②に当たる者は、賠償請求等を行う意向が未だ明確でない者も含め、「特定不法行為等に係る被害者」に該当することとなる。

#### ＜用語の説明＞

○ 「特定不法行為等」とは、特定解散命令請求等の原因となった不法行為、契約申込み等の取消しの理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であって、対象宗教法人又はその信者その他の関係者によるものをいう。

【特例法第2条第2項】

○ 「特定解散命令請求等」とは、宗教法人法第81条第1項の規定による解散命令の請求又は同項に規定する事件の手続の開始であって、次のいずれにも該当するものをいう。

- 一 宗教法人法第81条第1項第1号に該当する事由があることを理由とするものであること。
- 二 所轄庁若しくは検察官による請求又は裁判所の職権による手続の開始であること。

【特例法第2条第1項】

○ 「契約申込み等」とは、対象宗教法人との契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は対象宗教法人に対する財産上の利益を供与する単独行為をする旨の意思表示をいう。

【特例法第2条第2項】

1 当該請求が特例法の施行前に行われ、又は当該手続が特例法の施行前に開始された宗教法人についても、特例法の規定は適用される（特例法附則第3条第1項）。

2 法案提案者答弁（令和5年12月12日 参議院法務委員会）

「・・・この指定宗教法人の指定の要件として、被害者とございます。この被害者には、解散命令請求等に際しての調査で確認された被害者に限られず、例えば、その後に存在が把握された被害者を含まれるものであり、損害賠償等を、一、請求中の被害者や、二、今後請求を行うことを表明している被害者のみならず、三、請求等を行う意向がまだ明確でない者もこの被害者となります。また、既に賠償等を受けた者についても、これが多数いる場合にはこのような被害者が存在することが推認されることになります。」

## (2) 「相当多数存在すること」関係

「相当多数存在すること」について、どの程度の人数がいればこれに当たると認められるかは、特例法の趣旨を踏まえつつ、特定解散命令請求等に係る個々の事案に即して個別具体的に判断するが、一般的な事案では、数十人程度の被害者があれば、「相当多数存在する」に該当することとなる<sup>3</sup>。

## (3) 「相当多数存在することが見込まれること」関係

- ① 「相当多数存在することが見込まれること」については、個々の被害者を特定して、それらが相当多数存在することを示す必要はなく、相当多数存在する可能性があれば足りる。
- ② 当該「見込み」についての判断は、例えば、行政機関等に寄せられた相談やその他の情報から、被害を訴える者が相当多数いる相応の可能性があることを確認する等により行う<sup>4</sup>。

3. 特例法第7条第1項第2号の要件について<sup>5</sup>

- (1) 特例法の趣旨<sup>6</sup>に鑑みれば、特定解散命令請求等がなされており、かつ、特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれるような宗教法人であれば、一般的には、財産処分・管理の状況の把握の必要性が認められることとなり、第7条第1項第2号の要件に当たる。

## 3 法案提案者答弁（令和5年12月7日 参議院法務委員会）

「相当多数という文言の解釈についてということだと思いますが、この相当多数につきましては、一定の数ですとか、あるいは宗教法人の規模などを具体的に規定することはしておりません。どの程度の人数であれば相当多数と認められるかは、特定解散命令請求等に係る個別の事案に即しつつ、所轄庁において適切に判断されるべきものということになります。

ただし、この相当多数という文言は消費者裁判手続特例法においても用いられているものでございまして、この本法の相当多数も消費者裁判手続特例法における共通義務確認の訴えの場合と同様に、一般的な事案では数十人程度の被害者があれば該当することになることが想定されると考えております。」

## 4 法案提案者答弁（令和5年12月12日 参議院法務委員会）

「・・・被害者が相当多数と見込まれることについては、個々の被害者の存在までを特定する必要はなく、相当多数の被害者が存在する可能性があれば足りるものと考えております。具体的には、例えば、行政機関等に寄せられた相談やその他の情報から、被害を訴える者が相当多数いる相応の可能性があることを確認する等により、当該見込みについて判断すること等が想定されます。」

## 5 法案提案者答弁（令和5年12月1日 衆議院法務委員会）

「・・・こうした本法案の趣旨から、特定解散命令請求等がなされており、かつ、特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれるような宗教法人であれば、一般的には財産処分・管理の状況の把握の必要性が認められ、第7条第1項第2号に該当することとなると想定されております。例えば、被害者が、更なる賠償請求等が行われる見込みが全くない場合などには、状況把握の必要がないものとして当該要件には当たらないこととなると考えられます。」

## 6 法案提案者答弁（令和5年12月1日 衆議院法務委員会）

「・・・解散命令請求等がなされた法人は、解散命令を予期して財産隠匿などを行うおそれがあることから、本法案では、これら法人における財産処分・管理の状況の把握を可能とし、その透明化を図ることにより、財産隠匿等を抑止しつつ、個々の被害者が適時の民事保全等の対応を円滑に行えるようにしております。」

(2) 例えば、被害者により更なる賠償請求等が行われる見込みの程度、対象宗教法人における財産の内容・構成、過去の財産移転等の状況などいずれの面から見ても、対象宗教法人の財産状況への関心が生じる原因がないような状況にあると考えられる場合には、財産処分・管理の状況の把握の必要がないものとして、当該要件には当たらないこととなる。

#### 4. 任意の質問について

所轄庁は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条に定める意見陳述のための手続のほか、指定宗教法人の指定の要否の検討のために必要と認めるときは、対象宗教法人に対し、書面その他の適切な手段により任意の質問を行うことがある。

## 第二 特別指定宗教法人の指定（特例法第12条）

### 1. 指定の対象となる法人等について

(1) 特例法第2条第1項に規定する対象宗教法人のうち、同法第7条第1項各号に定める指定宗教法人の指定要件に加え、さらに同法第12条第1項第2号に定める要件に該当するものを、特別指定宗教法人の指定の対象とする。

(2) 既に指定宗教法人の指定を受けたものが、さらに特別指定宗教法人の要件にも該当することとなった場合には、これを特別指定宗教法人に指定するほか、指定宗教法人の指定前の法人が、指定宗教法人と特別指定宗教法人の双方の要件に該当すると認められる場合には、当該法人について、指定宗教法人の指定を経ずに、特別指定宗教法人の指定を行う<sup>7</sup>。

### 2. 第12条第1項第1号の要件について

第一（指定宗教法人の指定）に定めるところにより取り扱う。

### 3. 第12条第1項第2号の要件について

(1) 「当該対象宗教法人の財産の内容及び額、その財産の処分及び管理の状況その他の事情を考慮して」関係

① 第2号の要件については、

- ・ 当該対象宗教法人が保有する財産の内容及び額（例えば、固定資産と流動資産の比率の変動、正味財産等の額の推移など）
- ・ 当該対象宗教法人における財産の処分及び管理の状況（例えば、財産移転の状況など）
- ・ その他の事情（例えば、被害者からの請求等への対応状況など）

を考慮して、これに当たるかどうかの判断を行う。

---

<sup>7</sup> 指定宗教法人の指定を経ずに特別指定宗教法人の指定を受けたものについては、指定宗教法人の指定も受けたものとみなす（特例法第12条第2項）。

② 宗教法人法又は特例法に基づき対象宗教法人から提出された財産目録等や通知された不動産の処分等の情報は、①の考慮のために活用する。その他必要な状況把握を行い、①の考慮を行う。

#### (2) 「その財産の隠匿又は散逸のおそれがあること」関係<sup>8</sup>

- ① 「その財産の隠匿又は散逸のおそれがあること」については、対象宗教法人が現にその財産を隠匿し、又は散逸させているおそれがある場合、及びそれらの行為を行おうとしているおそれがある場合が、これに該当する。当該「おそれ」があると認められるには、財産の隠匿等の処分が実際になされることまでの必要はないが、抽象的なおそれでは足りず、財産を隠匿し、又は散逸させる行為が行われた、又は行われることについて、一定の蓋然性があると認められることが必要である。
- ② 保有財産を減少させる行為や、海外へ移転する行為、財産の流動性を高める行為（例えば、不動産の金銭への換価など）などが、現に行われ、又は行われようとしている場合には、当該蓋然性が認められる場合に当たり得るものとして、第2号の要件への該否の検討を行う。
- ③ 財産の減少や移転、流動資産への換価等があった場合にも、直ちに「財産の隠匿又は散逸のおそれがある」との要件に該当するわけではなく、相当の理由がある財産の減少・移転、換価等であれば、当該「隠匿」「散逸」のおそれがあるものとの評価を受けるものではない（例えば、保有財産の総額が短期間に一定程度減少している場合であっても、当該減少について相当の理由があり、財産隠匿・散逸のおそれがないと認められるときは、指定の対象とならない）。
- ④ 当該「隠匿」「散逸」のおそれの有無の判断に当たっては、(1)の考慮事項（財産の内容・額、財産処分・管理の状況など）に係る変化の状況等を踏まえ、それらの状況について、「財産の隠匿又は散逸」の結果として生じたものではないか、あるいは今後の「財産の隠匿又は散逸」につながり得るものとならないか等を検討して、その判断を行う。

#### 4. 任意の質問について

所轄庁は、行政手続法第13条に定める意見陳述のための手続のほか、特別指定宗教法人の指定の要否の検討のために必要と認めるときは、対象宗教法人に対し、書面その他の適切な手段により任意の質問を行うことがある。

---

8 法案提案者答弁（令和5年12月12日 参議院法務委員会）

「・・・御指摘の財産の隠匿又は散逸のおそれがあると認められるには、法人の行為によって財産を隠匿し若しくは散逸させる行為が行われることについて、一定の蓋然性が必要となるものと考えています。具体的には、対象宗教法人において、当該法人の保有財産を減少させる行為や海外へ移転する行為、不動産の現金化など財産の流動性を高める行為等が現に現れ又は行われようとしている場合には、当然蓋然性が認められ得るものと考えられ、所轄庁においてこれらの行為が財産の隠匿、散逸につながるものか等について検討の上判断することとなると考えます。」

### 3. 宗教法人審議会

#### (1) 第35期宗教法人審議会委員の異動

① 石井研士委員、江口陽一委員、木全和博委員の任期満了に伴い、令和4年4月1日付けで、下記の委員が文部科学大臣により任命されました。(任期は令和6年3月31日まで)。

江 口 陽 一 ((公財) 新日本宗教団体連合会常務理事)  
 戸 松 義 晴 ((公財) 全日本仏教会理事長)  
 村 上 興 匡 (大正大学文学部教授)

② 本部雅裕委員の任期満了に伴い、令和4年9月16日付けで、下記の委員が文部科学大臣により任命されました。(任期は令和6年9月15日まで)。

村 田 守 広 (竹駒神社宮司)

③ 令和4年10月25日開催の第179回宗教法人審議会において、北澤安紀委員が会長に、選出となりました。

#### 第35期宗教法人審議会委員名簿（五十音順）（令和4年10月25日時点）

網 中 彰 子	日本基督教団横浜明星教会牧師
内 田 恭 子	教派神道連合会理事、神道修成派社会部長
○ 江 口 陽 一	(公財) 新日本宗教団体連合会常務理事
大 橋 真由美	上智大学法学部教授
北 居 功	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
会長 北 澤 安 紀	慶應義塾大学法学部教授
九 條 道 成	明治神宮宮司
宍 戸 常 寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
宍 野 史 生	(公財) 日本宗教連盟理事長、教派神道連合会理事長
○ 戸 松 義 晴	(公財) 全日本仏教会理事
中 尾 史 峰	築地本願寺宗務長
西 井 凉 子	東京外国语大学アジア・アフリカ言語文化研究所教授
庭 野 光 代	立正佼成会次代会長、(公財) 新日本宗教団体連合会理事
廣瀬 薫	日本同盟基督教団牧師、恵泉女学園学園長
藤 原 聖 子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
本 多 端 子	(公社) 全日本佛教婦人連盟理事、妙清寺責任役員
峰 ひろみ	東京都立大学法科大学院教授
会長代理 ○ 村 上 興 匡	大正大学文学部教授

○ 村田 広 竹駒神社宮司

(注) ○印は上記①、②で任命された委員（4名）うち下線は新任委員（3名）  
(○印のない委員は任期中)

## （2）第36期宗教法人審議会委員の異動

① 第35期宗教法人審議会の任期満了に伴い、任期中の委員を除き、第36期宗教法人審議会委員については、令和5年4月1日付けで、下記の委員が文部科学大臣により任命されました（任期は令和7年3月31日まで）。令和5年5月24日開催の第186回宗教法人審議会において、井田良委員が会長に選出となりました。

第36期宗教法人審議会委員名簿（五十音順）（令和5年5月24日時点）

	○ 綱 中 彰 子	日本基督教団総幹事
会長	○ <u>井田 良</u>	中央大学法科大学院教授
	○ 内田 恭子	教派神道連合会理事、神道修成派社会部長 江口陽一（公財）新日本宗教団体連合会常務理事
	○ 大橋 真由美	上智大学法学部教授
	○ 北居 功	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 九條道成 明治神宮宮司
	○ 宮戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	○ 宮野 史生	（公財）日本宗教連盟理事、教派神道連合会理事長 戸松義晴（公財）全日本仏教会理事
	○ 中尾 史峰	築地本願寺宗務長
	○ 西井 凉子	東京外国语大学アジア・アフリカ言語文化研究所教授
	○ 庭野 光代	立正佼成会次代会長、（公財）新日本宗教団体連合会常務理事
	○ 廣瀬 薫	日本同盟基督教団牧師、惠泉女学園学園長
	○ 藤原 聖子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	○ 本多端子	（公社）全日本佛教婦人連盟理事、妙清寺責任役員
	○ 峰 ひろみ	東京都立大学法科大学院教授
会長代理	村上 興匡	大正大学文学部教授
	村田 広	竹駒神社宮司

(注) ○印は今回任命委員（14名）うち下線は新任委員（1名）

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年）

(○印のない委員は任期中)

② 九條道成委員の任期満了に伴い、令和5年10月1日付で、下記の委員が文部科学大臣により任命された（任期は令和7年9月30日まで）。

九 條 道 成 （明治神宮宮司）

### （3）宗教法人審議会の開催状況

#### 第179回宗教法人審議会

- 日 時 令和4年10月25日（火） 12：10～12：40
- 場 所 文部科学省 旧庁舎6階第2講堂（オンライン開催併用）
- 議 題
  - (1) 宗教法人審議会会長の選出について
  - (2) 宗教法人審議会の所掌業務等について
  - (3) 宗教法人「法王宗」からの規則不認証処分に係る審査請求について

#### 第180回宗教法人審議会

- 日 時 令和4年11月8日（火） 12：10～12：40
- 場 所 文部科学省 旧庁舎6階第2講堂（オンライン開催併用）
- 議 題 宗教法人「法王宗」からの規則不認証処分に係る審査請求について

#### 第181回宗教法人審議会

- 日 時 令和4年11月21日（月） 15：30～17：30
- 場 所 文部科学省 旧庁舎6階第2講堂（オンライン開催併用）
- 議 題
  - (1) 宗教法人審議会の議事について
  - (2) 宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権の行使について

#### 第182回宗教法人審議会

- 日 時 令和4年12月14日（水） 10：00～11：45
- 場 所 文部科学省 旧庁舎6階第2講堂（オンライン開催併用）
- 議 題 宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権の行使について

#### 第183回宗教法人審議会

- 日 時 令和5年1月18日（水） 9：00～10：50
- 場 所 文部科学省 旧庁舎6階第2講堂（オンライン開催併用）
- 議 題 宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権の行使について

#### 第184回宗教法人審議会

- 日 時 令和5年2月28日（火） 13：00～14：50
- 場 所 文部科学省 旧庁舎6階第2講堂（オンライン開催併用）
- 議 題 宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権の行使について

### 第 185 回宗教法人審議会

- 日 時 令和 5 年 3 月 27 日 (月) 13:00~14:50
- 場 所 文部科学省 旧庁舎 6 階第 2 講堂 (オンライン開催併用)
- 議 題 宗教法人法第 78 条の 2 に基づく報告徴収・質問権の行使について

### 第 186 回宗教法人審議会

- 日 時 令和 5 年 5 月 24 日 (水) 10:00~11:55
- 場 所 文部科学省 旧庁舎 6 階第 2 講堂 (オンライン開催併用)
- 議 題 (1) 宗教法人審議会会長の選出について  
(2) 宗教法人審議会の所掌業務等について  
(3) 宗教法人法第 78 条の 2 に基づく報告徴収・質問権について

### 第 187 回宗教法人審議会

- 日 時 令和 5 年 7 月 25 日 (火) 13:00~14:45
- 場 所 文部科学省 旧庁舎 6 階第 2 講堂 (オンライン開催併用)
- 議 題 宗教法人法第 78 条の 2 に基づく報告徴収・質問権について

### 第 188 回宗教法人審議会

- 日 時 令和 5 年 9 月 6 日 (水) 16:00~17:15
- 場 所 文部科学省 旧庁舎 6 階第 2 講堂 (オンライン開催併用)
- 議 題 宗教法人法第 78 条の 2 に基づく報告徴収・質問権について

### 第 189 回宗教法人審議会

- 日 時 令和 5 年 10 月 12 日 (木) 13:00~15:00
- 場 所 文部科学省 旧庁舎 6 階第 2 講堂 (オンライン開催併用)
- 議 題 宗教法人法第 78 条の 2 に基づく報告徴収・質問権について

### 第 190 回宗教法人審議会

- 日 時 令和 6 年 3 月 6 日 (水) 9:50~11:50
- 場 所 文部科学省 旧庁舎 6 階第 2 講堂 (オンライン開催併用)
- 議 題 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律に基づく指定について

宗務報告

宗教法人「世界平和統一家庭連合」に対する報告徵収に係る諮問に対する答申（令和4年11月21日）

(写)

(写)

令和4年11月21日

文部科学大臣 永岡 桂子 殿

宗教法人審議会会长 北澤 安紀



宗教法人「世界平和統一家庭連合」に対する報告徵収に係る諮問  
に対する答申

令和4年11月21日付け4文庁第3420号で諮問のあった標記の件について  
は、下記のとおり答申します。

記

宗教法人法（昭和26年法律第126号）第78条の2の規定に照らし、  
諮問のとおり、報告を求めるることは相当と認める。

宗務報告

宗教法人「世界平和統一家庭連合」に対する報告徴収に係る諮問に対する答申（令和4年12月14日）

(写)

令和4年12月14日

文部科学大臣 永岡 桂子 殿



宗教法人「世界平和統一家庭連合」に対する報告徴収に係る諮問  
に対する答申

令和4年12月14日付け4文庁第3735号で諮問のあった標記の件については、下記のとおり答申します。

記

宗教法人法（昭和26年法律第126号）第78条の2の規定に照らし、  
諮問のとおり、報告を求めるることは相当と認める。

宗務報告

宗教法人「世界平和統一家庭連合」に対する報告徵収に係る諮問に対する答申（令和5年1月18日）

(写)

令和5年1月18日

文部科学大臣 永岡 桂子 殿

宗教法人審議会会長 北澤 安紀



宗教法人「世界平和統一家庭連合」に対する報告徵収に係る諮問  
に対する答申

令和5年1月18日付け4文府第4209号で諮問のあった標記の件については、下記のとおり答申します。

記

宗教法人法（昭和26年法律第126号）第78条の2の規定に照らし、  
諮問のとおり、報告を求めるることは相当と認める。

宗務報告

宗教法人「世界平和統一家庭連合」に対する報告徵収に係る諮問に対する答申（令和5年2月28日）

(写)

令和5年2月28日

文部科学大臣 永岡 桂子 殿

宗教法人審議会会长 北澤 安紀



宗教法人「世界平和統一家庭連合」に対する報告徵収に係る諮問  
に対する答申

令和5年2月28日付け4文庁第5000号で諮問のあった標記の件については、下記のとおり答申します。

記

宗教法人法（昭和26年法律第126号）第78条の2の規定に照らし、  
諮問のとおり、報告を求めるることは相当と認める。

宗務報告

宗教法人「世界平和統一家庭連合」に対する報告徵収に係る諮問に対する答申（令和5年3月27日）

(写)

令和5年3月27日

文部科学大臣 永岡 桂子 殿

宗教法人審議会会長 北澤 安紹



宗教法人「世界平和統一家庭連合」に対する報告徵収に係る諮問  
に対する答申

令和5年3月27日付け4文庁第5637号で諮問のあった標記の件については、下記のとおり答申します。

記

宗教法人法（昭和26年法律第126号）第78条の2の規定に照らし、  
諮問のとおり、報告を求めるることは相当と認める。

宗務報告

宗教法人「世界平和統一家庭連合」に対する報告徵収に係る諮問に対する答申（令和5年5月24日）

(写)

令和5年5月24日

文部科学大臣 永岡 桂子 殿

宗教法人審議会会長 井田 勤



宗教法人「世界平和統一家庭連合」に対する報告徵収に係る諮問  
に対する答申

令和5年5月24日付け5文庁第1154号で諮問のあった標記の件については、下記のとおり答申します。

記

宗教法人法（昭和26年法律第126号）第78条の2の規定に照らし、  
諮問のとおり、報告を求めるることは相当と認める。

宗務報告

宗教法人「世界平和統一家庭連合」に対する報告徵収に係る諮問に対する答申（令和5年7月25日）

(写)

令和5年7月25日

文部科学大臣 永岡 桂子 殿

宗教法人審議会会長 井田



宗教法人「世界平和統一家庭連合」に対する報告徵収に係る諮問  
に対する答申

令和5年7月25日付け5文庁第2212号で諮問のあった標記の件については、下記のとおり答申します。

記

宗教法人法（昭和26年法律第126号）第78条の2の規定に照らし、  
諮問のとおり、報告を求めるることは相当と認める。

宗務報告

## 宗教法人「世界平和統一家庭連合」の解散命令請求について(令和5年10月12日記者配布資料)

### 宗教法人世界平和統一家庭連合の解散命令請求について

所轄庁である文部科学大臣は、宗教法人世界平和統一家庭連合（以下「本件宗教法人」という。）について、解散命令請求を行うこととしました。

解散命令請求を行う判断に至った経緯や理由は、以下のとおりです。

#### (解散命令請求に至った経緯)

解散命令事由は、宗教法人法（以下「法」という。）に厳格に定められており、この事由に該当するかの判断に当たっては、法人の活動に係る十分な実態把握と具体的な証拠の積み上げが不可欠となります。

そのため、文化庁では、昨年11月以降、法78条の2の規定に基づき、本件宗教法人に対して、7回にわたり報告徴収・質問権を行使したほか、全国靈感商法対策弁護士連絡会（「全国弁連」）や被害者の方々からの情報収集等の対応を丁寧に進めてまいりました。

例えは、被害者等からの情報収集では、170人を超える全国の被害者等の方々から、本件宗教法人と関わりを持った経緯や被害状況等を伺うなどしてきましたが、長期間にわたり被害を受けて傷ついた結果、ご自身の気持ちの整理に時間を要するなど、様々なご事情を抱えておられる方が多く、文化庁としては、個々の心情に最大限、配慮しながら対応を行うこととなりました。

これらの報告徴収により得た資料、170人を超える被害者等へのヒアリング内容、その他の資料を精査した結果、本件宗教法人について、法81条1項1号及び2号前段の解散命令事由に該当するものと判断しました。

その上で、憲法上の権利である信教の自由の保障の観点から、請求の判断に慎重を期するため、これまでの報告徴収・質問権行使に当たり諮詢してきた宗教法人審議会に、宗教法人法の規定及びその趣旨の下、本件宗教法人に解散命令請求を行うことについて意見を聞いた結果、相当であるとの意見であり、所轄庁である文部科学大臣として解散命令請求を行うこととした。

#### (解散命令請求の対象事実)

解散命令請求の対象事実は、本件宗教法人が、遅くとも昭和55年頃から、長期間にわたり、継続的に、本件宗教法人の財産的利得を目的として、献金の獲得や物品販売に当たり、多数の者を不安又は困惑に陥れ、相手方の自由な意思決定に制限を加えて、相手方の正常な判断が妨げられる状態で献金又は物品の購入をさせて、多数の者に多額の財産的損害、精神的犠牲を余

儀なくさせ、その親族を含む多数の者の生活の平穏を害する行為をしたというものです（以下「本件対象行為」という。）。

本件対象行為が認められると判断した理由は、次のとおりです。

- まず、本件宗教法人の損害賠償責任を認めた判決 3 2 件（以下「本件各判決」という。）があることです。

本件各判決は、169人という多数の被害者について、本件宗教法人の信者が、遅くとも昭和55年頃以降、多数回にわたり、多数の者に対して行った献金勧誘行為、物品販売行為又は伝道活動が違法であると認定しています。また、全国各地に散在する様々な場所における事案であるにもかかわらず、不法行為を基礎づける根拠として、以下の①～③の手法（のいずれか）を共通して認定しています。

- ① 本件宗教法人の教義であることを明らかにしないまま、伝道活動及びそれに引き続く教化・教育を行った（未証し勧誘）
- ② 先祖の因縁により、自身はもとより、家族、子孫等が重大な不利益を被る事態が生ずるなどと告げて不安をあおった（因縁トーク）
- ③ 不相当地高額な献金をさせた

このような全国広範囲の多数の事案における不法行為の類似性・共通性は、本件各判決の事案以外にも、同様の手法により、多数の献金等の財産獲得行為が反復、継続して多数回行われていたことを強く推認させます。

- また、本件各判決の事案以外にも、献金等について本件宗教法人に対して損害賠償を求める民事訴訟が提起されて訴訟上の和解に至った方々が419人、本件宗教法人に通知書を発出して献金等の返還等を求め、代理人による交渉の結果、示談が成立した方々が971人おられます。

このような膨大な和解や示談の存在から、本件宗教法人が、寄付等の一般的呼び掛けや受動的な金銭の受領にとどまらず、本件宗教法人の財産獲得のために、個々の人々に対して相当積極的な働きかけをしていると認められます。

- さらに、本件宗教法人においては、その勧誘、物品販売あるいは献金獲得等に関するマニュアル等が作成されています。これらのマニュアル等には、正体を隠して指導教育的な働きかけをすること、自身や家族の不幸や不遇に乗じてその不安をあおること、本人の経済状態に照らして不相当地高額な寄付をさせることなどが記載されており、本件各判決で認定された不法行為の特性（上記①～③）を裏付ける証拠が多数存在していることも確認されました。

加えて、被害を訴える方々も上記①～③の手法を経験したと述べており、その中には、本件宗教法人の信者となった後、自らも同様の手法で勧誘、物品販売あるいは献金獲得等を行う活動に従事したと述べる方もおられました。

- 以上から、本件対象行為が認められると判断しました。

### (被害の規模)

文化庁で把握した限り、本件宗教法人について、以下のような事実関係を把握しました。これらの数値からすると、本件対象行為による被害の規模は、相当甚大であると考えられます。

- 本件宗教法人に対する損害賠償請求を認容する民事判決

　　人数 : 32件、169人

　　認容金額等の合計 : 約22億円（一人当たり約1,320万円）

※ 控訴審において訴訟上の和解をしたものも含む。

- 全体（訴訟上の和解、訴訟外の示談を含む）

　　人数 : 約1,550人

　　解決金等の総額 : 約204億円（一人当たり約1,310万円）

- 献金のための過度な経済的負担に関する例

- ・ 家族や会社等に無断で、その資産を献金等に費消した。
- ・ 退職金や失業手当を献金等に費消した。
- ・ 献金等により生活に困窮した結果、借金や家財道具の質入れを余儀なくされた。

- 被害者本人の精神的苦痛に関する例

- ・ 先祖の因縁により、家族や子孫等が重大な不利益を被る事態が生ずると告げられて不安をあおられ、繰り返し、献金等の名目で多額の金銭を拠出した。
- ・ 繰り返し、重ねて働きかけを受けたことで、常に金策に追われ、終わりの見えない、不安な毎日を強いられた。

- 被害者の親族等への影響に関する例

- ・ 将来の生活の資金を失った。
- ・ 資産状態の悪化に伴い、家族間の信頼関係が失われた。
- ・ 両親の献金等により貧困に苦しみ、大学への進学を断念した。

### (「法令に違反」について)

- 本件宗教法人は、東京高裁平成7年2月19日決定（以下「東京高裁平成7年決定」という。）を根拠として、法81条1項1号所定の「法令に違反」について、民法は含まないと主張しています。

しかし、東京高裁平成7年決定は、宗教法人が「犯罪的、反道徳的・反社会的存在に化する」場合があり、そのような事態を防止するために法81条の解散命令制度を設けたと述べており、解散命令制度が適用される場面として、犯罪成立以外も念頭に置いています。

東京高裁平成7年決定の「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するもの」という判示は、同決定の解散命令の対象が、大量殺人を目的として計画的に、組織的にサリンを生成したという事案であったことから、当該事案に対する判断として記載されたも

のであり、同決定が、民法を含まないとする根拠とはなりません。

- これに対し、宗教法人法を所管する文部科学大臣としては、主に、以下の理由から、法81条1項1号所定の「法令に違反」する行為に民事法上の規律や秩序に違反する行為も含まれると理解しています。
  - ① 宗教法人の公益法人としての法人格は民法を根拠としており、公益に資する存在であることを理由に法人格を付与されている存在である。したがって、民法の規律や秩序に反する行為に及んだ宗教法人を解散命令制度の対象から排除すべき理由はない。むしろ、民事法上の規律や秩序に違反する宗教法人の存在が認められることは、宗教団体に法人格を付与する趣旨・目的に反しており、不適切あるいは必要である。
  - ② 法81条1項1号所定の「法令に違反」の「法令」には、文理上、何ら制限はない。
  - ③ 法の立法過程（昭和26年3月24日参議院文部委員会）においても、同号の定める「法令」には「法律、命令すべて」が含まれるとの理解がされていた。
- そして、本件対象行為は、民法上の不法行為に該当しており、本件対象行為により発生した被害も甚大であって、「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる」ことから、法81条1項1号の解散命令事由に該当すると認めました。

#### **(「目的を著しく逸脱した」について)**

- 本件対象行為は、法81条1項1号だけでなく、法81条1項2号前段の解散命令事由にも該当すると認めました。
 

前記のとおり、宗教法人は、民法上、公益法人とされています。公益法人は、会社等の営利法人とは対置される存在です。宗教法人が公益法人である理由は、宗教団体が、宗教活動によって不特定多数者に精神的安定、あるいは精神的訓練を与えて、社会に貢献するものと期待されているからです。そして、このような宗教団体の公益的性格こそが、宗教法人が公益法人として法人格を付与される根拠となっています。

そのため、公益を損なう宗教法人の活動は、法81条1項2号前段が定める「第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」に該当するといえます。
- 本件対象行為は、以下のような点において、法人の財産的利得を目的として、献金等の獲得が優先され、信者やその親族が犠牲になることに配慮なく、多数の者を不安や困惑に陥れるなどして、その犠牲を余儀なくさせるようなものと認められました。
  - ① 個々の人々に対して、個別に積極的に、執拗に献金するように働きかけており、一般的に行われる寄付では当然の前提ともいいうべき自主性・自発性を尊重されていないこと
  - ② 献金勧誘等の手法（未証し勧誘や因縁トーク等）は、本件宗教法人の財産的利益

を優先したこと

- ③ 信者に対し、信者の良心等よりも本件宗教法人の利益を図ることを優先し、その命令の善悪、法適合性や道徳的観点からの判断を禁止するような指導がみられ、良心よりも本件宗教法人の利益を優先することとなった結果、多数の信者が本件対象行為を実践したことと考えられること
- ④ 莫大な財産的被害が発生し、一人当たりの金額も相当多額であること
- ⑤ 献金等を働きかけるに当たり、様々な調査を実施して、相手方の資産状態や相手方の家庭における出費に関する決定権の有無等の情報を把握していたこと
- ⑥ 信者本人の子どもにも深刻な影響（本件宗教法人の信者が本件宗教法人に多額の献金をしたことにより家族関係が破綻、経済的に困窮した結果、貧しい幼少期を過ごすことを余儀なくされ、大学への進学も断念せざるを得なくなるなど）を与えたこと

したがって、このような行為は、宗教活動を通じて不特定多数者の利益を図る公益的役割に反しており、「第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱したこと」に該当すると認めました。

- 本来、宗教法人は、公益法人として、宗教活動によって不特定多数の者に心の平穏や精神的安定をもたらし、社会貢献する存在であると期待されているにもかかわらず、本件対象行為は、人々に苦痛や苦悩を与え、生活の平穏を害するという負の影響を生じさせており、法81条1項2号前段の「著しく目的を逸脱する行為」に該当すると認めました。

#### **(本件宗教法人について、解散命令事由に該当すること)**

- 本件宗教法人は、本件宗教法人に対する損害賠償請求を認容した民事裁判において、教団の代表役員や教団幹部・役職員が本件対象行為を指示・命令したと認定されたものがないことを理由に、本件対象行為について、「宗教法人について」の行為とは評価できないと主張しています。

しかし、解散命令は、公益活動のために付与された宗教法人の法人格を維持させることが不適切な場合、その法人格を消滅させるための制度です。宗教法人では信者が様々な活動をしているのに、宗教法人の代表役員等の行為でないというだけで、宗教法人の行為とは評価できないということになれば、解散命令制度を設けた意味がなくなってしまいます。

ですから、「宗教法人について」「行為をしたこと」に該当する場合とは、直接の行為者と当該宗教法人の関係、当該行為者の立場、行為の目的、行為の経緯や態様、行為の効果の帰属やその結果などの事実関係を踏まえ、社会通念上、当該法人の業務ないし活動として行われたものと評価できる場合をさすべきです。

- 本件宗教法人については、主に、以下の理由から、本件対象行為が、「本件宗教法人について」解散命令の要件に該当する事由があると判断しました。

- ① 本件対象行為は、本件宗教法人の信者によって、本件宗教法人の教義と関連付け

て行われていること

- ② 本件対象行為の目的は、本件宗教法人に財産を得させることにあって、現に、本件対象行為により、本件宗教法人は、献金等を受け、財産を取得していたこと
- ③ 献金に関し、本件宗教法人の本部から各教会へ指示等が出され、各教会が献金獲得や物品販売に関与していたこと
- ④ 獲得した献金や物品販売の売上げが賞罰の対象となっていたこと
- ⑤ 本件対象行為は全国的に画一的な方法によって行われており、全国の教会を取りまとめる組織の存在がうかがえること

以上から、本件宗教法人について、法81条1項1号及び2号前段に該当する事由があると認めました。

### **(結論)**

○ 本件は、本件宗教法人の信者が、長期間にわたり、献金獲得や物品販売等に伴い、多数の人に対して財産的損害を与えたばかりでなく、その方々の家族を含めて、それらの方々に看過できない重大な悪影響を与え、甚大な被害を及ぼして全国的な社会問題として扱われるまでに至ったというものです。本件宗教法人の法人格は、不法行為ないし目的逸脱行為による財産獲得の受け皿として機能したものであって、このような事態が宗教団体に法人格を付与した趣旨に反したものであることは明白です。

これらのことから、本件宗教法人に対して直ちに解散が命じられるべきであると判断し、解散命令請求をすることとしました。

以 上

宗務報告

宗教法人「世界平和統一家庭連合」を特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律第7条第1項に規定する指定宗教法人として指定する件に係る諮問に対する答申（令和6年3月6日）

(写)

令和6年3月6日

文部科学大臣 盛山 正仁 殿

宗教法人審議会会長 井田 長



宗教法人「世界平和統一家庭連合」を特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律第7条第1項に規定する指定宗教法人として指定する件に係る諮問に対する答申

令和6年3月6日付け5文府第5830号で諮問のあった標記の件については、下記のとおり答申します。

記

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和5年法律第89号）第7条第1項の規定に照らし、諮問のとおり、指定することは相当と認める。

## 4. 宗教法人向け研修会の実施状況（令和4～5年度）

### （1）宗教法人実務研修会 [文化庁・各都道府県共催]

文化庁では、全国の宗教法人等の法人事務担当者を対象として、宗教法人としての意識の徹底及び事務処理能力の向上を図り、もって宗教法人の管理運営の適正化に資するため、例年9月から11月にかけて、全国9地区で「宗教法人実務研修会」を実施しています。

#### 1. 令和4年度

北海道・東北地区

(開催県 山形県)

○期 日：令和4年10月11日（火）・12日（水）

○場 所：ヤマコールホール（山形県山形市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 仙台国税局課税第二部消費税課、仙台中税務署
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 山形県総務部学事文書課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 同

関東甲信越静地区

(開催県 茨城県)

○期 日：令和4年11月16日（水）・17日（木）

○場 所：つくば国際会議場（茨城県つくば市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 水戸税務署
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 茨城県総務部総務課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 同

(開催県 東京都)

○期 日：令和4年11月8日（火）・9日（水）

○場 所：一橋大学一橋講堂（東京都千代田区）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟

- ・講義「税務の基礎知識」 東京国税局課税第二部法人課税課、消費税課
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 東京都生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 同

#### 近畿・中部地区

(開催県 愛知県)

○期 日：令和4年10月18日（火）・19日（水）

○場 所：公立学校共済組合名古屋宿泊所 ホテルルブラ王山（愛知県名古屋市千種区）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 名古屋国税局課税第二部法人課税課、消費税課
- ・講義「事務所備付け書類の提出について」 愛知県県民文化局県民生活部学事振興課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 同

(開催県 京都府)

○期 日：令和4年9月12日（月）・13日（火）

○場 所：京都経済センター（京都府京都市下京区）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 下京税務署
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 京都府文化スポーツ部文教課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 同

#### 中国・四国地区

(開催県 香川県)

○期 日：令和4年12月19日（月）・20日（火）

○場 所：高松センタービル（香川県高松市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 高松税務署
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 香川県総務部総務学事課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい

- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」

同

(開催県 高知県)

○期 日：令和4年10月31日（月）・11月1日（火）

○場 所：公立学校共済組合高知宿泊所 高知会館（高知県高知市）

○内容等

- |                                   |              |
|-----------------------------------|--------------|
| ・講義「宗教法人の管理運営について」                | 文化庁宗務課       |
| ・講義「宗教法人の公益性について」                 | 公益財団法人日本宗教連盟 |
| ・講義「税務の基礎知識」                      | 高知税務署        |
| ・講義「登録免許税の非課税証明等」                 | 高知県総務部法務文書課  |
| ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」    | 税理士法人ゆびすい    |
| ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 | 同            |

九州地区

(開催県 福岡県)

○期 日：令和4年10月13日（木）・14日（金）

○場 所：南近代ビル（福岡県福岡市博多区）

○内容等

- |                                   |               |
|-----------------------------------|---------------|
| ・講義「宗教法人の管理運営について」                | 文化庁宗務課        |
| ・講義「宗教法人の公益性について」                 | 公益財団法人日本宗教連盟  |
| ・講義「税務の基礎知識」                      | 博多税務署         |
| ・講義「登録免許税の非課税証明等」                 | 福岡県総務部行政経営企画課 |
| ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」    | 税理士法人ゆびすい     |
| ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 | 同             |

(開催県 宮崎県)

○期 日：令和4年12月13日（火）・14日（水）

○場 所：KITENビル（宮崎県宮崎市）

○内容等

- |                                   |                   |
|-----------------------------------|-------------------|
| ・講義「宗教法人の管理運営について」                | 文化庁宗務課            |
| ・講義「宗教法人の公益性について」                 | 公益財団法人日本宗教連盟      |
| ・講義「税務の基礎知識」                      | 宮崎税務署             |
| ・講義「登録免許税の非課税証明等」                 | 宮崎県総合政策部みやざき文化振興課 |
| ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」    | 税理士法人ゆびすい         |
| ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 | 同                 |

## 2. 令和5年度

北海道・東北地区

(開催県 北海道)

○期 日：令和5年11月1日（水）・2日（木）

○場 所：北海道第二水産ビル（北海道札幌市中央区）

○内容等

- |                                   |                    |
|-----------------------------------|--------------------|
| ・講義「宗教法人の管理運営について」                | 文化庁宗務課             |
| ・講義「宗教法人の公益性について」                 | 公益財団法人日本宗教連盟       |
| ・講義「不当寄附勧誘防止法等について」               | 消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室  |
| ・講義「税務の基礎知識」                      | 札幌国税局課税部法人課税課、消費税課 |
| ・講義「登録免許税の非課税証明等」                 | 北海道総務部教育・法人局学事課    |
| ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」    | 税理士法人ゆびすい          |
| ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 | 同                  |

関東甲信越静地区

(開催県 埼玉県)

○期 日：令和5年9月11日（月）・12日（火）

○場 所：埼玉県県民健康センター（埼玉県さいたま市浦和区）

○内容等

- |                                   |                         |
|-----------------------------------|-------------------------|
| ・講義「宗教法人の管理運営について」                | 文化庁宗務課                  |
| ・講義「宗教法人の公益性について」                 | 公益財団法人日本宗教連盟            |
| ・講義「不当寄附勧誘防止法等について」               | 消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室       |
| ・講義「税務の基礎知識」                      | 関東信越国税局課税第二部法人課税課、浦和税務署 |
| ・講義「登録免許税の非課税証明等」                 | 埼玉県総務部学事課               |
| ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」    | 税理士法人ゆびすい               |
| ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 | 同                       |

(開催県 長野県)

○期 日：令和5年11月7日（火）・8日（水）

○場 所：JA長野県ビル アクティホール（長野県長野市）

○内容等

- |                                   |                   |
|-----------------------------------|-------------------|
| ・講義「宗教法人の管理運営について」                | 文化庁宗務課            |
| ・講義「宗教法人の公益性について」                 | 公益財団法人日本宗教連盟      |
| ・講義「不当寄附勧誘防止法等について」               | 消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室 |
| ・講義「税務の基礎知識」                      | 長野税務署             |
| ・講義「登録免許税の非課税証明等」                 | 長野県県民文化部県民の学び支援課  |
| ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」    | 税理士法人ゆびすい         |
| ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 | 同                 |

## 近畿・中部地区

(開催県 三重県)

○期 日：令和5年9月5日（火）・6日（水）

○場 所：公立学校共済組合津宿泊所 プラザ洞津（三重県津市）

## ○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「不当寄附勧誘防止法等について」 消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室
- ・講義「税務の基礎知識」 名古屋国税局課税第二部法人課税課
- ・講義「備付書類の提出について」 三重県環境生活部文化振興課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 同

(開催県 兵庫県)

○期 日：令和5年10月30日（月）・31日（火）

○場 所：兵庫県民会館 パルテホール（兵庫県神戸市中央区）

## ○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「不当寄附勧誘防止法等について」 消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室
- ・講義「税務の基礎知識」 神戸税務署
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 兵庫県総務部法務文書課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 同

## 中国・四国地区

(開催県 山口県)

○期 日：令和5年10月18日（水）・19日（木）

○場 所：ホテルニュータナカ（山口県山口市）

## ○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「不当寄附勧誘防止法等について」 消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室
- ・講義「税務の基礎知識」 広島東税務署
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 山口県総務部学事文書課
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 同

(開催県 愛媛県)

○期 日：令和5年11月28日（火）・29日（水）

○場 所：愛媛県施設農業協同組合連合会 リジェール松山（愛媛県松山市）

○内容等

- |                                   |                   |
|-----------------------------------|-------------------|
| ・講義「宗教法人の管理運営について」                | 文化庁宗務課            |
| ・講義「宗教法人の公益性について」                 | 公益財団法人日本宗教連盟      |
| ・講義「不当寄附勧誘防止法等について」               | 消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室 |
| ・講義「税務の基礎知識」                      | 松山税務署             |
| ・講義「登録免許税の非課税証明等」                 | 愛媛県総務部総務管理局私学文書課  |
| ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」    | 税理士法人ゆびすい         |
| ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 | 同                 |

九州地区

(開催県 熊本県)

○期 日：令和5年10月2日（月）・3日（火）

○場 所：くまもと県民交流館パレア（熊本県熊本市中央区）

○内容等

- |                                   |                     |
|-----------------------------------|---------------------|
| ・講義「宗教法人の管理運営について」                | 文化庁宗務課              |
| ・講義「宗教法人の公益性について」                 | 公益財団法人日本宗教連盟        |
| ・講義「不当寄附勧誘防止法等について」               | 消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室   |
| ・講義「税務の基礎知識」                      | 熊本国税局課税部消費税課、熊本西税務署 |
| ・講義「登録免許税の非課税証明等」                 | 熊本県総務部私学振興課         |
| ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」    | 税理士法人ゆびすい           |
| ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 | 同                   |

(開催県 大分県)

○期 日：令和5年11月21日（火）・22日（水）

○場 所：一般社団法人大分県労働福祉会館 ソレイユ（大分県大分市）

○内容等

- |                                   |                   |
|-----------------------------------|-------------------|
| ・講義「宗教法人の管理運営について」                | 文化庁宗務課            |
| ・講義「宗教法人の公益性について」                 | 公益財団法人日本宗教連盟      |
| ・講義「不当寄附勧誘防止法等について」               | 消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室 |
| ・講義「税務の基礎知識」                      | 大分税務署             |
| ・講義「登録免許税の非課税証明等」                 | 大分県総務部県政情報課       |
| ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」    | 税理士法人ゆびすい         |
| ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 | 同                 |

## (2) 不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象） [文化庁主催]

文化庁では、不活動宗教法人対策を積極的に推進するため、平成 18 年度より不活動宗教法人対策会議を開催しています。本会議は、包括宗教法人に対し、不活動宗教法人対策における宗教法人の自主的・主体的な取組及び所轄庁に対する協力を要請し、その必要な知識や方策等の説明をしています。

### 1. 令和4年度

○期 日：令和 5 年 3 月 20 日（月）

○場 所：オンライン開催（PLATINUM STUDIO 〈東京都港区〉から配信）

○内容等

- ・講義「不活動宗教法人対策の徹底について」 文化庁宗務課長 石崎宏明
- ・講義「不活動宗教法人の解散及び清算実務について」 弁護士 富永浩明

### 2. 令和5年度

○期 日：令和 6 年 2 月 7 日（水）

○場 所：文部科学省 東館 3 階講堂（オンライン開催併用）

○内容等

- ・講義「不活動宗教法人対策の徹底について」 文化庁宗務課長 山田泰造
- ・講義「不活動宗教法人の解散及び清算実務について」 弁護士 富永浩明
- ・講義「臨済宗妙心寺派の不活動宗教法人対策」 臨済宗妙心寺派宗門活性化推進局 顧問 久司宗浩

・講義「神社本庁の不活動法人対策」 神社本庁総務部総務課 課長 草葉秀昭

## 5. 都道府県職員向け研修会の実施状況（令和4～5年度）

### （1）都道府県宗教法人事務担当者研修会（宗教法人関係法令等研修会）[文化庁主催]

文化庁では、宗教法人事務に従事する都道府県の新任職員向けに研修会を行っています。

#### 1. 令和4年度

○期 日：令和4年5月12日（木）

○場 所：オンライン開催（文化庁から配信）

○内容等

- |                |        |
|----------------|--------|
| ・講義「現代日本の宗教概要」 | 文化庁宗務課 |
| ・講義「宗務行政について」  | 文化庁宗務課 |
| ・講義「宗務行政上の留意点」 | 文化庁宗務課 |

#### 2. 令和5年度

○期 日：令和5年5月30日（月）

○場 所：オンライン開催（文化庁から配信）

○内容等

- |                |        |
|----------------|--------|
| ・講義「現代日本の宗教概要」 | 文化庁宗務課 |
| ・講義「宗務行政について」  | 文化庁宗務課 |
| ・講義「宗務行政上の留意点」 | 文化庁宗務課 |

### （2）都道府県宗教法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗教法人対策）[文化庁・各都道府県共催]

文化庁では、都道府県で宗教法人事務に従事する職員向けに、必要な知識や情報の交換のため、都道府県宗教法人事務担当者研修会を行っています。

#### 1. 令和4年度

東北・北海道地区（開催県 山形県）

○期 日：令和4年8月25日（木）

○場 所：オンライン開催（山形県私学会館〈山形県山形市〉から配信）

○内容等

- |                                 |        |
|---------------------------------|--------|
| ・講義「宗教法人数から見る全国の宗教事情」           | 文化庁宗務課 |
| ・講義「不活動宗教法人対策等について」             | 文化庁宗務課 |
| ・講義「浄土真宗本願寺派における不活動宗教法人対策等について」 |        |

浄土真宗本願寺派寺院活動支援部

- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

関東甲信越静地区（開催県 千葉県）

○期 日：令和4年8月22日（月）

○場 所：千葉県庁本庁舎（千葉県千葉市中央区）

○内容等

- ・講義「宗教法人数から見る全国の宗教事情」 文化庁宗務課
- ・講義「不活動宗教法人対策等について」 文化庁宗務課
- ・講義「天理教における不活動宗教法人対策等について」 天理教教務部宗教法人課
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

近畿・中部地区（開催県 滋賀県）

○期 日：令和4年9月2日（金）

○場 所：滋賀県立県民交流センター ピアザ淡海（滋賀県大津市）

○内容等

- ・講義「宗教法人数から見る全国の宗教事情」 文化庁宗務課
- ・講義「不活動宗教法人対策等について」 文化庁宗務課
- ・講義「天理教における不活動宗教法人対策等について」 天理教教務部宗教法人課
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

中国・四国地区（開催県 鳥取県）

○期 日：令和4年11月30日（水）

○場 所：オンライン開催（鳥取県庁議会棟〈鳥取県鳥取市〉から配信）

○内容等

- ・講義「宗教法人数から見る全国の宗教事情」 文化庁宗務課
- ・講義「不活動宗教法人対策等について」 文化庁宗務課
- ・講義「天理教における不活動宗教法人対策等について」 天理教教務部宗教法人課
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

九州地区（開催県 鹿児島県）

○書面会議にて実施

## 2. 令和5年度

東北・北海道地区（開催県 青森県）

○期 日：令和5年8月25日（金）

○場 所：青森県男女共同参画センター アピオあおもり（青森県青森市）

○内容等

- ・講義「各種統計データから見る日本の宗教事情」 文化庁宗務課
- ・講義「不活動宗教法人対策等について」 文化庁宗務課
- ・講義「神社本庁における不活動宗教法人対策等について」 神社本庁総務部神社課

- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

関東甲信越静地区（開催県 東京都）

○期 日：令和5年8月23日（水）

○場 所：東京都消費生活総合センター（東京都新宿区）

○内容等

- ・講義「各種統計データから見る日本の宗教事情」 文化庁宗務課
- ・講義「不活動宗教法人対策等について」 文化庁宗務課
- ・講義「神社本庁における不活動宗教法人対策等について」 神社本庁総務部神社課
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

近畿・中部地区（開催県 岐阜県）

○期 日：令和5年8月7日（月）

○場 所：岐阜市文化産業交流センター じゅうろくプラザ（岐阜県岐阜市）

○内容等

- ・講義「各種統計データから見る日本の宗教事情」 文化庁宗務課
- ・講義「不活動宗教法人対策等について」 文化庁宗務課
- ・講義「浄土宗における不活動宗教法人対策等について」 浄土宗総合研究所
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

中国・四国地区（開催県 徳島県）

○期 日：令和5年7月27日（木）

○場 所：徳島県青少年センター とくぎん トモニプラザ（徳島県徳島市）

○内容等

- ・講義「各種統計データから見る日本の宗教事情」 文化庁宗務課
- ・講義「不活動宗教法人対策等について」 文化庁宗務課
- ・講義「扶桑教における不活動宗教法人対策等について」 扶桑教
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

九州地区（開催県 沖縄県）

○期 日：令和5年8月18日（金）

○場 所：沖縄県庁本庁舎（沖縄県那覇市）

○内容等

- ・講義「各種統計データから見る日本の宗教事情」 文化庁宗務課
- ・講義「不活動宗教法人対策等について」 文化庁宗務課
- ・講義「天理教における不活動宗教法人対策等について」 天理教教務部宗教法人課
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

## 6. 宗教法人向け研修会の実施予定（令和6年度）

### (1) 概要

宗教法人実務研修会の令和6年度各地区における開催予定県は、次表のとおりです。開催日及び会場の詳細は、確定次第、文化庁ウェブサイトにお知らせする予定です。

(掲載場所) ホーム>政策について>宗教法人と宗務行政>宗教法人実務研修会についてのお知らせ

(URL) <https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/93903801.html>

- ① 1日目は「宗教法人の管理運営」等の講義、2日目は「宗教法人の会計・税務」等の講義を行います。いずれか1日のみの参加も可能です。参加費は無料で、テキスト等も無償で配布します。その他の経費については、参加者の負担となります。
- ② 各会場とも席に限りがあるので、参加を希望する場合は、事前に各開催県の連絡先へ確認をお願いします。
- ③ 研修日程は、1日目は13時00分～17時00分（12時00分受付開始、12時30分～12時55分動画「宗教法人の管理運営」上映〈視聴は自由〉）、2日目は10時00分～15時00分（9時30分受付開始）を予定していますが、変更が生じる場合もありますので、あらかじめ了承下さい。
- ④ 日程が合わない場合は、他の開催県の担当部署（連絡先を参照）との相談により、他の地区的研修会に参加できる可能性がございます。

地区	開催県	連絡先（令和6年3月現在）
北海道・東北 (北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	岩手県	岩手県総務部 総務室法務担当 電話：019（629）5050
関東甲信越静 (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡)	群馬県	群馬県生活こども部 県民活動支援・広聴課公益法人係 電話：027（226）2148
	神奈川県	神奈川県総務局組織人材部文書課 公益・宗教法人グループ 電話：045（210）3781
近畿・中部 (富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)	福井県	福井県総務部 情報公開・法制課 電話：0776（20）0246
	奈良県	奈良県総務部 法務文書課公益法人係 0742（27）8329

中国・四国 (鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知)	島根県	島根県総務部総務課 情報公開室公益法人係 電話：0852（22）6966
	高知県	高知県総務部 法務文書課 電話：088（823）9160
九州 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)	長崎県	長崎県総務部 学事振興課 電話：095（895）2282
	鹿児島県	鹿児島県総務部 学事法制課 電話：099（286）2337

## （2）宗教法人実務研修会の講義資料の提供

宗教法人実務研修会で配布した講義資料等について、残部があります。希望される方は、下記の方法でお申し込みください。原則として、一人につき講義資料1セット（計2点）をお送りします。

### 提供する講義資料等

- 1セット 1. 冊子『宗教法人実務研修会資料』(A5判)  
2. 冊子『宗教法人の会計・税務』(A4判)

### 申込み方法

- 1セットの場合は、360円分の切手を貼った返信用の封筒（角型2号が適当）を下記連絡先まで送付してください。返信用の封筒の表書きには、送付先の住所及び御氏名とともに、左端に「ゆうメール」と朱書きしてください。また、当方へお送りいただく封筒の表（左端）に「研修会講義資料等希望」と朱書きしてください。
- 2セット以上の場合は、宅配便等の着払伝票に必要事項を記載の上、封筒で下記連絡先へ送付してください。また上記と同様に当方へお送りいただく封筒の表（左端）に「研修会講義資料等希望」と朱書きしてください。

連絡先 文化庁宗務課

住所 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

## 7. お知らせ

### (1)『宗教法人のための運営ガイドブック』のお知らせ

宗教法人は、宗教法人法や宗教法人が定めた規則に従い、適切に管理運営を行うことが求められます。以前に作成した冊子の内容を更新して、文化庁ウェブサイトにて令和5年11月に改訂版を公表しました。

#### (掲載場所)

ホーム>政策について>宗教法人と宗務行政>宗教法人の管理運営

#### (URL)

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/kanri/index.html>

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/kanri/pdf/93980601\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/kanri/pdf/93980601_01.pdf)



### (2)『不活動宗教法人対策マニュアル（改訂）』のお知らせ

不活動宗教法人を放置すると、脱税やマネーロンダリング等の違法行為に悪用されるおそれがあり、犯罪行為に加担する可能性があるだけでなく、宗教法人全体の信頼にも関わる問題です。以前に作成した冊子の内容を更新して、文化庁ウェブサイトにて令和5年12月に改訂版を公表しました。

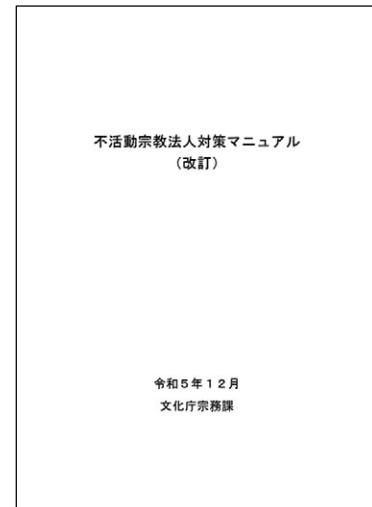
#### (掲載場所)

ホーム>政策について>宗教法人と宗務行政>宗教活動の継続が困難となった場合には

#### (URL)

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/93955602.html>

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/pdf/93988901\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/pdf/93988901_01.pdf)



## 8. 『宗教年鑑 令和5年版』の主な統計結果

文化庁宗務課では、毎年12月末における我が国の宗教法人数、教師数、信者数などを調査した「宗教統計調査」を行っています。このほど、最新の調査結果を掲載した『宗教年鑑 令和5年版』を取りまとめましたので、「第2部 宗教統計」より、主な結果をお知らせします。

### (1) 宗教法人数

(令和4年12月31日現在)

所轄	系統	区分 包 括 宗教法人	単位宗教法人			合 計
			被包括 宗教法人	单 立 宗教法人	小 計	
文部科学大臣所轄	神 道 系	120	23	69	92	212
	仏 教 系	156	184	148	332	488
	キリスト教系	66	43	220	263	329
	諸 教	26	49	66	115	141
	計	368	299	503	802	1,170
都道府県知事所轄	神 道 系	6	81,995	2,119	84,114	84,120
	仏 教 系	11	73,710	2,659	76,369	76,380
	キリスト教系	7	2,820	1,690	4,510	4,517
	諸 教	1	12,771	380	13,151	13,152
	計	25	171,296	6,848	178,144	178,169
合 計		393	171,595	7,351	178,946	179,339

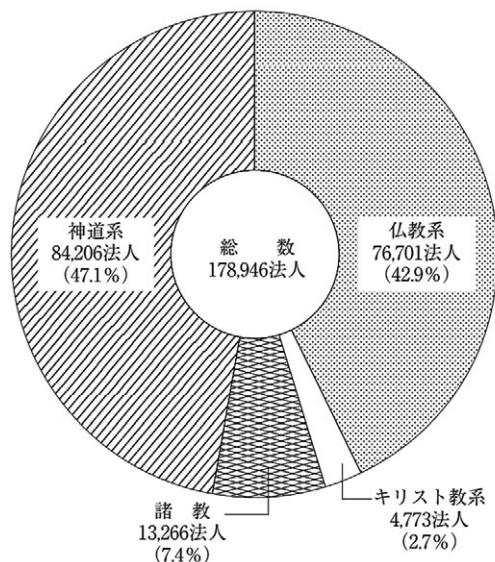
- 全ての宗教法人数は **179,339 法人**（前回（※）179,952 法人から△613 法人の減）。

※前回調査は、令和3年12月31日現在。

- ・ 宗教法人のうち、文部科学大臣所轄は **1,170 法人**（前回 1,153 法人から 17 法人の増、都道府県知事所轄は **178,169 法人**（前回 178,799 法人から△630 法人の減）。
- ・ 宗教法人のうち、教派・宗派・教団などの「包括宗教法人」は **393 法人**（前回 394 法人から△1 法人の減）、神社・寺院・教会などの「単位宗教法人」は **178,946 法人**（前回 179,558 法人から△612 法人の減）。

- 「単位宗教法人」のうち、包括宗教法人に属する「被包括宗教法人」は 171,595 法人(前回 172,337 法人から△742 法人の減)、どこにも属さない「単立宗教法人」は 7,351 法人(前回 7,221 法人から 130 法人の増)。
- 「包括宗教法人」のうち、神道系は 126 法人、佛教系は 167 法人、キリスト教系は 73 法人、諸教は 27 法人(前回、神道系は 127 法人から△1 法人の減、佛教系は同じ、キリスト教系は同じ、諸教は同じ)。
- 「単位宗教法人」のうち、神道系は 84,206 法人、佛教系は 76,701 法人、キリスト教系は 4,773 法人、諸教は 13,266 法人(前回、神道系は 84,316 法人から△110 法人の減、佛教系は 76,774 法人から△73 法人の減、キリスト教系は 4,765 法人から 8 法人の増、諸教は 13,703 法人から△437 法人の減)。

我が国の社寺教会等単位宗教法人数  
(令和 4 年 12 月 31 日現在)



## (2) 教師数

- 全ての教師数は **627,849 人** (前回 646,952 人から△19,103 人の減)。このうち外国人は 3,490 人 (前回 3,768 人から△278 人の減)。

- 性別は、男性は 302,404 人 (前回 308,732 人から△6,328 人の減)、女性は 325,445 人 (前回 338,220 人から△12,775 人の減)。
- 教師のうち、神道系は 66,320 人、佛教系は 339,678 人、キリスト教系は 32,701 人、諸教は 189,150 人 (前回、神道系は 69,076 人から△2,756 人の減、佛教系は 353,635 人から△13,957 人の減、キリスト教系は 32,135 人から 566 人の増、諸教は 192,106 人から△2,956 人の減)。

※ 教師は、それぞれの宗教団体が決める教師資格を有しているもので、各宗教団体に共通する一定の基準はありません。上記の数値は、調査対象の宗教団体が考える数値です。

### (3) 信者数

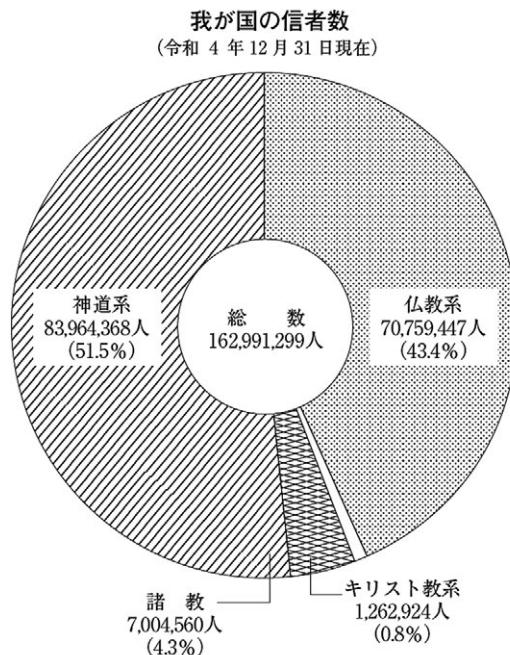
- 全ての信者数は **162,991,299 人**（前回  
179,560,113 人から△16,568,814 人の減）。

- ・ 信者のうち、神道系は 83,964,368 人、  
佛教系は 70,759,447 人、キリスト教系は  
1,262,924 人、諸教 7,004,560 人（前回、  
神道系は 87,236,585 人から△  
3,272,217 人の減、佛教系は 83,242,856  
人から△12,483,409 人の減、キリスト教  
系は 1,967,584 人から△704,660 人の減、  
諸教 7,113,088 人から△108,528 人の  
減）。

※ 信者は、各宗教団体で称し方が異なり、

氏子・檀徒・教徒・信者・会員・同志・

崇敬者・修道者・道人・同人などがあります。信者の定義、資格などはそれぞれの宗教  
団体で定められ、その数え方もおののおのの独自の方法がとられています。



#### インターネットから見るには

『宗教年鑑』のPDFファイル及び第2部掲載の各ファイルは、下記からダウンロードができます。

##### 文化庁ウェブサイト

- ・ 宗教年鑑（トップページ）  
[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/hakusho\\_nenjihokokusho/shukyo\\_nenkan/index.html](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/hakusho_nenjihokokusho/shukyo_nenkan/index.html)
- ・ 宗教年鑑 令和5年版（PDFファイル）  
[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/hakusho\\_nenjihokokusho/shukyo\\_nenkan/pdf/r05nenkan.pdf](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/hakusho_nenjihokokusho/shukyo_nenkan/pdf/r05nenkan.pdf)



政府統計の総合窓口（e-Stat、整備：総務省統計局、運用管理：独立行政法人統計センター）

- ・ 宗教統計調査（トップページ）  
<https://www.e-stat.go.jp/statistics/00401101>
- ・ 宗教統計調査 令和5年度  
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/database?page=1&layout=datalist&toukei=00401101&tstat=000001018471&cycle=0&tclass1val=0>

## 9. 文部科学大臣所轄の宗教法人の紹介（令和4～5年度新規設立及び所轄庁転入）

文化庁宗務課は、文部科学大臣所轄の宗教法人に関する行政事務を担当しています。令和4年度及び令和5年度に新規設立の認証をした宗教法人及び他都道府県に境内建物を設置したことにより所轄庁が都道府県知事から文部科学大臣に変更となった宗教法人を紹介します。

### 凡例

- ①系統・法人種別、②法人番号、③主たる事務所、④代表役員（敬称略）、  
⑤日付（新規設立：設立認証日、所轄庁転入：前所轄庁・転入日）、⑥ウェブサイト

### （1）新規設立

#### ・宗教法人チャーチ・オブ・プレイス・インターナショナル

- ①キリスト教系・単立、②9120905006336、③大阪府池田市神田二丁目11番5号、  
④ローレンス・ゲヤス、⑤令和4年6月3日  
⑥<https://churchofpraise.jp/>

### （2）所轄庁転入

#### ・豊川キリスト恵み教会

- ①キリスト教系・単立、②9180305008943、③愛知県豊川市末広通三丁目30番地1、  
④畠川洋一郎、⑤愛知県知事・令和4年4月1日  
⑥<https://toyokawa-cgc.com/>

#### ・天理教大勢分教会

- ①諸教・被包括（天理教）、②4150005003211、③奈良県天理市柳本町1181番地の1、  
④才加志美知雄、⑤奈良県知事・令和4年4月19日

#### ・天理教北広島分教会

- ①諸教・被包括（天理教）、②3240005000480、③広島県広島市東区馬木八丁目528番地7、④今田道恵、⑤広島県知事・令和4年5月23日

#### ・岡山コミュニティー・チャーチ

- ①キリスト教系・単立、②1260005009836、③岡山県岡山市北区富原760番地3、  
④糸賀夕紀子、⑤岡山県知事・令和4年6月1日

#### ・天理教嵩田分教会

- ①諸教・被包括（天理教）、②6200005011033、③岐阜県郡上市美並町上田1345番地の1の1、④河合義雄、⑤岐阜県知事・令和4年6月3日

・天理教東龍分教会

- ①諸教・被包括（天理教）、②8010505000420、③東京都台東区入谷二丁目25番9号、  
④安堂精吾、⑤東京都知事・令和4年6月3日

・天理教錦江大教会

- ①諸教・被包括（天理教）、②6010005000542、③東京都千代田区神田錦町一丁目11番  
地、④寺門幸治、⑤東京都知事・令和4年6月3日

・天理教高子分教会

- ①諸教・被包括（天理教）、②8240005000419、③広島県広島市東区上大須賀町9番30  
号、④土井淳一、⑤広島県知事・令和4年6月27日

・法泉院

- ①仏教系・被包括（天台宗）、②4140005009449、③兵庫県加古川市野口町野口465番  
地、④長谷川慶悟、⑤兵庫県知事・令和4年7月1日  
⑥<http://www.bekkoame.ne.jp/~housenin/link4.html>

・長谷院

- ①仏教系・被包括（曹洞宗）、②8220005000759、③石川県金沢市本多町三丁目4番1号、  
④安斎敏一、⑤石川県知事・令和4年7月1日  
⑥<https://www.choukokuin.com/>

・東京中央教会

- ①キリスト教系・単立、②8011105000703、③東京都新宿区大久保二丁目18番8号、  
④三井康憲、⑤東京都知事・令和4年7月1日  
⑥<https://tcc.or.jp/>

・天理教品川分教会

- ①諸教・被包括（天理教）、②4010705000265、③東京都品川区荏原一丁目6番10号、  
④高橋誠一、⑤東京都知事・令和4年7月1日

・天理教堀東分教会

- ①諸教・被包括（天理教）、②6011505000271、③東京都北区東田端一丁目11番5号、  
④菅國晴、⑤東京都知事・令和4年7月1日

・天理教東山梨分教会

- ①諸教・被包括（天理教）、②5090005003662、③山梨県山梨市北662番地、  
④齋間和信、⑤山梨県知事・令和4年7月1日

**・宗教法人浄土真宗**

- ①仏教系・単立、②9430005000209、③北海道札幌市豊平区西岡 509 番地、  
 ④田中敏文、⑤北海道知事・令和 4 年 8 月 1 日  
 ⑥/

**・天理教常磐分教会**

- ①諸教・被包括（天理教）、②1010605000285、③東京都江東区三好三丁目 6 番 5 号、  
 ④横山忠友、⑤東京都知事・令和 4 年 9 月 20 日

**・広導会**

- ①諸教・単立、②2180005009851、③愛知県一宮市浅野字八劔 30 番地、  
 ④西脇要、⑤愛知県知事・令和 4 年 10 月 1 日

**・六次元会**

- ①諸教・単立、②3200005012273、③岐阜県高山市国府町西門前 106 番地 1、  
 ④山本貴美子、⑤岐阜県知事・令和 4 年 12 月 1 日  
 ⑥/

**・法泉寺**

- ①仏教系・被包括（浄土真宗本願寺派）、②5280005004963、  
 ③島根県邑智郡邑南町高見 366 番地、④三浦信浩、⑤島根県知事・令和 5 年 2 月 1 日

**・石鎚本教蔵王教会**

- ①神道系・被包括（石鎚本教）、②9240005008064、③広島県福山市山野町大字山野 10  
 16 番地、④城本健二、⑤広島県知事・令和 5 年 4 月 1 日  
 ⑥/

**・正行寺（奈良）**

- ①仏教系・被包括（浄土真宗本願寺派）、②5150005000208、③奈良県奈良市二条大路南  
 二丁目 2 番 24 号、④池田浩尚、⑤奈良県知事・令和 5 年 4 月 1 日  
 ⑥/

**・天理教桑名分教会**

- ①諸教・被包括（天理教）、②5190005008016、③三重県桑名市大字東方字尾畠 2080  
 番地の 11、④伊藤和男、⑤三重県知事・令和 5 年 4 月 11 日

・天理教都大教会

①諸教・被包括（天理教）、②4011605000173、③東京都練馬区大泉学園町六丁目18番  
26号、④小西祥治、⑤東京都知事・令和5年6月6日

・願教寺

①仏教系・単立、②8220005004396、③石川県加賀市山中温泉中田町ト3番地、  
④前日翔、⑤石川県知事・令和5年11月1日  
⑥<https://awarano-sato.pupu.jp/>

・京都宣教教会

①キリスト教系・単立、②6130005014654、③京都府京都市伏見区深草向川原町39番  
地15、④姜讚馨、⑤京都府知事・令和5年11月1日  
⑥<https://www.church300.net/>

・天理教引佐分教会

①諸教・被包括（天理教）、②3080405003645、③静岡県浜松市浜名区細江町気賀747  
6番地の1の2、④鈴木弘道、⑤静岡県知事・令和5年11月1日

・天理教愛河分教会

①諸教・被包括（天理教）、②7500005002356、③愛媛県東温市則之内甲2610番地1、  
④中川正人、⑤愛媛県知事・令和5年11月14日

・天理教蒲生大教会

①諸教・被包括（天理教）、②8160005007174、③滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上26  
57番地、④安井昌角、⑤滋賀県知事・令和5年12月1日

・宗教法人HYOGO MASJID

①諸教・単立、②7140005026235、③兵庫県神戸市中央区神若通五丁目3番15号、  
④ナザル・ムハンマド、⑤兵庫県知事・令和6年2月1日  
⑥<https://hyogomosque.jp/>

文化庁の各種サイトです。ぜひ御覧ください。

ウェブサイト

<https://www.bunka.go.jp/>

広報誌 ぶんかる

<https://www.bunka.go.jp/prmagazine/>

X (旧・Twitter)

[https://twitter.com/prmag\\_bunka](https://twitter.com/prmag_bunka)

Facebook

<https://www.facebook.com/bunkacho/>

YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/c/bunkachannel>



文化庁広報誌ぶんかるキャラクター

「ぶんちゃん」

# 宗務時報 No. 127

---

発行日 令和6年3月29日

編集・発行 文化庁宗務課

〒100-8959

東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

電話 03(5253)4111(代表)

印刷 株式会社丸井工文社

---





Agency for Cultural Affairs, Government of Japan